# 国 庫 事 務 例 規 集

（代　理　店　用）

４

日本銀行業務局

# 国　庫　事　務　例　規　集　４

# （代　理　店　用）

昭和 55.2.1 国丙第 2 号別冊
以下累次改正
（2023.12.21業庫第50号まで反映済）

○　日本銀行代理店国庫金事務取扱手続の参考書式

○　日本銀行代理店国庫金事務取扱手続の書式一覧

参　　考

# 日本銀行代理店国庫金事務取扱手続の参考書式

参　　考

# 日本銀行代理店国庫金事務取扱手続の参考書式

## 目　　次


| 書式番号 | 書　　式　　名　　称 | ページ |
|---|---|---|
| (国庫金編) | | |
| 1(2)～(8) | 取引関係通知書 | 6 |
| 2 | 小切手 | 13 |
| 3 | 国庫金振替書 | 14 |
| 4(1)～(26)の2 | 納入告知書（歳入金用） | 16 |
| 5(1)～(3) | （削除） | |
| 5(3)の2～(30) | 納付書（歳入金用） | 47 |
| 6 | 現金払込書（歳入金・収入官吏払込用） | 79 |
| 7～7の4 | 送付書（歳入金用） | 81 |
| 8(1)～(4) | 納税告知書 | 85 |
| 9(1)～(11) | 納付書（国税用） | 94 |
| 10 | 納入告知書（国税用） | 131 |
| 11 | 国税収納金整理資金現金払込書 | 133 |
| 12 | 公庫預託金振込書 | 134 |
| 13 | 公庫預託金払込書 | 135 |
| 14 | 財政融資資金預託金払込書 | 136 |
| 15 | （削除） | |
| 16 | 返納金納入告知書・返納金納付書 | 138 |
| 17 | 返納金納入告知書 | 140 |
| 18 | 返納金納付書 | 142 |
| 19 | 証券仕訳書 | 144 |
| 20(1)～(2) | 歳入金等受入報告表 | 145 |

| 書式番号 | 書　式　名　称 | ページ |
|---|---|---|
| 21 | （削除） | |
| 22 | 小切手振出済通知書 | 148 |
| 23 | （削除） | |
| 24 | 預託金払込書 | 150 |
| 25 | 保管金払込書 | 151 |
| 26 | 保管金振込書 | 152 |
| 27 | 供託金返納請求書・供託金利子返納請求書 | 153 |
| 28(1)～(4) | 供託書 | 154 |
| 29 | 特別調達資金払込書 | 158 |
| 30 | （削除） | |
| 31 | 納入告知書（特別調達資金用） | 160 |
| 32 | 納付書（特別調達資金用） | 162 |
| 33 | 公庫支払請求書 | 164 |
| 34 | （削除） | |
| 35 | （削除） | |
| 36 | （削除） | |
| 37 | （削除） | |
| 38 | （削除） | |
| 39 | （削除） | |
| 40 | （削除） | |
| 41 | （削除） | |
| 42 | 財政融資資金貸付金元金払込書 | 166 |
| 43 | （削除） | |
| 44 | （削除） | |
| 45 | （削除） | |
| 46 | （削除） | |
| 47 | （削除） | |
| 48 | 納入告知書(貨幣回収準備資金用) | 169 |

| 書式番号 | 書　式　名　称 | ページ |
|---|---|---|
| 49 | 納付書（貨幣回収準備資金用） | 170 |
| 50 | （削除） | |
| 51 | （削除） | |
| 52 | 領収確認書 | 173 |
| 53 | 訂正請求書 | 174 |
| 54 | 歳入徴収官口座更正請求書 | 175 |
| 55 | 国税等訂正請求書（　　年　　月分） | 176 |
| 56 | 国税等口座更正請求書 | 177 |
| 57 | 歳入金領収済証明請求書 | 178 |
| 58 | 国税収納金整理資金受入金領収済証明請求書 | 179 |
| 59 | （削除） | |
| 60 | 国庫金振替訂正請求書（保管金、供託金用） | 181 |
| 61 | 国庫金振替訂正請求書（特別調達資金用） | 182 |
| （国庫送金編） | | |
| 101 | 国庫金送金請求書 | 183 |
| 101(2) | 国庫金送金明細票 | 183 |
| 101(3) | 国庫金送金案内書 | 184 |
| 101(4) | 国庫金送金決済票 | 184 |
| 101 の 2 | 国庫金送金請求書（国税用） | 186 |
| 101 の 2(2) | 国庫金送金明細票（国税用） | 186 |
| 101 の 2(3) | 国庫金送金案内書（国税用） | 187 |
| 101 の 2(4) | 国庫金送金決済票（国税用） | 187 |
| 102 | 国庫金振込請求書 | 189 |
| 102(2)～(3) | 国庫金振込明細票 | 189 |
| 102(3)の 2 | 国庫金振込明細表 | 191 |

| 書式番号 | 書　式　名　称 | ページ |
|---|---|---|
| 102(4) | （削除） | |
| 102(5)～(6) | 道府県民税及び市町村民税月割額又は退職手当等所得割振込明細票 | 193 |
| 102の2 | 削除 | 195 |
| 102の3 | 国庫金振込請求書（国税資金還付用） | 198 |
| 102の3(2)～(7) | 国庫金振込明細票（国税還付金） | 199 |
| 103 | 外国送金請求書 | 203 |
| 104 | 国庫金振込不能報告書 | 204 |
| 105 | 国庫金送金又は振込取消請求書（国税用） | 205 |
| 105の2 | 国庫金送金又は振込取消請求書（特別調達資金用） | 206 |
| 106 | 国庫金送金又は振込取消請求書（預託金、保管金用） | 207 |
| 106の2 | 国庫金送金又は振込取消請求書（保管金、供託金用） | 208 |
| 107 | 特別調達資金振込取消請求書 | 209 |
| 107の2 | 特別調達資金送金又は振込取消請求書 | 210 |
| 108 | 公庫預託金送金又は振込取消請求書 | 211 |
| 109 | 国庫送金支払期限経過報告書 | 212 |
| 110 | 国庫送金未決済額報告表 | 213 |
| 111 | （削除） | |
| 112 | （削除） | |
| 113 | 国庫金送金訂正請求書（保管金、供託金用） | 216 |
| 114 | 国庫金送金訂正請求書（特別調達資金用） | 217 |

書式第１号（１）　削除

書式第１号（２）　（国税収納金整理資金事務取扱規則第２１号書式）

番　　号
年　月　日

日本銀行「何」店あて

（国税資金支払命令官<br>国税資金支払命令官代理　官職　氏名　　印）

# 取 引 関 係 通 知 書

（官職氏名）は、本日付けをもって、貴店との間に国税収納金整理資金の支払に関する取引を 開始／終止 するので通知します。

（理　由　　）
（附　記）

日本銀行「何」店受付
年　月　日

備　考

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

２　通知書を作成するときは、不用の文字を抹消するものとする。

３　国税収納金整理資金事務取扱規則第７０条第１項の規定により国税資金支払命令官又は国税資金支払命令官代理の異動があった場合において作成する通知書には、前任の国税資金支払命令官又は国税資金支払命令官代理の官職及び氏名を附記するものとする。

４　国税収納金整理資金事務取扱規則第７０条第２項の規定により作成する通知書には、国税資金支払命令官代理（国税資金支払命令官代理が作成するときは、国税資金支払命令官）の官職及び氏名を附記するものとする。

５　国税収納金整理資金事務取扱規則第７０条第４項の規定により残務を引き継ぐべき国税資金支払命令官が定められた場合において作成する通知書には、廃止される国税資金支払命令官の官職及び氏名並びに当該残務を引き継ぐべき国税資金支払命令官の代理官（残務を引き継ぐべき国税資金支払命令官の代理官が作成するときは、国税資金支払命令官）の官職及び氏名を附記するものとする。

書式第１号（３）　（出納官吏事務規程第１６号書式）

番　　号
年　月　日

日本銀行「何」店あて

（資金前渡官吏<br>資金前渡官吏代理<br>分任資金前渡官吏　官職　氏名　印<br>分任資金前渡官吏代理）

# 取 引 関 係 通 知 書

（官職氏名）は、本日付けをもって、貴店との間に現金の預託に関する取引を開始<br>終止 するので通知します。

（理　由　　）

（附　記）

日本銀行「何」店受付
年　月　日

備　考

（１）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

（２）通知書を作成するときは、不用の文字を抹消するものとする。

（３）出納官吏事務規程第２４条第１項の規定により資金前渡官吏等の異動があった場合において作成する通知書には、前任の資金前渡官吏等の官職及び氏名を附記するものとする。

（４）出納官吏事務規程第２４条第２項の規定により作成する通知書には、資金前渡官吏代理又は分任資金前渡官吏代理（資金前渡官吏代理又は分任資金前渡官吏代理が作成するときは、資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏）の官職及び氏名を附記するものとする。

（５）出納官吏事務規程第２４条第４項の規定により残務を引き継ぐべき資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏が定められた場合において作成する通知書には、廃止される資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏の官職及び氏名並びに当該残務を引き継ぐべき資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏の代理官（残務を引き継ぐべき資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏の代理官が作成するときは、資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏）の官職及び氏名を附記するものとする。

（注）公庫出納役（代理出納役、分任出納役および代理分任出納役を含む。）にかかる取引関係通知書は、本書式に準じて作成される。

書式第１号（４）　（保管金払込事務等取扱規程第５号書式）

番　　号
年　月　日

日本銀行「何」店あて

「何」庁　歳入歳出外現金出納官吏／歳入歳出外現金出納官吏代理／分任歳入歳出外現金出納官吏／分任歳入歳出外現金出納官吏代理　官職　氏名　印

# 取 引 関 係 通 知 書

（官職氏名）は、本日付けをもって、貴店との間に 保管金／供託金 の保管に関する取引を 開始／終止 するので通知します。

（理　由　　）

（附　記）

日本銀行「何」店受付
年　月　日

備　考

（１）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

（２）通知書を作成するときは、不用の文字を抹消するものとする。

（３）保管金払込事務等取扱規程第２条第１項の規定により歳入歳出外現金出納官吏の異動があった場合において作成する通知書には、前任の歳入歳出外現金出納官吏の官職及び氏名を附記するものとする。

（４）保管金払込事務等取扱規程第２条第２項の規定により作成する通知書には、歳入歳出外現金出納官吏代理又は分任歳入歳出外現金出納官吏代理（歳入歳出外現金出納官吏代理又は分任歳入歳出外現金出納官吏代理の名で作成するときは、歳入歳出外現金出納官吏又は分任歳入歳出外現金出納官吏）の官職及び氏名を附記するものとする。

（５）保管金払込事務等取扱規程第２条第４項の規定により残務を引き継ぐべき歳入歳出外現金出納官吏又は分任歳入歳出外現金出納官吏が定められた場合において作成する通知書には、廃止される歳入歳出外現金出納官吏又は分任歳入歳出外現金出納官吏の官職及び氏名並びに残務を引き継ぐべき歳入歳出外現金出納官吏又は分任歳入歳出外現金出納官吏の代理官（残務を引き継ぐべき歳入歳出外現金出納官吏又は分任歳入歳出外現金出納官吏の代理官の名で作成するときは、歳入歳出外現金出納官吏又は分任歳入歳出外現金出納官吏）の官職及び氏名を附記するものとする。

書式第１号（５）　（特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程第５号書式）

番　　号
年　月　日

日本銀行「何」店あて

（特別調達資金会計官<br>分任特別調達資金会計官<br>特別調達資金出納命令官<br>特別調達資金出納命令官代理　官職　氏名　　印）

# 取引関係通知書

（官職氏名）は、本日付けをもって、貴店との間に特別調達資金に関する取引を 開始／終止 するので通知します。

（理　由　　）

（付　記）

日本銀行「何」店受付
年　月　日

備　考

（１）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

（２）通知書を作成するときは、不用の文字を抹消するものとする。

（３）特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程第３条の２第１項の規定に基づき資金会計官等の異動があった場合において作成する通知書には、前任の資金会計官等の官職及び氏名を付記するものとする。

（４）特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程第３条の２第２項の規定に基づき作成する場合においては、資金出納命令官代理（資金出納命令官代理が作成するときは、資金出納命令官）の官職及び氏名を付記するものとする。

（５）特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程第３条の２第４項の規定に基づき作成する場合で、当該作成が残務を引き継ぐべき分任資金会計官に係るものであるときは、廃止される分任資金会計官の官職及び氏名を、当該作成が残務を引き継ぐべき資金出納命令官に係るものであるときは、廃止される資金出納命令官の官職及び氏名並びに当該残務を引き継ぐべき資金出納命令官の資金出納命令官代理（残務を引き継ぐべき資金出納命令官の資金出納命令官代理が作成するときは、資金出納命令官）の官職及び氏名を付記するものとする。

書式第１号（６）　（特別調達資金出納官吏事務規程第１号書式）

番　　号
年　月　日

日本銀行「何」店あて

（特別調達資金出納官吏<br>特別調達資金出納官吏代理　官職　氏名　　印）

# 取 引 関 係 通 知 書

（官職氏名）は、本日付けをもって、貴店との間に特別調達資金に属する現金の預託に関する取引を 開始<br>終止 するので通知します。

（理　由　　）
（付　記）

日本銀行「何」店受付
年　月　日

備　考

（１）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

（２）通知書を作成するときは、不用の文字を抹消するものとする。

（３）特別調達資金出納官吏事務規程第３条第１項の規定により特別調達資金出納官吏又は特別調達資金出納官吏代理の異動があった場合において作成する通知書には、前任の特別調達資金出納官吏又は特別調達資金出納官吏代理の官職及び氏名を付記するものとする。

（４）特別調達資金出納官吏事務規程第３条第２項の規定により作成する通知書には、特別調達資金出納官吏代理（特別調達資金出納官吏代理が作成するときは、特別調達資金出納官吏）の官職及び氏名を付記するものとする。

（５）特別調達資金出納官吏事務規程第３条第４項の規定により残務を引き継ぐべき特別調達資金出納官吏が定められた場合において作成する通知書には、廃止される特別調達資金出納官吏の官職及び氏名並びに当該残務を引き継ぐべき特別調達資金出納官吏の代理官（残務を引き継ぐべき特別調達資金出納官吏の代理官が作成するときは、特別調達資金出納官吏）の官職及び氏名を付記するものとする。

書式第１号（７）　削除

書式第１号（８）　（令和元年財務省告示第４５号別表第１号書式）

番　　号
年　　月　　日

日本銀行「何」店　御中

（※　　）（財政融資資金預託金担当者
官職又は職及び氏　名　印）
又は
（財務省理財局長　氏　　名　印）

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

取　引　関　係　通　知　書

（※　　）（財政融資資金預託金担当者　官職又は職及び氏名又は財務省理財局長　氏名）は、本日付をもって、貴店との間に財政融資資金預託金に関する取引を 開始／終止 するので通知します。

（理　由　　）
（付　記）

日本銀行「何」店受付
年　　月　　日

備　考

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

２　この通知を作成する場合は、不用の文字を抹消すること。

３　所在地は、配達物が届く住所地を記載すること。

４　人事異動又は所在地が変更となった場合においては通知書を作成し、前任者の官職氏名又は変更前の所在地を付記すること。

なお、所在地の変更のみの場合は、照合のための印鑑の届けは要しない。

５　※欄には、財政融資資金預託金の種類（積立金又は余裕金の別及び会計の勘定名を含む。）を記載する。

書式第２号

（記番号）　　（番号）

小切手原符

| |
|---|
| 渡し先 |
| 金　額 |
| 振出日 |
| 摘　要 |

（記番号）　　（番号）

小　　切　　手

（払出科目）

（支払地）　日 本 銀 行　　店

渡

| |
|---|
| 金額 |

上記の金額をこの小切手と引替えに持参人へ
お支払ください
令和　　年　　月　　日
振出地
（振出人）　（資格、官職　　氏名 印 ）

用紙寸法（小切手）縦 93㎜　横 169㎜

備　考　１．記号はアルファベット（大文字）の２字を組み合わせたものを使用し、同一記号の番号は 00001 から 10000 までの通し番号とする。

２．金額欄は、支出官または国税資金支払命令官が使用するものについては緑色、出納官吏（出納役等を含む。）が使用するものについては橙色とする。

３．小切手用紙は１冊５０枚つづりとし、支出官または国税資金支払命令官が使用するものについては、小切手と小切手原符の間に小切手振出済通知書（書式第２２号）を接続する。

書式第３号　（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令第１号書式）

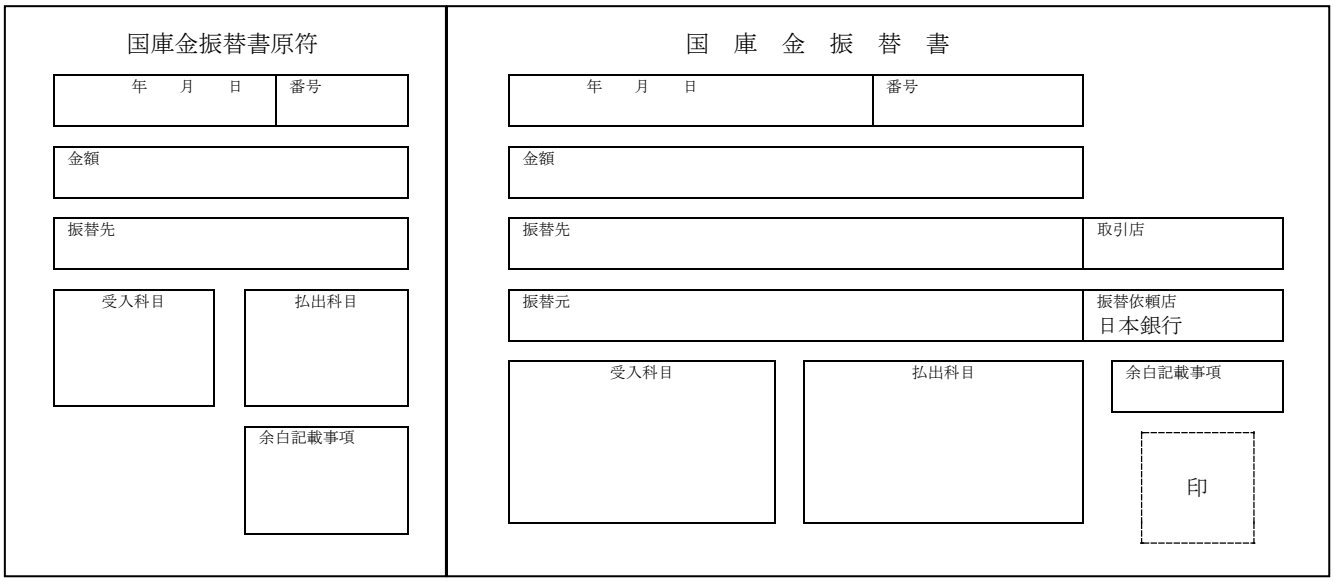


付表

国庫金振替明細表

（国庫金振替書番号　　）

| 部　局　等 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合　　計 | | |

備　考

１　用紙の大きさは、国庫金振替書についてはおおむね縦 14.8cm、横 31.5cm とし、付表についてはおおむね縦 11.0cm、横 15.2cm とする。

２　国庫金振替書を発するときは、振替元欄に記名して印をおし、その他所要事項を記入した上、その取引店に交付するものとする。ただし、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和 30 年大蔵省令第 14 号）第４条第２号、第３号又は第６号に規定する償還をさせる場合において発する国庫金振替書にあつては、振替先欄に記名して印をおすものとする。

3　分任歳入徴収官の取り扱う歳入に振り替え払い込むために発行する国庫金振替書にあつては、振替先欄の余白に（振替済通知書送付先）の表示をし、分任歳入徴収官官職氏名並びに所属庁名及び所在地を記入するものとする。

4　電信振替を要するときには、振替先欄の記載事項にふりがなを付するものとする。

5　国庫金振替書を発する場合において、受入科目が同一であるときは、払出科目の部局等、項及び金額については付表に記載することができる。この場合において、払出科目に「内訳別紙明細表のとおり」と記載し、金額欄には付表の合計金額を記載するものとする。

書式第４号（１）　（歳入徴収官事務規程別紙第４号書式）

第一片

（注意）延滞金を支払わなければならない場合において、領収しました金額が元本及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは、領収しました金額を延滞金、元本（元本、延滞金）の順に充当します。

納入告知書 ・ 領収証書　国庫金

（番　　号）

右のとおり納付して下さい。なお、納付期限内に完納されなかつたときは、右の延滞金の計算方法により延滞金額を計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。

年　月　日　（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名）

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 納付目的<br>延滞金の計算方法 | | | | | | | | |
| （年　度） | | | | | | | | |
| （会　計） | | | | | | | | |
| （取　扱　庁　名　（番　号）） | | | | | | | | |
| 元　本<br>（科目又は符号） | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 延　滞　金<br>（科目又は符号） | | | | | | | | |
| 合　計　額 | | | | | | | | |

下記の合計額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（主　管　又　は　所　管）

◎この納入告知書は、3枚1組の複写式となつていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。

翌年度　月1日以降現年度歳入組入

第二片

領　収　控　国庫金　告

（番　　号）

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 納付目的<br>延滞金の計算方法 | | | | | | | | |
| （年　度） | | | | | | | | |
| （会　計） | | | | | | | | |
| （取　扱　庁　名　（番　号）） | | | | | | | | |
| 元　本<br>（科目又は符号） | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 延　滞　金<br>（科目又は符号） | | | | | | | | |
| 合　計　額 | | | | | | | | |

下記の合計額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（主　管　又　は　所　管）

翌年度　月1日以降現年度歳入組入

第三片

領　収　済　通　知　（報告）　書　国庫金

（番　　号）

あて先

（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 納付目的<br>延滞金の計算方法 | | | | | | | | |
| （年　度） | | | | | | | | |
| （会　計） | | | | | | | | |
| （取　扱　庁　名　（番　号）） | | | | | | | | |
| 元　本<br>（科目又は符号） | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 延　滞　金<br>（科目又は符号） | | | | | | | | |
| 合　計　額 | | | | | | | | |

下記の合計額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（主　管　又　は　所　管）

翌年度　月1日以降現年度歳入組入

備　考

1　用紙寸法は、各片ともおおむね縦 11cm、横 21cm とする。

2　各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。ただし、上端を接続することが事務処理上便宜である官署にあっては、上端に太線を引き、上端を接続することができる。

3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

4　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程第８６条の２又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和４０年大蔵省令第６７号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

5　歳入科目に代わる符号を用いる場合は、歳入徴収官が適宜に定める科目ごとの符号をもって表示するものとする。

6　勘定のある特別会計にあっては、「(取扱庁名(番号))」を「(取扱庁名(番号))　|　(勘定区分)」と読み替えるものとする。

7　国の債権の管理等に関する法律第３３条第１項その他特別の法令において延滞金に関する定めのある債権にあっては、当該法令の定めに従い、延滞金に関する事項について必要な修正を行ない、又はこれらの事項（合計額を含む。）のうち法令上記載する必要を生じない事項を省略することができる。

8　必要に応じて、元本、延滞金及び合計額の金額欄のそれぞれの配置を変更し、又は納付の目的、納付期限、納付場所及び延滞金の計算方法に関する事項の記載順序を変更することができる。

9　利息又は一定の期間に応じて付する加算金に係る収入で元本収入と同時に収納すべきものについては、利息又は加算金の金額欄、「利息の計算方法」又は「加算金の計算方法」、納付の請求の文言（一定の期間に応じて付する加算金に係る収入に限る。）及び弁済の充当の文言を加えるものとする。

10　分任歳入徴収官が発する納入告知書にあっては、領収控の片の左上余白に分任歳入徴収官官職氏名並びに所属庁名及び所在地を記入する。

11　国の債権の管理等に関する法律第３３条第２項の規定の適用を受ける債権に係る歳入にあっては、納付の請求の文言の次に次のただし書きを加えることができる。

　ただし、延滞金額が100円未満の場合には、延滞金額の納付を要しない。

12　元本完納後、延滞金又は一定の期間に応じて付する加算金の未納額について納入の告知をするときは、「納付期限」には、未納に係る延滞金又は加算金の計算期間を示し、直ちに納付すべき旨を記載するものとする。

13　同一の契約又は処分に基づいて同時に徴収する同一種類の歳入が２以上の目にわたる場合においては、その合計金額を記載し、「納付目的」において目的の金額を明らかにすることができる。

14　収入官吏が納入者から納付期限前に納付すべき金額の一部を収納した場合には、納入告知書の片の余白に収納年月日、金額及び収入官吏の官職氏名を記載して印をおすものとする。

15　上記 14 の場合において、収納した金額が納入告知金額に達したときは、領収済通知書の余白に収納した金額ごとの収納額及び収納年月日を記載するものとする。

16　住所氏名欄は左端から4cm、上端から3.5cmをこえる部分に縦4.5cm、横8cmの大きさで設けることとする。ただし、窓明き封筒を利用しない官署にあっては、その大きさ及び位置を著しく変更しない範囲で変更することができる。

書式第４号（２）　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の８書式）

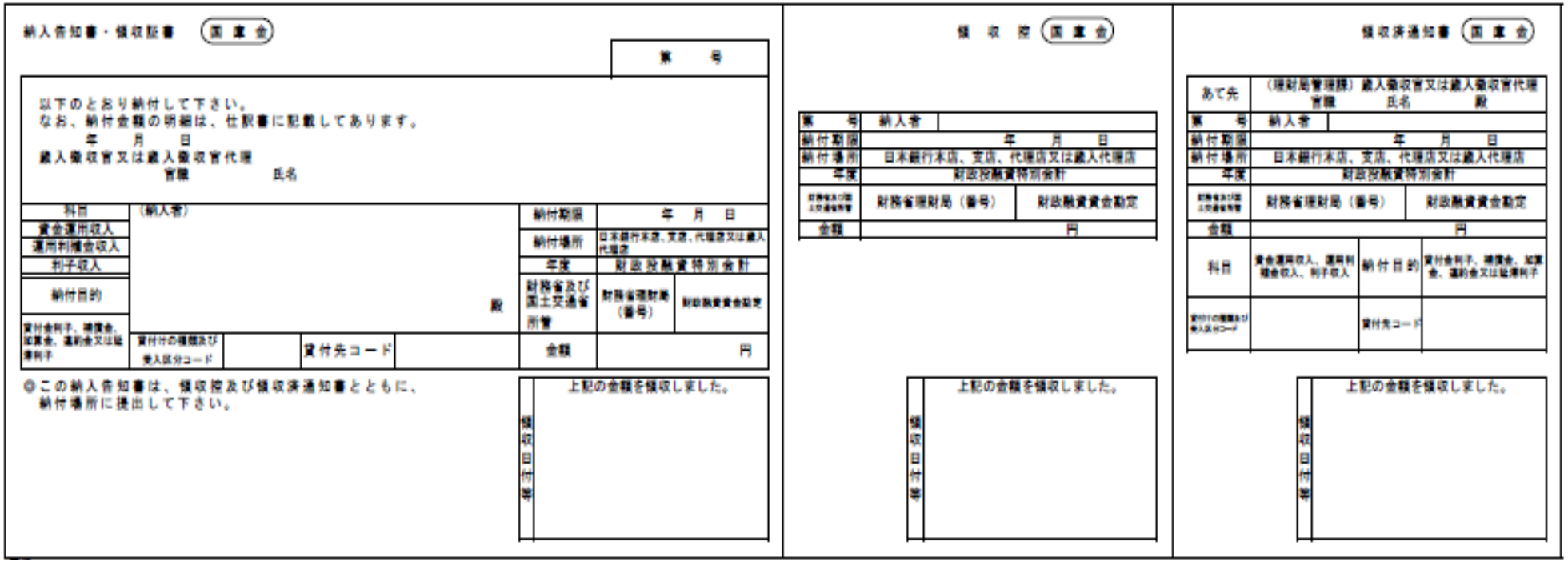

納入告知書・領収証書　国庫金

第　　号

以下のとおり納付して下さい。
なお、納付金額の明細は、仕訳書に記載してあります。
年　月　日
歳入徴収官又は歳入徴収官代理
官職　　氏名

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | （納入者） | | | 納付期限 | 年　月　日 |
| 資金運用収入 | | | | 納付場所 | 日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店 |
| 運用利殖金収入 | | | | 年度 | 財政投融資特別会計 |
| 利子収入 | | | | 財務省及び国土交通省所管 | 財務省理財局（番号） / 財政融資資金勘定 |
| 納付目的 | | 殿 | | | |
| 資付金利子、補償金、加算金、遅約金又は延滞利子 | 資付の種類及び受入区分コード | | 資付先コード | 金額 | 円 |

◎この納入告知書は、領収控及び領収済通知書とともに、納付場所に提出して下さい。

| 領収日付等 | 上記の金額を領収しました。 |
|---|---|

領　収　控　国庫金

| | | |
|---|---|---|
| 第　号 | 納入者 | |
| 納付期限 | 年　月　日 | |
| 納付場所 | 日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店 | |
| 年度 | 財政投融資特別会計 | |
| 財務省及び国土交通省所管 | 財務省理財局（番号） | 財政融資資金勘定 |
| 金額 | 円 | |

| 領収日付等 | 上記の金額を領収しました。 |
|---|---|

領収済通知書　国庫金

| | | | |
|---|---|---|---|
| あて先 | （理財局管理課）歳入徴収官又は歳入徴収官代理<br>官職　氏名　殿 | | |
| 第　号 | 納入者 | | |
| 納付期限 | 年　月　日 | | |
| 納付場所 | 日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店 | | |
| 年度 | 財政投融資特別会計 | | |
| 財務省及び国土交通省所管 | 財務省理財局（番号） | 財政融資資金勘定 | |
| 金額 | 円 | | |
| 科目 | 資金運用収入、運用利殖金収入、利子収入 | 納付目的 | 資付金利子、補償金、加算金、遅約金又は延滞利子 |
| 資付の種類及び受入区分コード | | 資付先コード | |

| 領収日付等 | 上記の金額を領収しました。 |
|---|---|

備　考

１　用紙の大きさは、おおむね縦１１㎝、横３０㎝とする。

２　番号、年度、年月日及び金額等の数字は、アラビア数字で明確に記入するものとする。

３　「貸付けの種類及び受入区分コード」及び「貸付先コード」の欄は、財務省理財局長が定める「貸付けの種類及び受入区分コード」及び「貸付先コード」を記入するものとする。

４　歳入徴収官事務規程（昭和２７年大蔵省令第１４１号）別紙第４号書式の備考４は本書式に準用する。この場合において、同別紙第４号書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「番号」と読み替えるものとする。

５　納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載することとする。

６　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第４号（３）　削除
書式第４号（４）　削除
書式第４号（５）　削除
書式第４号（６）　削除
書式第４号（７）　削除
書式第４号（８）　削除
書式第４号（９）　削除
書式第４号（１０）　削除
書式第４号（１１）　削除

書式第４号（１２）　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の１０書式）

１．電子情報処理組織により作成する場合

別紙第４号の１０書式〔第21条の６〕

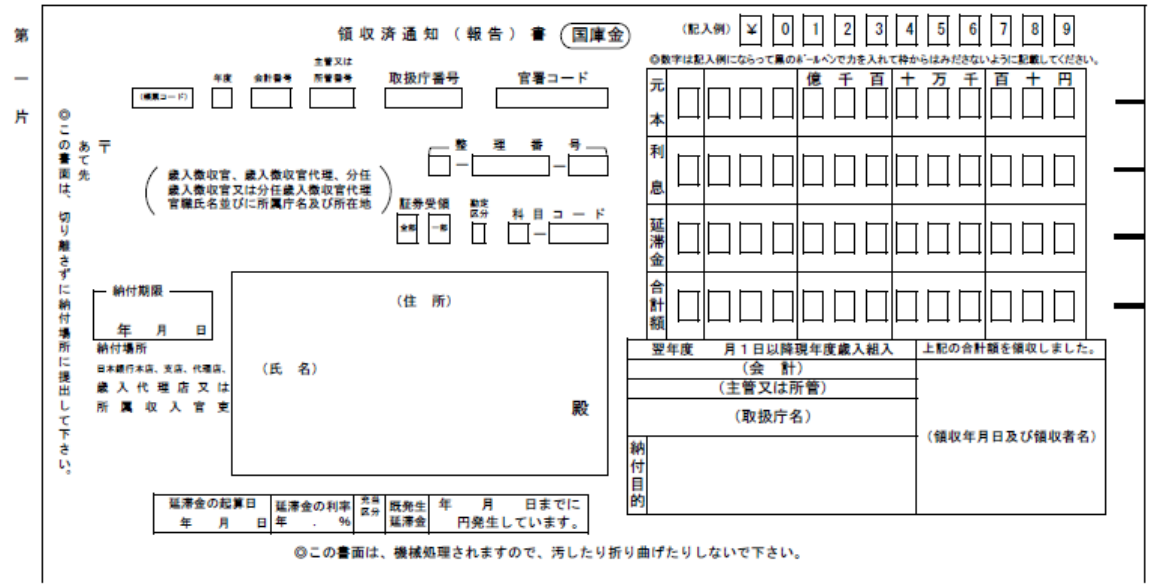


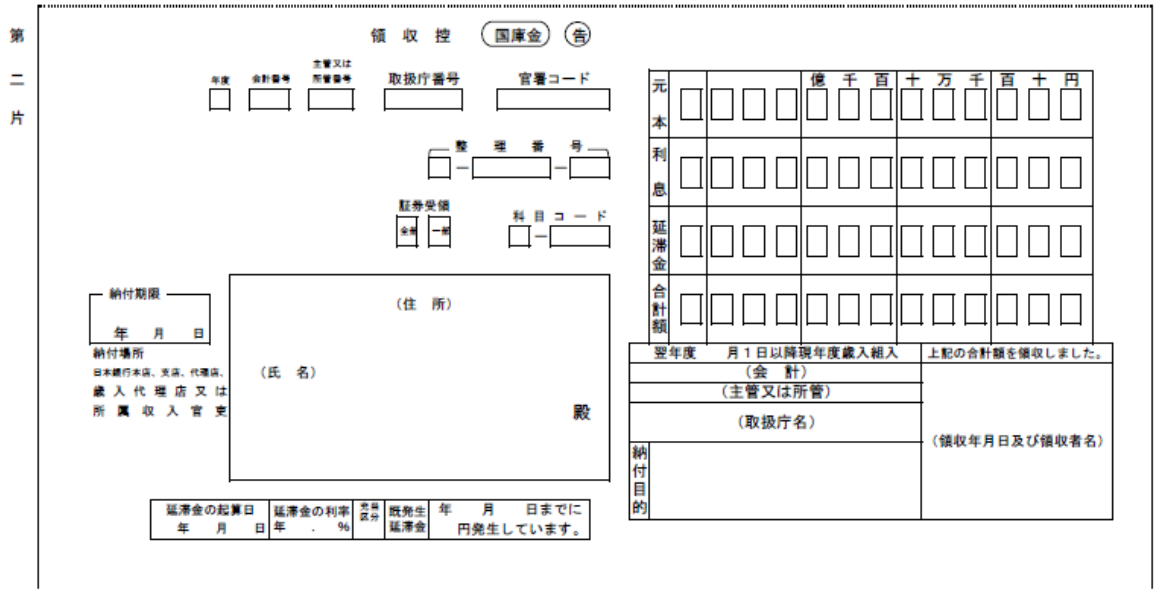

第三片

（納入告知書・納付書）・領収証書　　国庫金

| 年度 | 会計番号 | 主管又は所管番号 | 取扱庁番号 | 官署コード |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

右のとおり納付して下さい。なお、納付期限内に完結されなかったときは、下記の延滞金の起算日及び利率並びに裏面の計算方法により延滞金額を計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。
ただし、延滞金額（既に納付した延滞金額があるときは、その額を含めた金額）が100円未満のときは、利息が付される債権に係る延滞金である場合を除き、延滞金額を納付する必要はありません。

整理番号 □－□－□

証券受領 全部 一部

科目コード □－□

年　月　日
（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理　官職　氏名）

納付期限
年　月　日

納付場所
日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は所属収入官吏

（住　所）

（氏　名）

殿

| 内　証券受領 | 延滞金の起算日 | 延滞金の利率 | 充当区分 | 既発生延滞金 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 年　月　日 | 年　．　% | | | 年　月　日までに円発生しています。 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 元本 | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ |
| 利息 | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ |
| 延滞金 | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ |
| 合計額 | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ |

| 翌年度　月１日以降現年度歳入組入 | 上記の合計額を領収しました。 |
|---|---|
| （会　計） | （領収年月日及び領収者名） |
| （主管又は所管） | |
| （取扱庁名） | |
| 納付目的 | |

第三片裏面

1　延滞金の計算方法

イ　元本金額×延滞金利率×（延滞金起算日から納付の日までの日数÷365）＝納付すべき延滞金額

ただし、既発生延滞金欄に延滞金額が記載されているときは、当該延滞金額との合計額が納付すべき延滞金額となります。

（注意）納付すべき延滞金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて下さい。

ロ　元本金額のほか、利息についても延滞金が付される場合（２の表の１に該当する場合）には、イの元本金額は、元本金額と利息との合計額となります。

（注意）延滞金利率は、日歩建てのものについても年利建てに換算して表示してあります。

2　充当順序

延滞金を支払わなければならない場合において、領収した金額が元本（利息）及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは、その金額を表面の充当区分欄の数字に対応する次の表の充当順序により、順次充当します。

充当区分表

| 充当区分欄の数字 | 充当順序 | 延滞金が付される金額 |
|---|---|---|
| 1 | 延滞金、（利息）、元本 | 元本及び利息 |
| 2 | 延滞金、（利息）、元本 | 元本 |
| 3 | （利息）、延滞金、元本 | |
| 4 | 元本、（利息）、延滞金 | |
| 5 | （利息）、元本、延滞金 | |

（利息）は、延納利息又は貸付金利息を納付すべき場合に該当するときです。

備　考

1　歳入徴収官事務規程別紙第４号書式の備考１、４、７、１０、１４、１５及び１６は本書式に準用する。この場合において、同別紙第４号書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。

2　自ら送付する必要がある場合において電子情報処理組織によらないで作成するときは、複写式とすることができる。

3　納入告知書として使用するときは「納入告知書」の文字を、納付書として使用するときは、「納付書」の文字を記載するものとする。

4　歳入徴収官事務規程第２１条の規定により作成する納付書にあっては、納付目的の欄に主たる債務者の住所及び氏名又は名称並びに納付の請求の理由を付記するものとする。

5　納付場所にあっては、不要文字を抹消するものとする。なお、納付場所を特定するときは、その内容を記載するものとする。

6　勘定のある特別会計にあっては、「（取扱庁名）」を「（取扱庁名）（勘定区分）」と読み替えるものとする。

7　手数料又は一定の期間に応じて付する加算金に係る収入で元本収入と同時に収納すべきものについては、手数料又は加算金の金額欄、加算金の計算方法、納付の請求の文言及び弁済の充当の文言を加えるものとする。

8　元本完納後、延滞金又は一定の期間に応じて付する加算金の未納額について納入の告知又は納付の請求をするときは、「納付目的」欄は、未納に係る延滞金又は加算金の計算期間を示し、直ちに納付すべき旨を記載するものとする。

9　電子情報処理組織を使用して作成するときは、会計名、主管又は所管名及び取扱庁名の欄には、略称をもって表示することができる。

10　納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。

11　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

２．手書きにより作成する場合

第一片

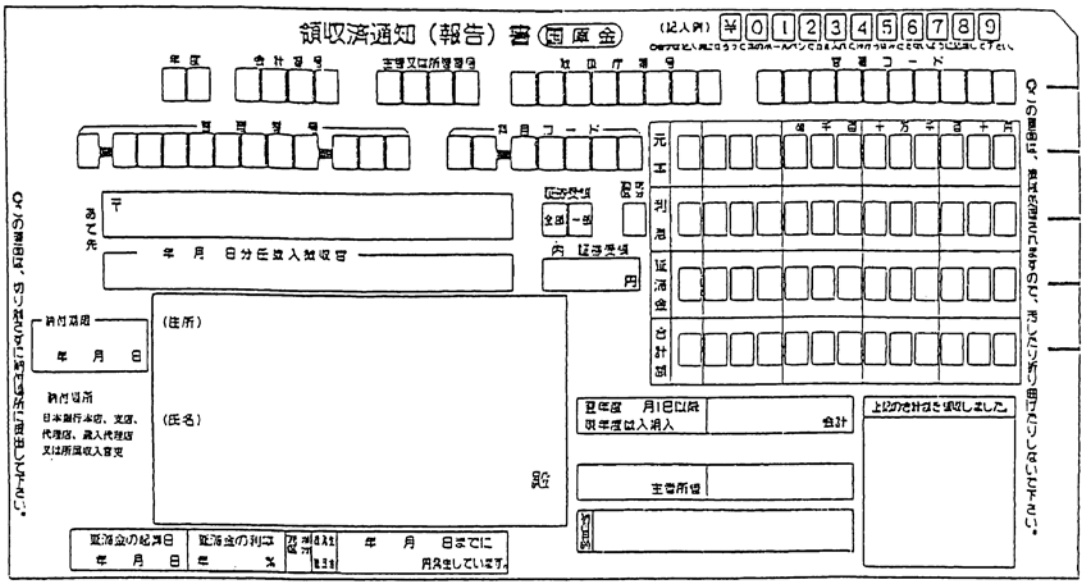


第二片

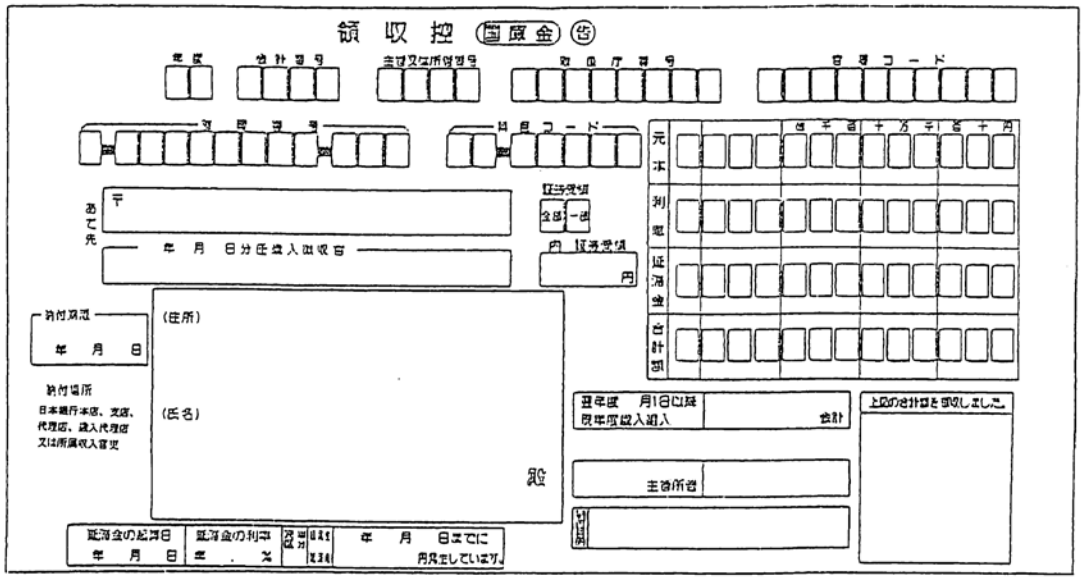


第三片

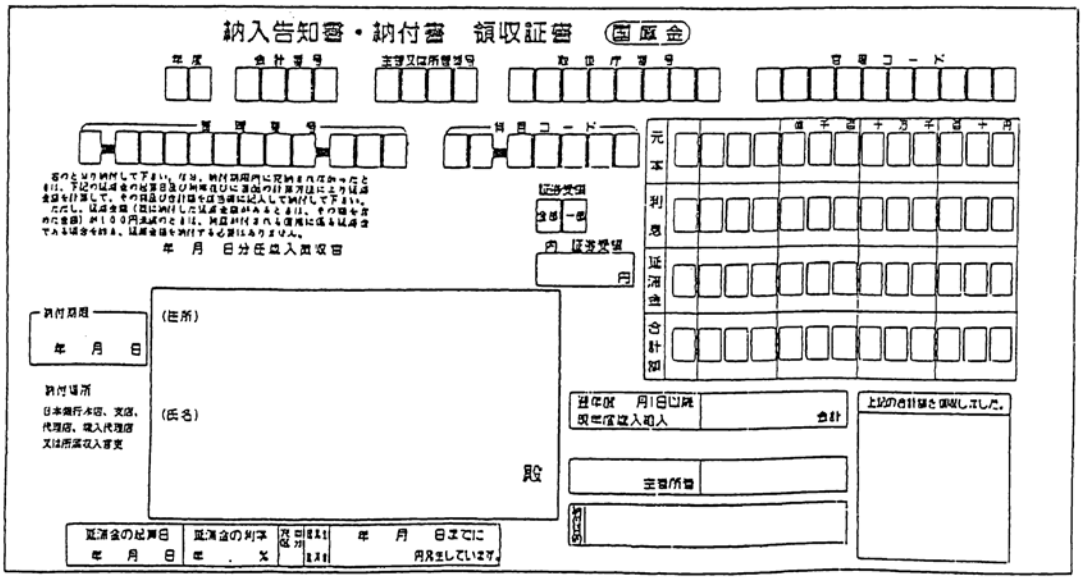

書式第４号（１３）　削除

書式第４号（１４）　削除

書式第４号（１５）　（令和２年財計第５０３１号）

第一片

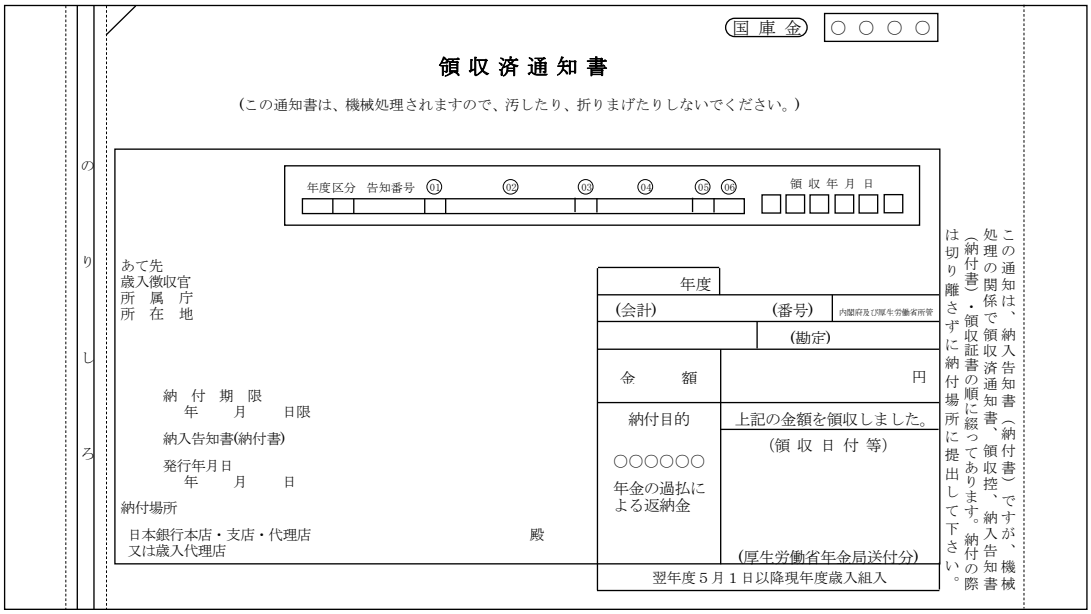


第二片

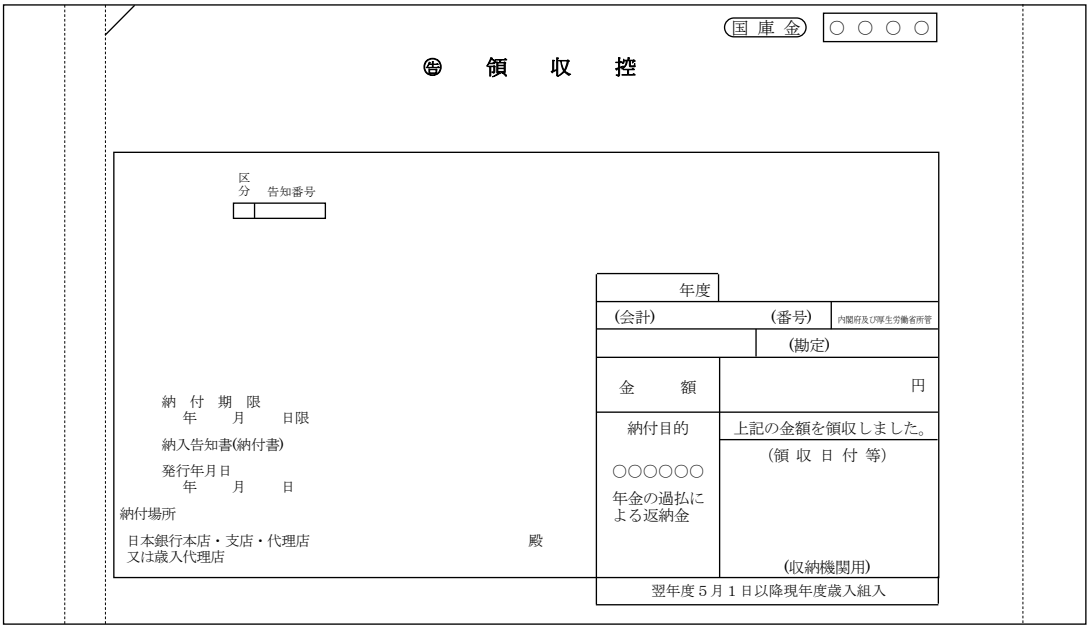


第三片

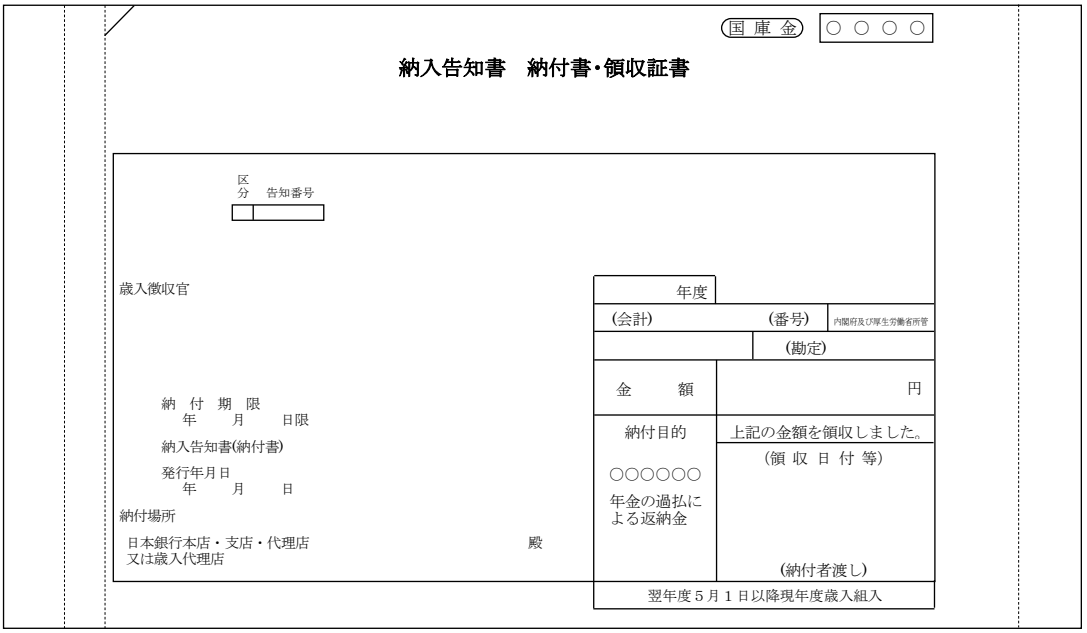

書式第４号（１６）　削除
書式第４号（１７）　削除
書式第４号（１８）　削除
書式第４号（１９）　削除

書式第４号（２０）　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の２書式）

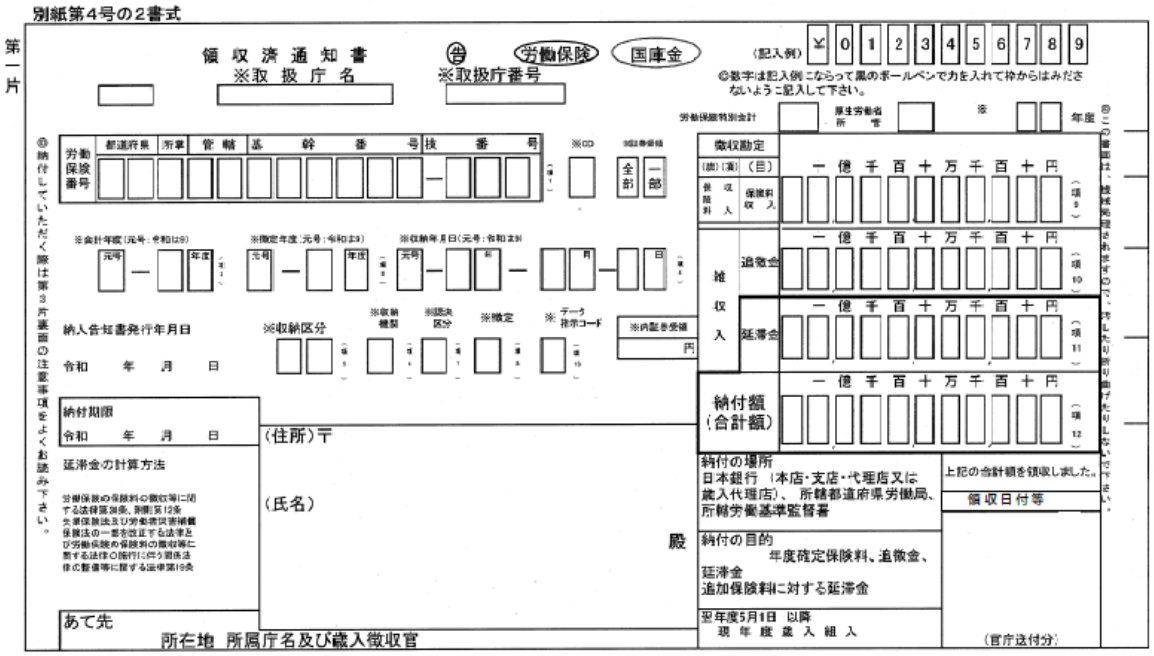

第三片

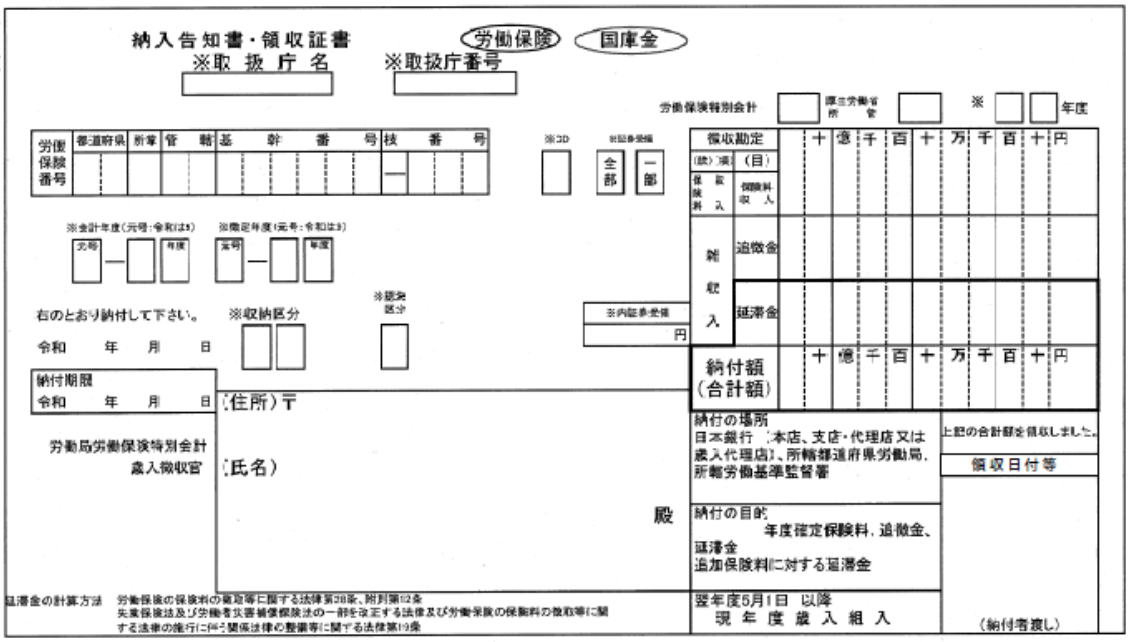


第三片裏面

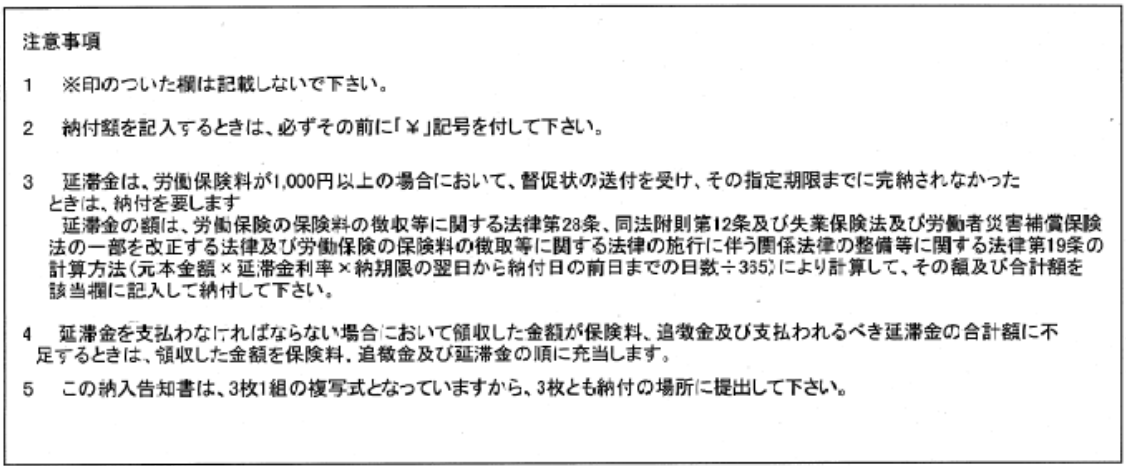


備　考

1　用紙の寸法は、各片ともおおむね縦11ｃｍ、横21ｃｍとする。

2　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　歳入徴収官事務規程別紙第４号書式の備考４、１４及び１５は本書式に準用する。この場合において、同別紙第４号書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。

4　住所氏名欄は、左端から4.3ｃｍ、上端から5.5ｃｍの部分に縦4.7ｃｍ、横8ｃｍの大きさで設けること。

5　納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第４号（２０）の２　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の２の２書式）

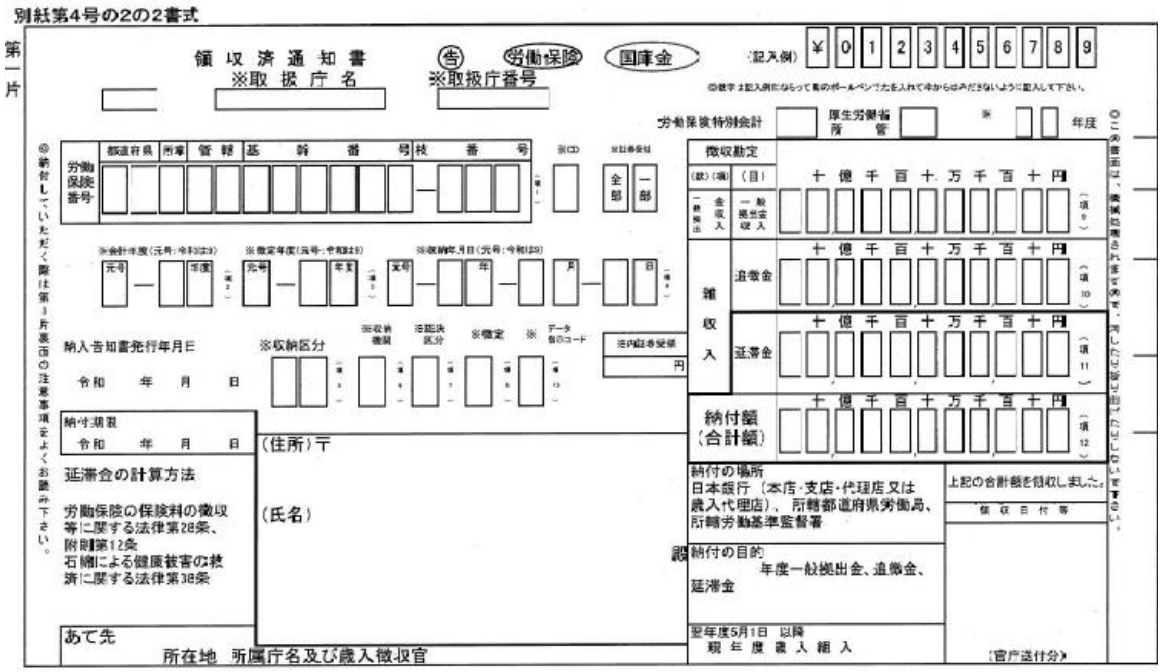

第三片

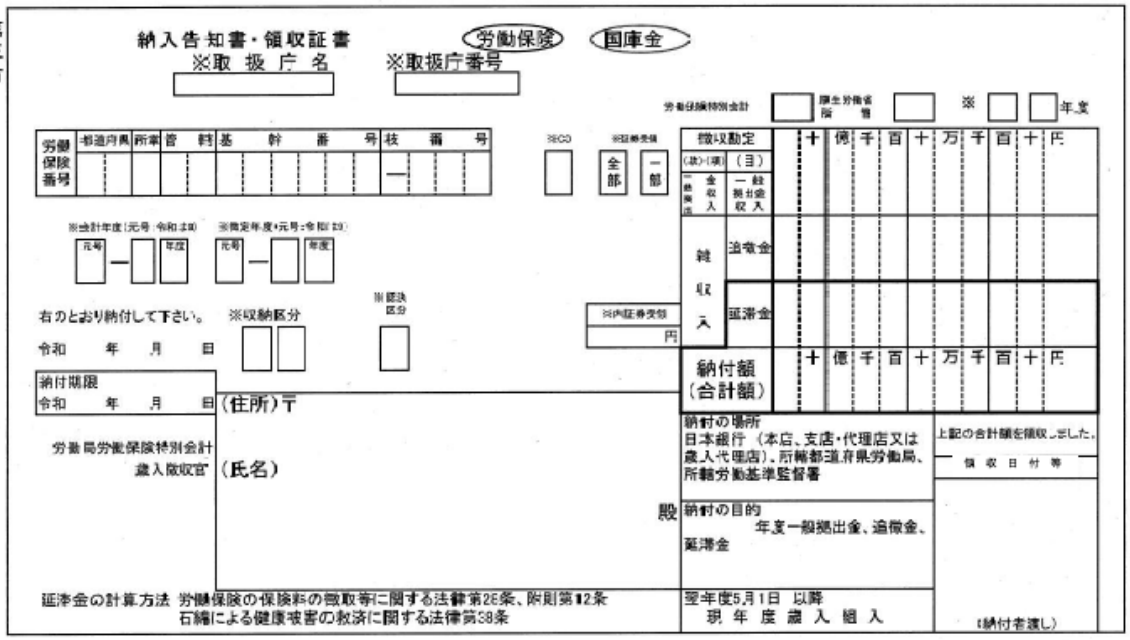


第三片裏面

注意事項

1　※印のついた欄は記載しないで下さい。

2　納付額を記入するときは、必ずその前に「¥」記号を付して下さい。

3　延滞金は、一般拠出金が1,000円以上の場合において、督促状の送付を受け、その指定期限までに完納されなかったときは、納付を要します
延滞金の額に、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第28条、同法附則第12条及び石綿による健康被害の救済に関する法律第38条の計算方法(元本金額×延滞金利率×納期限の翌日から納付日の前日までの日数÷365)により計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。

4　延滞金を支払わなければならない場合において領収した金額が一般拠出金、追徴金及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは、領収した金額を一般拠出金、追徴金及び延滞金の順に充当します。

5　この納入告知書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付の場所に提出して下さい。

備　考

1　用紙の寸法は、各片ともおおむね縦11ｃｍ、横21ｃｍとする。

2　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　歳入徴収官事務規程別紙第４号書式の備考４、１４及び１５は本書式に準用する。この場合において、同別紙第４号書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。

4　住所氏名欄は、左端から4.3ｃｍ、上端から5.5ｃｍの部分に縦4.7ｃｍ、横8ｃｍの大きさで設けること。

5　納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第４号（２１）　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の３書式）

第一片

（納入告知書・納付書）　国庫金

年度　整理番号

右のとおり納付して下さい。なお、督促状によって督促を受けたときは、下記の延滞金の起算日及び利率並びに下片裏面の計算方法により延滞金額を計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。
ただし、督促に係る元本の額が1000円未満のとき又は延滞金額（既に納付した延滞金額があるときは、その額を含めた金額）が100円未満のときは、延滞金を納付する必要はありません。

年　月　日

歳入徴収官又は歳入徴収官代理官職

| | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 元本 | | | | | | | | | |
| 利息 | | | | | | | | | |
| 延滞金 | | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | | |

納付期限　年　月　日

納付場所：日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店

（住所）

（氏名）　殿

翌年度　月１日以降現年度歳入組入
一般会計
総務省主管
（取扱庁名）

| 延滞金の起算日 | 延滞金の利率 | 充当区分 | 既発生延滞金 | |
|---|---|---|---|---|
| 年　月　日 | 年　% | | | 年　月　日までに　円発生しています。 |

納付目的

第二片

（納付書）　領収済通知（報告）書　国庫金　（記入例）￥0123456789

◎数字は記入例にならって黒のボールペンで力を入れて枠からはみださないように記載して下さい。

（帳票コード）　年度　会計番号　主管又は所管番号　取扱庁番号　官署コード

整理番号　科目コード

あて先

歳入徴収官又は歳入徴収官代理官職名並びに所属名及び所在地

証券受領　全部　一部

勘定区分

| | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 元本 | | | | | | | | | |
| 利息 | | | | | | | | | |
| 延滞金 | | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | | |

納付期限　年　月　日

納付場所：日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店

（住所）

（氏名）　殿

翌年度　月１日以降現年度歳入組入
一般会計
総務省主管
（取扱庁名）

上記の合計額を領収しました。
領収年月日及び領収者名

納付目的

内 証券受領　円

| 延滞金の起算日 | 延滞金の利率 | 充当区分 | 既発生延滞金 | |
|---|---|---|---|---|
| 年　月　日 | 年　% | | | 年　月　日までに　円発生しています。 |

◎この書面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

◎この書面は、切り離さずに納付場所に提出して下さい。

第三片

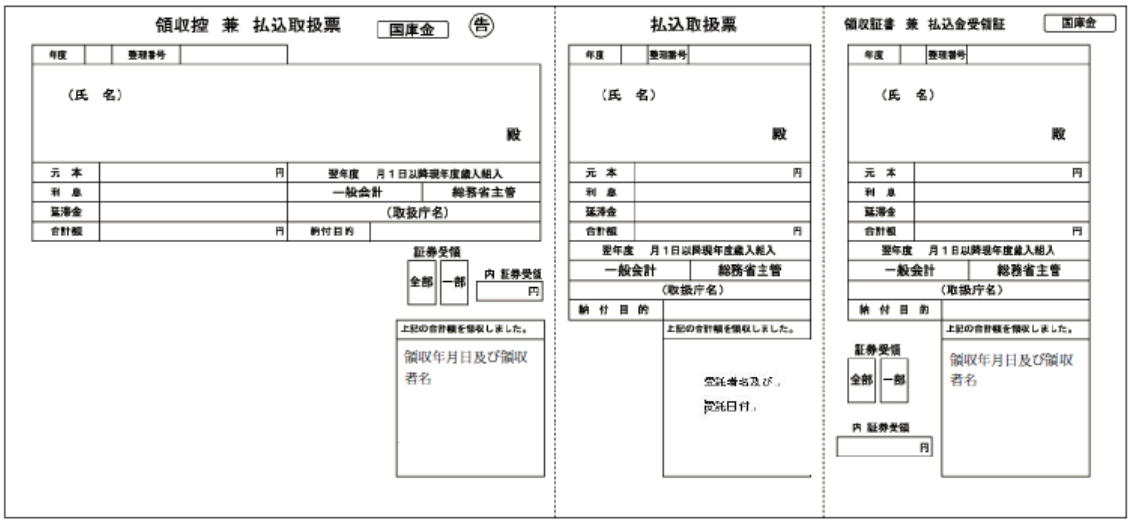


第三片の裏面

１　延滞金の計算方法

（元本金額×延滞金利率×延滞金起算日から納付の日の前日までの日数）÷365＝納付すべき延滞金額

ただし、既発生延滞金額に延滞金額が記載されているときは、当該延滞金額との合計額が納付すべき延滞金額となります。

(注)　納付すべき延滞金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて下さい。

２　充当順序

延滞金を支払わなければならない場合において、領収した金額が元本及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは、その金額を延滞金、元本の順に充当します。

備　考

１　用紙の寸法は、各片ともおおむね縦 11ｃｍ、横 21ｃｍとする。

２　歳入徴収官事務規程別紙第４号書式の備考４、１４、１５及び１６は本書式に準用する。この場合において、同別紙第４号書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。

３　納入告知書として使用するときは「納入告知書」の文字を、納付書として使用するときは「納付書」の文字を記載するものとする。

４　納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。

５　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えること及び複写式とすることができる。

書式第４号（２２）　削除

書式第４号（２３）　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の４書式）

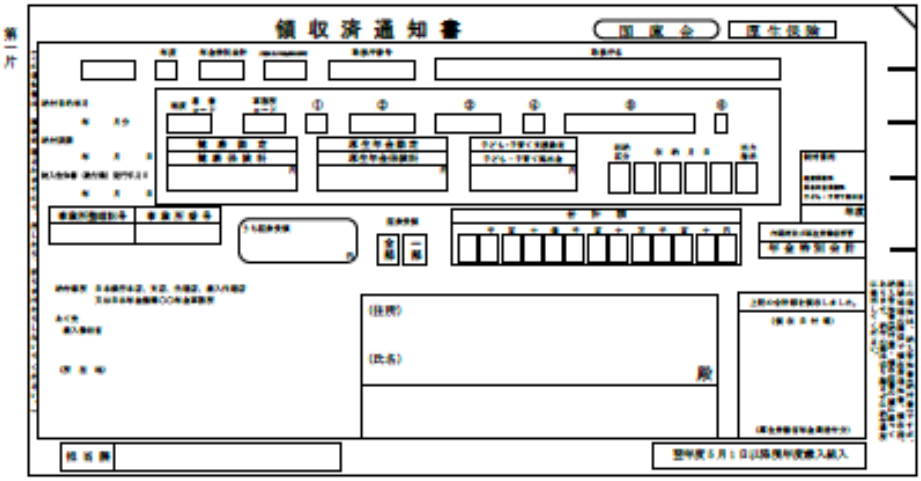


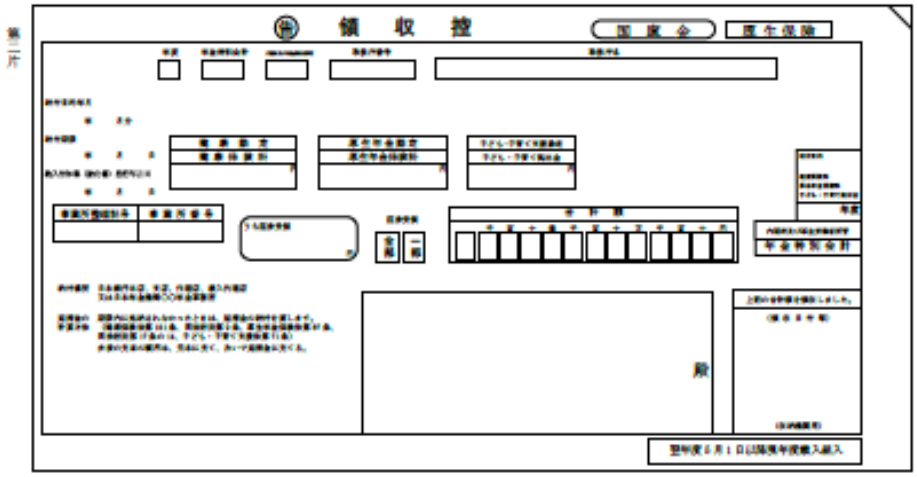


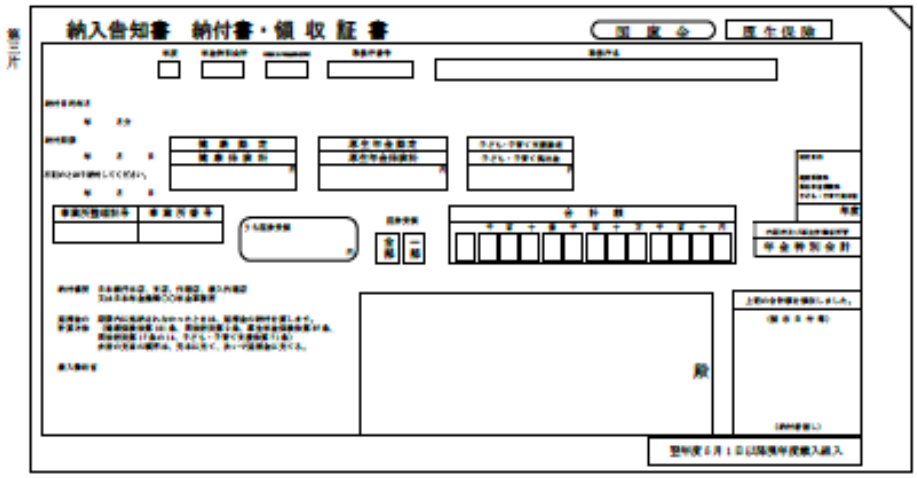

備　考

1　用紙寸法は、各片ともおおむね縦 11 ㎝、横 21 ㎝とすること。

2　歳入徴収官事務規程別紙第４号書式の備考４は本書式に準用する。この場合において、同別紙第４号書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。

3　第１片領収済通知書の中央上部欄の①欄から⑥欄には、光学式文字読取装置を使用して事務処理をするために必要な項目として、「郡市区（①欄）」、「事業所符号（②欄）」、「納付目的年月分（③欄）」、「調定種別（④欄）」及び「勘定別保険料額の読取りの際の確認に関する事項（⑤欄及び⑥欄）」をアラビア数字で記入すること。

4　納入告知書として使用するときは「納付書」の文字を、納付書として使用するときは「納入告知書」の文字を抹消すること。

5　納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。

6　必要があるときは、本書式による処分についての審査請求等の教示を記載することができる。

7　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

書式第４号（２３）の２　　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の４の２書式）

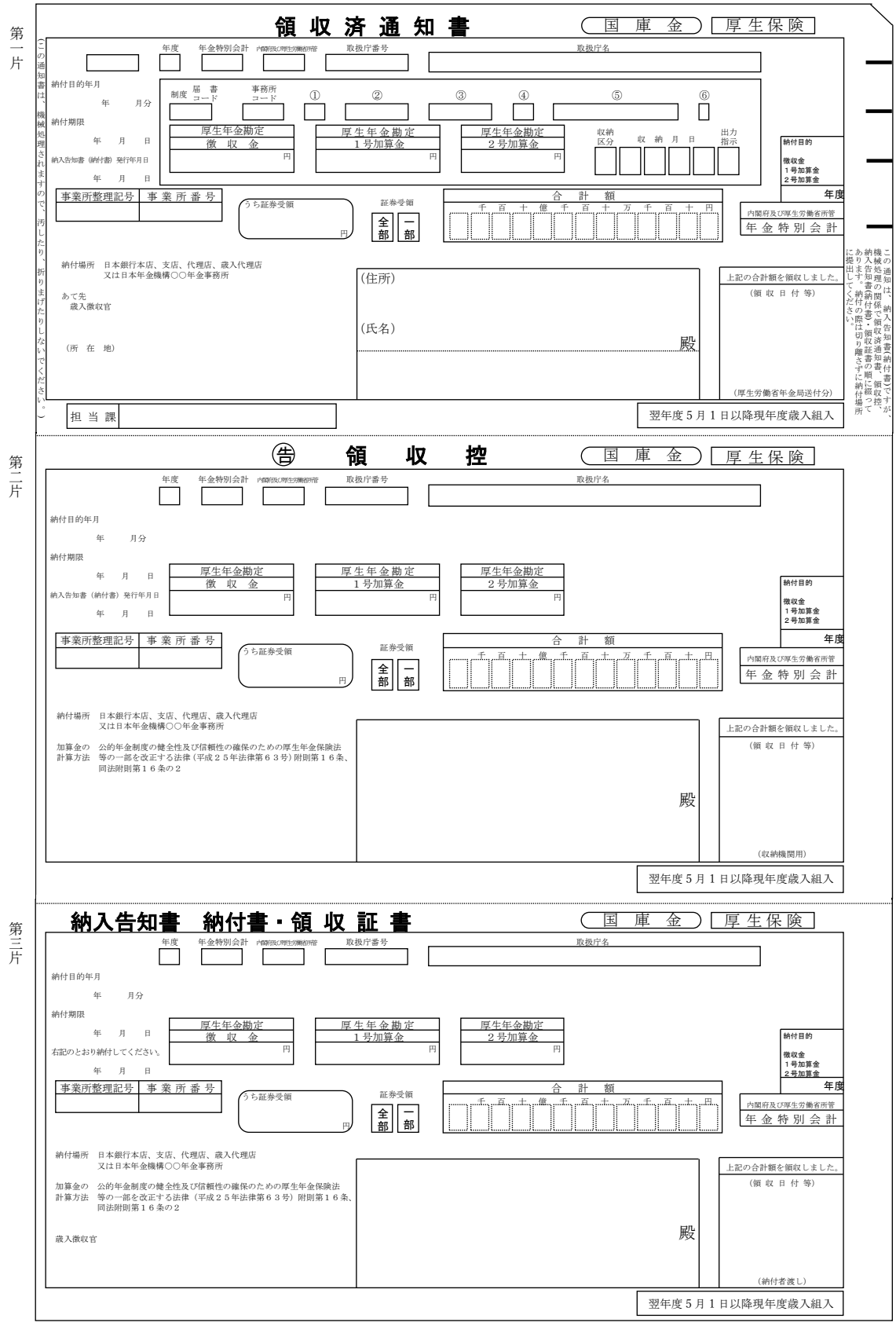


備考

歳入徴収官事務規程別紙第４号の４書式の備考は本書式に準用する。この場合において、同別紙第４号の４書式の備考３中「勘定別保険料額」とあるのは「徴収金額、１号加算金及び２号加算金」と読み替えるものとする。

書式第４号（２４）　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の５書式）

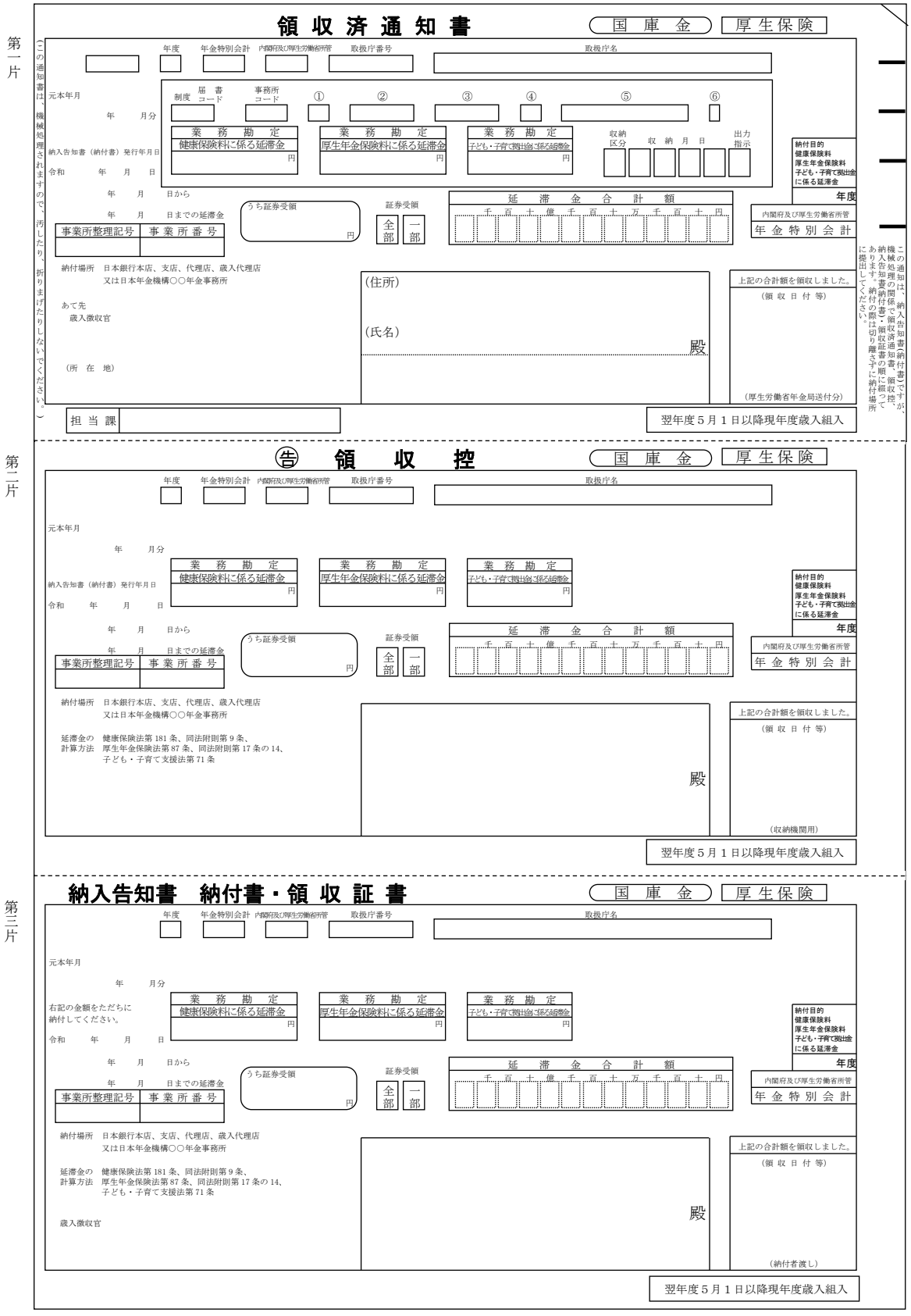

書式第４号（２５）　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の６書式）

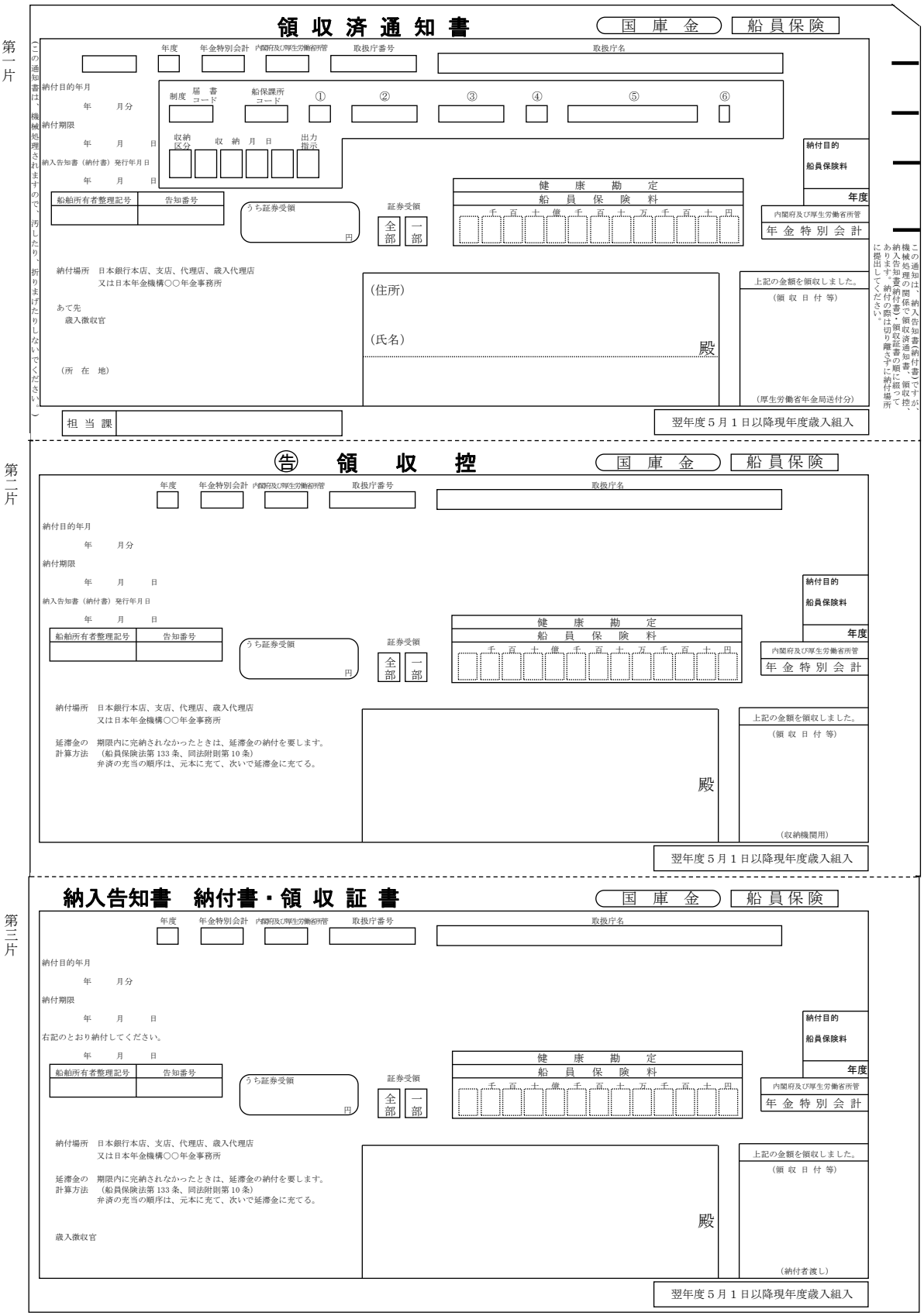


備考

歳入徴収官事務規程別紙第４号の４書式の備考は本書式に準用する。この場合において、同別紙第４号の４書式の備考３中「事業所符号」とあるのは「被保険者証符号」と、「勘定別保険料額」とあるのは「保険料額」と読み替えるものとする。

書式第４号（２６）　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の７書式）

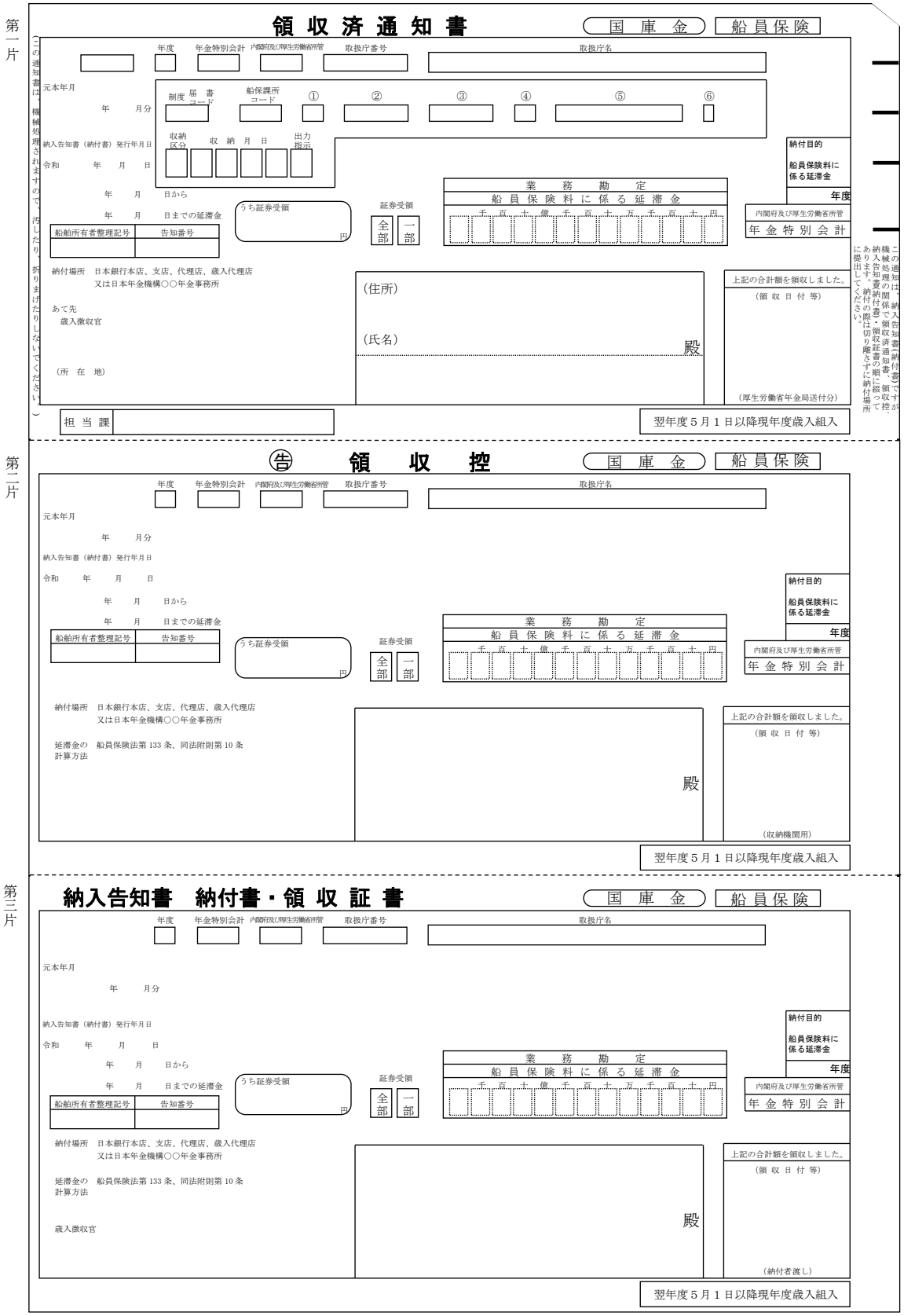


備考

歳入徴収官事務規程別紙第４号の４書式の備考は本書式に準用する。この場合において、同別紙第４号の４書式の備考３中「郡市区」とあるのは「整理コード」と、「事業所符号」とあるのは「整理番号」と、「納付目的年月分」とあるのは「生年月日」と、「調定種別」とあるのは「納付目的年月分」と読み替えるものとする。

書式第４号（２６）の２　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の７の２書式）

第一片

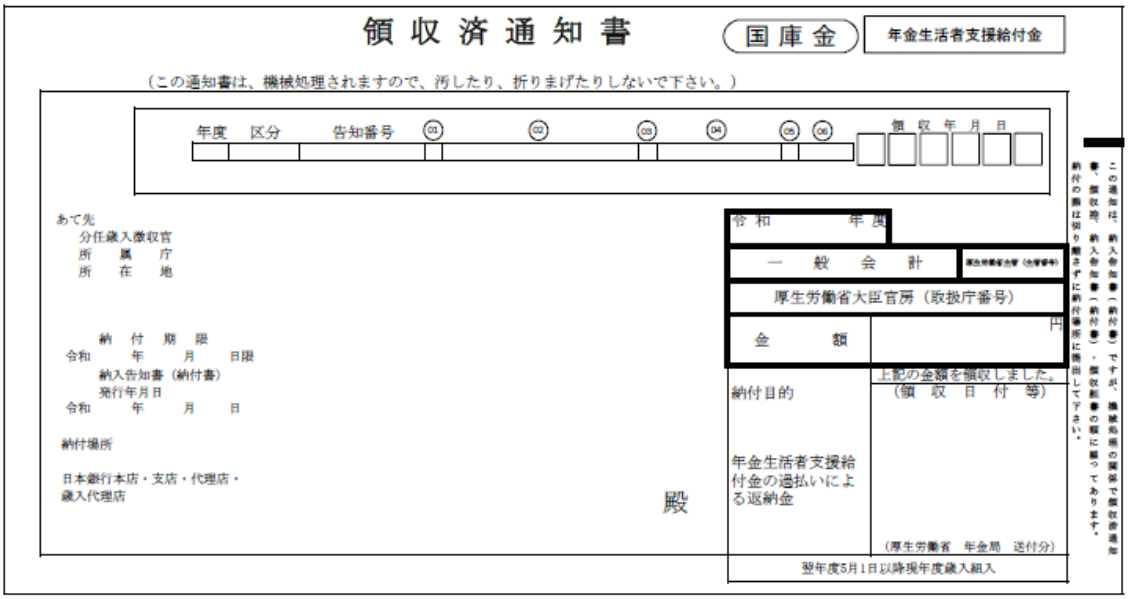


第二片

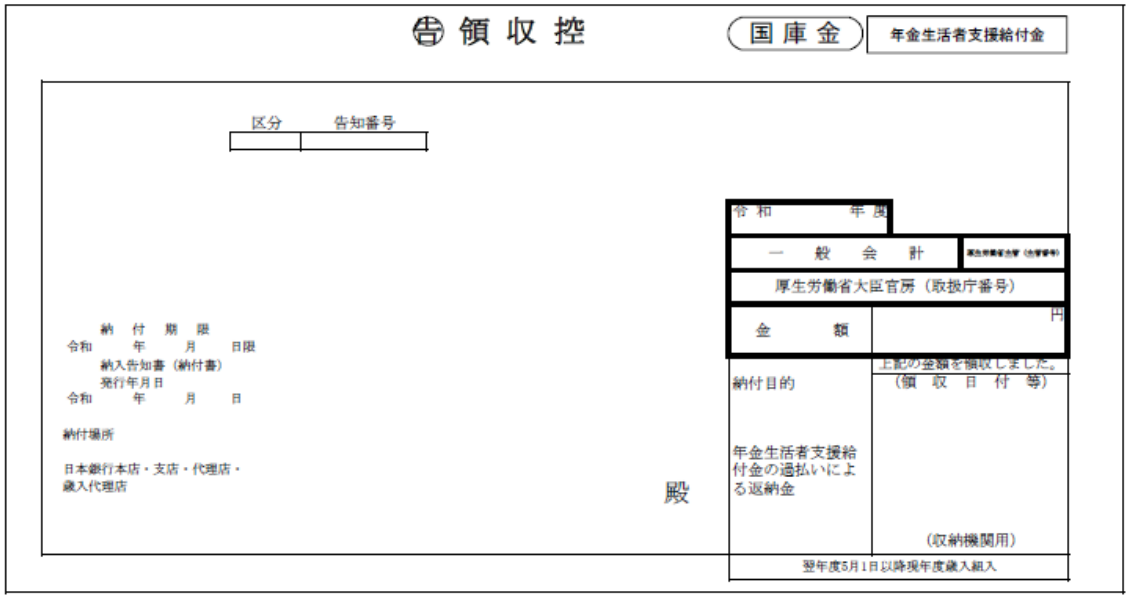


第三片

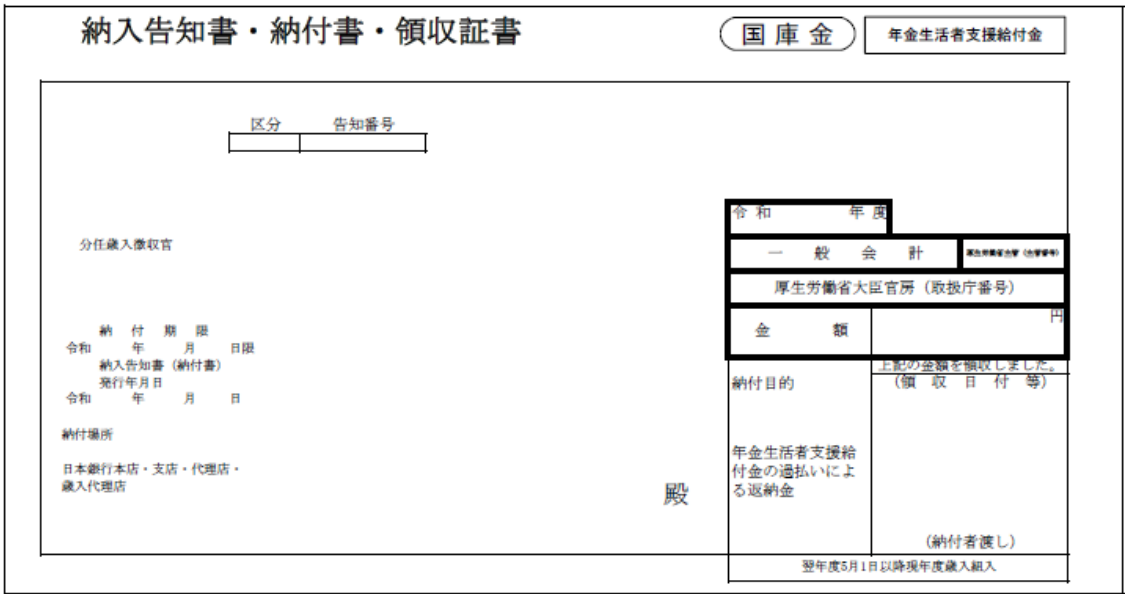

備　考

1　用紙寸法は、各片ともおおむね縦 11 ㎝、横 18.5 ㎝とすること。

2　各片は左端をのり付けその他の方法により接続すること。

3　歳入徴収官事務規程別紙第４号書式の備考４は本書式に準用する。この場合において、同書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号」と読み替えるものとする。

4　第１片領収済通知書の中央上部欄の⑪欄から⑯欄には、光学式文字読取装置を使用して事務処理するために必要な項目として、「返納金額の読取りの際の確認に関する事項（⑪欄、⑬欄、⑭欄及び⑯欄）」、「基礎年金番号・年金コード（⑫欄）」及び「勘定コード（⑮欄）」をアラビア数字で記入すること。

5　納入告知書として使用するときは「納付書」の文字を、納付書として使用するときは「納入告知書」の文字を抹消すること。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

書式第５号（１）　削除

書式第５号（２）　削除

書式第５号（３）　削除

書式第５号（３）の２　（労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく労働保険料等の納付手続の特例に関する省令　別紙第２号書式）

第一片

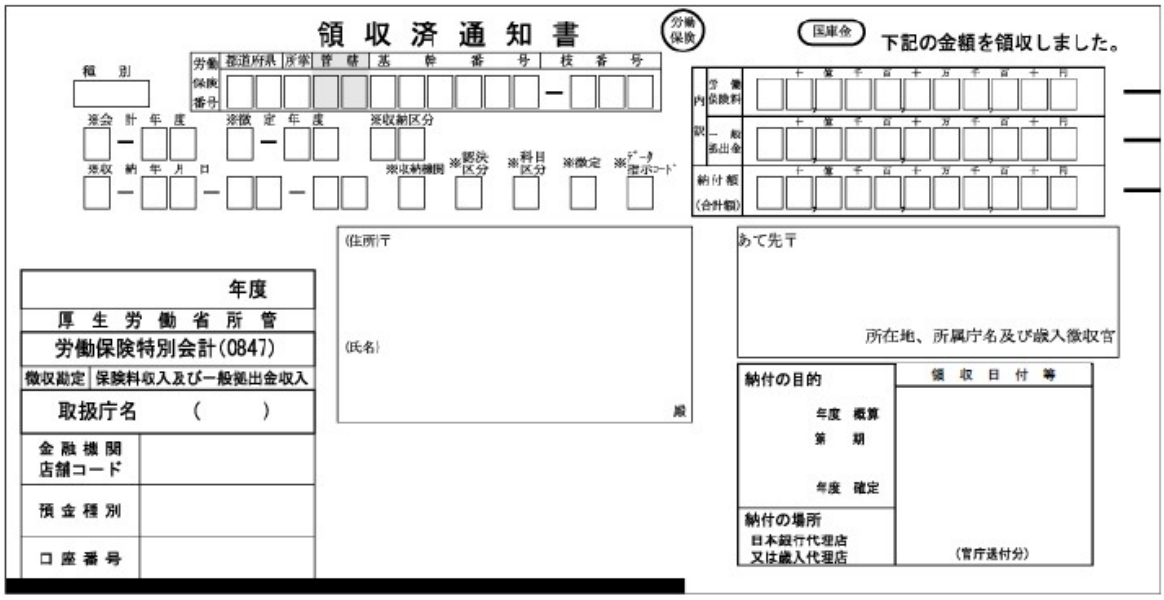


第二片

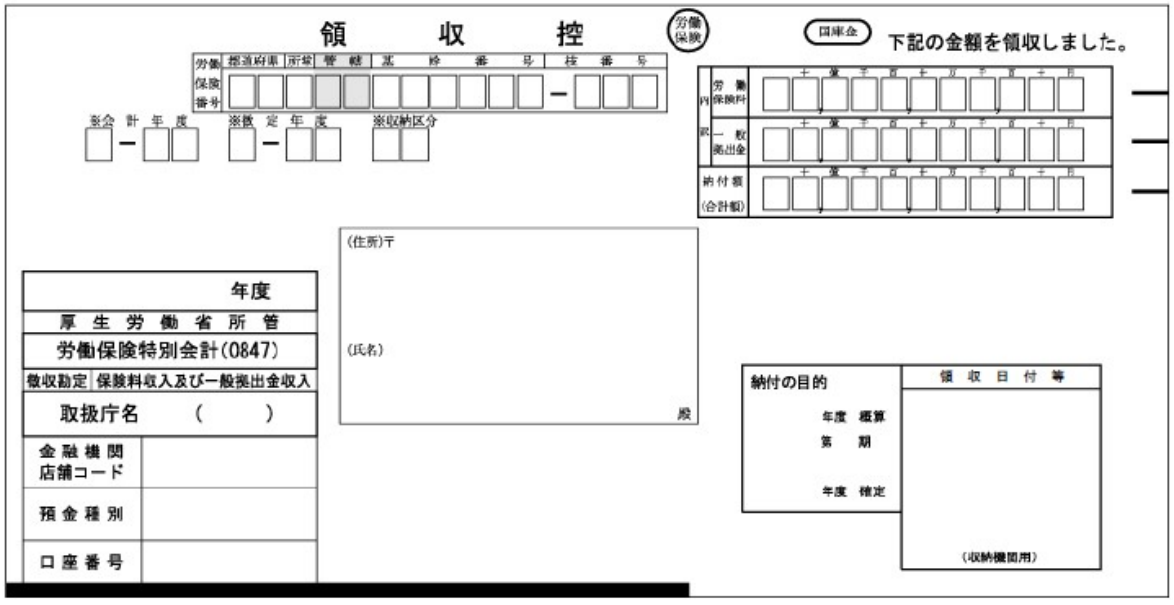

第三片

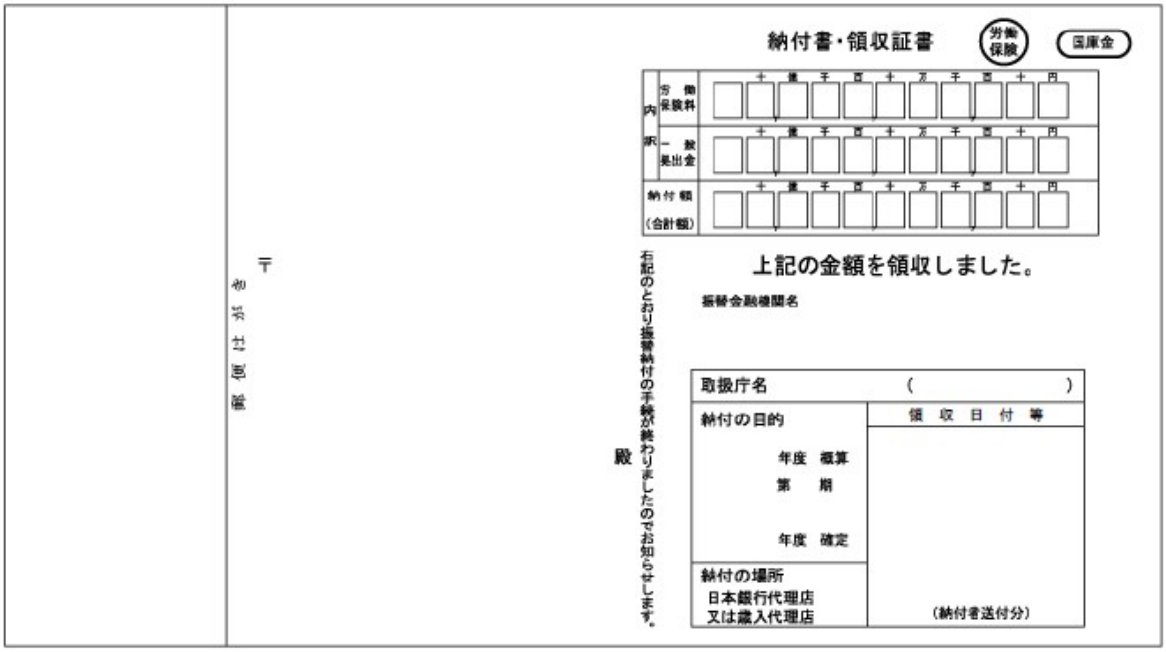


備　考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦 11cm、横 21cm とすること。

2　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続すること。

3　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和２２年大蔵省令第９３号）第８６条の２の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和４０年大蔵省令第６７号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付すること。

4　労働保険番号、年度、金額その他の数字は、アラビア数字で明りょうに記入すること。

5　住所氏名欄は、左端から5.8cm、上端から3.8cmの部分に縦3.3cm、横6.3cmの大きさで設けること。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第５号（４）　（道路交通法施行規則別記様式第２８）

第一片

㊞　納付書・領収証書　国庫金

（番　号）

（注意）
1　金額欄の数字の訂正はできません。
2　この納付書は３枚１組となっていますから３枚とも納付場所に提出して下さい。

住　所
氏　名　殿

| 一般会計 | 内閣府主管（番　号） |
|---|---|
| （取扱庁名（番　号）） | |
| 金　額　万　千　百　十　円 | |

| 納付区分 | 仮　本　指 |
|---|---|
| 告知通告指示 | 令和　年　月　日 |
| 納付場所 | 日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店 |
| 納付期限 | 令和　年　月　日限り |

現金納付
（有価証券又は収入印紙による納付はできません。）

上記の金額を領収しました。
（領収日付印）

納付期限後に納付することはできません。

第二片

㊞　領　収　控　国庫金

（年　度）　（番　号）

住　所
氏　名　殿

| 一般会計 | 内閣府主管（番　号） |
|---|---|
| （取扱庁名（番　号）） | |
| 金　額　万　千　百　十　円 | |

| 納付場所 | 日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店 |
|---|---|
| 納付期限 | 令和　年　月　日限り |

上記の金額を領収しました。
（領収日付印）

第三片

㊞　領収済通知書　国庫金

（年　度）　（番　号）

納付者通知票（番　号）

| 通　知 | 令和　年　月　日 |
|---|---|
| 金　額 | 万　千　百　十　円 |
| 納付期限 | 令和　年　月　日 |
| 領　収 | 令和　年　月　日 |
| 納付区分 | 仮　本　指 |
| 告知通告指示 | 令和　年　月　日 |

住　所
氏　名　殿

| 一般会計 | 内閣府主管（番　号） |
|---|---|
| （取扱庁名（番　号）） | |
| 金　額　万　千　百　十　円 | |

| 納付場所 | 日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店 |
|---|---|
| 納付期限 | 令和　年　月　日限り |

上記の金額を領収しました。
（領収日付印）

（宛先）（歳入徴収官又は歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

備　考

1　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
2　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
3　第１片の「㊒」を赤色とし、「納付期限」欄及び「現金納付」を赤枠で囲み、「現金納付」を太字体とする。
4　「納付区分」欄の「仮」は告知する場合に、「本」は通告する場合に、「指」は家庭裁判所の指示を受けた者に交付する場合にそれぞれ○で囲むものとする。
5　納付書を再発行するときは、各片上欄左肩に再○○（○○は警察署名等）を押印するものとする。
6　各片の右最上欄の番号及び第３片の納付者通知票の番号は、告知書の番号（指示に係る納付の場合にあつては指示書の番号）と同一とする。
7　用紙の大きさは、各片とも、おおむね縦９センチメートル、横２１センチメートルとする。
8　日本産業規格Ｘ００１２（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、１及び２にかかわらず、左から納付書・領収証書、領収控及び領収済通知書の順に連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。この場合には、７にかかわらず、３片を連続して接続した用紙の大きさは、おおむね縦１１センチメートル、横２３センチメートルとする。
9　上記各号に掲げるもののほか、歳入徴収官事務規程（昭和２７年大蔵省令第１４１号）別紙第４号書式の備考によるものとする。

※　備考８に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、書式第５号（４）の２の書式が使用される。

書式第５号（４）の２　（平成２７年警察庁丙交指発第４号、丙交企発第５号）　※非衝撃式印字装置により作成する場合に使用される。

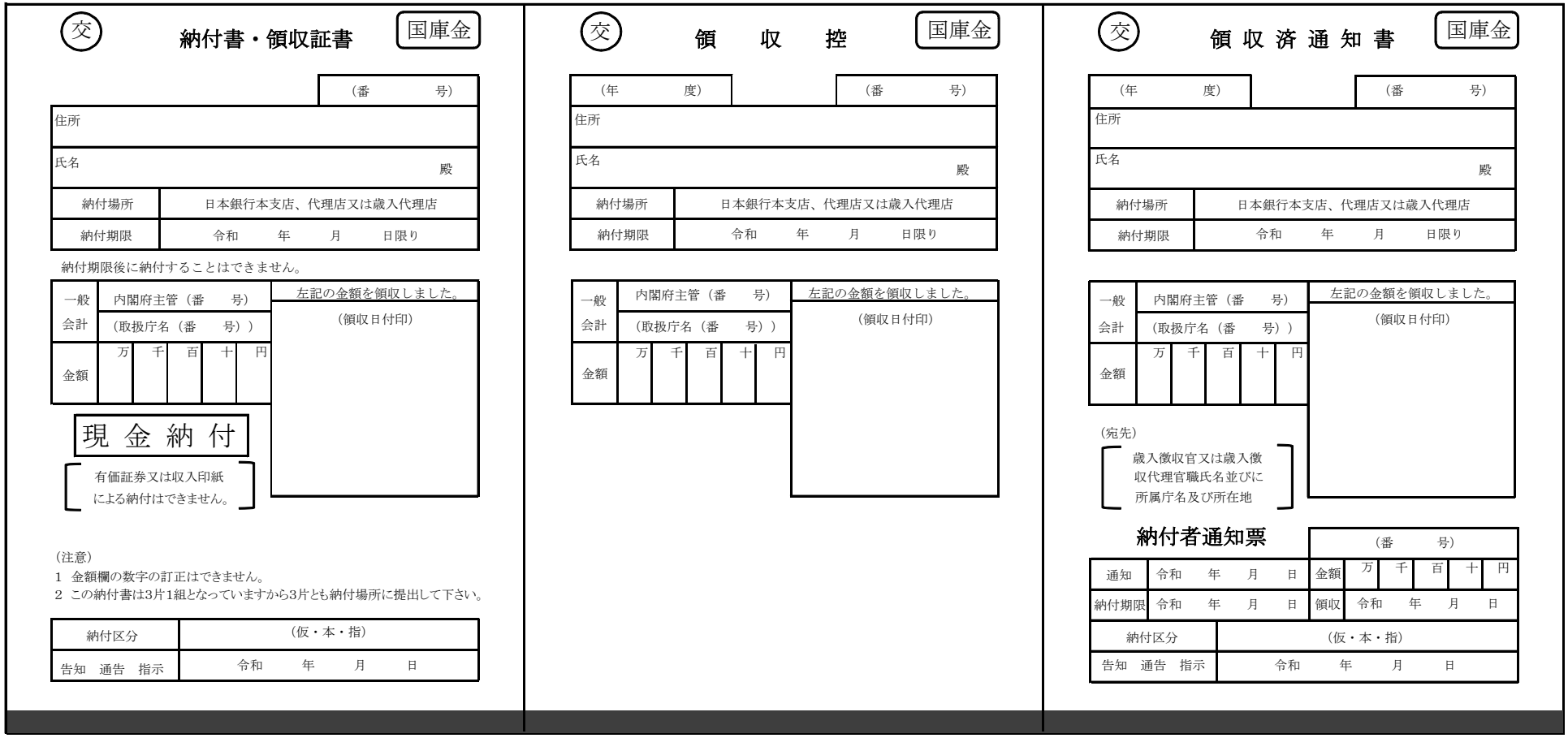


備考　１　「納付区分」欄は、告知する場合には「仮」の文字を、通告する場合には「本」の文字を、家庭裁判所の指示を受けた者に交付する場合には「指」の文字を記載するものとする。
２　納付書を再発行するときは、各片上欄左肩に〔再○○〕（○○は警察署名等）を押印するものとする。
３　各片の右上欄の番号及び納付者通知票の番号は、告知書の番号（指示に係る納付の場合にあつては指示書の番号）と同一とする。
４　用紙の大きさは、おおむね縦１１センチメートル、横２３センチメートルとする。
５　「領収日付印」欄の大きさは、おおむね縦３センチメートル、横３センチメートルとする。
６　上記各号に掲げるもののほか、歳入徴収官事務規程（昭和２７年大蔵省令第１４１号）別紙第４号書式の備考によるものとする。

書式第５号（５）　（昭和４６年蔵計第１１８０号）

（第１片）

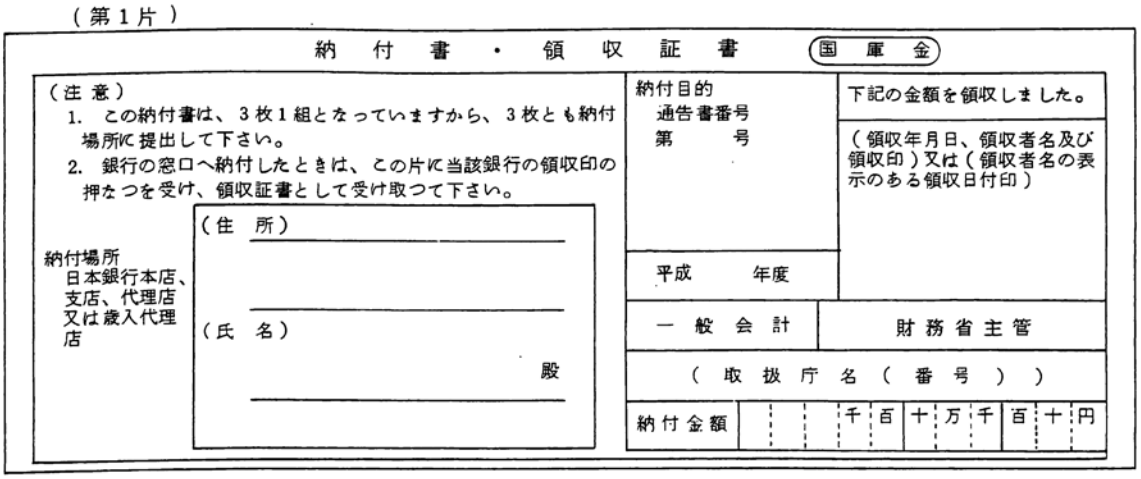


（第２片）

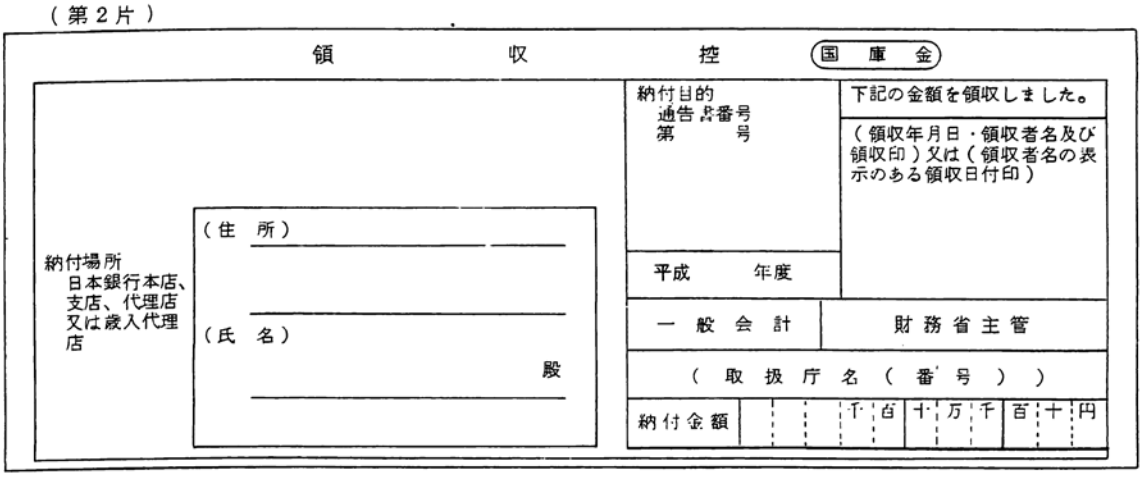


（第３片）

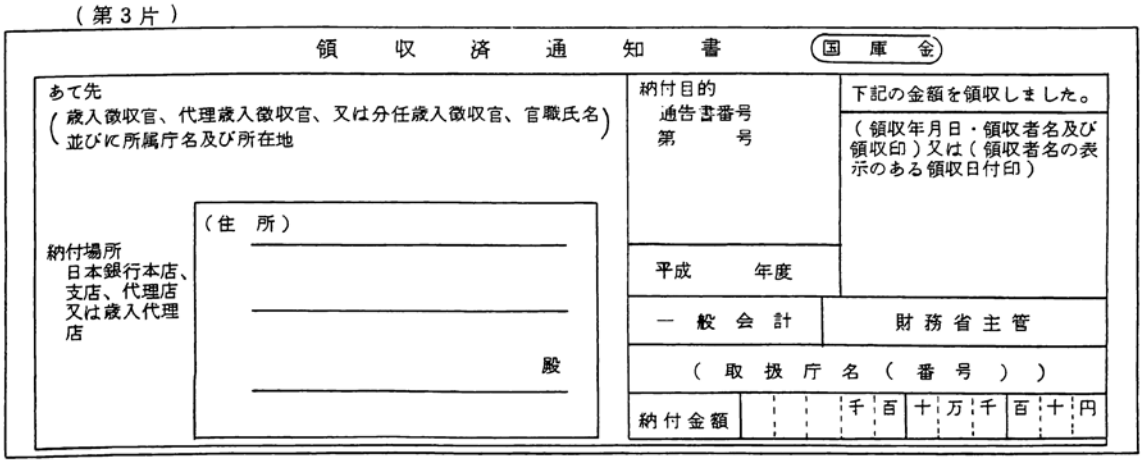


備　考

歳入徴収官事務規程別紙第４号書式の備考は、本書式に準用する。この場合において、同書式備考中「納入告知書」とあるのは「納付書」と、「納入の告知」とあるのは「納付の請求」と読み替えるものとする。

書式第５号（６）　（子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令別紙書式）

（第１片）

納付書・領収証書　　国庫金　　子ども・子育て

（納入者）
※住所
※氏名
殿

| ※令和　年度 | 年金特別会計（番号） | 内閣府及び厚生労働省所管 |
|---|---|---|
| 取扱庁名 | 厚生労働省年金局事業企画課 | （番号） |

| 子ども・子育て支援勘定 | 拠出金収入 | 事業主拠出金収入 | 事業主拠出金収入 |
|---|---|---|---|
| | 雑収入 | 雑収入 | 雑収入 |
| ※事業主拠出金 | 百 十 万 千 | 百 十 | 円 |
| ※延滞金 | | | |
| ※合計額 | | | |

※　納付目的　事業主拠出金
　　取立年月　令和　年　月
　　納付場所　日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店

上記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

注意
1　納付金額を納付するときは、※印のところを記入し、納付場所に納付して下さい。
2　納付したときは、必ず領収者から領収証書を受け取って下さい。

◎　この納付書は、３枚１組の複写式となっていますから、３枚とも納付場所に提出して下さい。

（第２片）

領収控　　国庫金　　子ども・子育て

（納入者）
※住所
※氏名
殿

| ※令和　年度 | 年金特別会計（番号） | 内閣府及び厚生労働省所管 |
|---|---|---|
| 取扱庁名 | 厚生労働省年金局事業企画課 | （番号） |

| 子ども・子育て支援勘定 | 拠出金収入 | 事業主拠出金収入 | 事業主拠出金収入 |
|---|---|---|---|
| | 雑収入 | 雑収入 | 雑収入 |
| ※事業主拠出金 | 百 十 万 千 | 百 十 | 円 |
| ※延滞金 | | | |
| ※合計額 | | | |

※　納付目的　事業主拠出金
　　取立年月　令和　年　月

上記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（第３片）

領収済通知書　　国庫金　　子ども・子育て

（納入者）
※住所
※氏名
殿

| ※令和　年度 | 年金特別会計（番号） | 内閣府及び厚生労働省所管 |
|---|---|---|
| 取扱庁名 | 厚生労働省年金局事業企画課 | （番号） |

| 子ども・子育て支援勘定 | 拠出金収入 | 事業主拠出金収入 | 事業主拠出金収入 |
|---|---|---|---|
| | 雑収入 | 雑収入 | 雑収入 |
| ※事業主拠出金 | 百 十 万 千 | 百 十 | 円 |
| ※延滞金 | | | |
| ※合計額 | | | |

※　納付目的　事業主拠出金
　　取立年月　令和　年　月

上記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

あて先　　歳入徴収官
厚生労働省年金局事業企画課長

備考　1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。
2　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続すること。
3　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の２の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付すること。
4　年度、納入者及び金額の欄は、納入者において記入させること。
5　※印が付されている事項及び金額は、裏面塗装カーボンによる複写により記入すること。
6　年度、金額その他の数字は、アラビア数字で明瞭に記入すること。
7　用紙の下辺は青色で着色すること。
8　住所氏名欄は、左端から２cm、上端から0.9cmを超える部分に縦4.5cm、横８cmの大きさで設けること。
9　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第５号（７）　（昭和４８年蔵計第４０６１号）

（第１片）

納付書・領収書（国庫金）㊕

※納付目的
（注意）延滞金を支払わなければならない場合において、領収しました金額が元本、延納利子及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは領収しました金額を延滞金、延納利子及び元本の順に充当します。

※納付期限
平成　年　月　日

※納付場所
日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店もしくは当財務局、財務事務所、出張所収入官吏

（住所）

（氏名）

殿

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 納入告知書番号 | ／ | | ― | | ― | | | | |
| 延滞金の計算方法 | 日歩　銭 | 年　% | 下記の合計額を領収しました | | | | | | |
| | 計算方法は裏面をごらん下さい | | | | | | | | |
| 歳入所属年度 | ／ | 平成　年度 | | | | | | | |
| | 翌年度５月１日以降現年度組入 | | | | | | | | |
| 一般会計 | 財務省主管(6094) | | | | | | | | |
| 取扱庁名(番号) | | | | | | | | | |
| | ／ | | ／ | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | ／ | | | | | | | |
| | | | ／ | | | | | | | |
| 合　計　額 | | | ／ | | | | | | | |

◎ この納付書は、３枚１組の複写式となっていますから３枚とも納付場所に提出して下さい。

（第２片）

領　収　控（国庫金）㊕

※納付目的

※納付期限
平成　年　月　日

※納付場所
日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店もしくは当財務局、財務事務所、出張所収入官吏

（住所）

（氏名）

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 納入告知書番号 | ／ | | ― | | ― | | | | |
| 延滞金の計算方法 | 日歩　銭 | 年　% | 下記の合計額を領収しました | | | | | | |
| | 計算方法は裏面をごらん下さい | | | | | | | | |
| 歳入所属年度 | ／ | 平成　年度 | | | | | | | |
| | 翌年度５月１日以降現年度組入 | | | | | | | | |
| 一般会計 | 財務省主管(6094) | | | | | | | | |
| 取扱庁名(番号) | | | | | | | | | |
| | ／ | | ／ | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | ／ | | | | | | | |
| | | | ／ | | | | | | | |
| 合　計　額 | | | ／ | | | | | | | |

（第３片）

領収済通知書（国庫金）㊕

※納付目的
あて先（歳入徴収官等住所、氏名）

※納付期限
平成　年　月　日

| 財務局整理欄 | | |
|---|---|---|
| 科　目 | 延滞日数 | 日 |
| 延滞金 | | 円 |
| 延納利子 | | 円 |
| 元　本 | | 円 |
| 計 | | 円 |

（住所）

（氏名）

| 財務局整理印 | 管理簿 | | 未済票 | | 徴収簿 | | 総括簿 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 納入告知書番号 | ① | | ― | | ― | | | | |
| 延滞金の計算方法 | 日歩　銭 | 年　% | 下記の合計額を領収しました | | | | | | |
| | 計算方法は裏面をごらん下さい | | | | | | | | |
| 歳入所属年度 | ② | 平成　年度 | | | | | | | |
| | 翌年度５月１日以降現年度組入 | | | | | | | | |
| 一般会計 | 財務省主管(6094) | | | | | | | | |
| 取扱庁名(番号) | | | ③ | 収納　年　月　日 | | | | | |
| | | | ④ | 収納機関コード | | | | | |
| | ⑤ | | ⑥ | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | ⑦ | | | | | | | |
| | | | ⑧ | | | | | | | |
| 合　計　額 | | | ⑨ | | | | | | | |

（編注）財務局および財務事務所（出張所を含む）の歳入徴収事務にかかる特例書式で、納期限を経過した歳入について、債務者の資力に応じて逐次払込ませる場合に使用される。

書式第５号（８）　削除

書式第５号（９）　削除

書式第５号（１０）　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の１１書式）

第一片

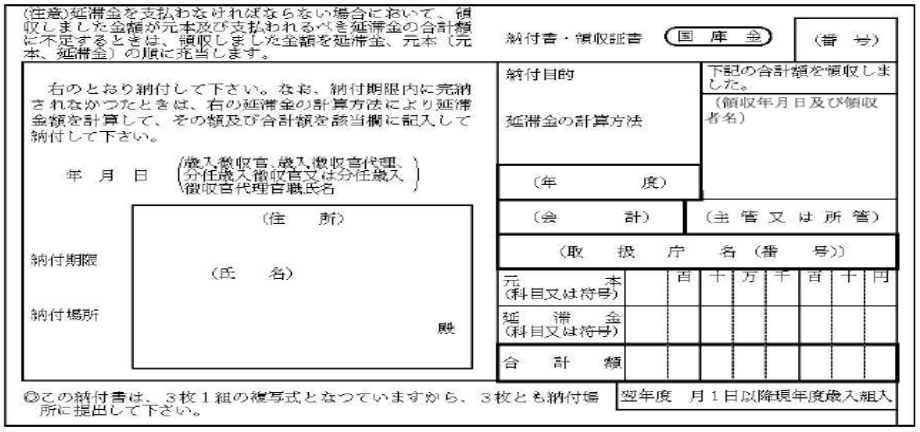


第二片

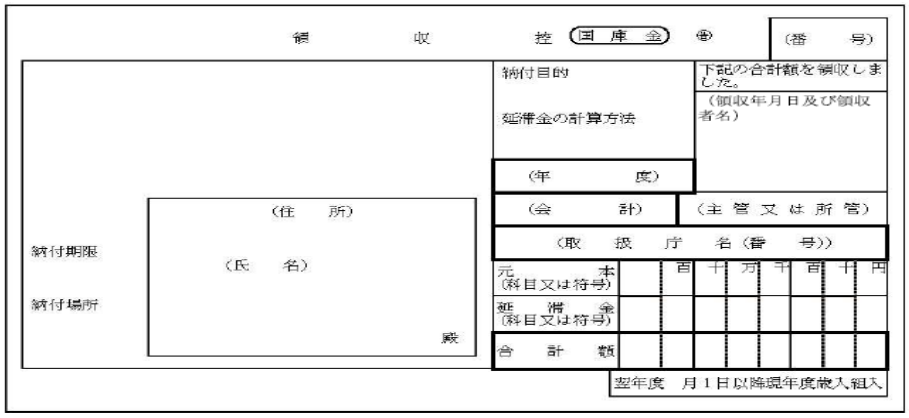


第三片

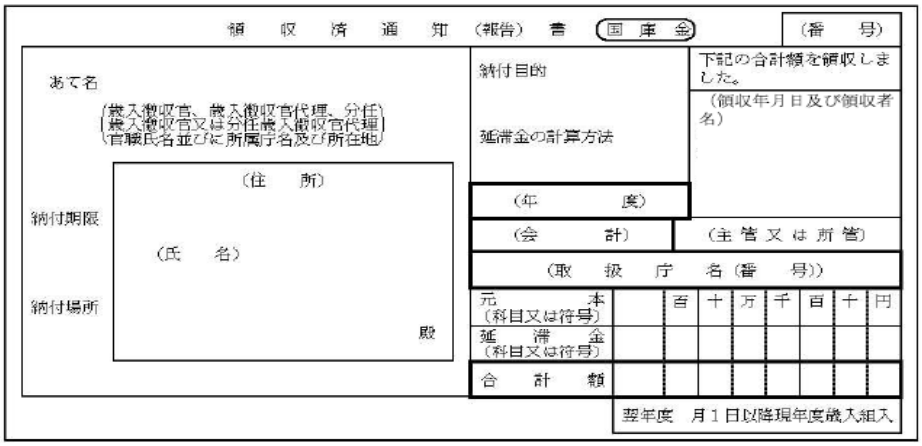


備　考

１　歳入徴収官事務規程別紙第４号書式の備考は、本書式に準用する。この場合において、同書式備考中「納入告知書」とあるのは「納付書」と、「納入の告知」とあるのは「納付の請求」と読み替えるものとする。

２　歳入徴収官事務規程第２１条の２の規定により作成する納付書にあっては、納付目的の欄に主たる債務者の住所及び氏名又は名称並びに納付の請求の理由を付記するものとする。

書式第５号（１１）　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の９書式）

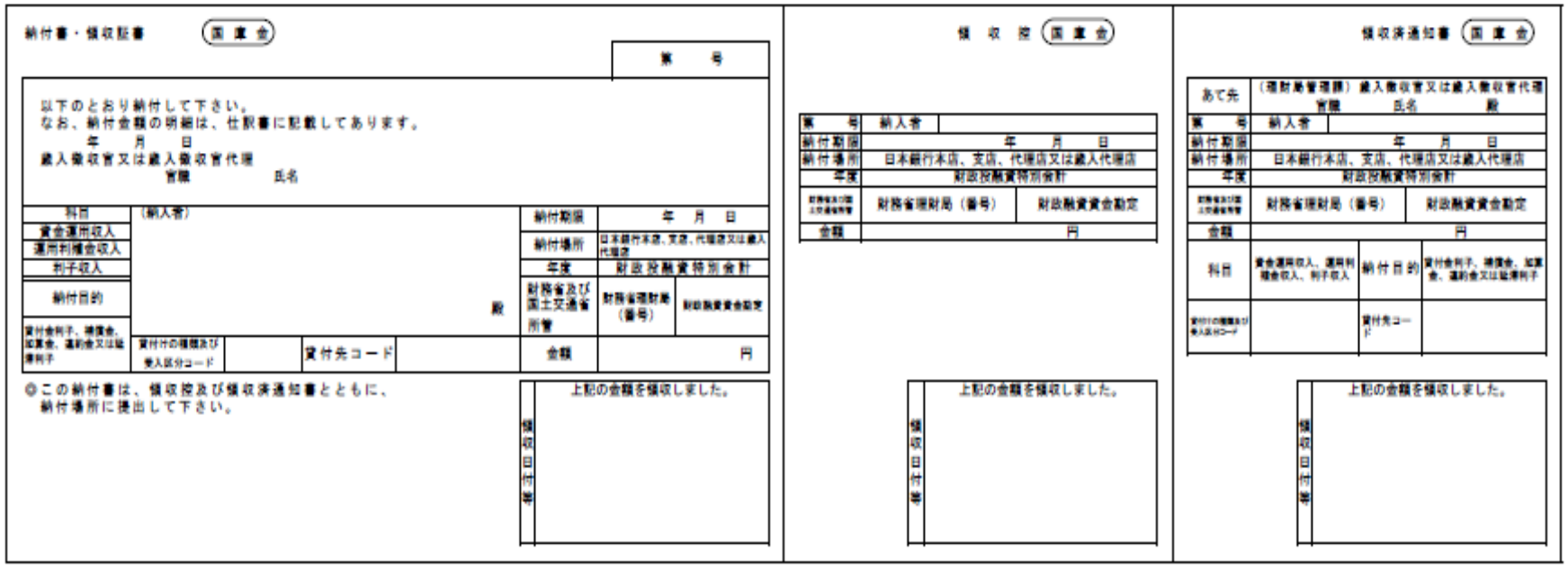


備考　歳入徴収官事務規程別紙４号の８書式の備考は、本書式に準用する。

書式第５号（１２）　（昭和４２年蔵計第６８号）

（第１片）

**納付書・領収証書**　国庫金　第　号

住所

氏名　殿

（注意）
1．金額欄の数字は訂正しないこと。
2．この納付書は３枚１組となっているから、３枚とも納付場所に提出すること。

| | | |
|---|---|---|
| 平成　年度 | 一般会計 | 法務省主管 |
| 取扱庁名 | （番　号） | |
| 納付金額 | 千 百 十 万 千 百 十 円 | |
| 納付目的 | A B C D E F G H | |
| 納付期限 | 平成　年　月　日 | 上記の金額を領収しました。 |
| 納付場所 | 日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店 | （領収日付印又は領収年月日、領収者名及び領収印） |
| 現金納付 | （有価証券又は収入印紙による納付はできません。） | |
| 原票番号 | 平成　年　号 | |

（第２片）

**領収控**　国庫金　第　号

住所

氏名　殿

| | | |
|---|---|---|
| 平成　年度 | 一般会計 | 法務省主管 |
| 取扱庁名 | （番　号） | |
| 納付金額 | 千 百 十 万 千 百 十 円 | |
| 納付期限 | 平成　年　月　日 | 上記の金額を領収しました。 |
| 納付場所 | 日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店 | （領収日付印又は領収年月日、領収者名及び領収印） |

（第３片）

**領収済通知書**　国庫金　第　号

住所

氏名　殿

送付先
（所　在　地）
（庁名及び担当課名）

| | | |
|---|---|---|
| 平成　年度 | 一般会計 | 法務省主管 |
| 取扱庁名 | （番　号） | |
| 納付金額 | 千 百 十 万 千 百 十 円 | |
| 納付目的 | A B C D E F G H | |
| 納付期限 | 平成　年　月　日 | 上記の金額を領収しました。 |
| 納付場所 | 日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店 | （領収日付印又は領収年月日、領収者名及び領収印） |
| 原票番号 | 平成　年　号 | |

書式第５号（１３）　削除
書式第５号（１４）　削除
書式第５号（１５）　削除
書式第５号（１６）　削除
書式第５号（１７）　削除
書式第５号（１８）　削除
書式第５号（１９）　削除

書式第５号（２０）　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の１５書式）

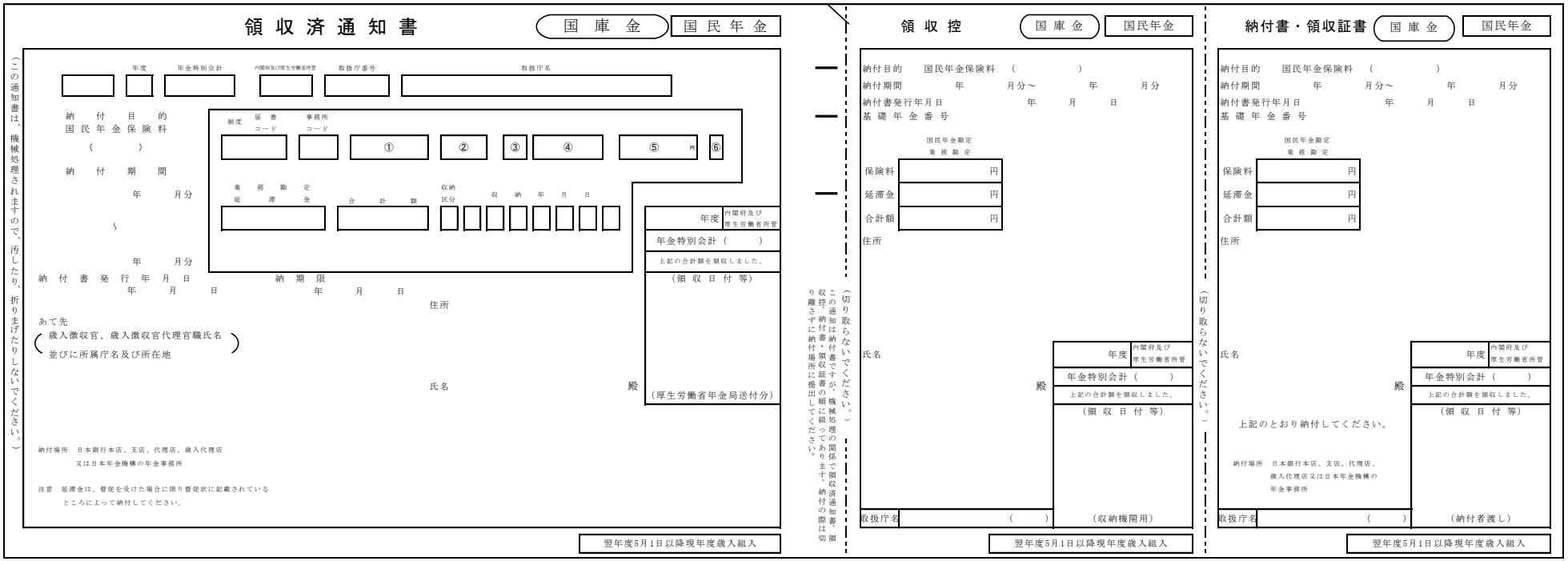


備考

1　用紙の寸法は、各片ともおおむね縦 11cm、横 36cm とする。

2　歳入徴収官事務規程別紙第４号書式の備考４は本書式に準用する。この場合において、同別紙第４号書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは、「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。

3　領収済通知書の中央上部欄の①欄から⑥欄には、光学式文字読取装置を使用して事務処理をするために必要な項目として、「基礎年金番号（①欄）」、「生年月日（②欄）」、「保険料種別（③欄）」、「納付期間（④欄）」、「保険料額の読取りの際の確認に関する事項（⑤欄及び⑥欄）」をアラビア数字で記入すること。

4　納入者に本書式にかかる納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。

5　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

※　納付書の領収控には、住所氏名欄が表示されないことがある。

書式第５号（２１）　（国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令別紙書式）

（第１片）

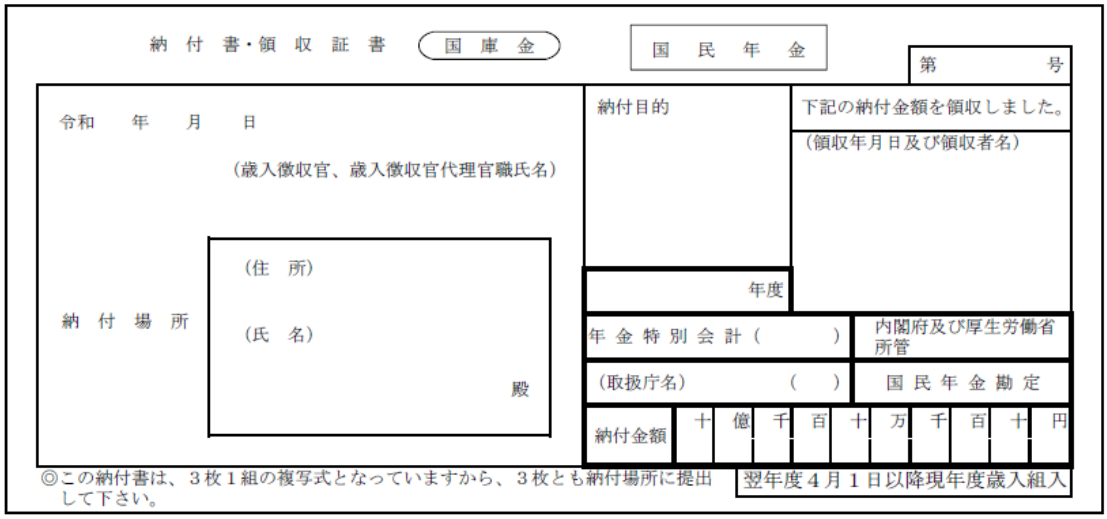


（第２片）

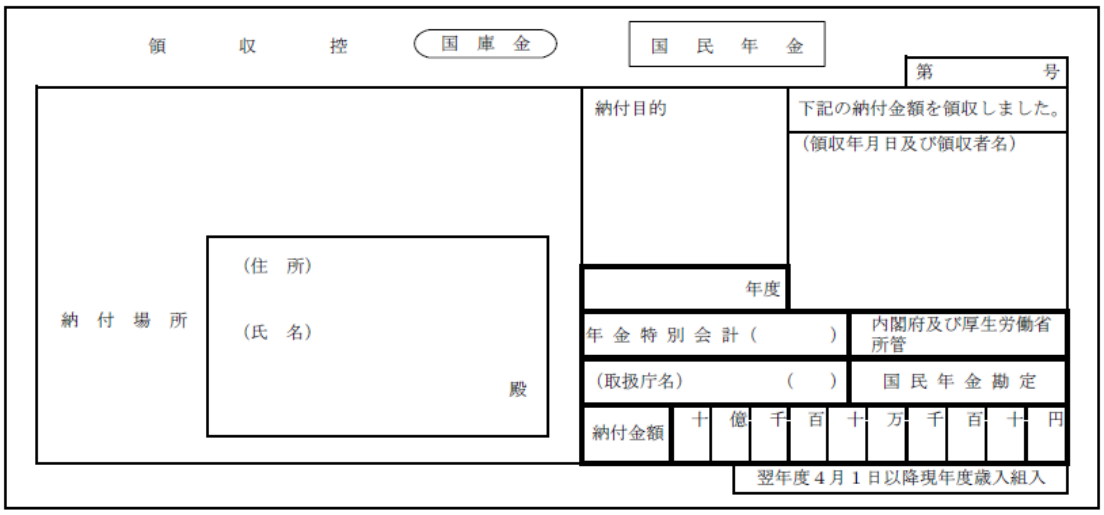


（第３片）

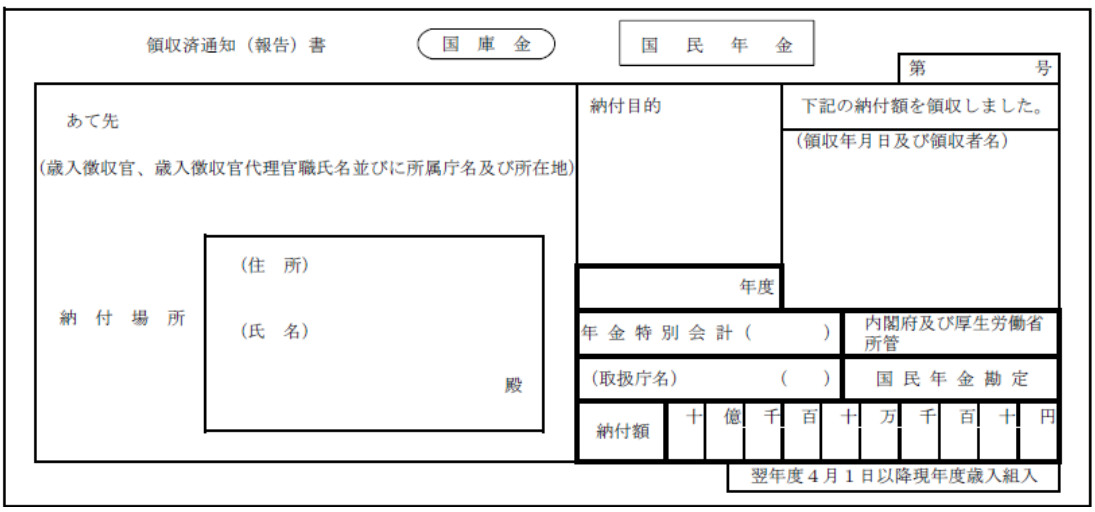

備　考

1　歳入徴収官事務規程別紙第４号書式の備考１及び３並びに４は本書式に準用する。

2　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続すること。

3　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

書式第５号（２２）　削除

書式第５号（２３）　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の１３書式）

第一片

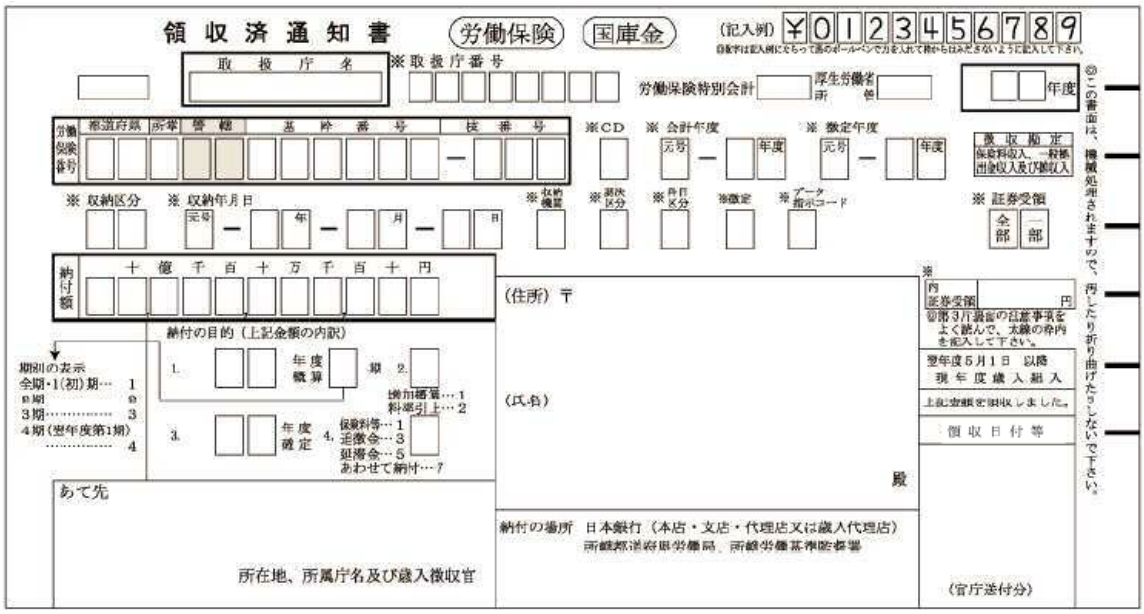


第二片

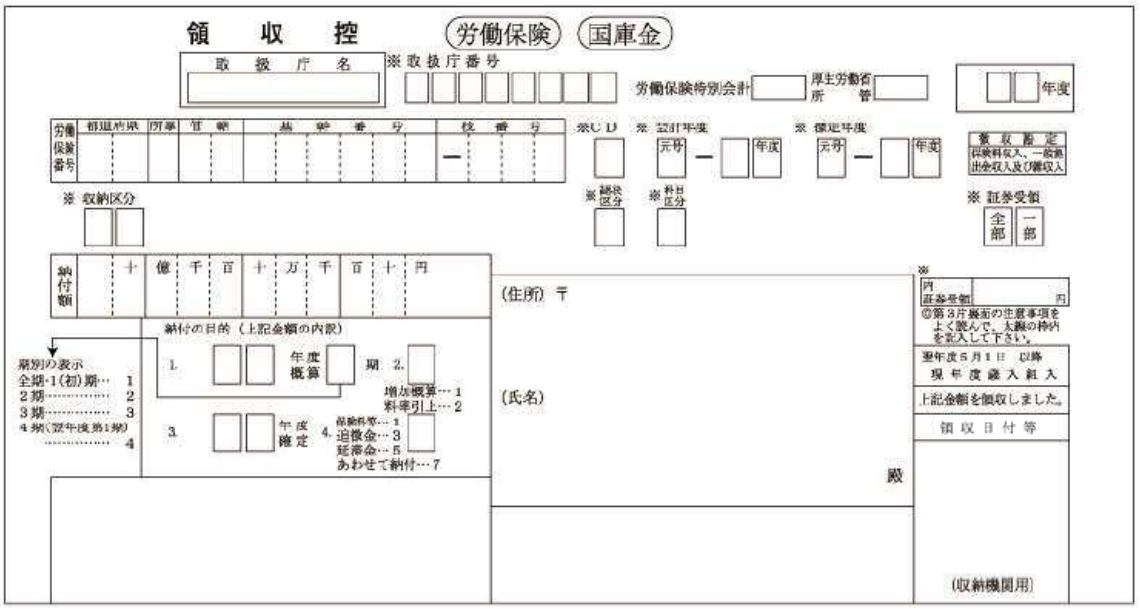

第三片

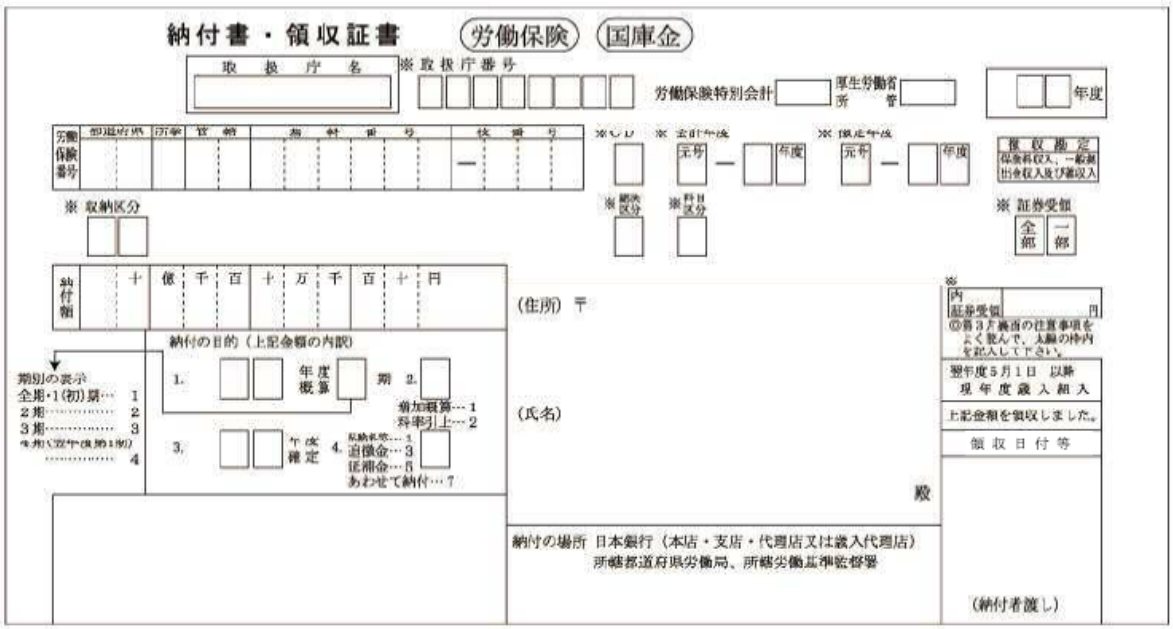


第三片裏面

注意事項

1 ※印のついた欄は記載しないで下さい。

2 納付額を記入するときは、必ずその前に「￥」記号を付して下さい。

3 この納付書は、3枚1組となっていますから、3枚とも納付の場所に提出して下さい。

備　考

1　用紙の寸法は、各片ともおおむね縦 11cm、横 21cm とする。

2　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　歳入徴収官事務規程別紙第４号書式の備考４、１４及び１５は本書式に準用する。この場合において、同別紙第４号書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。

4　労働保険料完納後、延滞金の未納額について納付の請求をするときは、「納付目的」欄は、未納に係る延滞金の計算期間を示し、直ちに納付すべき旨を記載するものとする。一般拠出金についても同様とする。

5　住所氏名欄は、左端から8.8cm、上端から5.1cmの部分に縦4.7cm、横8cmの大きさで設けること。

6　納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。

7　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

8　日本産業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、２にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

書式第５号（２３）の２（歳入徴収官事務規程別紙第４号の１６書式）

第一片

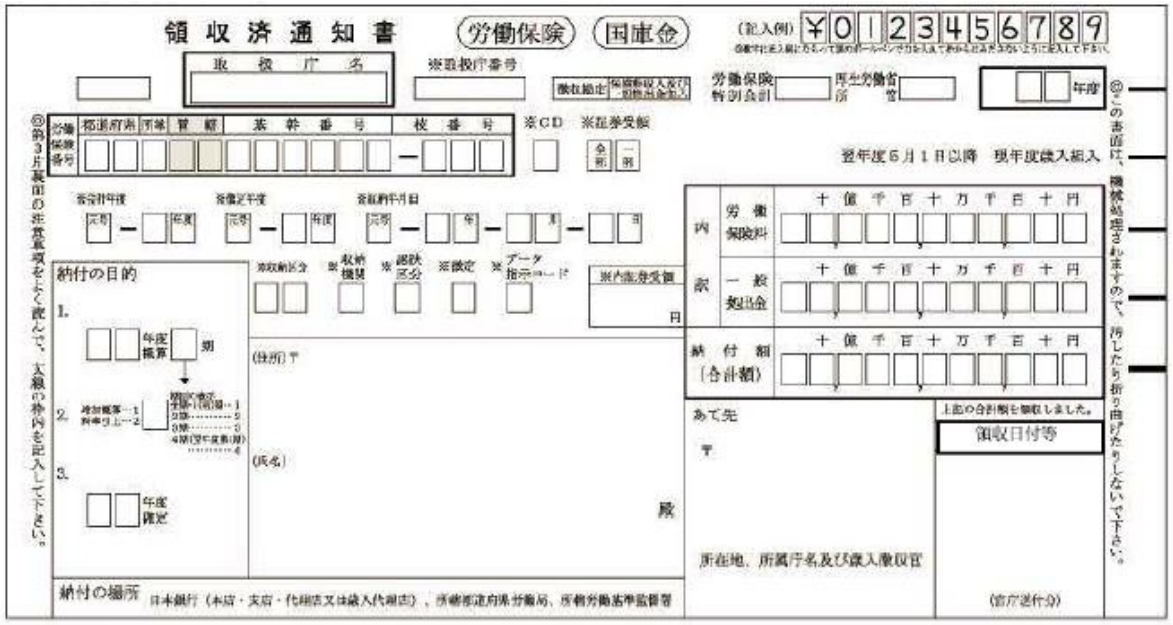


第二片

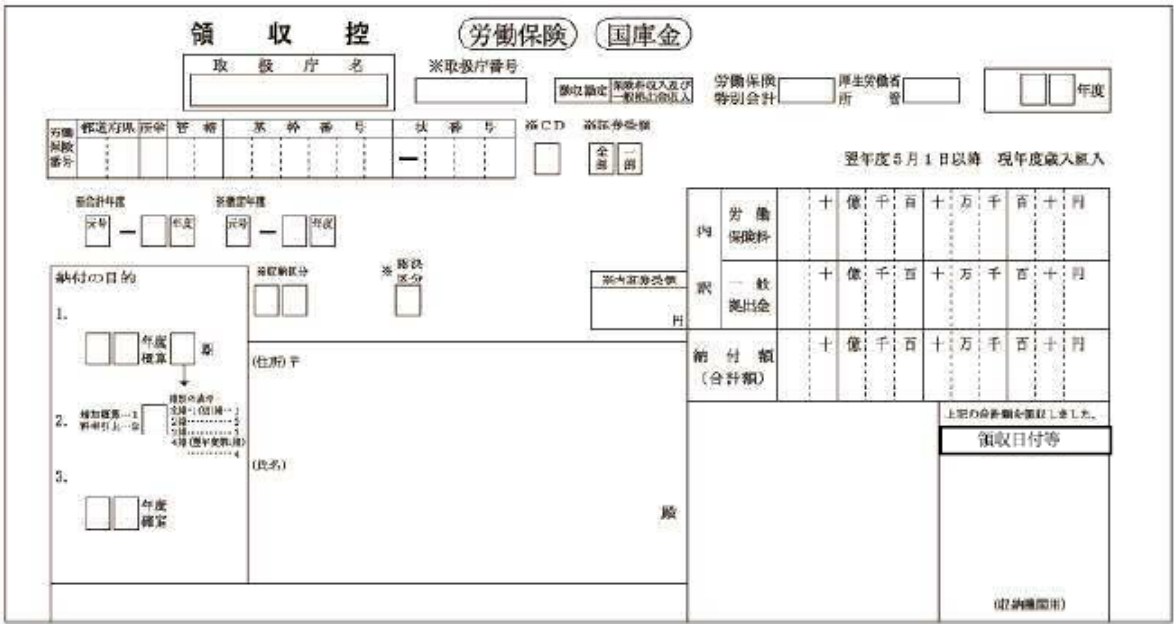

第三片

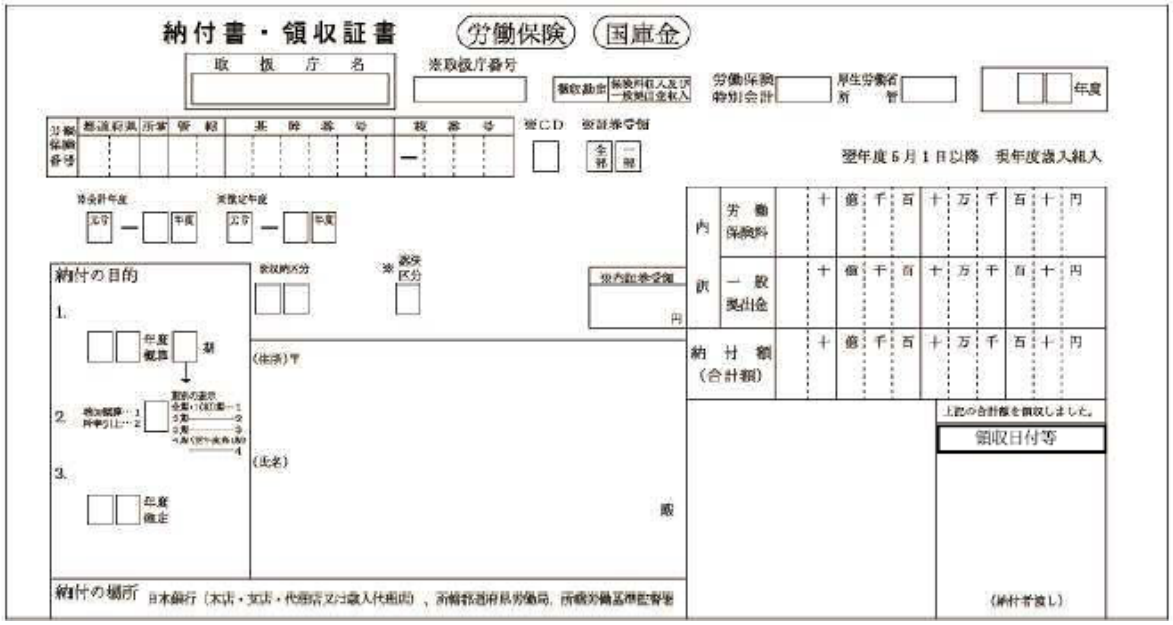


第三片裏面

注意事項

1 ※印のついた欄は記載しないで下さい。

2 納付額を記入するときは、必ずその前に「￥」記号を付して下さい。

3 この納付書は、3枚1組となっていますから、3枚とも納付の場所に提出して下さい。

備　考

1　用紙の寸法は、各片ともおおむね縦 11 ㎝、横 21 ㎝とする。

2　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　歳入徴収官事務規程別紙第４号書式の備考４、１４及び１５は本書式に準用する。この場合において、同別紙第４号書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。

4　住所氏名欄は、左端から 4.3 ㎝、上端から 6.0 ㎝の部分に縦 4.3 ㎝、横 8 ㎝の大きさで設けること。

5　納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

7　日本産業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、２にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

書式第５号（２４）　（歳入徴収官事務規程別紙第４の１４書式）

第一片

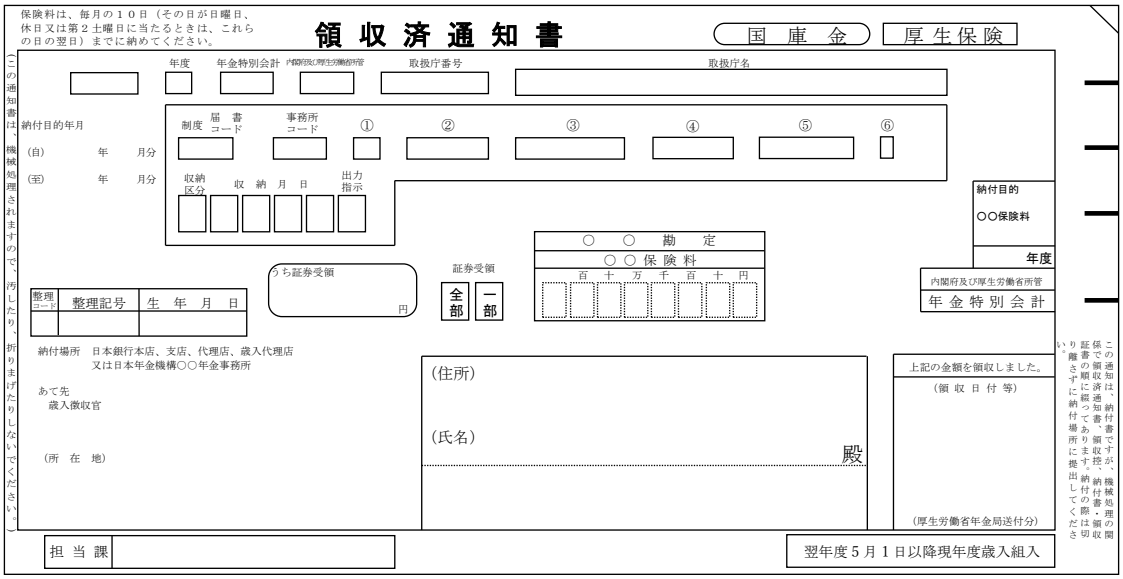


第二片

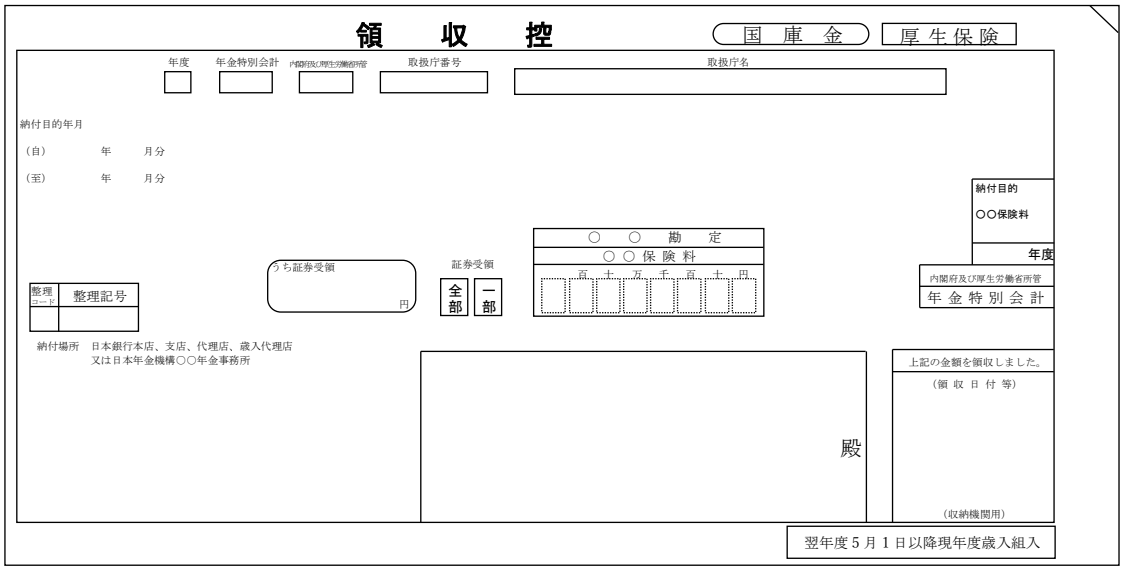


第三片

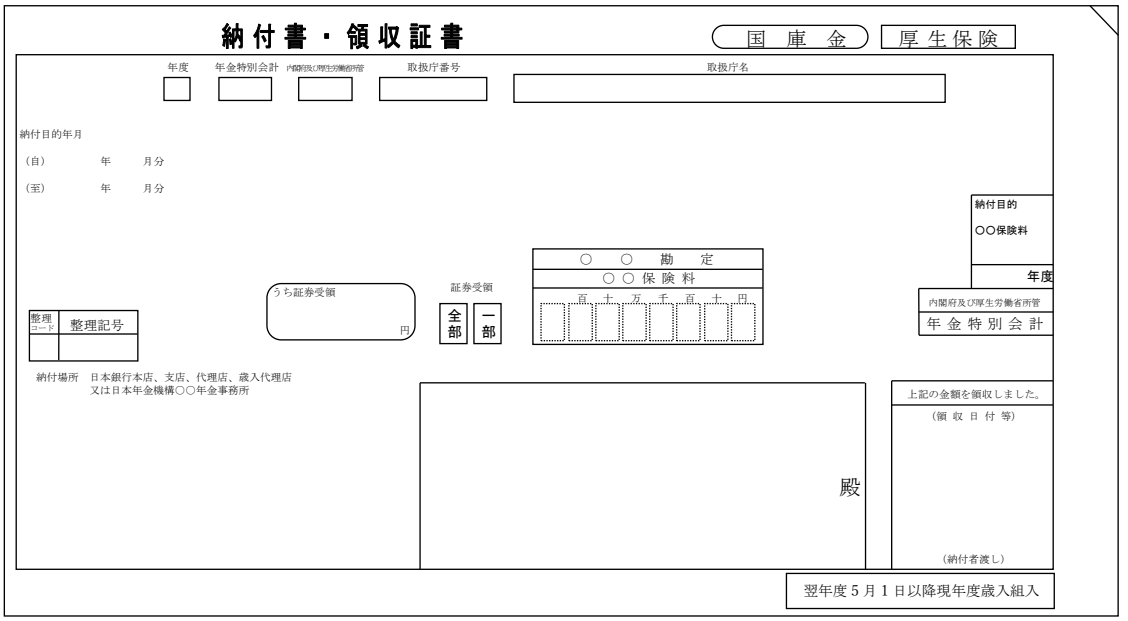

備　考

歳入徴収官事務規程別紙第 4 号の 4 書式の備考 1 から 7 まで及び 9 は本書式に準用する。この場合において、同別紙第 4 号の 4 書式の備考 5 中「事業所符号」とあるのは「被保険者証符号」と、「勘定別保険料額」とあるのは、「保険料額」と読み替えるものとする。

書式第５号（２５）　（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令書式）

（第一片）

**納付書・領収証書**　**国庫金**　**情報公開・個人情報保護・不服審査**

| | |
|---|---|
| | 令和　　年度　（所　　管） |
| | 特別会計（番　　号） |
| | （取扱庁名（番　　号）） |
| （住所）<br>（氏名）<br>殿 | 納付金額　千 百 十 万 千 百 十 円 |
| | 納付目的<br>開示請求手数料<br>開示実施手数料<br>行政機関等匿名加工情報手数料<br>写し等交付手数料 |
| | 納付場所<br>日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店） |
| | 上記の金額を領収しました。<br>（領収日付等） |

注意
１　納付金額を納付するときは、納付者の住所及び氏名並びに納付金額を明瞭に記入し、納付場所に納付して下さい。
２　納付したときは、必ず領収証書を受け取り、所定の書類又は用紙に添付又は貼付して、開示請求先若しくは開示の実施の方法等の申出先行政機関、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の相手方である行政機関又は審査庁若しくは再審査庁に提出して下さい。

| 請求窓口処理欄 |
|---|
| |

◎この納付書は、３枚１組の複写式となっていますから、３枚とも納付場所に提出して下さい。

（第二片）

**領　収　控**　**国庫金**　**情報公開・個人情報保護・不服審査**

| | |
|---|---|
| | 令和　　年度　（所　　管） |
| | 特別会計（番　　号） |
| | （取扱庁名（番　　号）） |
| （住所）<br>（氏名）<br>殿 | 納付金額　千 百 十 万 千 百 十 円 |
| | 納付目的<br>開示請求手数料<br>開示実施手数料<br>行政機関等匿名加工情報手数料<br>写し等交付手数料 |
| | 納付場所<br>日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店） |
| | 上記の金額を領収しました。<br>（領収日付等） |

（第三片）

**領収済通知書**　　国庫金　情報公開・個人情報保護・不服審査

あて先

（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

（住所）

（氏名）

殿

| 令和　年度 | （所　管） |
|---|---|
| 特別会計（番　号） | |
| （取扱庁名（番　号）） | |
| 納付金額 | 千 百 十 万 千 百 十 円 |
| 納付目的<br>開示請求手数料<br>開示実施手数料<br>行政機関等匿名<br>加工情報手数料<br>写し等交付手数料 | 上記の金額を領収しました。<br>（領収日付等） |
| 納付場所<br>日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店） | |

備　考

1　用紙の大きさは各片ともおおむね縦 11cm、横 21cm とすること。

2　各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。ただし、上端を接続することが事務処理上便宜である官署であっては、上端に太線を引き、上端を接続するものとする。

3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）については、複写により記入するものとする。

4　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程第８６条の２又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和４０年大蔵省令第６７号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

5　勘定のある特別会計にあっては、「(取扱庁名（番号）)」を「(取扱庁名(番号))　(勘定区分)」と読み替えるものとする。

6　分任歳入徴収官が発する納付書にあっては、領収控の片の左上余白に分任歳入徴収官官職氏名並びに所属庁名及び所在地を記入する。

7　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づいて手数料を納付するときは「個人情報保護」及び「不服審査」の文字を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて手数料を納付するときは「情報公開」及び「不服審査」の文字を、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づいて手数料を納付するときは「情報公開」及び「個人情報保護」の文字を、それぞれ抹消すること。

8　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第５号（２６）　（国家公務員宿舎法に基づく宿舎使用料の納付手続の特例に関する省令別紙書式）

（第１片）

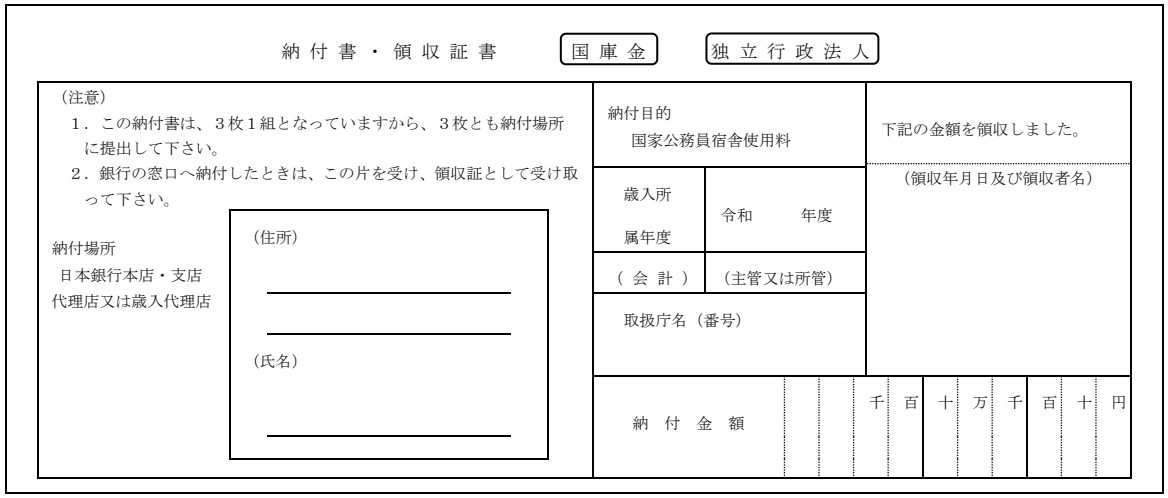


（第２片）

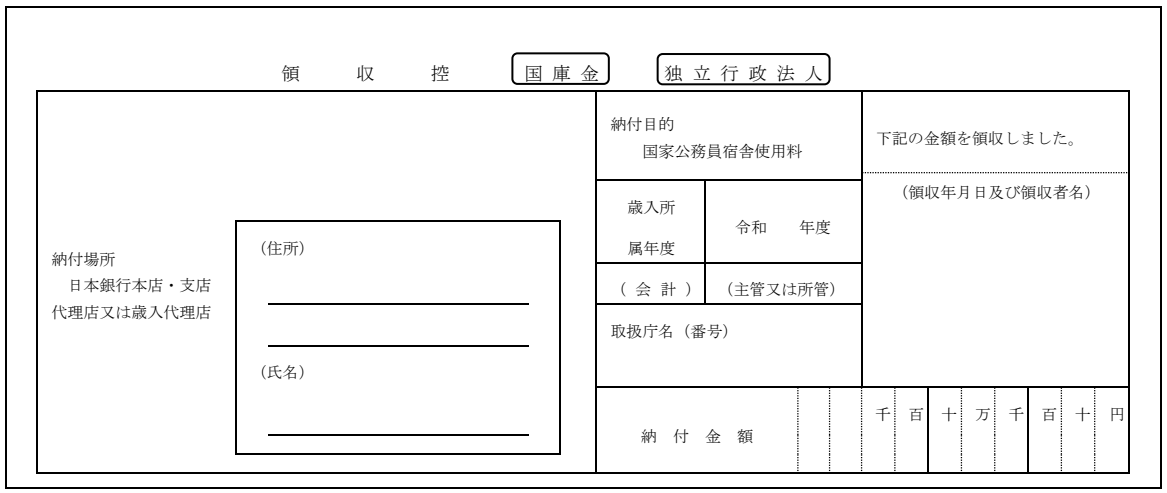


（第３片）

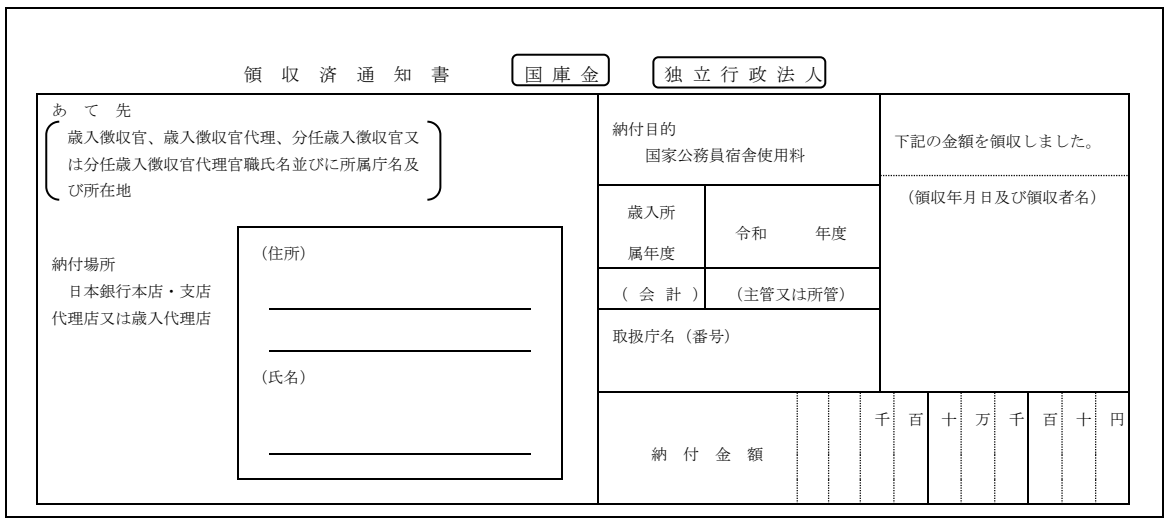


備考：歳入徴収官事務規程別紙第１号書式備考は、本書式に準用する。

書式第５号（２７）　（民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令別紙書式）

第一片

納付書・領収証書　国庫金　訴え提起等手数料

現金納付

（有価証券又は収入印紙による納付はできません。）

（住所）

（氏名）

殿

注意

1　納付金額を納付するときは、納付者の住所及び氏名並びに納付金額を明瞭に記入し、納付場所に納付してください。

2　納付したときは、必ず領収証書を受け取り、裁判所に提出してください。

令和　年度　裁判所主管

一般会計

（取扱庁名　裁判所　（番号））

| 納付金額 | | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

納付目的

裁判所

年（　）第　号

手数料

納付場所

日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）

上記の金額を領収しました。

（領収日付等）

◎この納付書は、３枚１組の複写式となっていますから、３枚とも納付場所に提出してください。

第二片

領　収　控　国庫金　訴え提起等手数料

（住所）

（氏名）

殿

令和　年度　裁判所主管

一般会計

（取扱庁名　裁判所　（番号））

| 納付金額 | | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

納付目的

裁判所

年（　）第　号

手数料

納付場所

日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）

上記の金額を領収しました。

（領収日付等）

第三片

領収済通知書　国庫金　訴え提起等手数料

あて先

（歳入徴収官、歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

（住所）

（氏名）

殿

令和　年度　裁判所主管

一般会計

（取扱庁名　裁判所　（番号））

| 納付金額 | | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

納付目的

裁判所

年（　）第　号

手数料

納付場所

日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）

上記の金額を領収しました。

（領収日付等）

備　考

1　用紙寸法は、各片ともおおむね縦11㎝、横21㎝とする。

2　各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

4　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和２２年大蔵省令第９３号）第８６条の２又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和４０年大蔵省令第６７号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

5　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第５号（２８）　（金融商品取引法等に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令別紙書式）

（第１片）

納　付　書・領　収　証　書　　国庫金　　第　　号

住所

氏名　　殿

（注意）
1　金額欄の数字は、訂正しないでください。
2　この納付書は、３枚１組となっていますから、３枚とも納付場所に提出してください。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 一般会計 | | | | | 主管 | | | |
| 取扱庁名 | 金　融　庁　（番　号） | | | | | | | | |
| 納付目的 | | | | | | | | | |
| 納付金額 | | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 納付期限 | 年　月　日 | | | | | | | | |
| 納付場所 | 日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店 | | | | | | | | |
| 現　金　納　付（有価証券又は収入印紙による納付はできません。） | | | | | | | | | |
| 原票番号又は処理簿番号 | 年　　号 | | | | | | | | |

上記の金額を領収しました。
（領収年月日及び領収者名）

（第２片）

領　収　控　　国庫金　　第　　号

住所

氏名　　殿

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 一般会計 | | | | | 主管 | | | |
| 取扱庁名 | 金　融　庁　（番　号） | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 納付金額 | | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 納付期限 | 年　月　日 | | | | | | | | |
| 納付場所 | 日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店 | | | | | | | | |

上記の金額を領収しました。
（領収年月日及び領収者名）

（第３片）

領　収　済　通　知　書　　国庫金　　第　　号

住所

氏名　　殿

あて先
（歳入徴収官、歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 一般会計 | | | | | 主管 | | | |
| 取扱庁名 | 金　融　庁　（番　号） | | | | | | | | |
| 納付目的 | | | | | | | | | |
| 納付金額 | | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 納付期限 | 年　月　日 | | | | | | | | |
| 納付場所 | 日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店 | | | | | | | | |
| 原票番号又は処理簿番号 | 年　　号 | | | | | | | | |

上記の金額を領収しました。
（領収年月日及び領収者名）

処分番号　　年　　号

備　考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦 11 センチメートル、横 21 センチメートルとし３枚複写式とする。

2　住所氏名欄は、左端から 2 センチメートル、上端から 0.9 センチメートルを超える部分に縦 4.5 センチメートル、横 8 センチメートルの大きさで設けること。

3　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和２２年大蔵省令第９３号）第８６条の２の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令(昭和４０年大蔵省令第６７号)附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を記入すること。

書式第５号（２９）　（地方法人特別税等に関する暫定措置法に基づく地方法人特別税の納付手続の特例に関する省令別紙書式）

第一片

納付書・領収証書　　国庫金　　地方法人特別税

令和　　年度　内閣府、総務省及び財務省所管
交付税及び譲与税配付金特別会計（番　　号）
（取扱庁名（番　　号））

（住所）

（氏名）　　殿

| 納付金額の計算 | 区分 | 金額 |
|---|---|---|
| | 納付額 ① | |
| | 還付額 ② | |
| | 還付金等返納額 ③ | |
| | 前月調整後不足額 ④ | |
| | 払込額・不足額 ⑤ ①−②+③−④ | |
| | 納付金額 | |

注意
1　この納付書は、３枚１組となっていますから、３枚とも納付場所に提出してください。
2　納付金額を納付するときは、納付者の住所及び氏名並びに納付金額を明瞭に記入し、納付場所に提出してください。

納付目的
地方法人特別税等に関する暫定措置法第１２条第３項に基づく地方法人特別税支払金

納付期限
令和　　年　　月　　日

納付場所
日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。
（領収日付等）

第二片

領収控　　国庫金　　地方法人特別税

令和　　年度　内閣府、総務省及び財務省所管
交付税及び譲与税配付金特別会計（番　　号）
（取扱庁名（番　　号））

（住所）

（氏名）　　殿

| 納付金額の計算 | 区分 | 金額 |
|---|---|---|
| | 納付額 ① | |
| | 還付額 ② | |
| | 還付金等返納額 ③ | |
| | 前月調整後不足額 ④ | |
| | 払込額・不足額 ⑤ ①−②+③−④ | |
| | 納付金額 | |

納付目的
地方法人特別税等に関する暫定措置法第１２条第３項に基づく地方法人特別税支払金

納付期限
令和　　年　　月　　日

納付場所
日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。
（領収日付等）

第三片

領収済通知書　　国庫金　　地方法人特別税

あて先　歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地

令和　　年度　内閣府、総務省及び財務省所管
交付税及び譲与税配付金特別会計（番　　号）
（取扱庁名（番　　号））

（住所）

（氏名）　　殿

| 納付金額の計算 | 区分 | 金額 |
|---|---|---|
| | 納付額 ① | |
| | 還付額 ② | |
| | 還付金等返納額 ③ | |
| | 前月調整後不足額 ④ | |
| | 払込額・不足額 ⑤ ①−②+③−④ | |
| | 納付金額 | |

納付目的
地方法人特別税等に関する暫定措置法第１２条第３項に基づく地方法人特別税支払金

納付期限
令和　　年　　月　　日

納付場所
日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。
（領収日付等）

備　考

１　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11㎝、横21㎝とすること。

２　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）については、複写により記入するものとする。

３　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和２２年大蔵省令第９３号）第８６条の２の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和４０年大蔵省令第６７号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

４　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第５号（２９）の２　（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に基づく特別法人事業税の納付手続の特例に関する省令別紙書式）

第一片

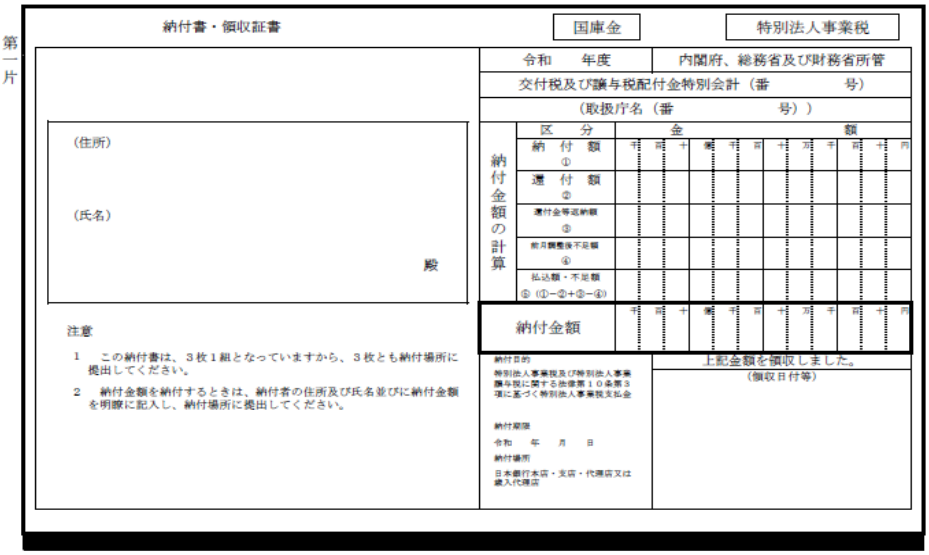


第二片

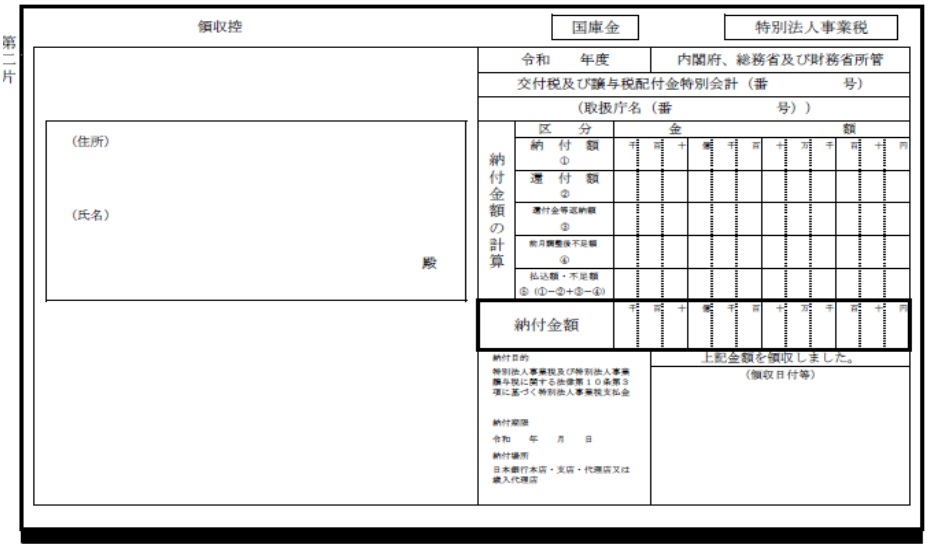


第三片

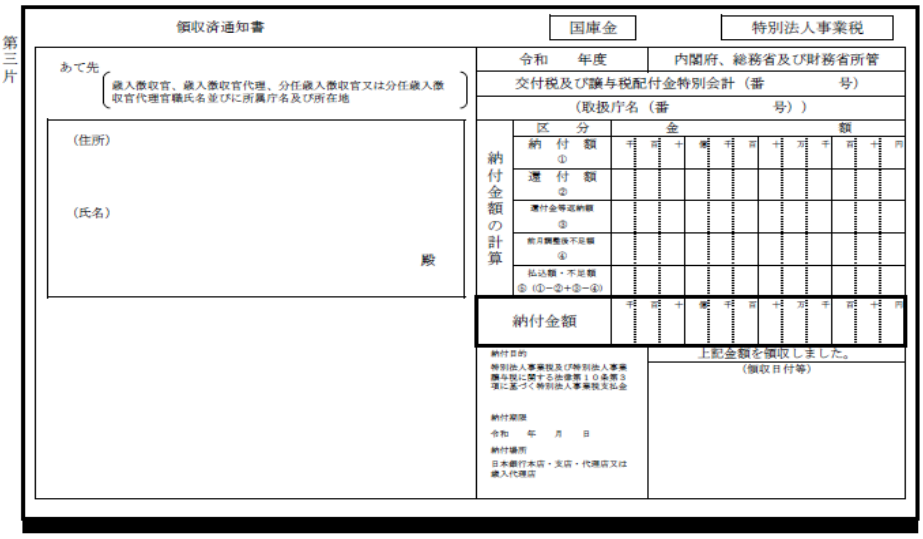

備　考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦 11 ㎝、横 21 ㎝とすること。

2　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）については、複写により記入するものとする。

3　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和 22 年大蔵省令第 93 号）第 86 条の 2 の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和 40 年大蔵省令第 67 号）附則第 4 項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

4　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第５号（３０）　（歳入徴収官事務規程別紙第４号の１２書式）

第一片

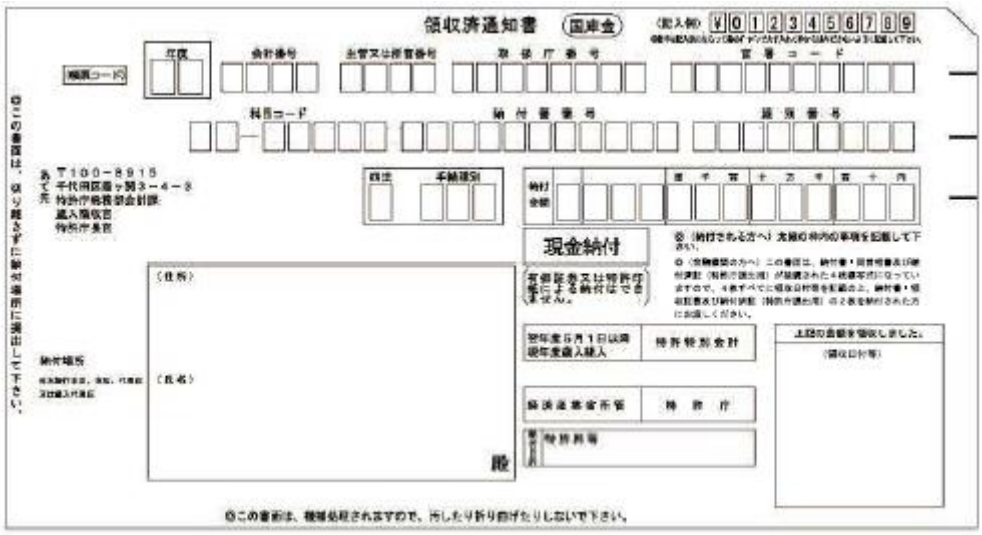


第二片

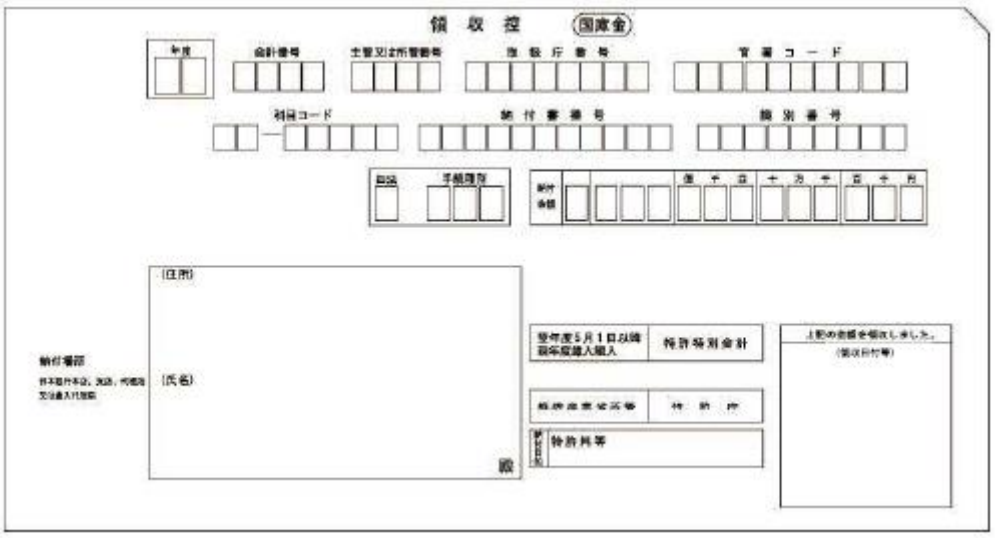


第三片

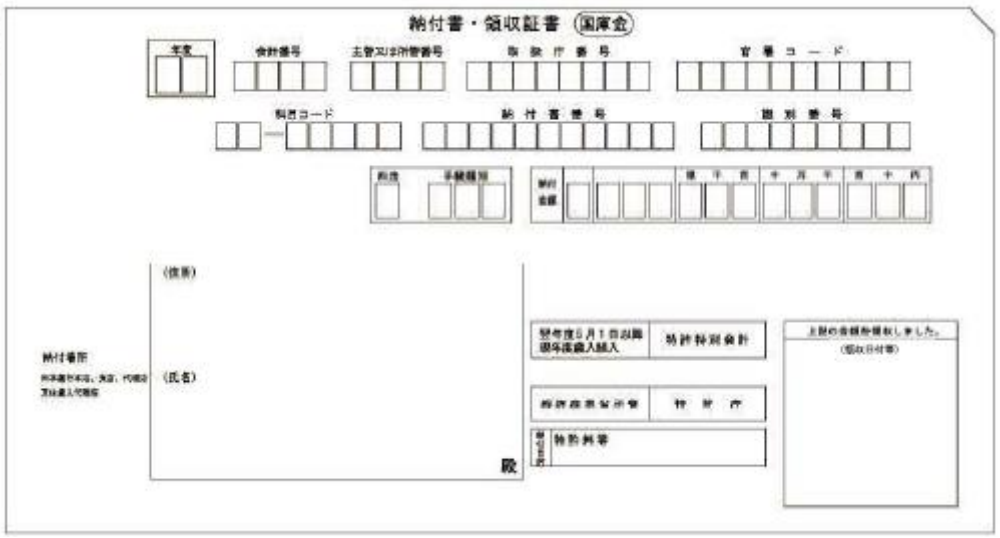

第四片

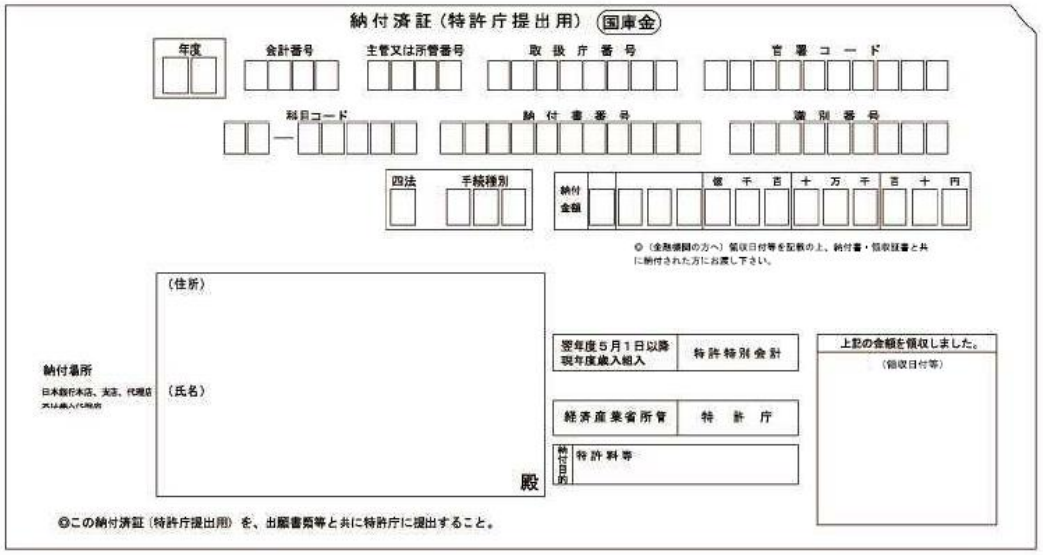


第四片裏面

1.「四法」欄は、表1に従ってコードを記載してください。
　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）第14条第1項の規定に基づいて予納を行う場合は、「5」を記載してください。
2.「手続種別」欄は、表2に従ってコードを記載してください。

○表1　四法コード

| 四　法 | コ ー ド |
|---|---|
| 特　許 | 1 |
| 実用新案 | 2 |
| 意　匠 | 3 |
| 商　標 | 4 |
| 共　通 | 5 |

○表2　手続種別コード

| 手　続　名 | コ ー ド |
|---|---|
| 出願関係の手続 | 0 1 0 |
| 審査請求又は実用新案技術評価の請求 | 0 1 1 |
| 承継の届出 | 0 1 2 |
| 期間の延長又は期日の変更の請求 | 0 1 3 |
| 書類、ひな形若しくは見本の閲覧、謄写の請求又は秘密意匠を示すべきことの請求 | 0 2 1 |
| 証明の請求 | 0 2 2 |
| 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第2条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う閲覧の請求又はファイルに記録されている事項を記載した書類の交付の請求 | 0 2 3 |
| 特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求 | 0 2 4 |
| 書類の謄本又は抄本の交付の請求 | 0 2 5 |
| 特許証又は登録証の再交付の請求 | 0 2 6 |
| 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律又はこれに基づく命令関係の手続 | 0 3 0 |
| 審判又は再審の請求 | 0 4 0 |
| 異議の申立て | 0 4 1 |
| 判定の請求、裁定の請求、裁定の取消しの請求、審判若しくは再審への参加申請、異議の申立てについての審理への参加申請又は明細書若しくは図面の訂正の請求 | 0 4 2 |
| 特許料又は登録料の納付（設定登録、更新登録又は更新登録申請時に納付するもの） | 0 5 1 |
| 特許料、割増特許料、登録料又は割増登録料の納付（051以外のもの） | 0 5 2 |
| 予納 | 0 6 0 |

備考

1　用紙寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。

2　各片は左側をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

4　取扱庁番号欄は、日本銀行国庫金取扱規程第86条の2又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第87号）附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

5　年度、金額その他の数字（あらかじめ印刷するものは除く。）は、アラビア数字で明りょうに記入すること。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第５号（３１）　（新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金の過誤払による返還金及び新型コロナウイルス感染症対策家賃支援給付金の過誤払による返還金の納付手続の特例に関する省令別紙書式）

第一片

納付書・領収証書　国庫金　持続化給付金・家賃支援給付金

| | |
|---|---|
| 年度 | 経済産業省主管 |
| 一般会計 | |
| （取扱庁名　中小企業庁　（番　号）） | |
| 納付金額　億 千 百 十 万 千 百 十 円 | |
| 納付目的<br>持続化給付金の返還・<br>家賃支援給付金の返還 | 上記の金額を領収しました。<br>（領収日付等） |
| 納付場所<br>日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店） | |

（住所）

（氏名）　殿

注意
納付金額を納付するときは、納付者の住所及び氏名並びに納付金額を明瞭に記入し、納付場所に納付して下さい。

歳入徴収官等処理欄

◎この納付書は、３枚１組となっていますから、３枚とも納付場所に提出して下さい。

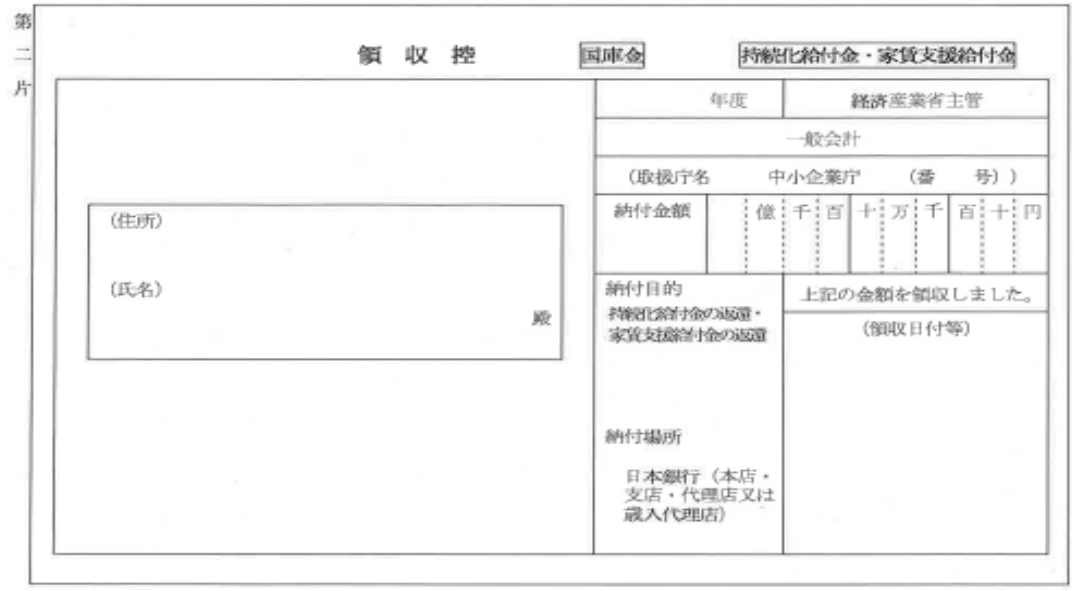
第二片

領　収　控　国庫金　持続化給付金・家賃支援給付金

| | |
|---|---|
| 年度 | 経済産業省主管 |
| 一般会計 | |
| （取扱庁名　中小企業庁　（番　号）） | |
| 納付金額　億 千 百 十 万 千 百 十 円 | |
| 納付目的<br>持続化給付金の返還・<br>家賃支援給付金の返還 | 上記の金額を領収しました。<br>（領収日付等） |
| 納付場所<br>日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店） | |

（住所）

（氏名）　殿

第三片

領収済通知書　国庫金　持続化給付金・家賃支援給付金

あて先

歳入徴収官、歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地

（住所）

（氏名）　殿

| 年度 | 経済産業省主管 |
|---|---|
| 一般会計 | |
| （取扱庁名　中小企業庁　（番　号）） | |
| 納付金額　億 千 百 十 万 千 百 十 円 | |
| 納付目的<br>持続化給付金の返還・<br>家賃支援給付金の返還 | 上記の金額を領収しました。<br>（領収日付等） |
| 納付場所<br>日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店） | |

備　　考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦 11 ㎝、横 21 ㎝とすること。

2　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程第 86 条の 2 又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和 40 年大蔵省令第 67 号）附則第 4 項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

3　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第６号　（出納官吏事務規程第１号書式）

（第１片）

現金払込書・領収証書　国庫金　（番　号）

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（収入官吏、収入官吏代理、分任収入官吏又は分任収入官吏代理官職氏名）

（年　　度）

（会　　計）　（主管又は所管）

（取扱庁名（番　号））

| 払込金額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

翌年度　月１日以降現年度歳入組入

（第２片）

領収控　国庫金　㊞　（番　号）

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（収入官吏、収入官吏代理、分任収入官吏又は分任収入官吏代理官職氏名）

（年　　度）

（会　　計）　（主管又は所管）

（取扱庁名（番　号））

| 払込金額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

翌年度　月１日以降現年度歳入組入

（第３片）

領収済通知書　国庫金　（番　号）

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

あて先
（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

（収入官吏、収入官吏代理、分任収入官吏又は分任収入官吏代理官職氏名）

（年　　度）

（会　　計）　（主管又は所管）

（取扱庁名（番　号））

| 払込金額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

翌年度　月１日以降現年度歳入組入

備　考

1　用紙の寸法は、各片ともおおむね縦 11cm、横 21cm とする。

2　各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

4　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程第８６条の２の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和４０年大蔵省令第６７号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

5　勘定のある特別会計にあっては、「(取扱庁名(番号))」を「(取扱庁名(番号))｜(勘定区分)」と読み替えるものとする。

6　日本産業規格Ｘ００１２（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

書式第７号　（農地対価等徴収規則別記第７号書式）

（第１片）

送付書・領収証書　国庫金

第何号

何市町村

（送付金額内訳は、下表のとおり）

| 何年度 | 食料安定供給特別会計 | 農林水産省所管 |
|---|---|---|
| （項） | （目） | （目の細分） |
| 翌年度６月１日以降現年度歳入組入 | 歳入取扱庁名 | （番号） |
| 送付金額 | 千 百 十 万 千 百 十 円 | |

| 番号 | 納入者名 | 元本 | 延滞金 | 合計 | 番号 | 納入者名 | 元本 | 延滞金 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

上記の金額を領収しました。

（領収日付印又は領収年月日、領収者名及び領収印）

（第２片）

㊦　領収控　国庫金

第何号

何市町村

（送付責任者　　職氏名　　印）

| 何年度 | 食料安定供給特別会計 | 農林水産省所管 |
|---|---|---|
| （項） | （目） | （目の細分） |
| 翌年度６月１日以降現年度歳入組入 | 歳入取扱庁名 | （番号） |
| 送付金額 | 千 百 十 万 千 百 十 円 | |

上記の金額を領収しました。

（領収日付印又は領収年月日、領収者名及び領収印）

（第３片）

領収済通知書　国庫金

第何号

何市町村

（送付金額内訳は、下表のとおり）

| 何年度 | 食料安定供給特別会計 | 農林水産省所管 |
|---|---|---|
| （項） | （目） | （目の細分） |
| 翌年度６月１日以降現年度歳入組入 | 歳入取扱庁 | （番号） |
| 送付金額 | 千 百 十 万 千 百 十 円 | |

| 番号 | 納入者名 | 元本 | 延滞金 | 合計 | 番号 | 納入者名 | 元本 | 延滞金 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

上記の金額を領収しました。

（領収日付印又は領収年月日、領収者名及び領収印）

あて先（歳入徴収官、代理歳入徴収官又は分任歳入徴収官官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

備　考

１．用紙寸法は、各片ともおおむね縦 9cm、横 21cm とする。

２．各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

４．歳入取扱庁名欄の番号は、日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

５．送付金額内訳表の番号は、納額通知書又は納期限前徴収通知書の発行番号を記入するものとする。

書式第７号の２　　（厚生年金保険法施行規則様式第３６号、健康保険法施行規則様式第２７号、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則様式第５号、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則様式第２号、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則様式第２号、船員保険法施行規則様式第１５号）

第一片

送付書・領収証書

国庫金

第　　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）

（収納職員所属氏名）

令和　　年度

年金特別会計（0343）

内閣府及び厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第二片

領　収　控

国庫金

送

第　　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）

（収納職員所属氏名）

令和　　年度

年金特別会計（0343）

内閣府及び厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第三片

領収済通知書

国庫金

第　　号

あて先　歳入徴収官
所属庁名
所在地

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）

（収納職員所属氏名）

令和　　年度

年金特別会計（0343）

内閣府及び厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

備　考

１．用紙寸法は各片ともおおむね縦 11ｃｍ、横 21ｃｍとする。

２．各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

４．必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

書式第７号の３　（国民年金法施行規則様式第１９号）

第一片

送付書・領収証書　　国庫金

第　　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　　年度

年金特別会計（0343）　　内閣府及び厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）
（　　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第二片

領　収　控　　国庫金　　送

第　　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　　年度

年金特別会計（0343）　　内閣府及び厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）
（　　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第三片

領収済通知書　　国庫金

第　　号

あて先　歳入徴収官
所属庁名
所在地

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　　年度

年金特別会計（0343）　　内閣府及び厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）
（　　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

備　考
１．用紙寸法は各片ともおおむね縦11㎝、横21㎝とする。
２．必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

書式第７号の４　（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則様式第５号）

第一片

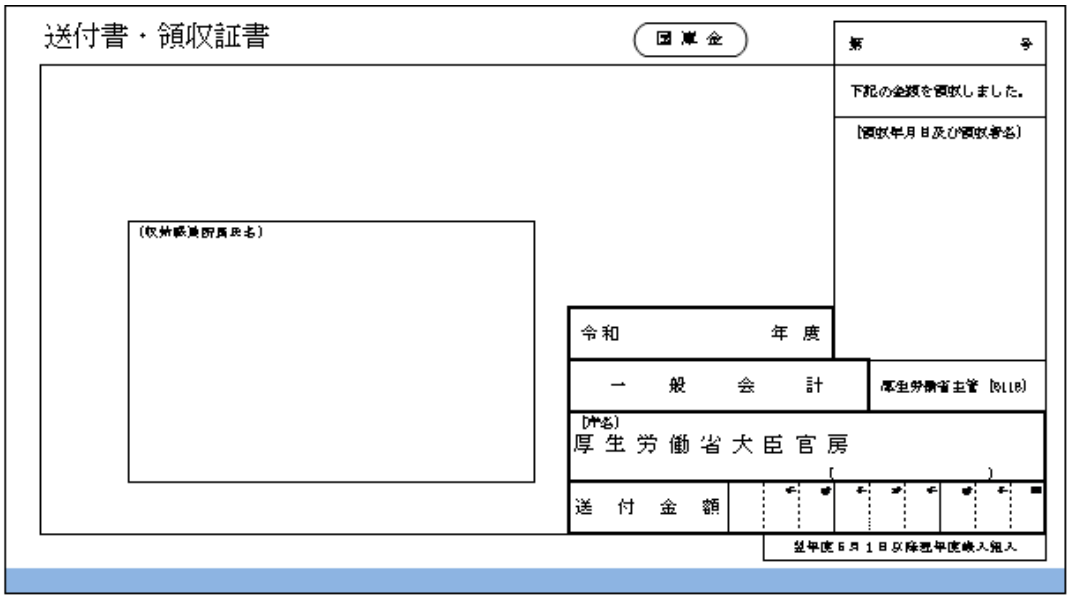


第二片

第三片

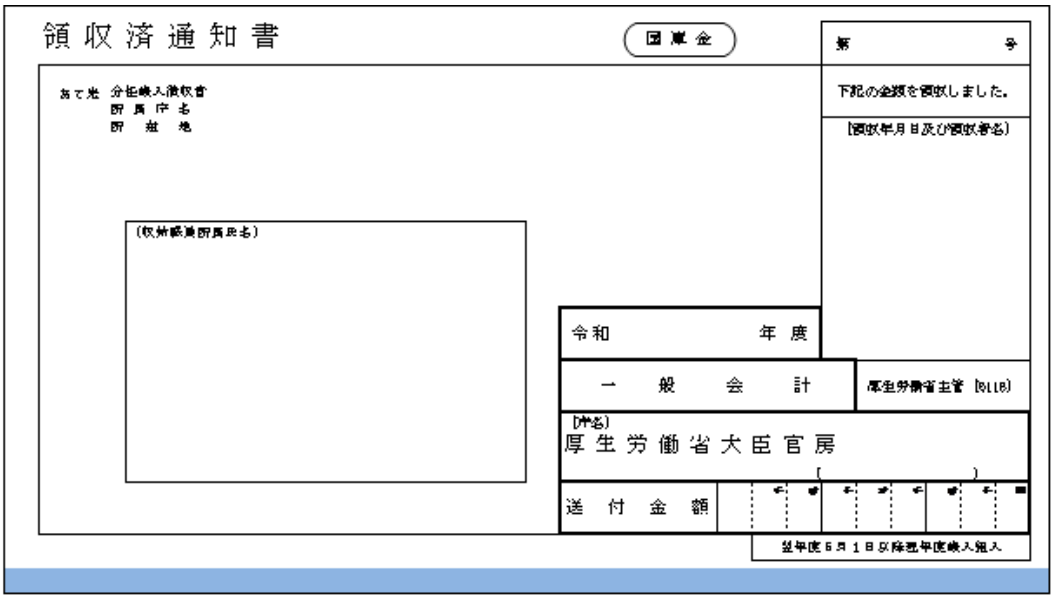


備　考

1　用紙寸法は各片ともおおむね縦 11 ㎝、横 21 ㎝とする。

2　各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

4　必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

書式第８号（１）　（国税通則法施行規則別紙第２号書式）

（第１片）

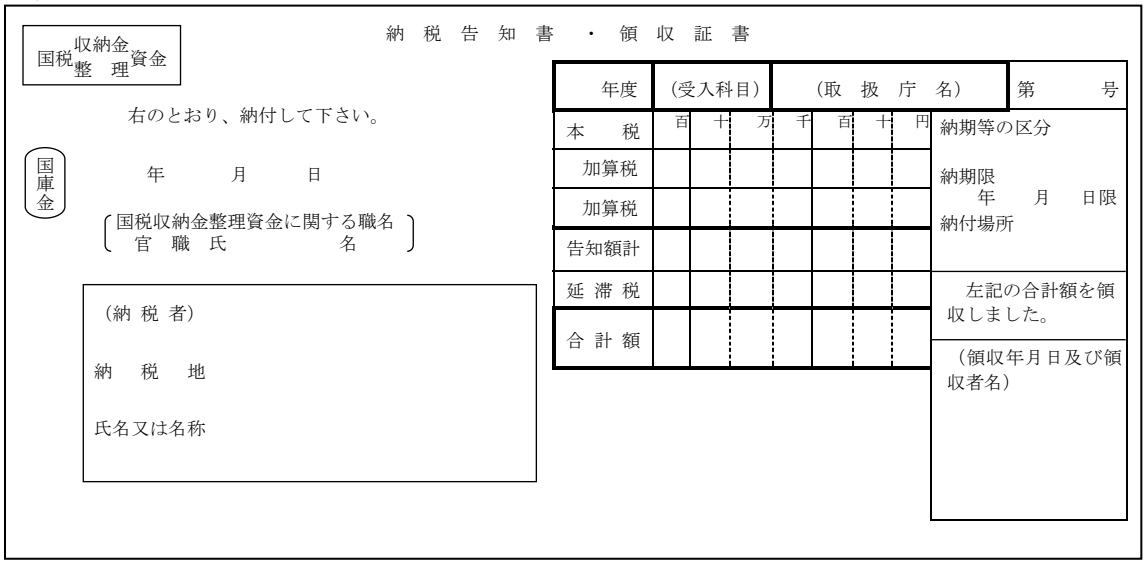

国税収納金整理資金

納　税　告　知　書　・　領　収　証　書

| 年度 | （受入科目） | （取　扱　庁　名） | 第　　号 |
|---|---|---|---|

| | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本　税 | | | | | | | |
| 加算税 | | | | | | | |
| 加算税 | | | | | | | |
| 告知額計 | | | | | | | |
| 延滞税 | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | |

右のとおり、納付して下さい。

国庫金

年　　月　　日

（国税収納金整理資金に関する職名
官　職　氏　　名）

（納税者）

納　税　地

氏名又は名称

納期等の区分

納期限
年　月　日限

納付場所

左記の合計額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（第２片）

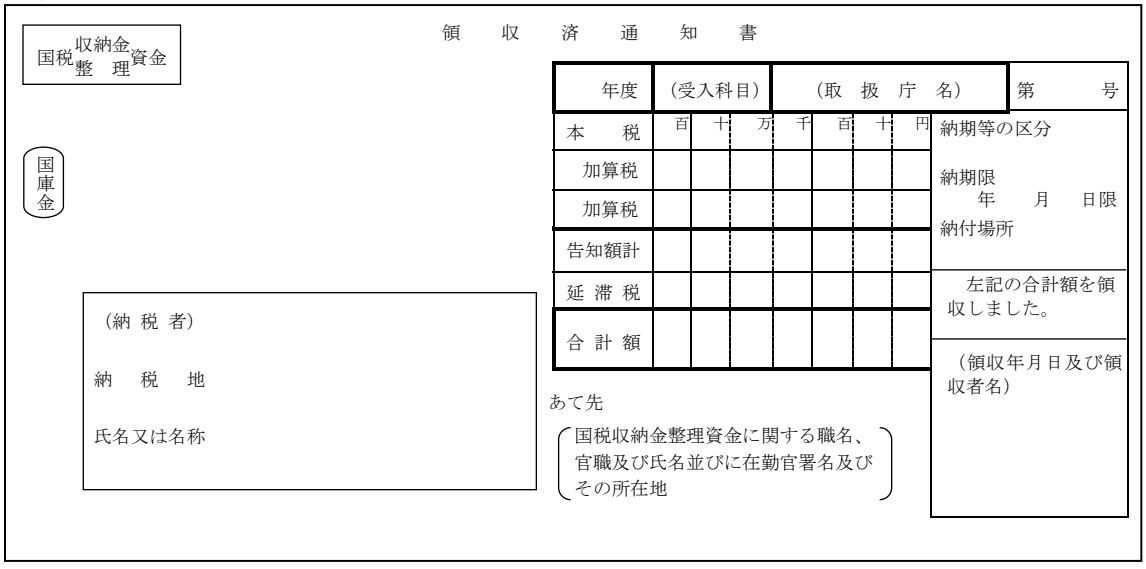

国税収納金整理資金

領　収　済　通　知　書

| 年度 | （受入科目） | （取　扱　庁　名） | 第　　号 |
|---|---|---|---|

| | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本　税 | | | | | | | |
| 加算税 | | | | | | | |
| 加算税 | | | | | | | |
| 告知額計 | | | | | | | |
| 延滞税 | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | |

国庫金

（納税者）

納　税　地

氏名又は名称

あて先

（国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地）

納期等の区分

納期限
年　月　日限

納付場所

左記の合計額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（第３片）

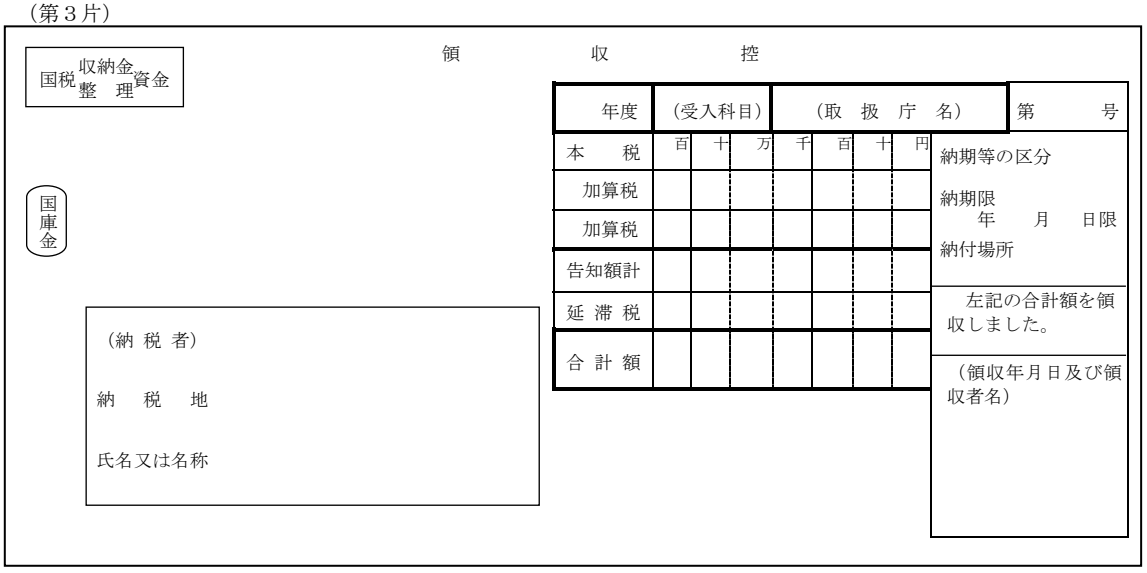


備　考

１　国税通則法施行規則別紙第１号書式備考（４、７から１２まで及び１４を除く。）は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納付書」とあるのは「納税告知書」と、「並びに取扱庁名」とあるのは「、取扱庁名、納期限並びに納付場所」と読み替えるものとする。

２　納税者の納税地及び氏名又は名称、年度、受入科目、取扱庁名、番号、納期等の区分、納期限、納付場所並びに金額（延滞税の額及び合計額を除く。）は、この納税告知書の発行者が記載するものとする。ただし、税関が取り扱う国税については、納期限を記載しないことができる。

３　税関が取り扱う国税に係る納税告知書については、各片を納税告知書・領収証書、領収控及び領収済通知書の順に接続するとともに、用紙の大きさの縦を各辺ともおおむね９センチメートルとするものとする。

４　電子計算機を使用して国税通則法施行規則第１条第３項に規定する納税告知書を作成する場合で、日本産業規格Ｘ００１２（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、１において準用する国税通則法施行規則別紙第１号書式備考２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の２に掲げる事項を印字する方法によることができる。

書式第８号（１）の２　（国税通則法施行規則別紙第２号の２書式）

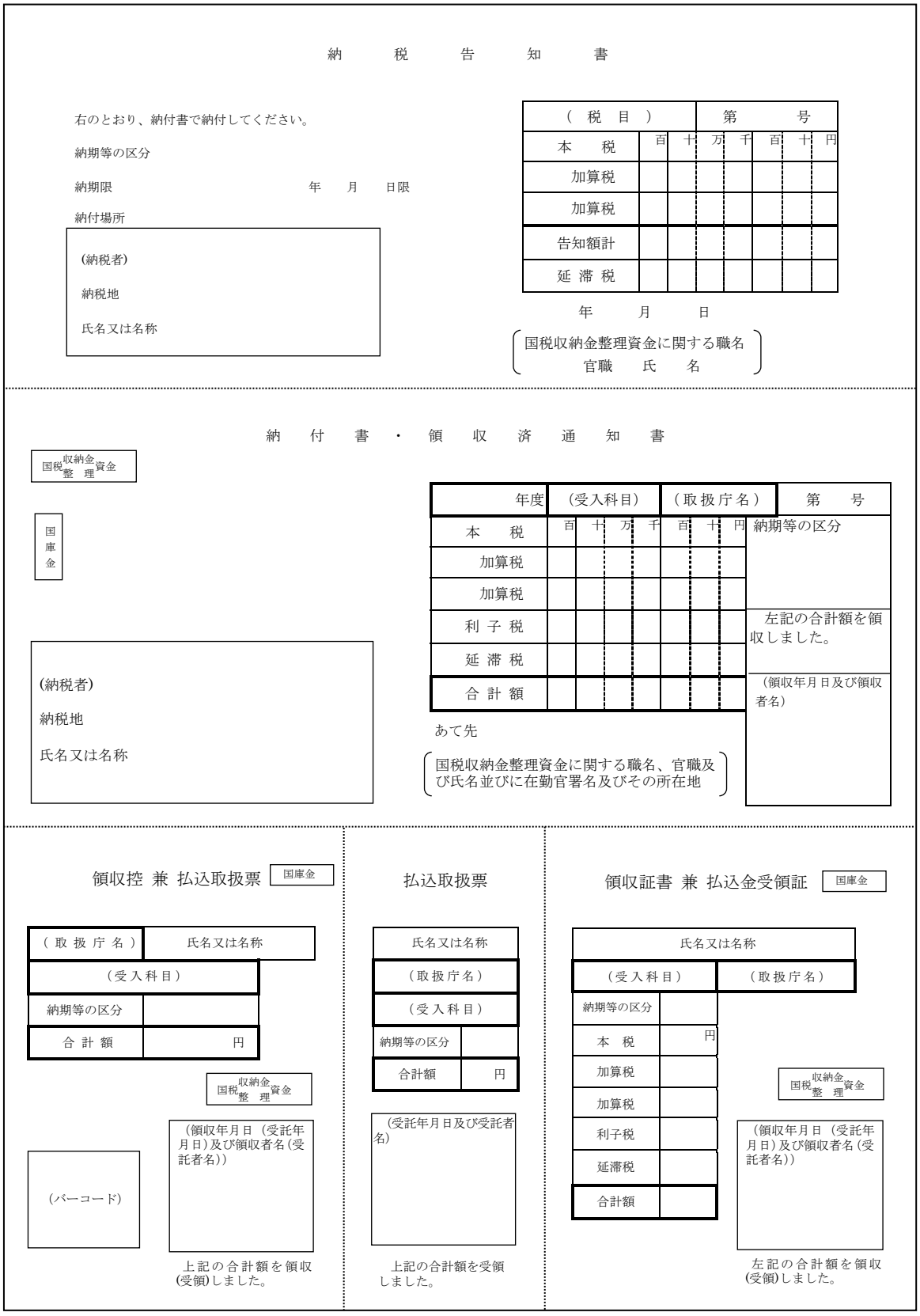

納　税　告　知　書

右のとおり、納付書で納付してください。

納期等の区分

納期限　　年　月　日限

納付場所

(納税者)

納税地

氏名又は名称

| （税目） | 第　号 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本　税 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 加算税 | | | | | | | |
| 加算税 | | | | | | | |
| 告知額計 | | | | | | | |
| 延滞税 | | | | | | | |

年　月　日

（国税収納金整理資金に関する職名
官職　氏　名）

納　付　書・領　収　済　通　知　書

国税収納金整理資金

国庫金

(納税者)

納税地

氏名又は名称

| 年度 | （受入科目） | | | | （取扱庁名） | | | 第　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本　税 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | 納期等の区分 |
| 加算税 | | | | | | | | |
| 加算税 | | | | | | | | |
| 利子税 | | | | | | | | 左記の合計額を領収しました。 |
| 延滞税 | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | （領収年月日及び領収者名） |

あて先

（国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地）

領収控　兼　払込取扱票　国庫金

| （取扱庁名） | 氏名又は名称 |
|---|---|
| （受入科目） | |
| 納期等の区分 | |
| 合計額 | 円 |

国税収納金整理資金

(バーコード)

（領収年月日（受託年月日）及び領収者名（受託者名））

上記の合計額を領収(受領)しました。

払込取扱票

| 氏名又は名称 | |
|---|---|
| （取扱庁名） | |
| （受入科目） | |
| 納期等の区分 | |
| 合計額 | 円 |

（受託年月日及び受託者名）

上記の合計額を受領しました。

領収証書　兼　払込金受領証　国庫金

| 氏名又は名称 | |
|---|---|
| （受入科目） | （取扱庁名） |
| 納期等の区分 | |
| 本　税 | 円 |
| 加算税 | |
| 加算税 | |
| 利子税 | |
| 延滞税 | |
| 合計額 | |

国税収納金整理資金

（領収年月日（受託年月日）及び領収者名（受託者名））

左記の合計額を領収(受領)しました。

備　考

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

2　国税通則法施行規則別紙第１号書式備考５及び別紙第１号の２書式備考３は、この書式について準用する。

3　納税者の納税地及び氏名又は名称、税目、納期限、納付場所並びに年度のすべてが同一である二以上の国税については、これらを一括して１枚の納税告知書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、１件別の内訳を付記するものとする。

4　納税者の納税地及び氏名又は名称、税目、番号、金額、納期等の区分、納期限並びに納付場所は、この納税告知書の発行者が記載するものとする。

書式第８号（２）　（関税法施行規則別紙第１号書式）

（第１片）

国税収納金整理資金　納税告知書・領収証書

申告番号　第　号

国庫金

（納税者）
住所
氏名又は名称
代理人
（　）

右のとおり納付して下さい。なお、延滞税は所定の方法により計算し、該当欄に記入のうえ、納付して下さい。
令和　年　月　日

（国税収納金整理資金に関する職名　官職氏名

| （受入科目） | 令和　年度 | （取扱庁名） |
|---|---|---|
| 納付の目的 | 本税 | 千 百 十 万 千 百 十 円 |
| 納期限 | 延滞税 | |
| 令和　年　月　日限 | 合計額 | |
| 納付場所 | | |

上記の合計額を領収しました。
令和　年　月　日
領収者
（領収者名又は日本銀行取扱店名　）

（第２片）

国税収納金整理資金　領収控

申告番号　第　号

国庫金

（納税者）
住所
氏名又は名称
代理人
（　）

| （受入科目） | 令和　年度 | （取扱庁名） |
|---|---|---|
| 納付の目的 | 本税 | 千 百 十 万 千 百 十 円 |
| 納期限 | 延滞税 | |
| 令和　年　月　日限 | 合計額 | |
| 納付場所 | | |

上記の合計額を領収しました。
令和　年　月　日
領収者
（領収者名又は日本銀行取扱店名　）

（第３片）

国税収納金整理資金　領収済通知書

申告番号　第　号

国庫金

（納税者）
住所
氏名又は名称
代理人
（　）

あて先
（国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地）

| （受入科目） | 令和　年度 | （取扱庁名） |
|---|---|---|
| 納付の目的 | 本税 | 千 百 十 万 千 百 十 円 |
| 納期限 | 延滞税 | |
| 令和　年　月　日限 | 合計額 | |
| 納付場所 | | |

上記の合計額を領収しました。
令和　年　月　日
領収者
（領収者名又は日本銀行取扱店名　）

備　考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦９㎝、横２１㎝とする。
2　各片は、１片をのり付けその他の方法により接続するものとする。
3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
4　納税者の住所及び氏名又は名称、受入科目、年度、取扱庁名、申告番号、番号、納付の目的、納期限、納付場所並びに金額（延滞税の額及び合計額を除く。）は、この告知書の発行者が記載するものとする。
5　納税者の住所及び氏名又は名称、代理人、受入科目、年度並びに取扱庁名のすべてが同一である二以上の関税については、これらを一括して１枚の納税告知書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、１件別の内訳を付記するものとする。
6　分任国税収納命令官（分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。）が取り扱う関税に係る納税告知書にあつては、各片中「（取扱庁名）」とあるのは「（取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名）」とする。
7　本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物若しくは令第三条第二項第一号（賦課課税方式を適用する貨物の指定）に掲げる貨物又は輸入される郵便物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合で、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項（日本産業規格）に規定する日本産業規格をいう。）X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の４に掲げる事項を印字する方法によることができる。
8　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、延滞税の欄を省略することその他所要の調整を加えることができる。

備　考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦９㎝、横２１㎝ とする。

2　各片は、１辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

4　納税者の住所及び氏名又は名称、受入科目、年度、取扱庁名、申告番号、番号、納付の目的、納期限、納付場所並びに金額（延滞税の額及び合計額を除く。）は、この告知書の発行者が記載するものとする。

5　納税者の住所及び氏名又は名称、代理人、受入科目、年度並びに取扱庁名のすべてが同一である二以上の関税については、これらを一括して１枚の納税告知書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、１件別の内訳を付記するものとする。

6　日本銀行（国税の収納を行なう代理店を含む。）において領収する場合には、領収年月日の記入及び領収者名の記入押印に代え、日本銀行取扱店名及び領収年月日の表示のある領収日付印を用いることができる。

7　分任国税収納命令官（分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。）が取り扱う関税に係る納税告知書にあつては、各片中「（取扱庁名）」とあるのは「（取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名）」とする。

8　本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物若しくは関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第三条第二項第一号（賦課課税方式を適用する貨物の指定）に掲げる貨物又は輸入される郵便物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合で、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項（日本産業規格）に規定する日本産業規格をいう。）Ｘ００１２（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の４に掲げる事項を印字する方法によることができる。

9　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、延滞税の欄を省略することその他所要の調整を加えることができる。

書式第８号（３）　（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則別紙第１号書式）

（第１片）

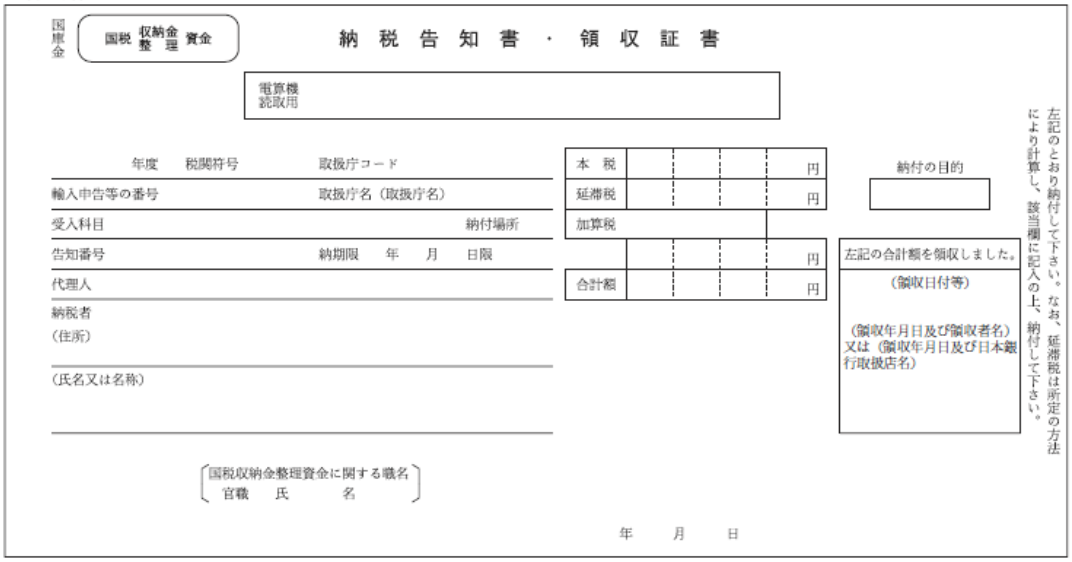


（第２片）

（第３片）

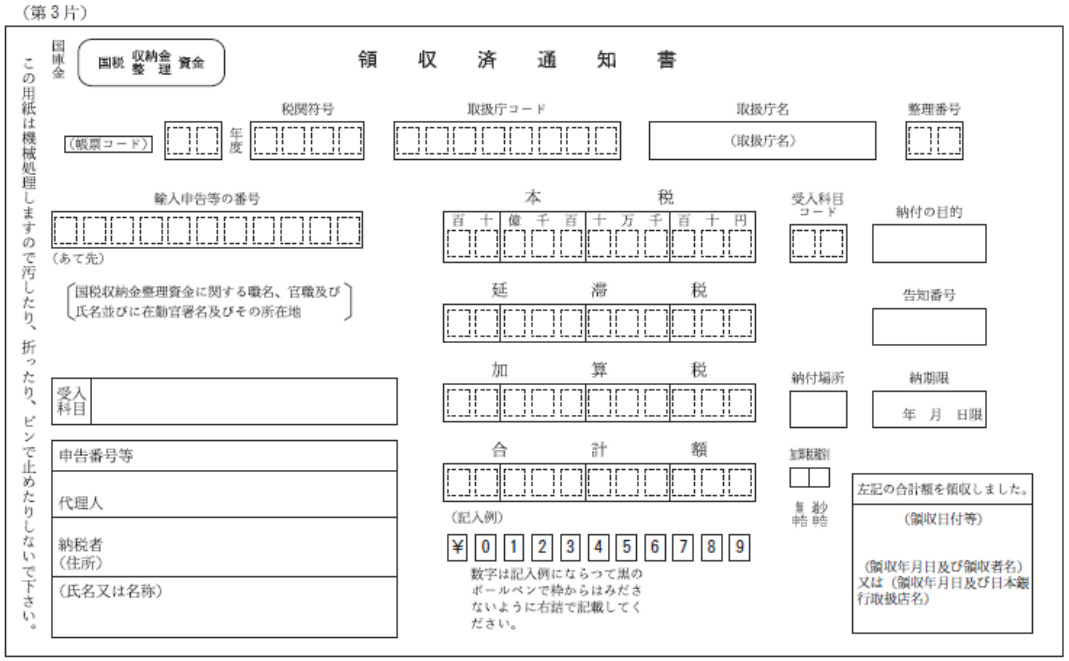

備　考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦 9cm、横 21cm とし、各片を領収済通知書、領収控及び納税告知書・領収証書の順に連続して接続するものとする。ただし、第１片及び第３片については、余白を含めて縦 11cm とすることができる。

2　年度、輸入申告等の番号、取扱庁名、受入科目、納付場所、告知番号、納期限、納税者の住所及び氏名又は名称、金額（延滞税の額及び合計額を除く。）並びに納付の目的は、この告知書の発行者が記載するものとする。

3　分任国税収納命令官（分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。）が取り扱う関税等に係る納税告知書にあつては、各片中「(取扱庁名)」とあるのは「(取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名)」とする。

4　電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するときは、取扱庁名の欄には、略称をもつて表示することができる。

5　電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するときは、原則として日本産業規格Ｘ００１２（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するものとする。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第８号（４）　（関税法施行規則別紙第１号書式……東京税関成田支署の分任国税収納命令官が発行する納税告知書）

（第１片）

ご注意：１．検査場内の銀行で、下記金額を納税してから検査場を出てください。これに反した場合には関税法違反になることがあります。
２．この用紙は機械処理しますので汚したり、折ったり、ピンで止めたりしないでください。

成田税関支署　ＴＥＬ　　○○○○(○○)○○○○

納税告知書・領収証書

国庫金　国税収納金整理資金

（納税者）
住所
氏名又は名称　　殿
代理人［　　］

（受入科目）　税　令和　年度
告知番号　第　　号
納付の目的　賦課決定（携帯品輸入）
納期限　令和　年　月　日限
納付場所　日本銀行（本店、支店、代理店）又は歳入代理店
（取扱庁名）　東京税関成田税関支署　（20106）
本税　　円

右のとおり納付してください。
令和　　年　　月　　日

分任国税収納命令官
成田税関支署長

上記の金額を領収しました。
令和　年　月　日
領収者

領収日付等

あなたがこの処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣に対して審査請求をすることができます

（第２片）

領　収　控

国庫金　国税収納金整理資金

（納税者）
住所
氏名又は名称
代理人［　　］

（受入科目）　税　令和　年度
告知番号　第　　号
納付の目的　賦課決定（携帯品輸入）
納期限　令和　年　月　日限
納付場所　日本銀行（本店、支店、代理店）又は歳入代理店
（取扱庁名）　東京税関成田税関支署　（20106）
本税　　円

上記の金額を領収しました。
令和　年　月　日
領収者

領収日付等

（第３片）

成田税関支署　TEL　○○○○(○○)○○○○

領収済通知書

国庫金　国税収納金整理資金

（納税者）
住所
氏名又は名称
代理人［　　］

（受入科目）　税　令和　年度
告知番号　第　　号
納付の目的　賦課決定（携帯品輸入）
納期限　令和　年　月　日限
納付場所　日本銀行（本店、支店、代理店）又は歳入代理店
（取扱庁名）　東京税関成田税関支署　（20106）
本税　　円

上記の金額を領収しました。
令和　年　月　日
領収者

領収日付等

あて先
〒○○○－○○○○　○○○○○○○○○○
成田税関支署
統括監視官（総括部門収納係）

書式第９号（１）　（国税収納金整理資金事務取扱規則第４号書式）

（第１片）

納付書・領収証書　国税 収納金 整理 資金

（番　号）

右のとおり納付して下さい。

年　月　日

国庫金

国税収納命令官、国税収納命令官代理、分任国税収納命令官又は分任国税収納命令官代理官職氏名

（住　所）

（氏　名）

殿

納付期限

納付場所

納付目的

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（年　度）

（取扱庁名）

（受入科目）

| 納付金額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

◎この納付書は、３枚１組の複写式となっていますから、３枚とも納付場所に提出して下さい。

（第２片）

領　収　控　国税 収納金 整理 資金

（番　号）

国庫金

（住　所）

（氏　名）

殿

納付期限

納付場所

納付目的

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（年　度）

（取扱庁名）

（受入科目）

| 納付金額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

（第３片）

領収済通知書　国税 収納金 整理 資金

（番　号）

あて先

国税収納命令官、国税収納命令官代理、分任国税収納命令官又は分任国税収納命令官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地

国庫金

（住　所）

（氏　名）

殿

納付期限

納付場所

納付目的

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（年　度）

（取扱庁名）

（受入科目）

| 納付金額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

備　考

国税収納金整理資金事務取扱規則第２号書式備考は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納入告知書」とあるのは、「納付書」と読み替えるものとする。

書式第９号（２）　（国税通則法施行規則別紙第１号書式）

（第１片）

国税収納金整理資金　国庫金

納　付　書　・　領　収　済　通　知　書

| 年度 | （受入科目） | （取　扱　庁　名） | 第　号 |
|---|---|---|---|

| | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本　税 | | | | | | | |
| 加算税 | | | | | | | |
| 加算税 | | | | | | | |
| 利子税 | | | | | | | |
| 延滞税 | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | |

納期等の区分

左記の合計額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（納税者）

納　税　地

氏名又は名称

あて先

（国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地）

（第２片）

国税収納金整理資金　国庫金

領　収　控

| 年度 | （受入科目） | （取　扱　庁　名） | 第　号 |
|---|---|---|---|

| | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本　税 | | | | | | | |
| 加算税 | | | | | | | |
| 加算税 | | | | | | | |
| 利子税 | | | | | | | |
| 延滞税 | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | |

納期等の区分

左記の合計額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（納税者）

納　税　地

氏名又は名称

（第３片）

国税収納金整理資金　国庫金

領　収　証　書

| 年度 | （受入科目） | （取　扱　庁　名） | 第　号 |
|---|---|---|---|

| | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本　税 | | | | | | | |
| 加算税 | | | | | | | |
| 加算税 | | | | | | | |
| 利子税 | | | | | | | |
| 延滞税 | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | |

納期等の区分

左記の合計額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（納税者）

納　税　地

氏名又は名称

備　考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11センチメートル、横21センチメートルとする。

2　各片は、１片をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

4　納税者の納税地及び氏名又は名称、年度、受入科目、取扱庁名、納期等の区分並びに金額は、法令に別段の定めがある場合を除き、納税者が記載するものとする。

5　窓付き封筒を用いる場合には、納税者の納税地及び氏名又は名称欄は、日本産業規格に適合するよう位置及び大きさを定めるものとする。

6　分任国税収納命令官（分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。）が取り扱う国税に係る納付書にあっては、各片中「（取扱庁名）」とあるのは、「（取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名）」とする。

7　国税通則法第４１条第１項の規定により第三者が納付する場合又は国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）に規定する第二次納税義務者若しくは国税の保証人が納付する場合においては、納税者の納税地及び氏名又は名称欄に当該第三者、第二次納税義務者又は保証人の住所及び氏名又は名称を記載し、納期等の区分欄又は余白に納税者の納税地及び氏名又は名称を付記するものとする。

8　自動車重量税に係る納付書にあっては、各片中「納税地」とあるのは、「納税者が自動車重量税法（昭和４６年法律第８９号）第６条第２項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所地等」とする。

9　登録免許税に係る納付書にあっては、各片中「納税地」とあるのは、「納税者が登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）第８条第２項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所地等」とするほか、当該登録免許税が登記所の取り扱う登記に係るものである場合には、第３片中「領収証書」とあるのを「領収証書（照合用）」とするほかはこれと同一の書面を作成し、同片に接続させるものとする。

10　税関が取り扱う国税に係る納付書については、各片を領収証書、領収控及び納付書・領収済通知書の順に接続するとともに、用紙の大きさの縦を各片ともおおむね９センチメートルとするものとする。ただし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和３０年法律第３７号）第７条第３項の規定により納付する郵便物の消費税等（国税通則法第２条第３号に規定する消費税等をいう。）に係る納付書については、各片を納付書・領収済通知書、領収証書及び領収控の順に接続することができる。

11　国税通則法第３４条の２第１項の依頼により税務署長が送付する国税通則法施行規則第１条の４第１号に規定する納付書記載事項を記載した納付書については、用紙の大きさの縦を各片ともおおむね９センチメートルとするものとし、第３片の領収証書の当該送付を省略することができる。

12　（略）

13　納税者の納税地及び氏名又は名称、年度、受入科目並びに取扱庁名のすべてが同一である二以上の国税については、これらを一括して１枚の納付書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、１件別の内訳を付記するものとする。

14　国税通則法第３４条の５第１項の規定により納付受託者が納付する場合の納付書については、各片中「（納税者）」とあるのは「（納付受託者）」と、「納税地」とあるのは「住所又は所在地」とする。この場合には、受入科目の記載を省略することができる。

15　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、加算税、利子税又は延滞税の各欄を省略することその他所要の調整を加えることができる。

書式第９号（２）の２　（国税通則法施行規則別紙第１号の２書式）

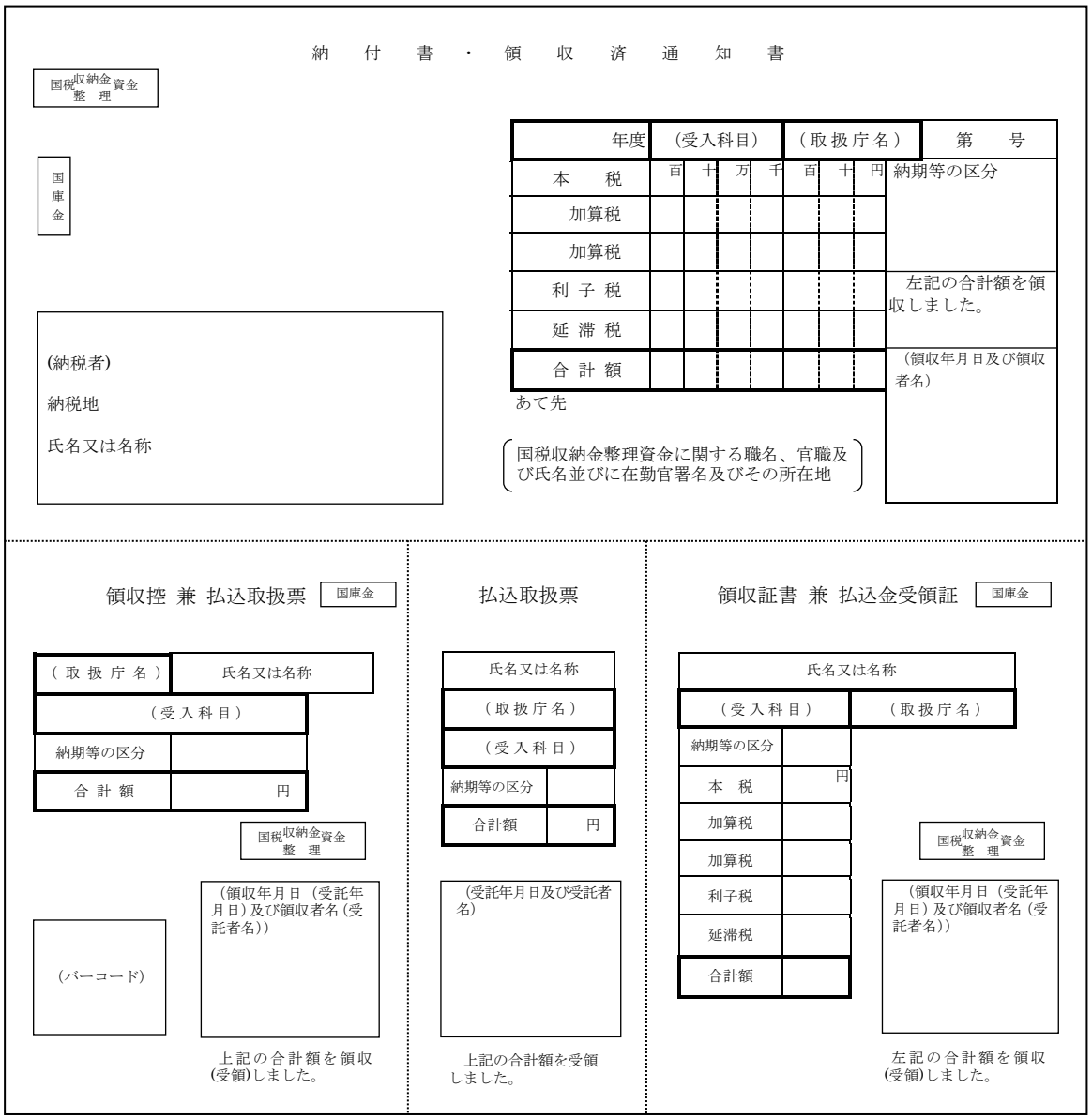


備　考

１　用紙の大きさは、おおむね縦20センチメートル、横21センチメートルとする。

２　国税通則法施行規則別紙第１号書式備考５及び１４は、この書式について準用する。

３　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第９号（３）　（関税法施行規則別紙第２号書式）

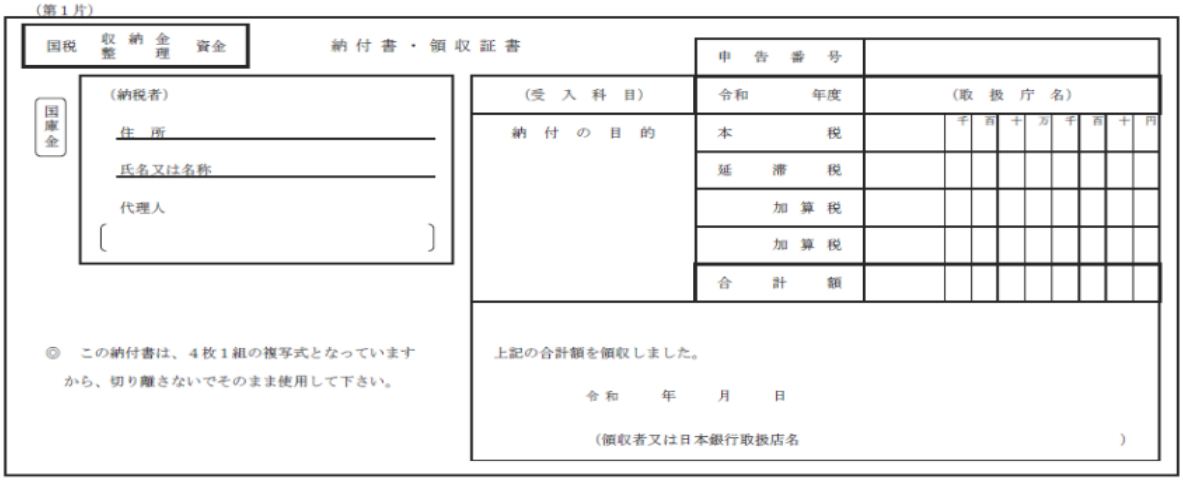
（第１片）

国税収納金整理資金　　納付書・領収証書

国庫金

（納税者）
住所
氏名又は名称
代理人
〔　　〕

◎　この納付書は、４枚１組の複写式となっていますから、切り離さないでそのまま使用して下さい。

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 申告番号 | | | | | | | | | | | |
| （受入科目） | 令和　年度 | （取扱庁名） | | | | | | | | | |
| | | | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 納付の目的 | 本税 | | | | | | | | | |
| | 延滞税 | | | | | | | | | |
| | 加算税 | | | | | | | | | |
| | 加算税 | | | | | | | | | |
| | 合計額 | | | | | | | | | |

上記の合計額を領収しました。

令和　年　月　日

（領収者又は日本銀行取扱店名　　）

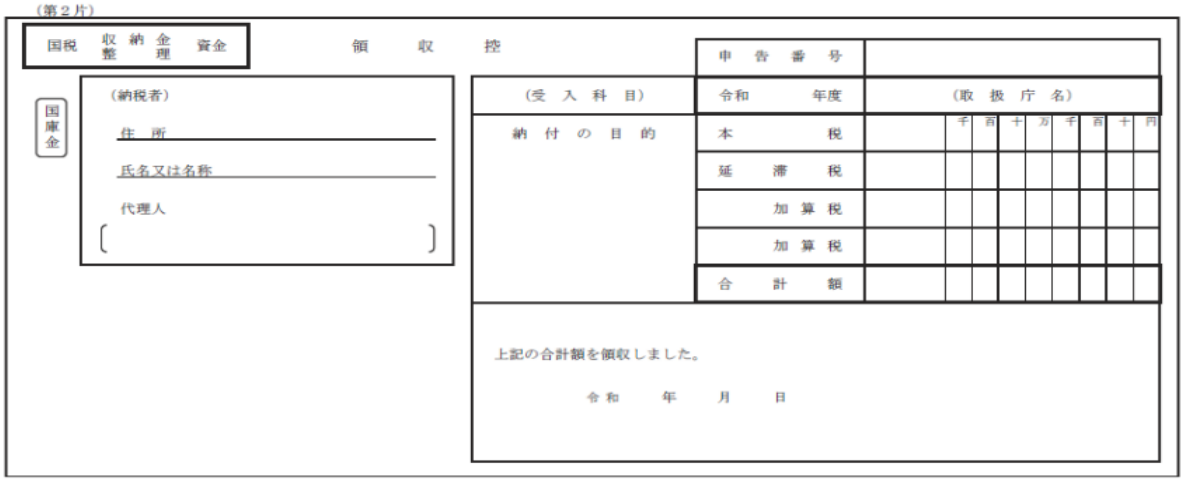
（第２片）

国税収納金整理資金　　領収控

国庫金

（納税者）
住所
氏名又は名称
代理人
〔　　〕

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 申告番号 | | | | | | | | | | | |
| （受入科目） | 令和　年度 | （取扱庁名） | | | | | | | | | |
| | | | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 納付の目的 | 本税 | | | | | | | | | |
| | 延滞税 | | | | | | | | | |
| | 加算税 | | | | | | | | | |
| | 加算税 | | | | | | | | | |
| | 合計額 | | | | | | | | | |

上記の合計額を領収しました。

令和　年　月　日

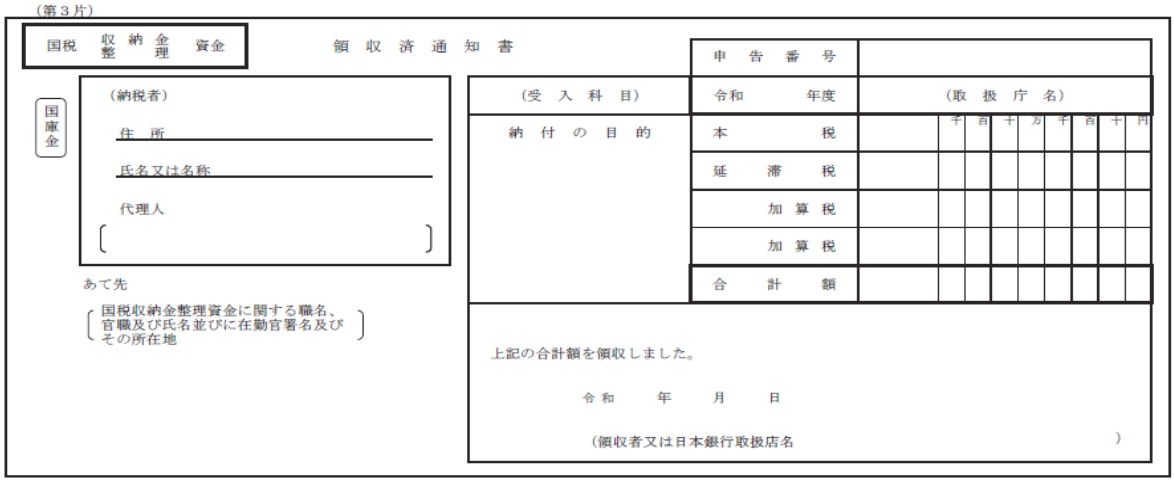
（第３片）

国税収納金整理資金　　領収済通知書

国庫金

（納税者）
住所
氏名又は名称
代理人
〔　　〕

あて先
〔国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地〕

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 申告番号 | | | | | | | | | | | |
| （受入科目） | 令和　年度 | （取扱庁名） | | | | | | | | | |
| | | | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 納付の目的 | 本税 | | | | | | | | | |
| | 延滞税 | | | | | | | | | |
| | 加算税 | | | | | | | | | |
| | 加算税 | | | | | | | | | |
| | 合計額 | | | | | | | | | |

上記の合計額を領収しました。

令和　年　月　日

（領収者又は日本銀行取扱店名　　）

備　考

１　第１号書式備考（４及び７（本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物又は令第三条第二項第一号（賦課課税方式を適用する貨物の指定）に掲げる貨物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合に限る。）を除く。）は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納税告知書」とあるのは「納付書」と、「延滞税の欄」とあるのは「延滞税又は加算税の各欄」と読み替えるものとする。

２　納税者の住所及び氏名又は名称、受入科目、年度、取扱庁名、申告番号、納付の目的並びに金額は、納税者が記載するものとする。

３　郵便物（法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。）に係る納付書については、各片を領収済通知書、領収控及び納付書・領収証書控の順に接続することができる。

４　法第七十七条第四項（郵便物の関税の納付等）に規定する納付書については、納付書・領収証書の標題の下部余白に「兼払込金受領証」と、領収控の標題の下部余白に「兼払込取扱票」と記載するものとする。

５　法第九条の七第一項（納付受託者の納付）の規定により納付受託者が納付する場合の納付書については、各片中「(納税者)」とあるのは「(納付受託者)」とする。この場合には受入科目の記載を省略することができる。

書式第９号（４）　（ＯＣＲ処理用納付書（振替納税用））

（第１片）

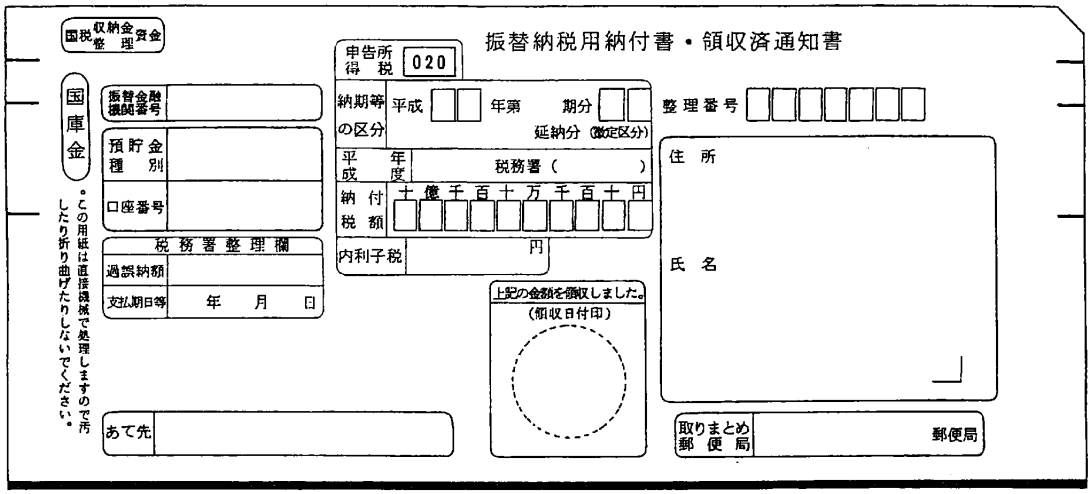


（第２片）

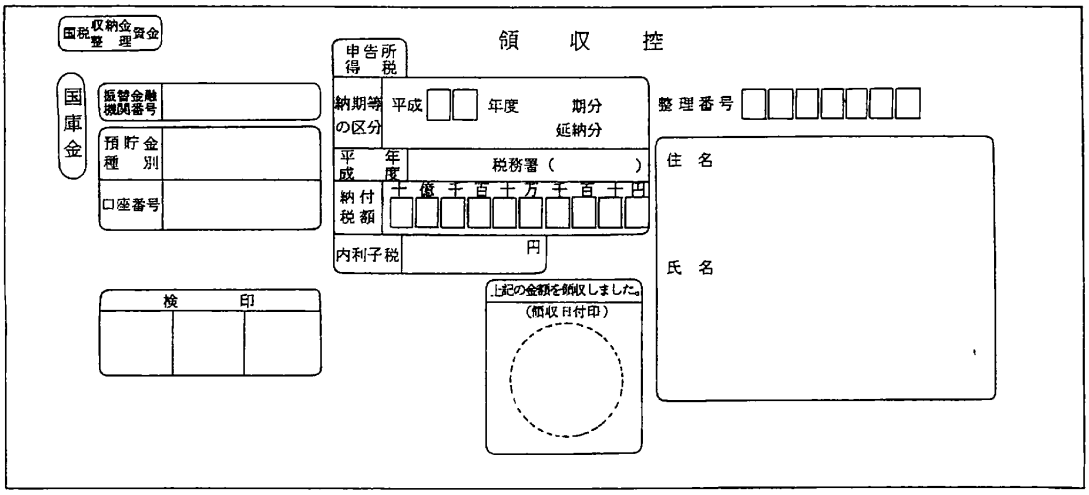


（第３片）

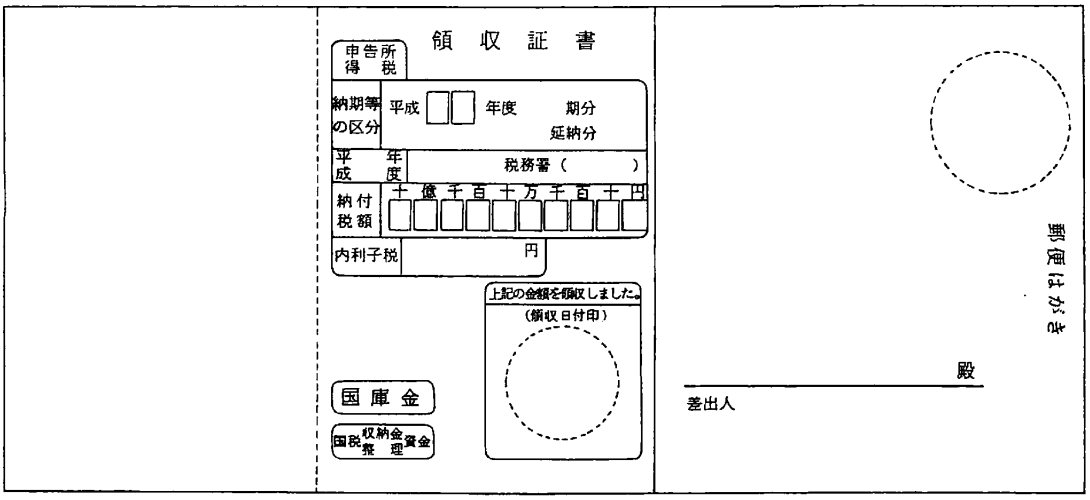


（参考）

１．この書式は、申告所得税を納税者の預貯金口座から引落としたうえ、振替納付する場合に使用される。

２．「消費税及地方消費税」および「法人税」のＯＣＲ処理用の振替納税用納付書も、上記様式に準じたものとなる。

書式第９号（５）　（１／３）

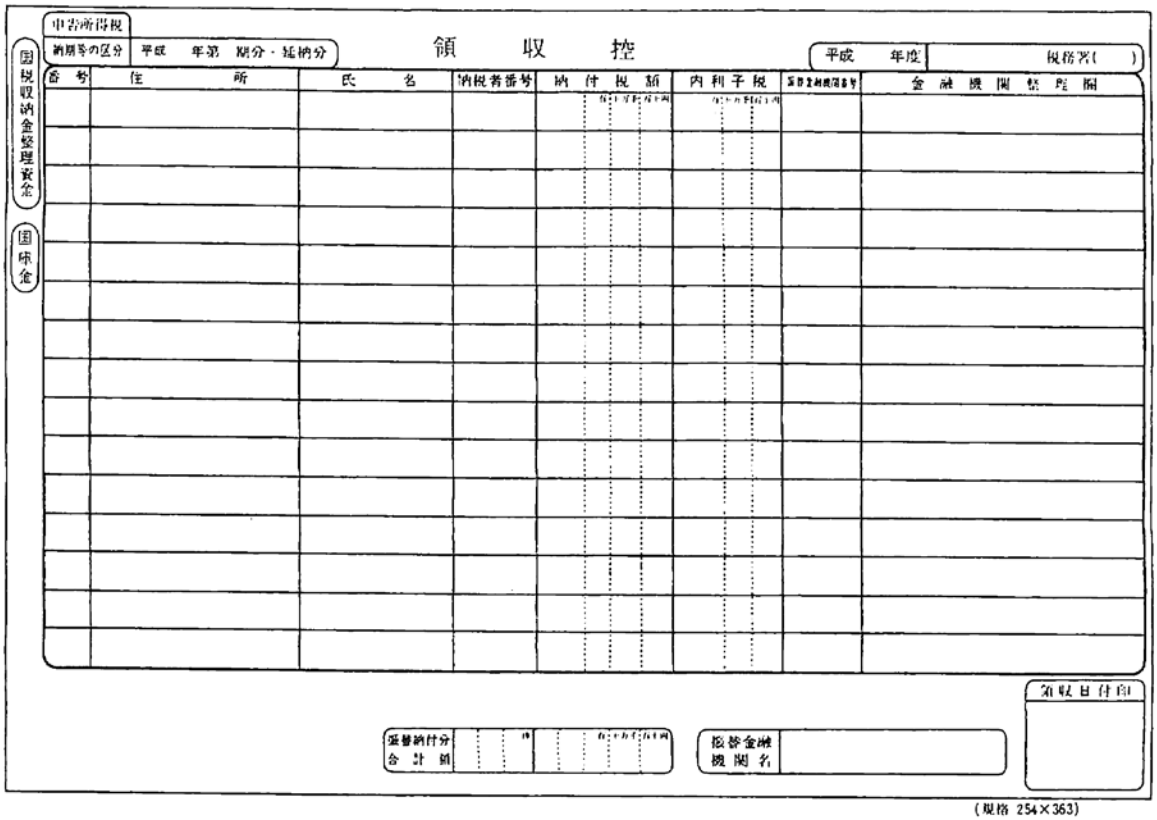


書式第９号（５）　（２／３）

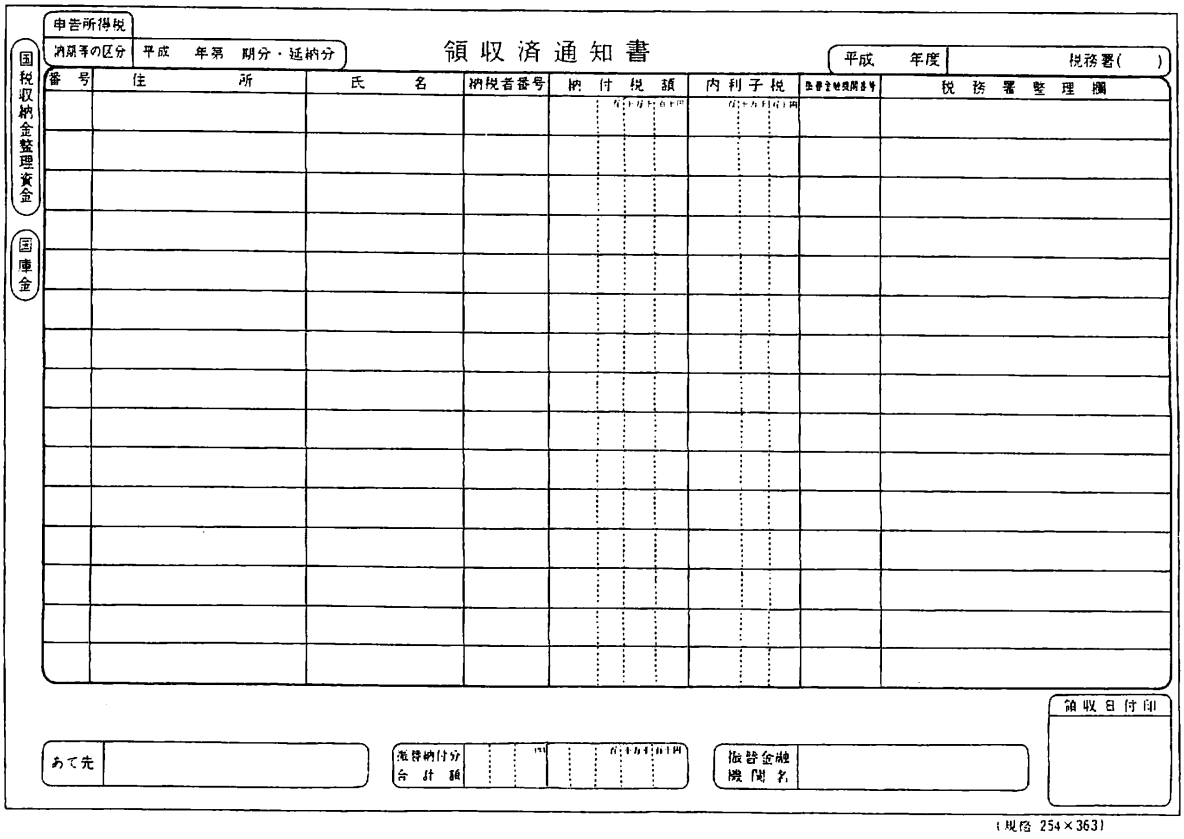

書式第９号（５）　（３／３）

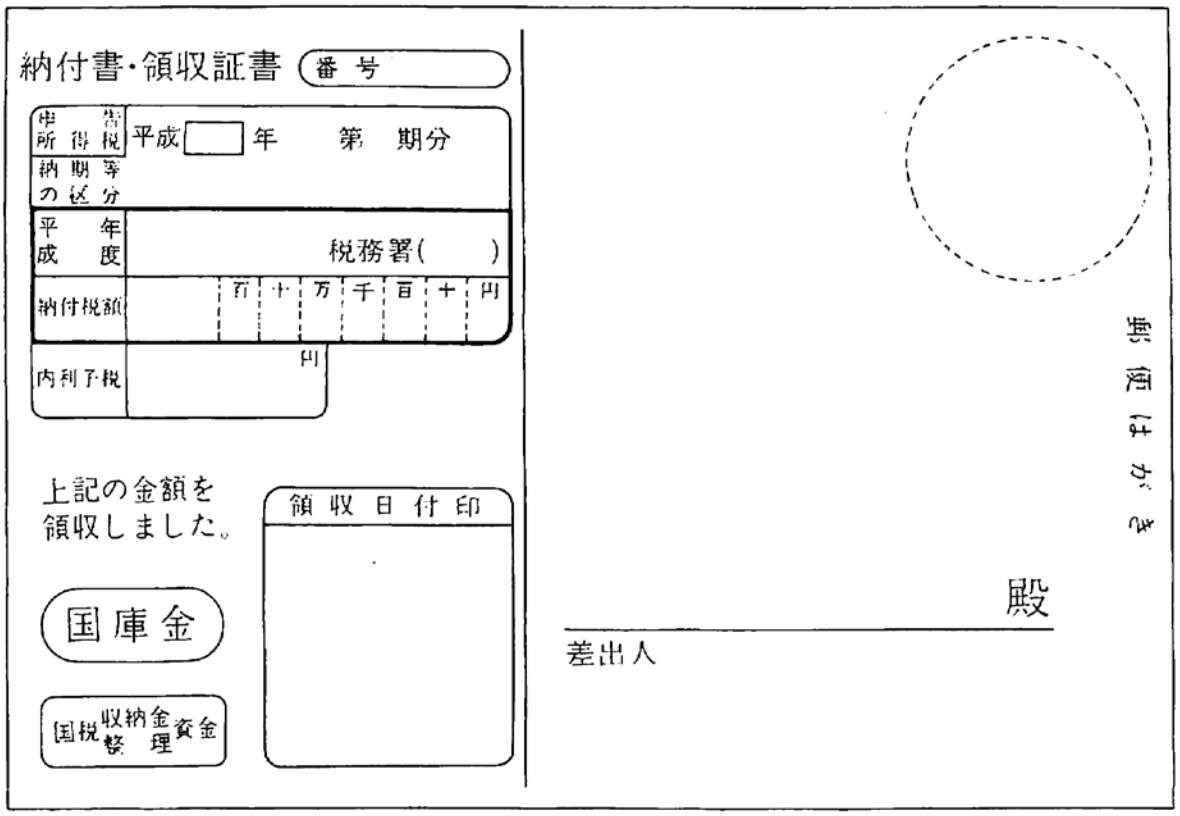


（規格 102×150）

（参考）

１．この書式は申告所得税の預金口座振替納付事務を国税局と磁気テープの交換によって処理する場合に使用される。

２．表示内容

（１）領収控及び領収済通知書

イ　「番号」欄

各納期別に税務署別かつ金融機関別の一連番号を金融機関が表示する。

ロ　「振替納付分合計額」欄

金融機関が振替納税により納付した件数及び税額の合計額を金融機関別に最終　ページに表示する。

ハ　「振替金融機関名」欄

口座振替をした金融機関の名称を各ページに金融機関が表示する。

（２）納付書・領収証書

「番号」欄

領収控及び領収済通知書と同じ番号を金融機関が表示する。

書式第９号（６）　（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則別紙第２号書式）

（第１片）

国庫金　国税 収納金整理資金

## 納　付　書・領　収　証　書

電算機読取用

年度　税関符号　取扱庁コード

輸入申告等の番号　取扱庁名（取扱庁名）

受入科目

出力日　延長後の納期限

代理人

納税者
（住所）

（氏名又は名称）

| | | |
|---|---|---|
| 本　税 | | 円 |
| 延滞税 | | 円 |
| 加算税 | | |
| | | 円 |
| 合計額 | | 円 |

納付の目的

| 当初申告 | 納付通知 | 修正申告 | 更正通知 | 賦課決定通知 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

左記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（領収年月日及び領収者名）又は（領収年月日及び日本銀行取扱店名）

（第２片）

国庫金　国税 収納金整理資金

## 領　収　控

年度　税関符号　取扱庁コード

輸入申告等の番号　取扱庁名（取扱庁名）

受入科目

出力日　延長後の納期限

代理人

納税者
（住所）

（氏名又は名称）

| | | |
|---|---|---|
| 本　税 | | 円 |
| 延滞税 | | 円 |
| 加算税 | | |
| | | 円 |
| 合計額 | | 円 |

納付の目的

| 当初申告 | 納付通知 | 修正申告 | 更正通知 | 賦課決定通知 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

左記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（領収年月日及び領収者名）又は（領収年月日及び日本銀行取扱店名）

（第３片）

この用紙は機械処理しますので汚したり、折ったり、ピンで止めたりしないでください。

国庫金　国税 収納金整理資金

## 領　収　済　通　知　書

（帳票コード）　年度　税関符号　取扱庁コード　取扱庁名（取扱庁名）　整理番号

輸入申告等の番号

（あて先）

国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地

受入科目

申告番号等

代理人

納税者
（住所）

（氏名又は名称）

本　税　百　十　億　千　百　十　万　千　百　十　円

延　滞　税

加　算　税

合　計　額

（記入例）

¥ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

数字は記入例にならって黒のボールペンで枠からはみださないように右詰で記載してください。

受入科目コード

証券受領　全部　一部

加算税種別　異議申告　審査請求

内証券受領　円

納付の目的

| 当初申告 | 納付通知 | 修正申告 | 更正通知 | 賦課決定通知 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

出力日

延長後の納期限　年　月　日限

左記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（領収年月日及び領収者名）又は（領収年月日及び日本銀行取扱店名）

備　考

１．電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則（昭和５２年大蔵省令第３０号）別紙第１号書式備考（２を除く。）は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納税告知書」とあるのは「納付書」と読み替えるものとする。

２．年度、輸入申告等の番号、取扱庁名、受入科目、納税者の住所及び氏名又は名称、金額並びに納付の目的は、法令に特段の定めがある場合を除き、納税者が記載するものとする。

３．電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和５２年法律第５４号）第４条第１項の依頼により税関長が送付する納付書で、電子情報処理組織を使用して２．に掲げる事項を記載するものについては、第１片の納付書・領収証書の受入科目と出力日の間に口座番号を記載するものとし、第２片の領収控及び第３片の領収済通知書に代え、付表の領収控及び領収済通知書を用いることができる。

４．年度、取扱庁名、受入科目、代理人並びに納税者の住所及び氏名又は名称のすべてが同一である二以上の関税等については、これらを一括して１枚の納付書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、１件別の内訳を付記するものとする。

付　表

国庫金　国税収納金整理資金

領　収　控

| （受入科目） | 納付の目的： | 年度 | （取扱庁名） |
|---|---|---|---|

| 輸入申告等の番号 | 納税者氏名又は名称 | 納税者住所 | 代理人 | 本　税　円 | 加算税　円 | 延滞税　円 | 合計額　円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

上記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（領収年月日及び領収者名）又は（領収年月日及び日本銀行取扱店名）

国庫金　国税収納金整理資金

領　収　済　通　知　書

| （受入科目） | 納付の目的： | 年度 | （取扱庁名） |
|---|---|---|---|

| 輸入申告等の番号 | 納税者氏名又は名称 | 納税者住所 | 代理人 | 本　税　円 | 加算税　円 | 延滞税　円 | 合計額　円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

あて先　〔国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地〕

上記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（領収年月日及び領収者名）又は（領収年月日及び日本銀行取扱店名）

備　考

１．用紙の大きさは、各片とも日本産業規格Ａ列４とする。

２．この付表は、各納税者の受入科目、納付の目的、年度、取扱庁名、領収者及び領収年月日が同一である場合に限り、使用することができる。

書式第９号（７）（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その１））

（第１片）

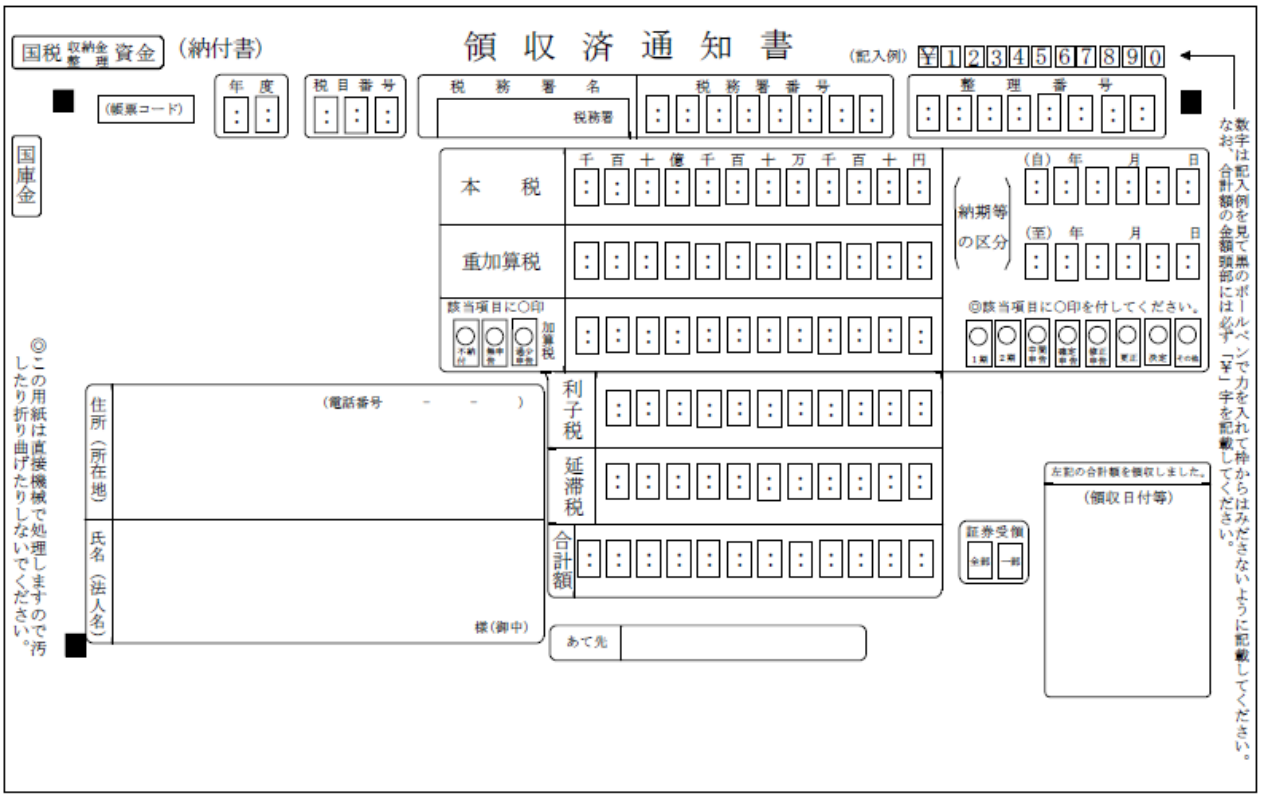


（第２片）

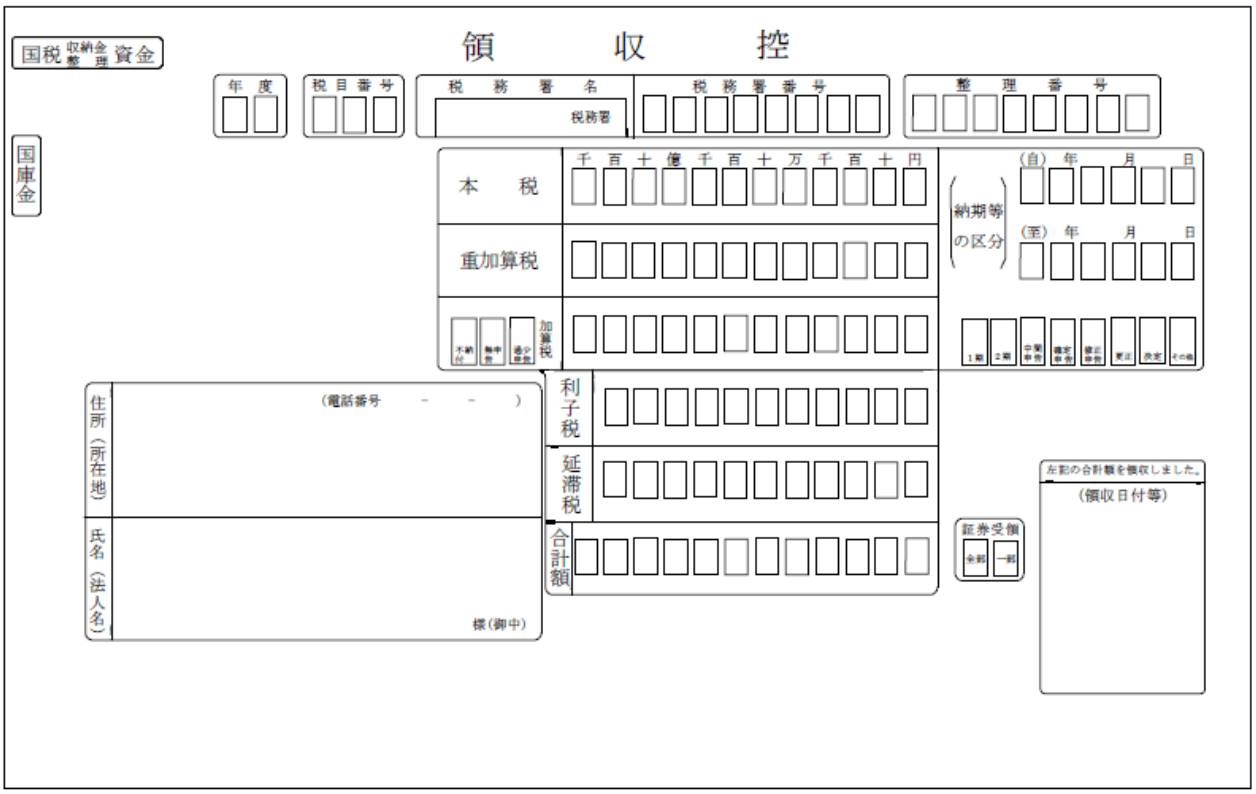

（第３片）

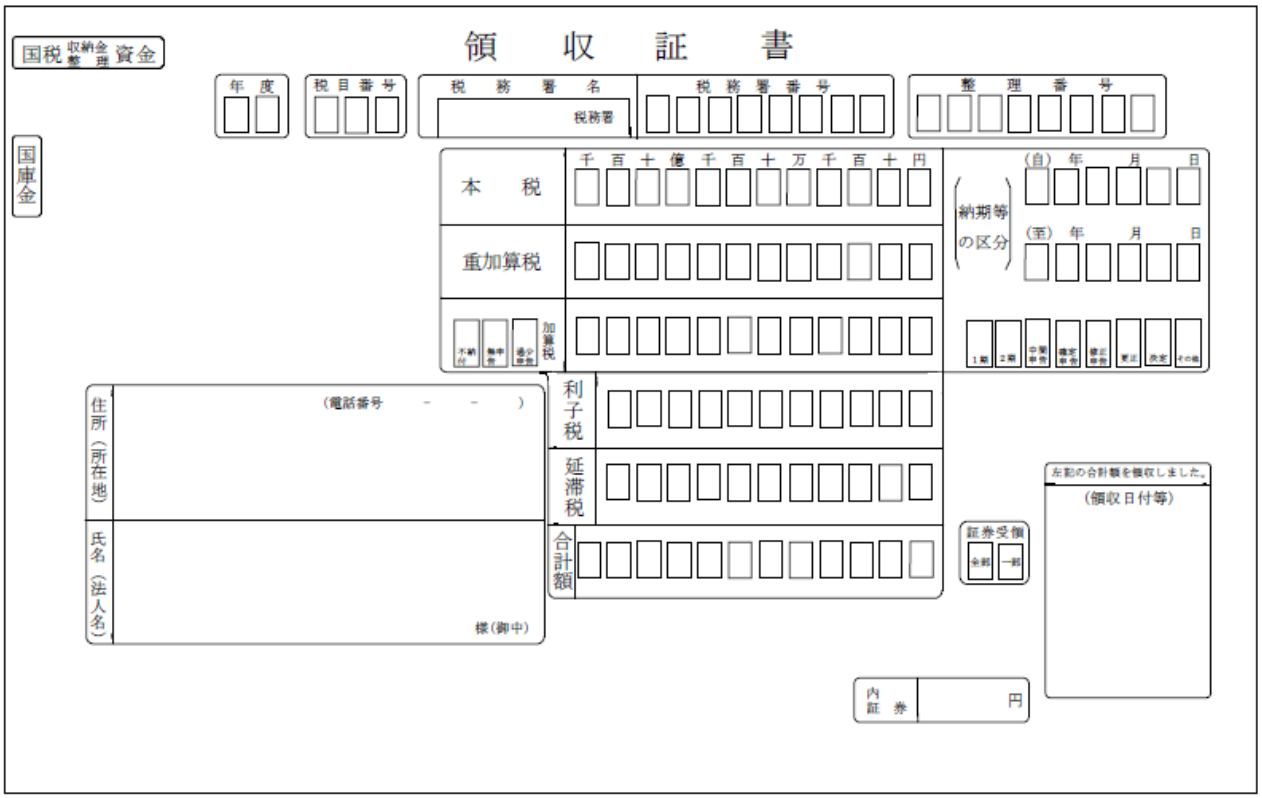


備　考

1　国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第１号書式備考１から３までは、この書式について準用する。

2　納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）、年度、税目番号、税務署名、納期等の区分並びに金額は、法令に別段の定めがある場合を除き、納税者が記載するものとする。

3　窓付き封筒を用いる場合には、納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）欄は、日本産業規格に適合するよう位置及び大きさを定めるものとする。

4　国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 41 条第１項の規定により第三者が納付する場合又は国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）に規定する第二次納税義務者若しくは国税の保証人が納付する場合においては、納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）欄に当該第三者、第二次納税義務者又は保証人の住所（所在地）及び氏名（法人名）を記載し、納期等の区分欄又は余白に納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を付記するものとする。

5　自動車重量税に係る納付書にあっては、各片中「住所（所在地）」とあるのは、「納税者が自動車重量税法（昭和 46 年法律第 89 号）第６条第２項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所地等」とする。

6　登録免許税に係る納付書にあっては、各片中「住所（所在地）」とあるのは、「納税者が登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第８条第２項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所地等」とするほか、当該登録免許税が登記所の取り扱う登記に係るものである場合には、第３片中「領収証書」とあるのを「領収証書（照合用）」とするほかはこれと同一の書面を作成し、同片に接続させるものとする。

7　国税通則法第 34 条の５第１項の規定により納付受託者が納付する場合の納付書については、税目番号の記載を省略することができる。

8　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の調整を加えることができる。

書式第９号（７）の２　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その２））

（第１片）

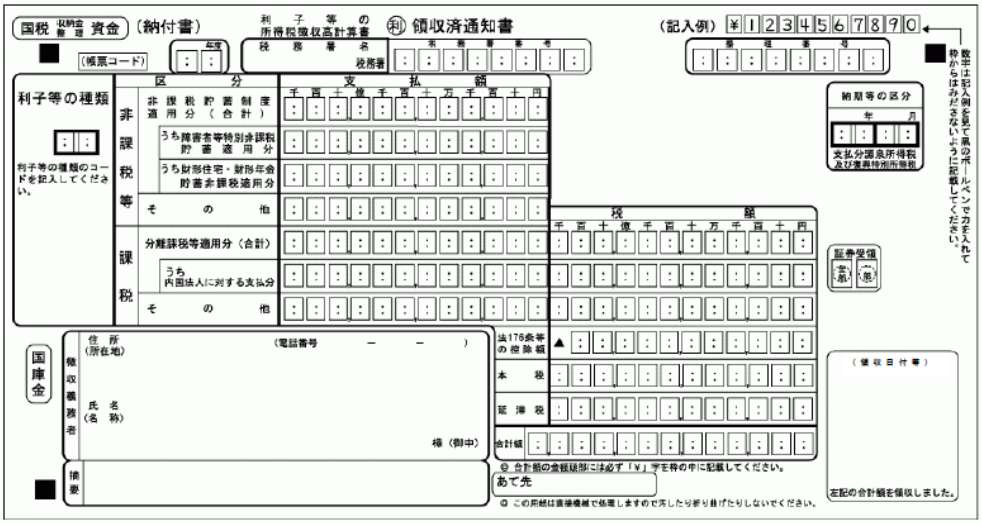


（第２片）

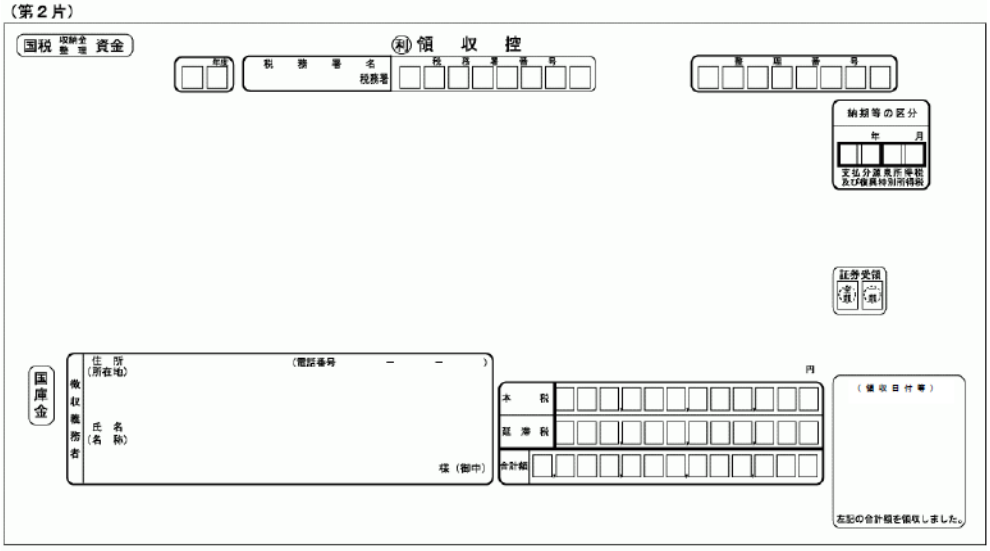


（第３片）

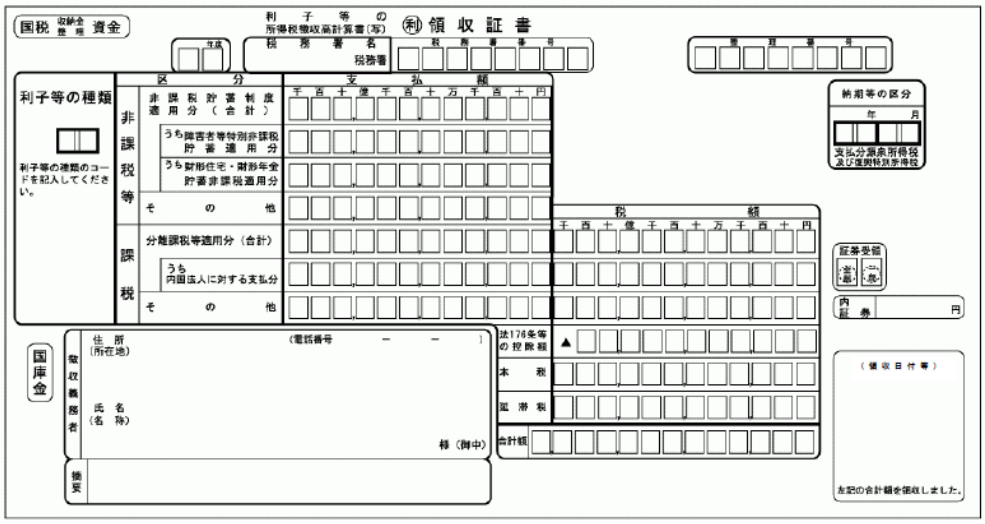


備考

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

書式第９号（７）の３　　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その３））

（第１片）

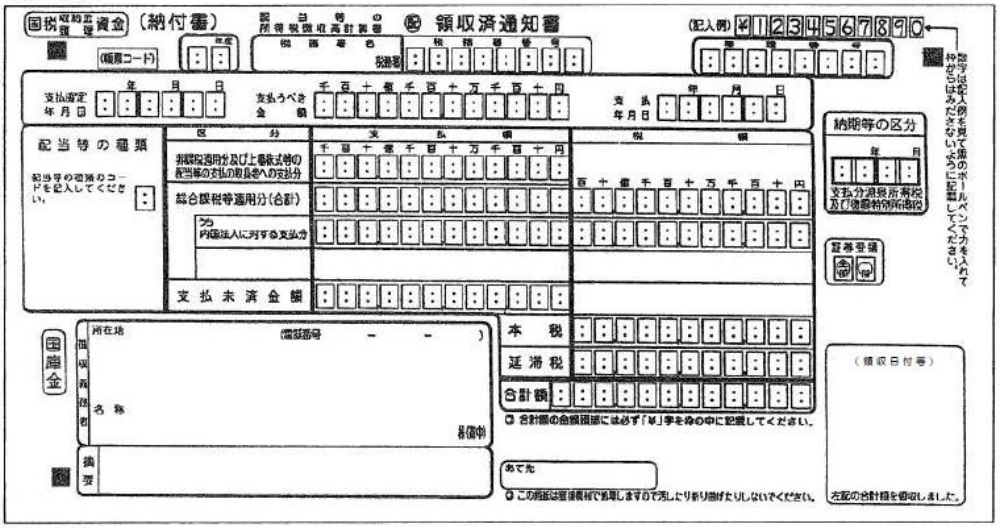


（第２片）

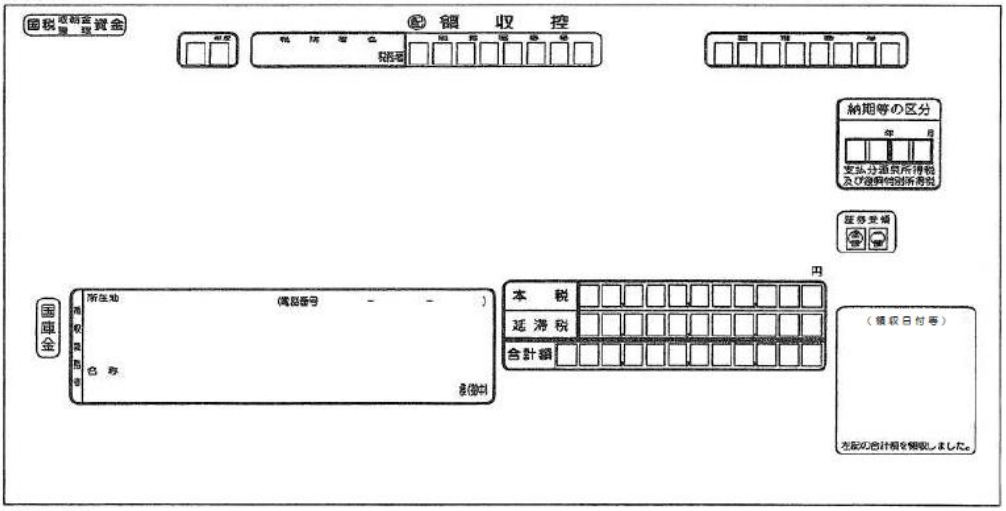


（第３片）

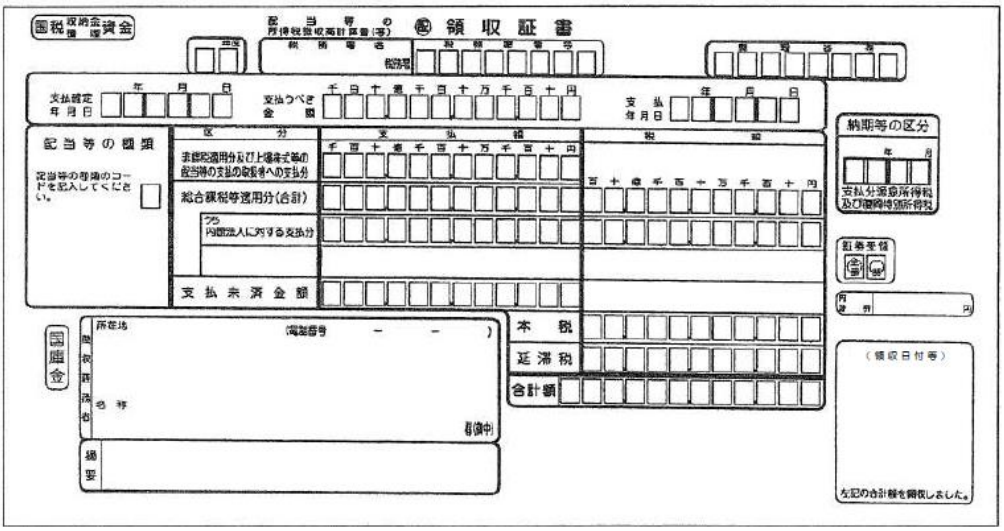


備　考

　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

書式第９号（７）の４　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その４））

（第１片）

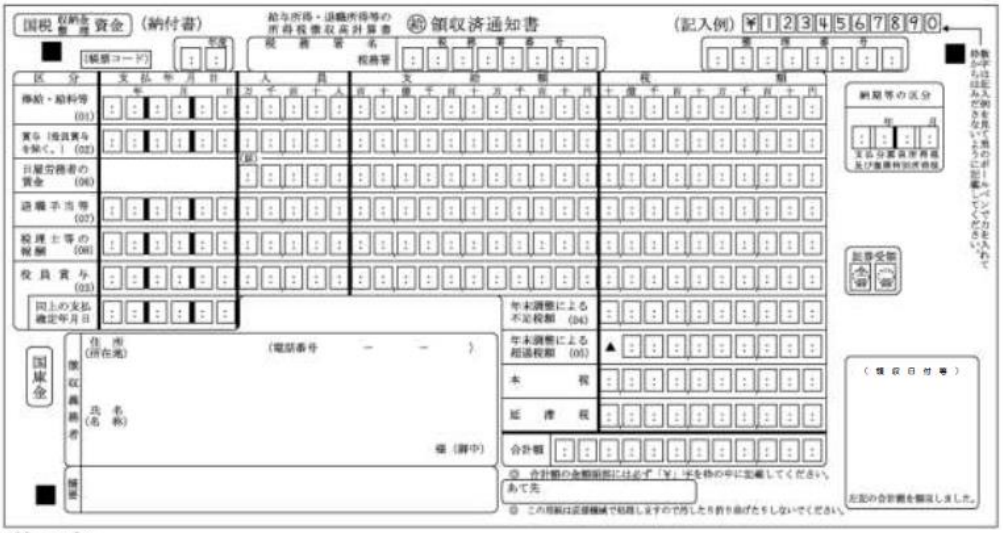


（第２片）

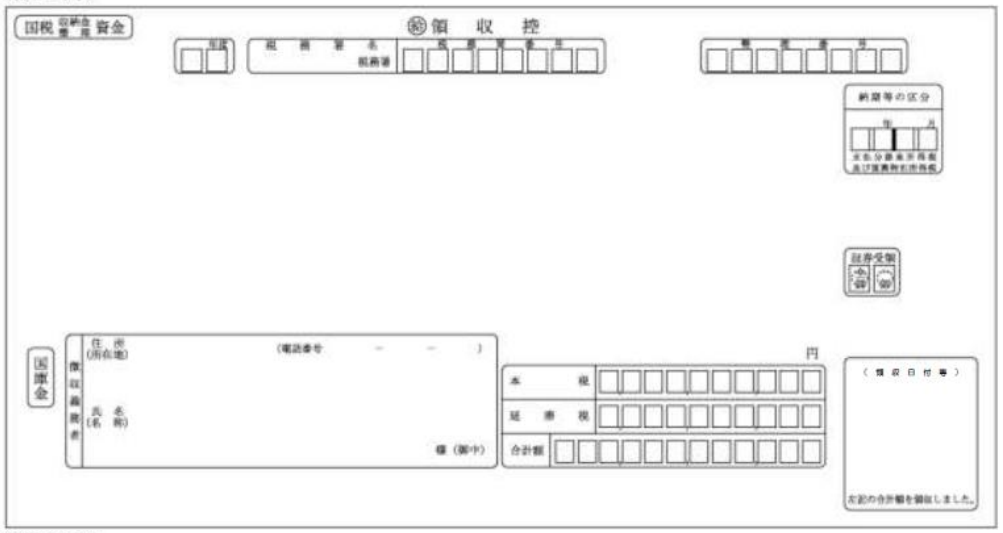


（第３片）

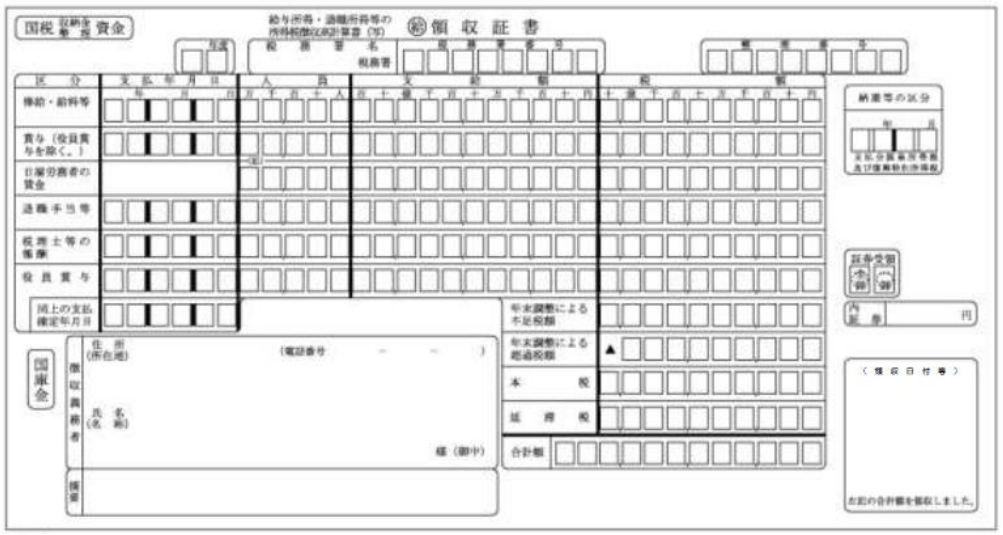


備　考

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

書式第９号（７）の５　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その５））

（第１片）

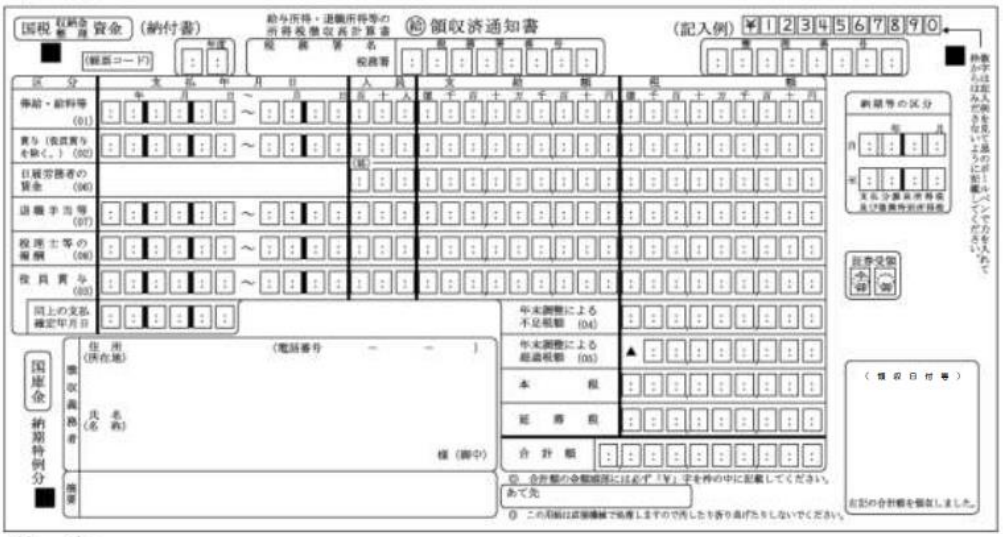


（第２片）

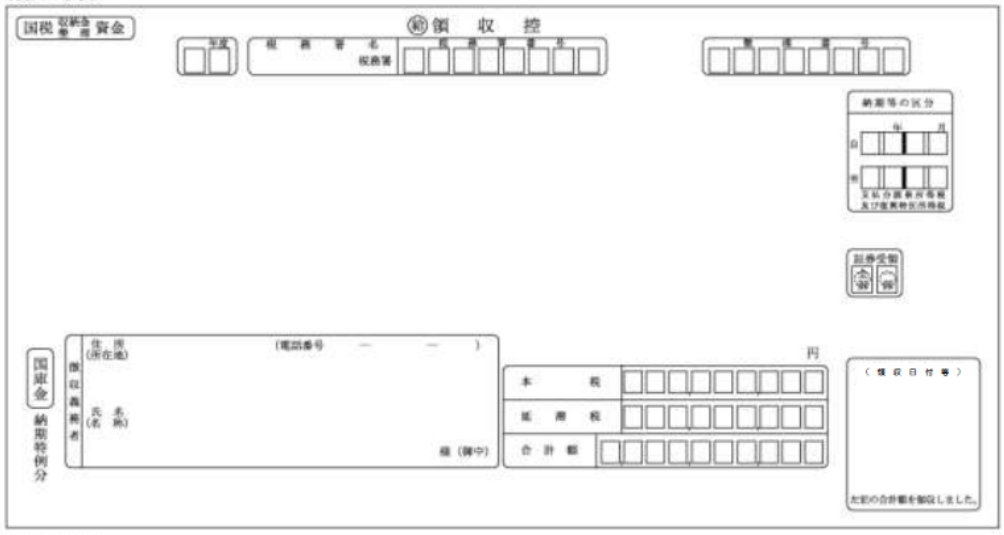


（第３片）

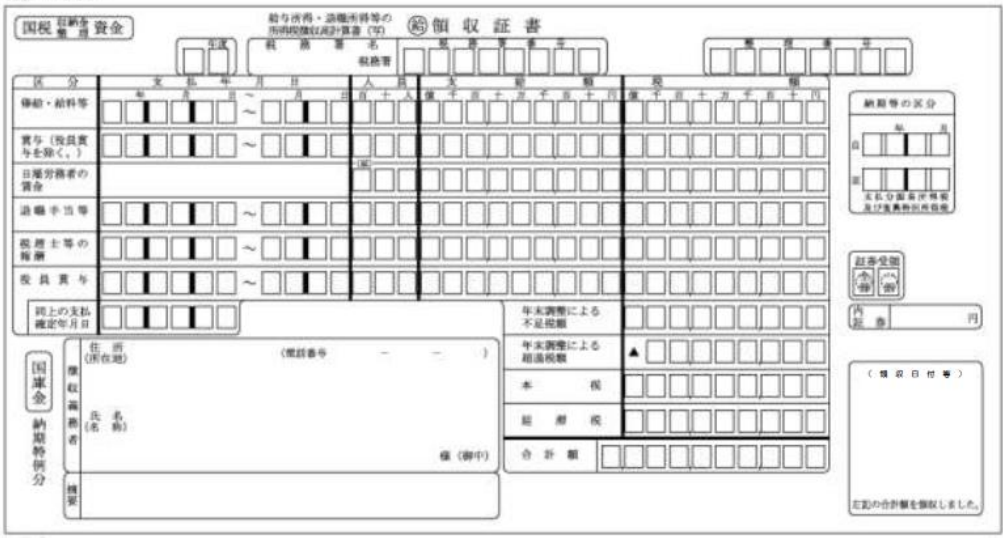


備　考

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

書式第９号（７）の６　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その６））

（第１片）

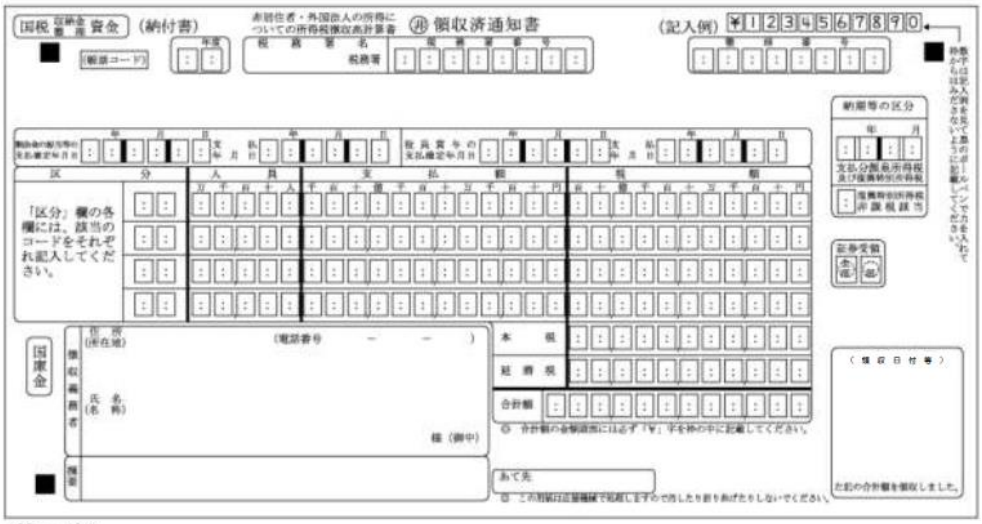


（第２片）

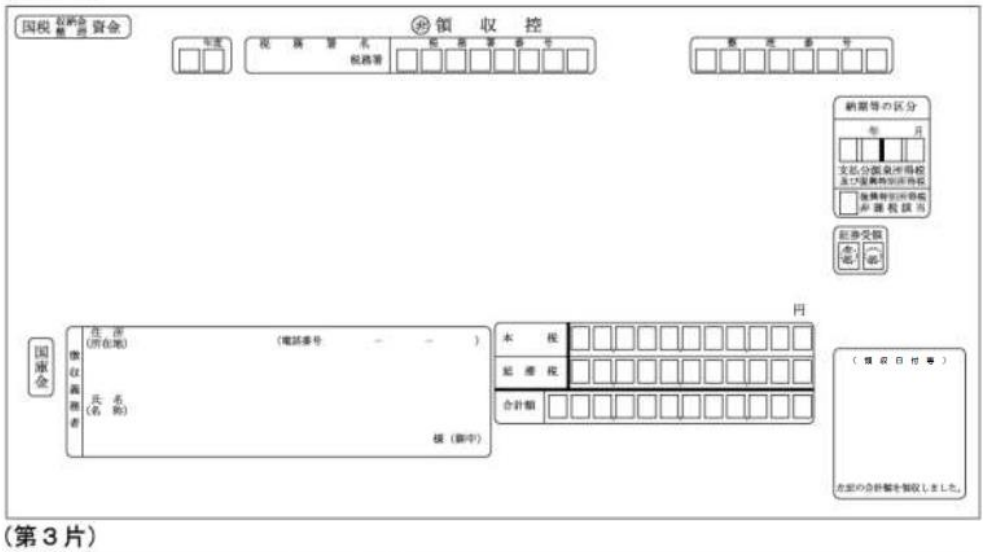


（第３片）

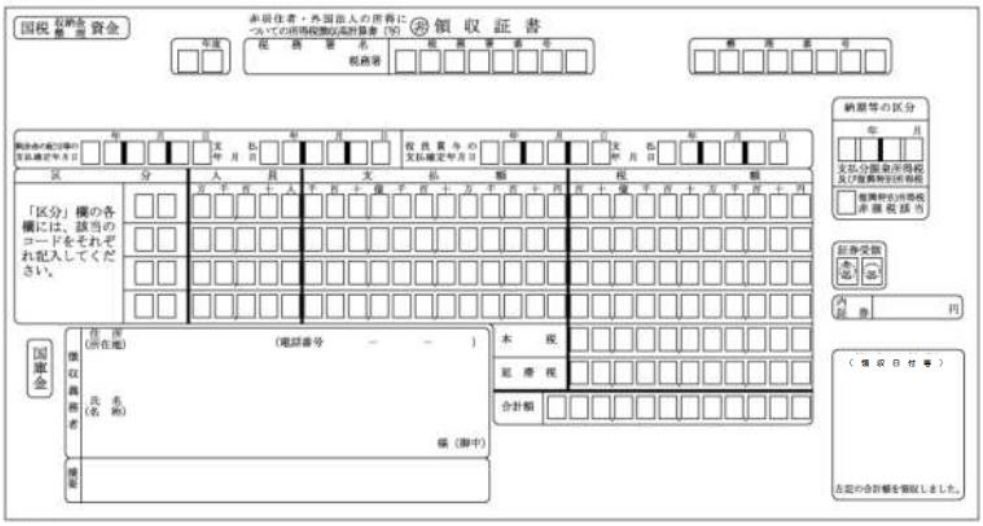


備　考

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

書式第９号（７）の７　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その７））

（第１片）

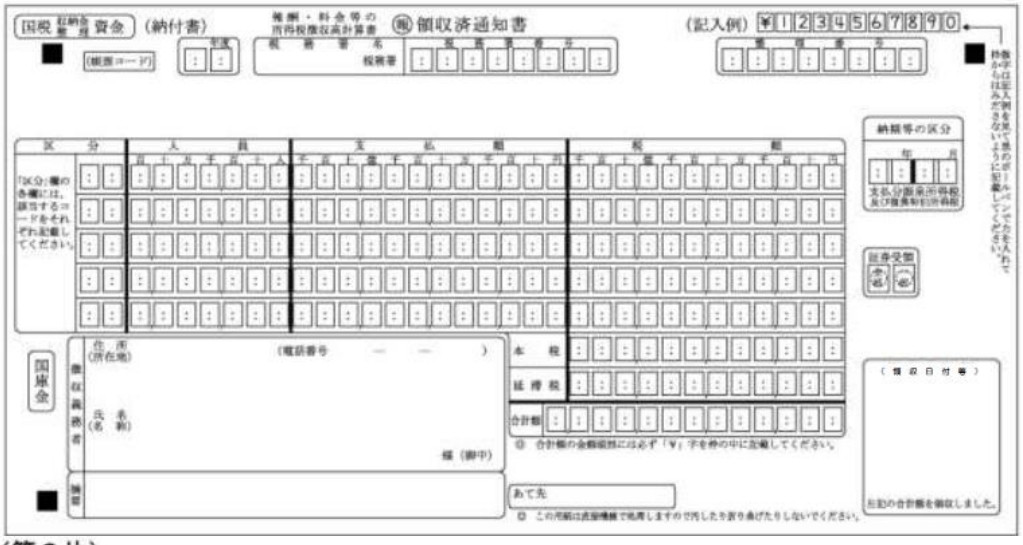


（第２片）

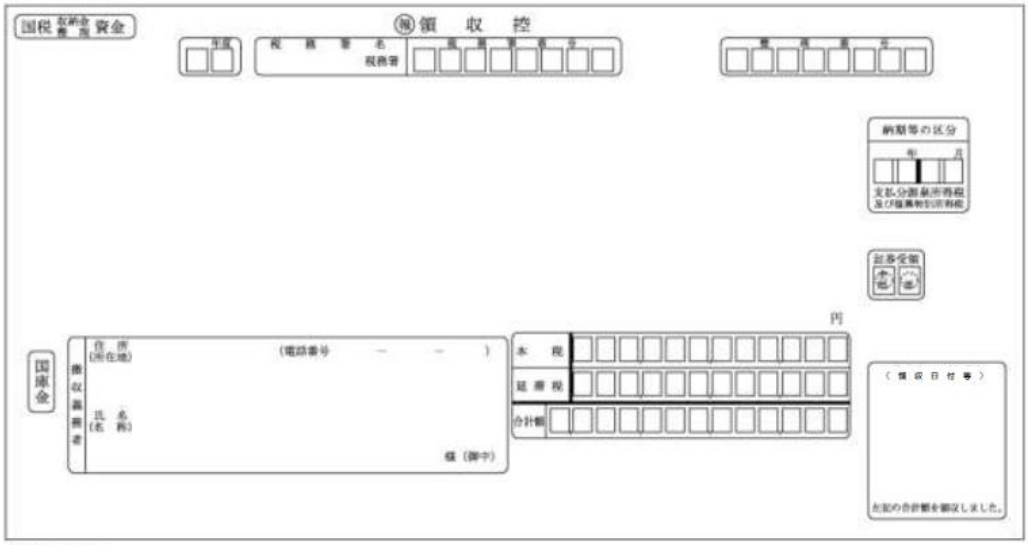


（第３片）

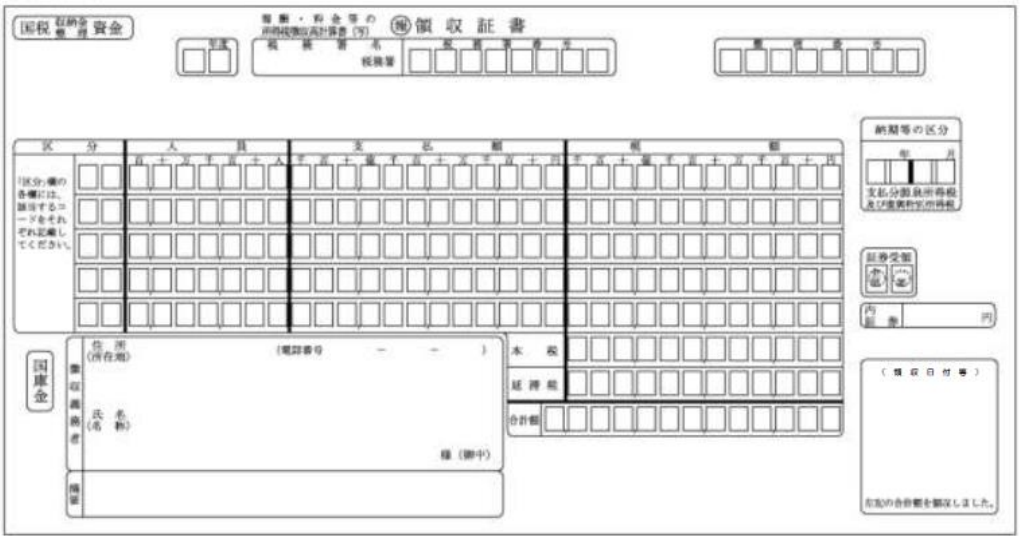


備　考

　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

書式第９号（７）の８　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その８））

（第１片）

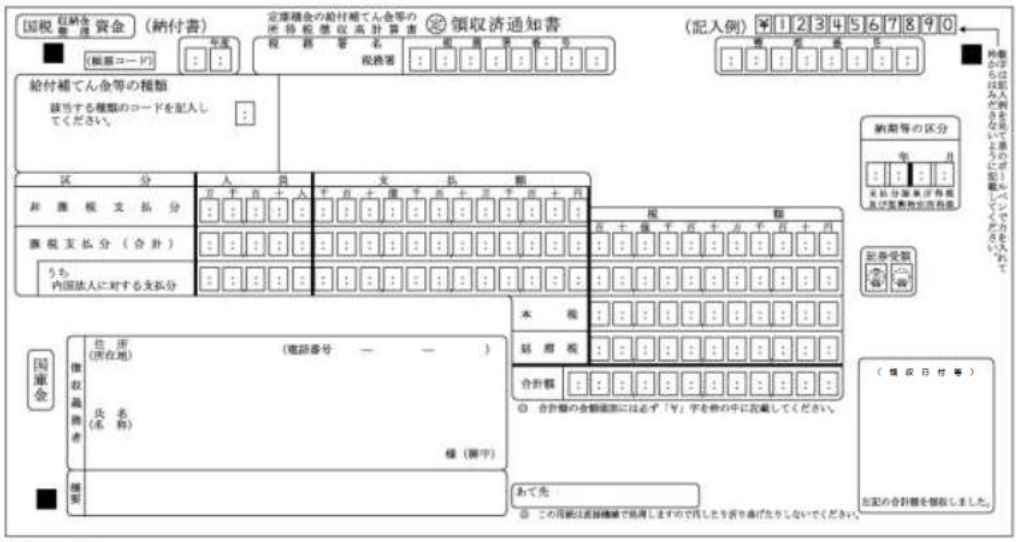


（第２片）

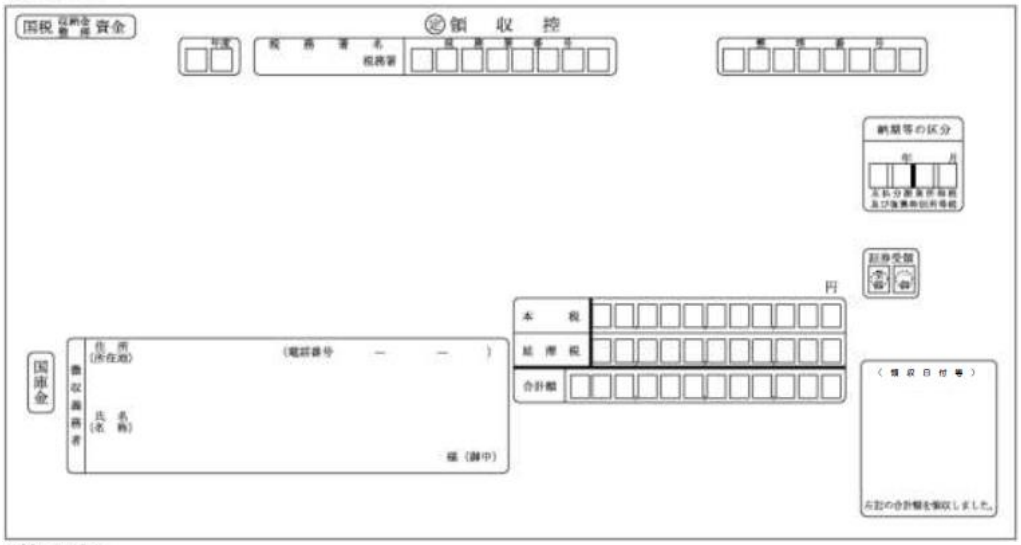


（第３片）

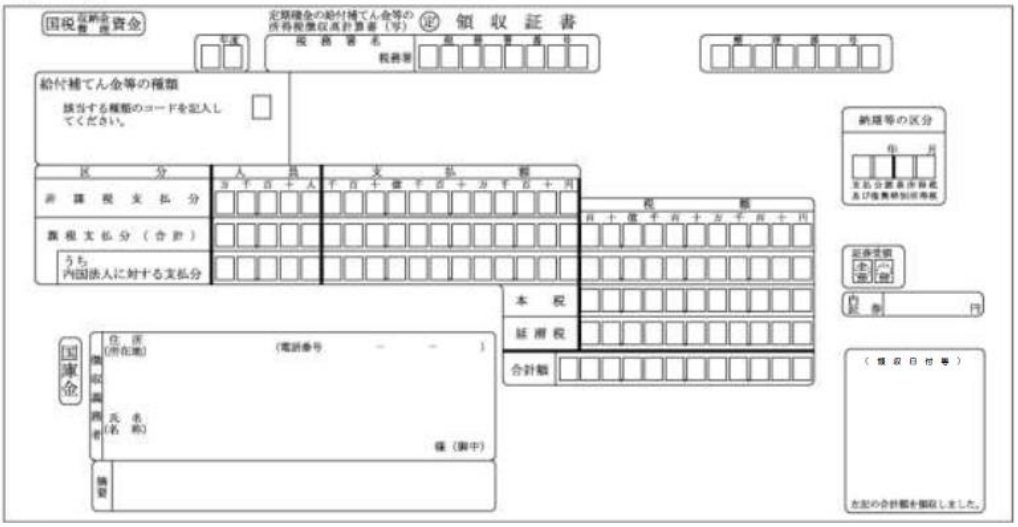


備　考

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

書式第９号（７）の９　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その９））

（第１片）

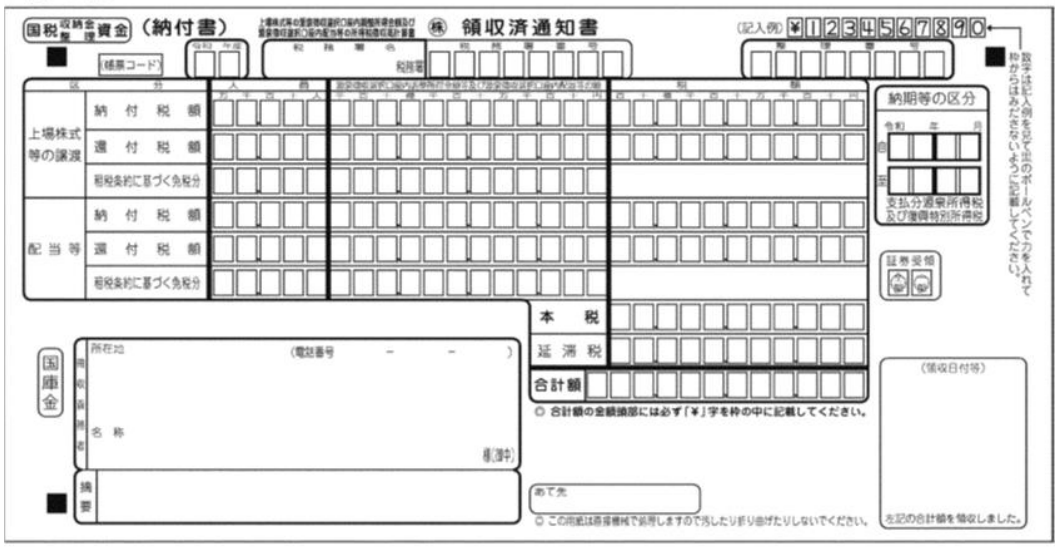


（第２片）

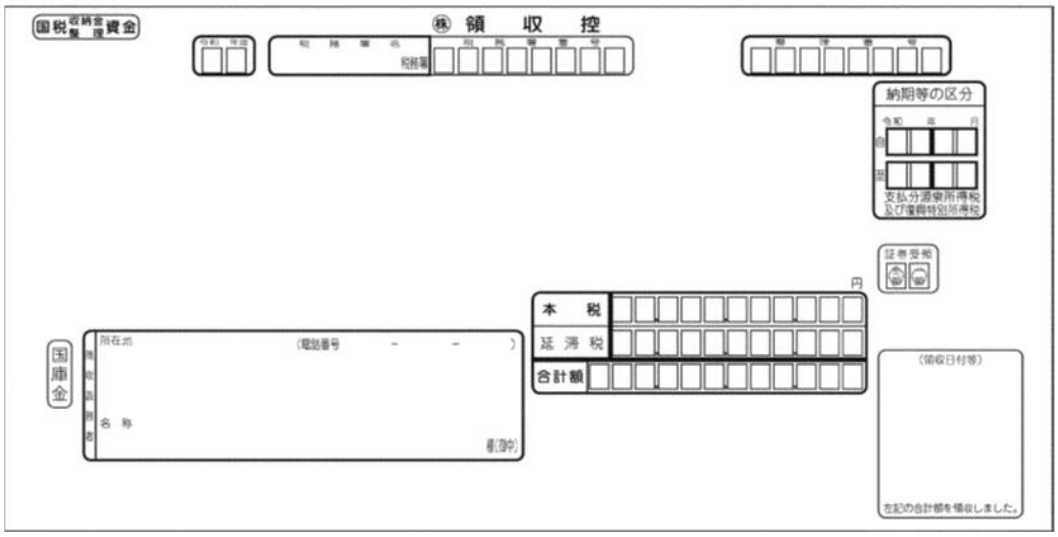


（第３片）

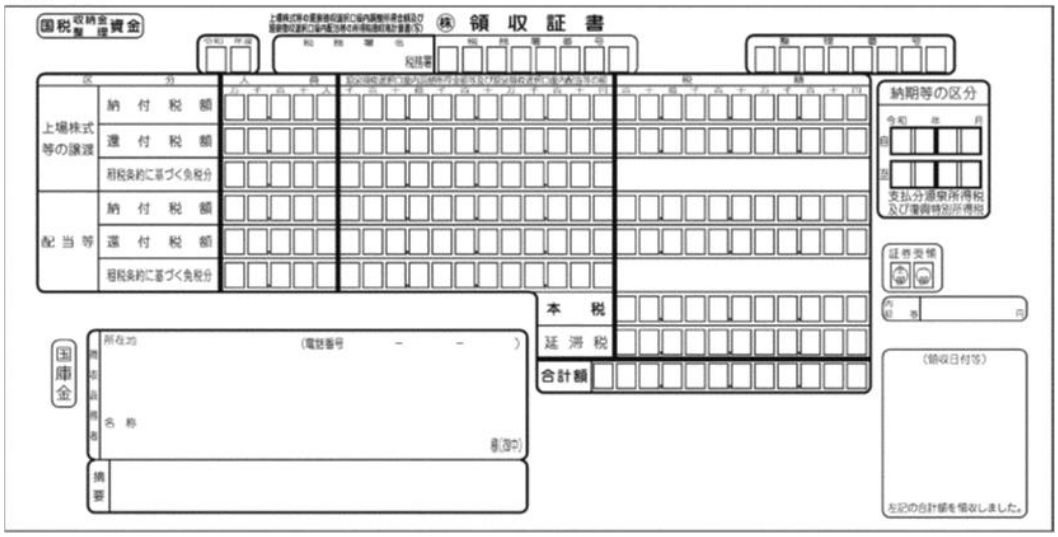


備考

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

書式第９号（７）の１０　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その１０））

（第１片）

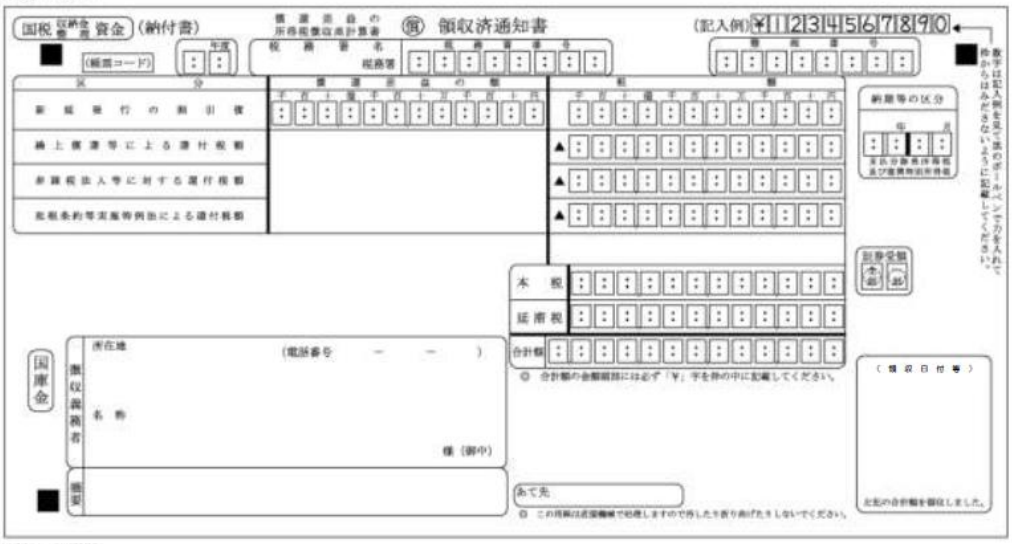


（第２片）

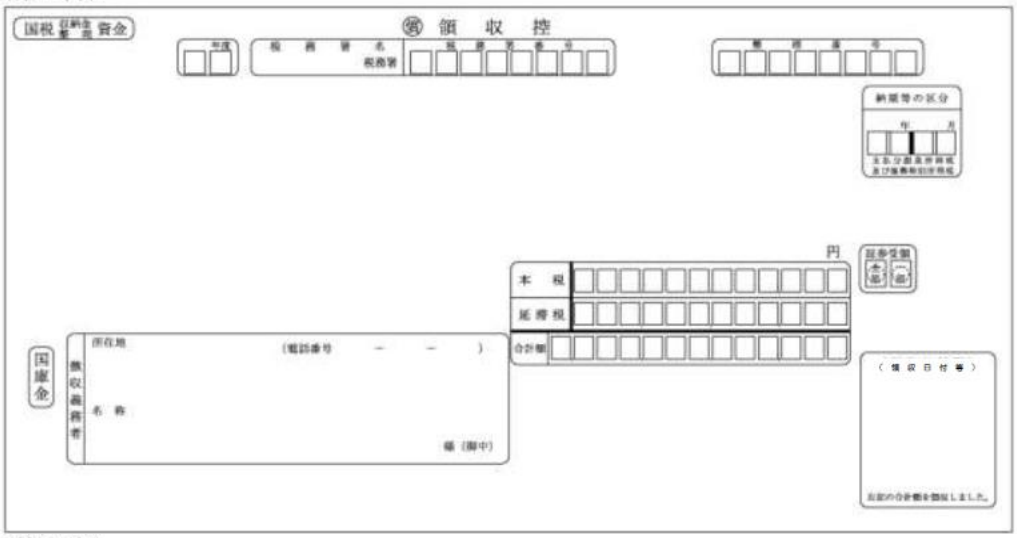


（第３片）

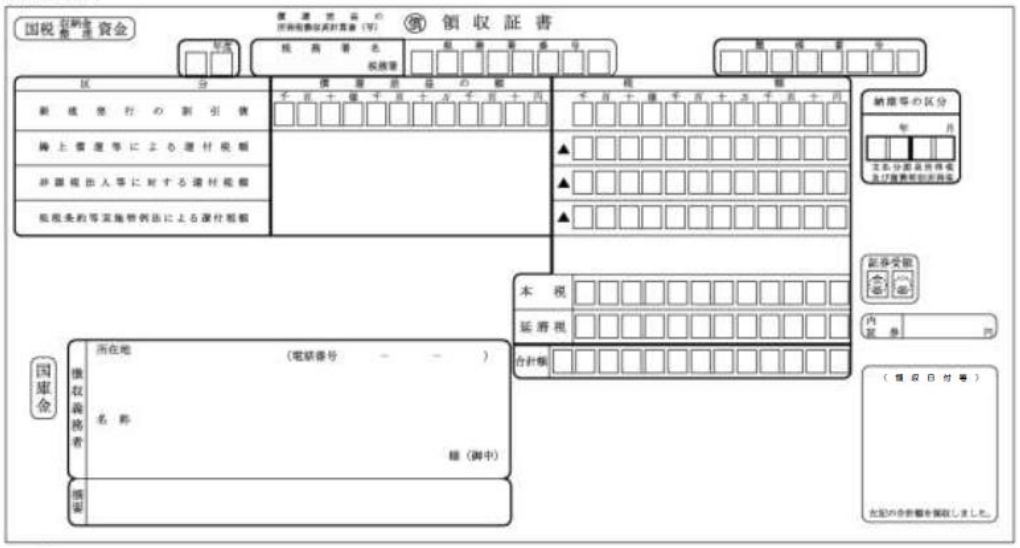


備　考

　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

書式第９号（７）の１１　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その１１））

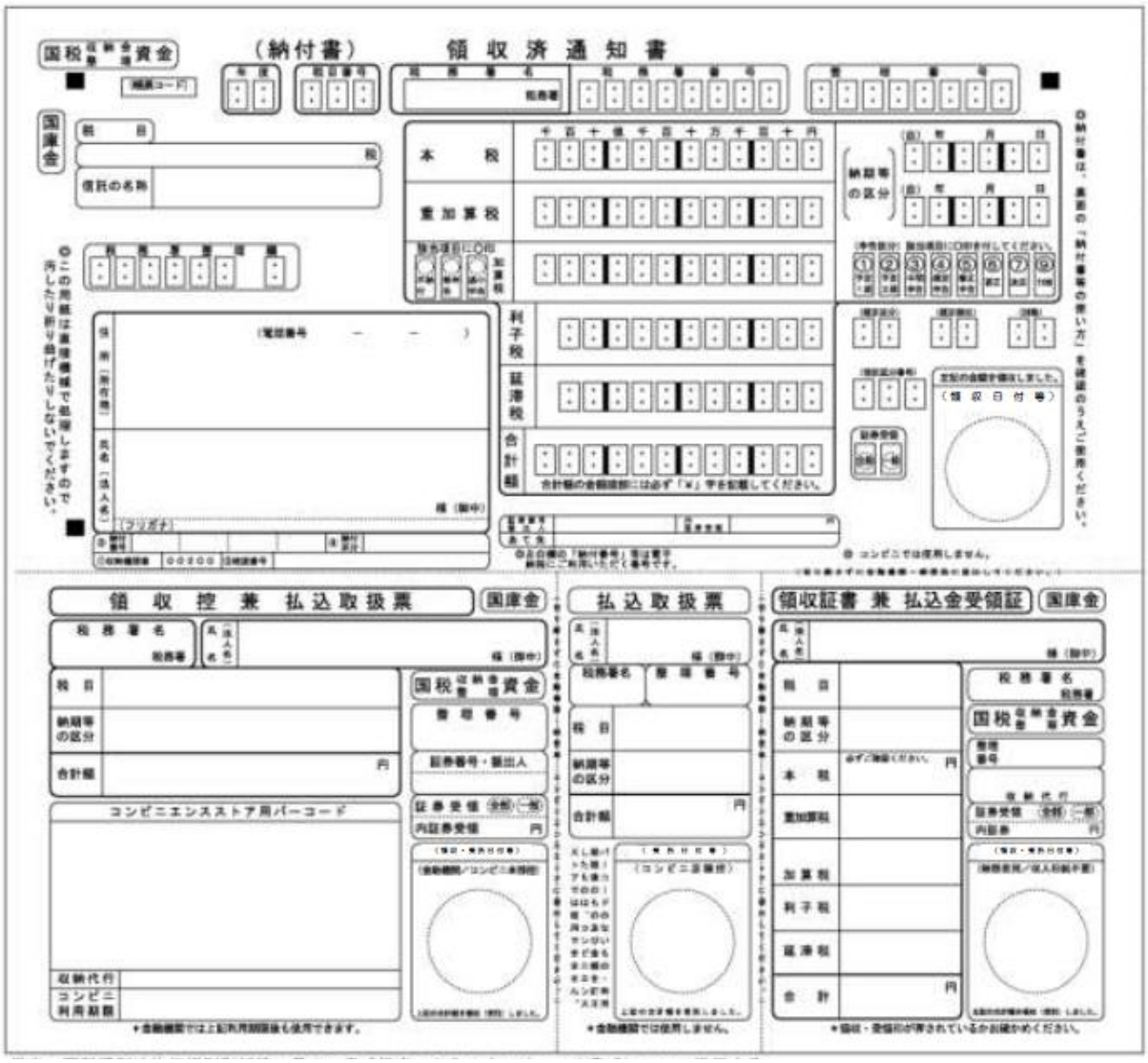


備　考

国税通則法施行規則別紙第１号の２書式備考１から３までは、この書式について準用する。

書式第９号（７）の１２　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その１２））

（第１片）

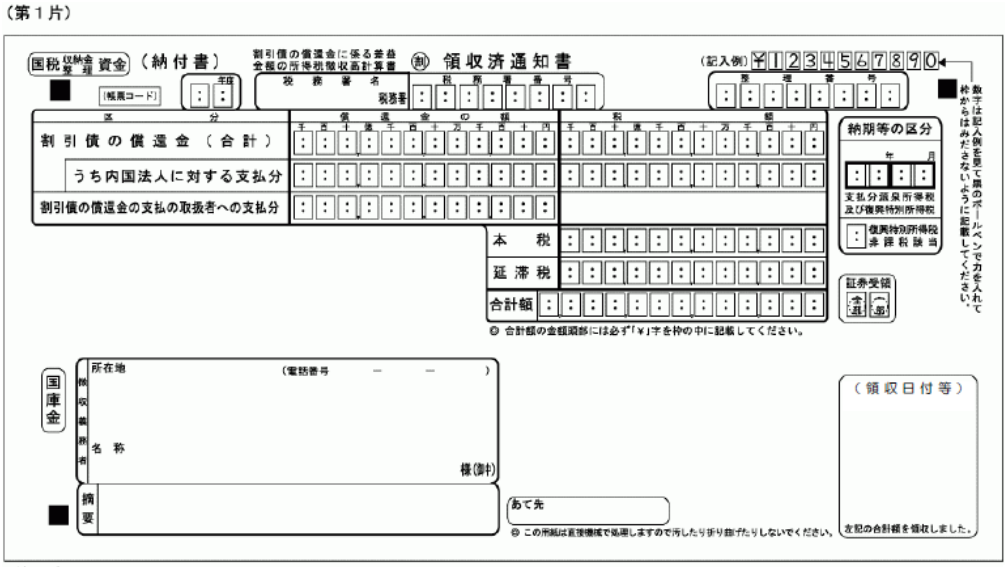


（第２片）

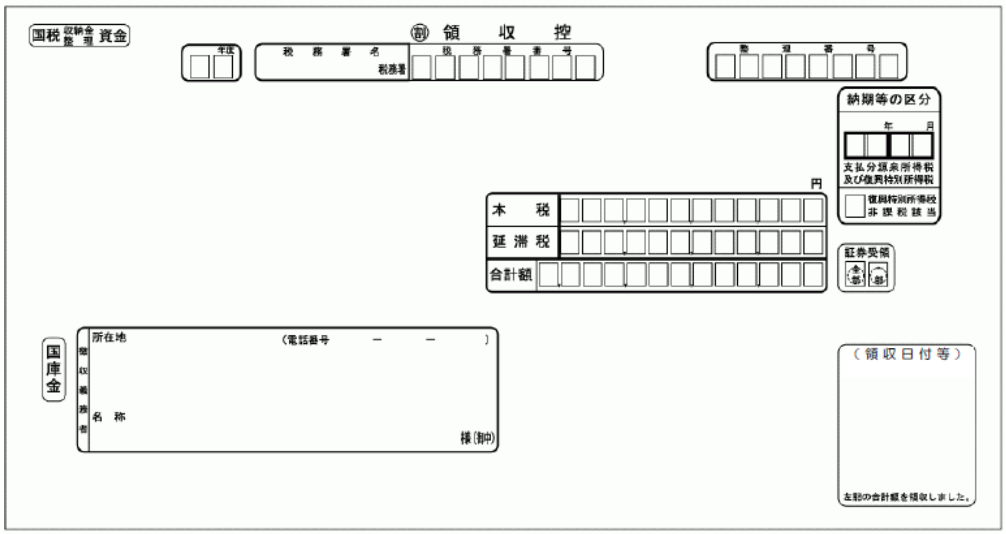


（第３片）

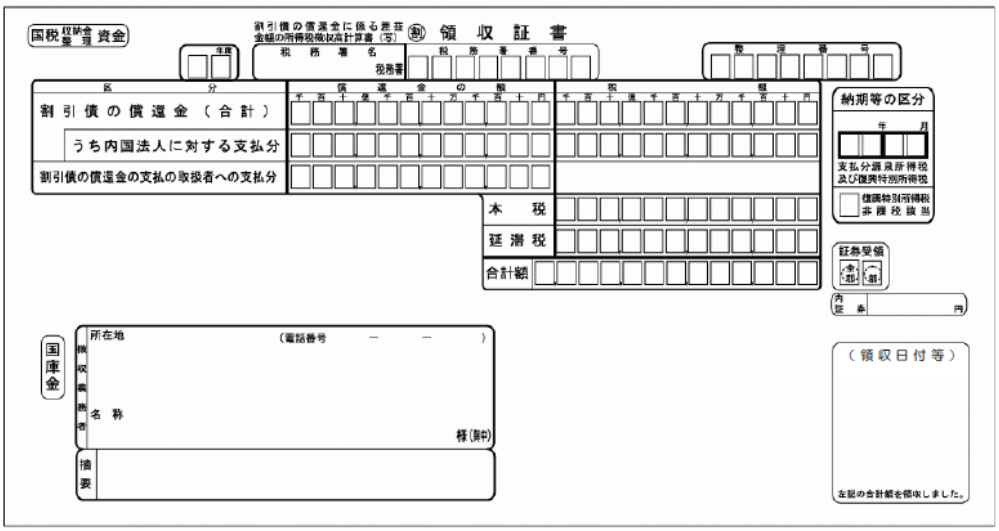


備考

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

書式第９号（８）　（ＯＣＲ処理用納付書の制定について（平成元年徴官２－７７））

― ＯＣＲ処理用納付書（振替納税以外用）―

（第１片）

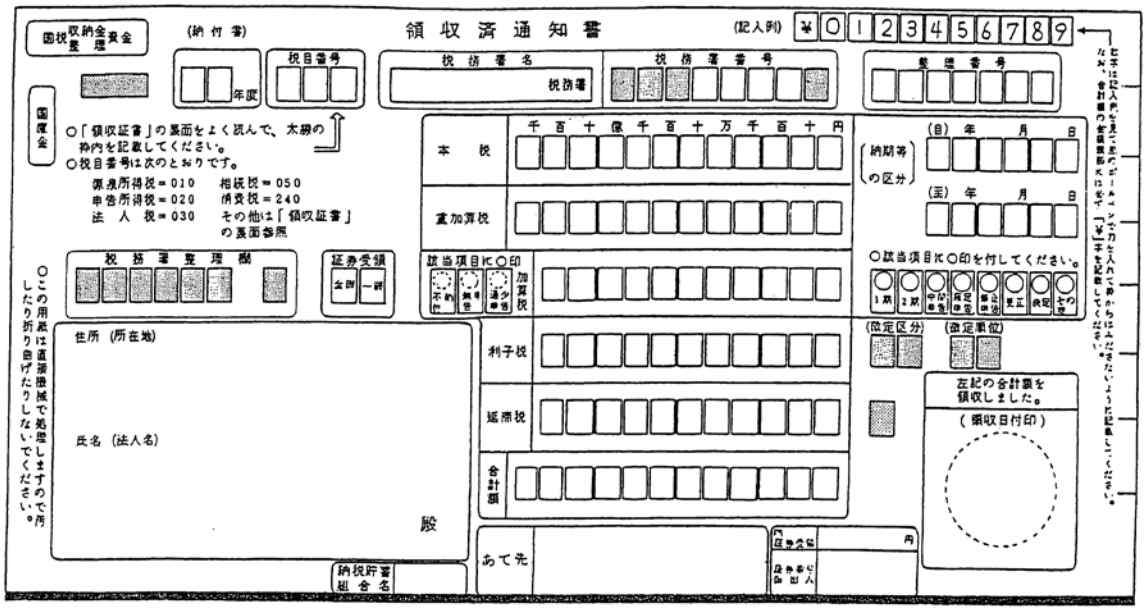


（第２片）

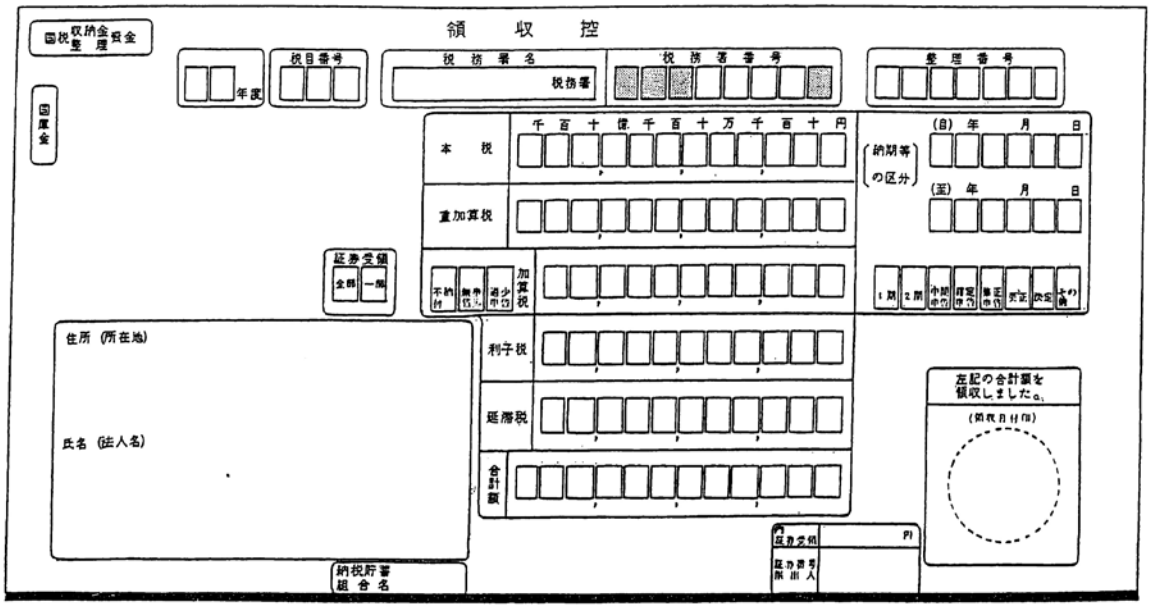

（第３片）

国税収納金整理資金

国庫金

# 領収証書

年度

税目番号

税務署名　税務署

税務署番号

整理番号

○税目番号は次のとおりです。
源泉所得税＝010
申告所得税＝020
法人税＝030
相続税＝050
消費税＝240
その他は裏面参照

証券受領　全部　一部

本税　千百十億千百十万千百十円

重加算税

不納付　無申告　通申告　少申告　加算税

利子税

延滞税

合計額

納期等の区分　(自)年　月　日　(至)年　月　日

1期　2期　中間申告　確定申告　修正申告　更正　決定　その他

住所（所在地）

氏名（法人名）

殿

納税貯蓄組合名

左記の合計額を領収しました。
（領収日付印）

内証券受領　円

○日本銀行（本支店、代理店、歳入代理店）又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

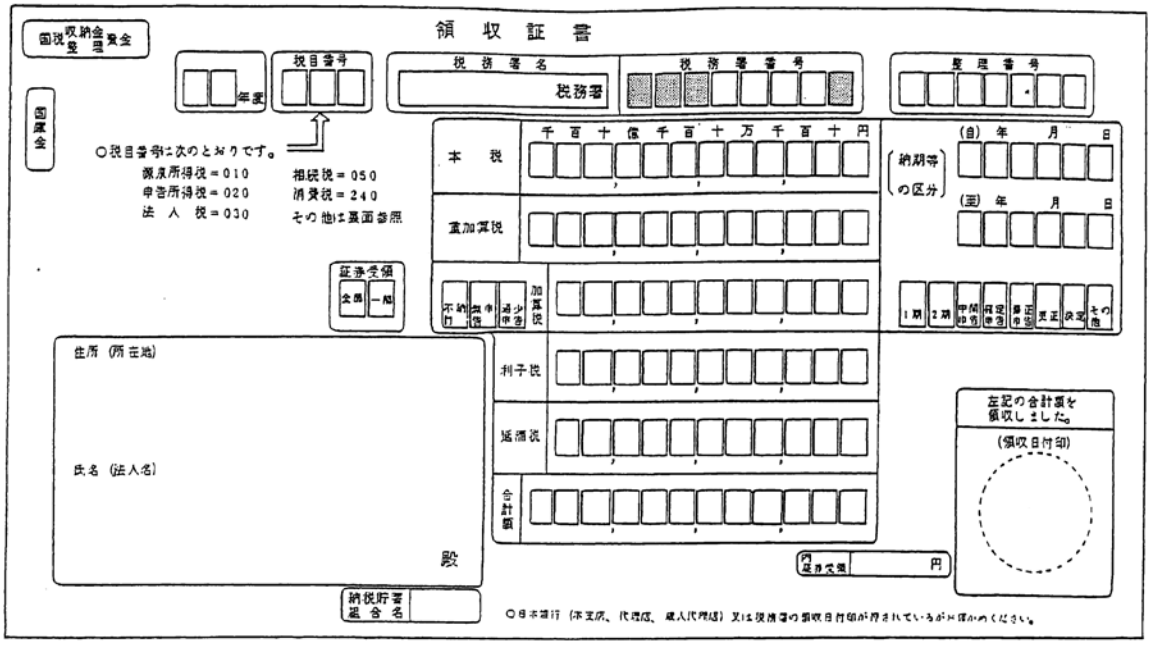

（第３片　裏面）

## お願い

◎ 税金は、「合計額」欄の金額で受領しますから、合計額は必ず記載してください。
◎ 合計額を書き誤ったときは、新しい納付書に書き直してください。
◎ 「納期等の区分」欄及び「税務署名」欄の記載漏れがないよう御注意ください。
◎ この納付書は、３枚１組となっていますから、切り離さずに納付場所に提出してください。
◎ 「税目番号」欄及び「納期等の区分」欄には、次のとおり記載してください。

○ 「税目番号」欄には、次の税目番号を記載してください。

| 税目 | 税目番号 | 税目 | 税目番号 |
|---|---|---|---|
| 源泉所得税 | 010 | 有価証券取引税 | 120 |
| 申告所得税 | 020 | 通行税 | 130 |
| 法人税 | 030 | 入場税 | 140 |
| 相続税 | 050 | 日本銀行券発行税 | 150 |
| 贈与税 | 051 | 旧税 | 160 |
| 消費税 | 240 | 電源開発促進税 | 170 |
| 酒税 | 060 | 滞発油税及地方道路税 | 180 |
| たばこ消費税 | 230 | 石油ガス税 | 190 |
| たばこ税 | 250 | 自動車重量税 | 200 |
| 砂糖消費税 | 070 | 航空機燃料税 | 210 |
| 石油税 | 080 | 印紙税 | 220 |
| 物品税 | 090 | 登録免許税 | 221 |
| トランプ類税 | 100 | 滞納処分費 | 500 |
| 取引所税 | 110 | | |

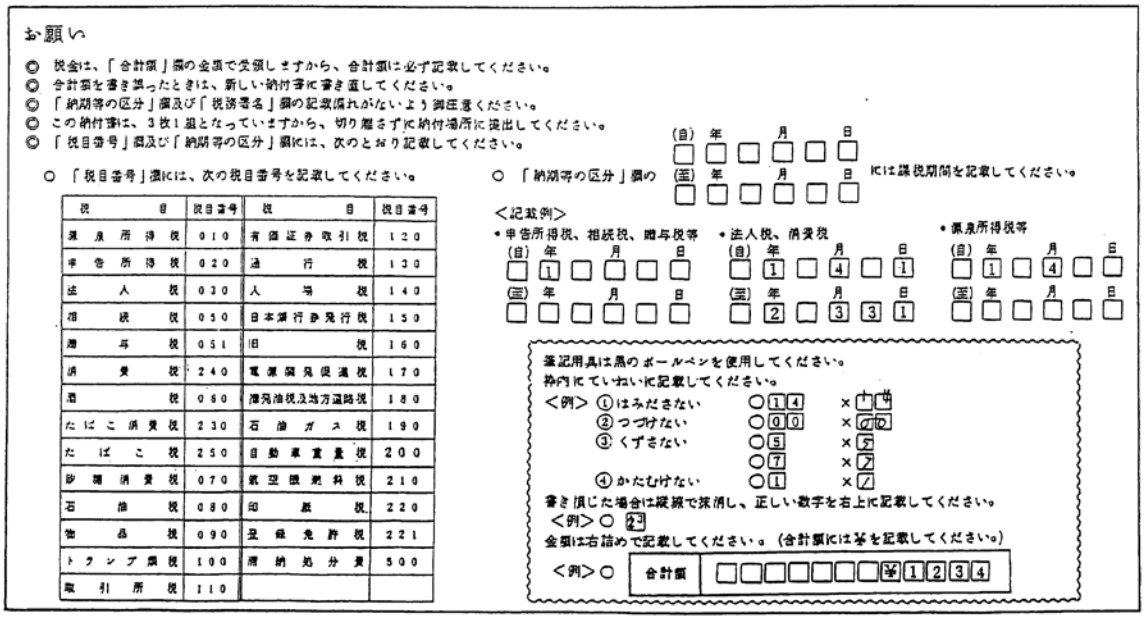

○ 「納期等の区分」欄の (自)年　月　日 (至)年　月　日 には課税期間を記載してください。

<記載例>

・申告所得税、相続税、贈与税等
(自)年　月　日　1
(至)年　月　日

・法人税、消費税
(自)年　月　日　1　4　1
(至)年　月　日　2　3　3　1

・源泉所得税等
(自)年　月　日　1　4
(至)年　月　日

筆記用具は黒のボールペンを使用してください。
枠内にていねいに記載してください。

<例> ①はみださない　○14　×
②つづけない　○00　×
③くずさない　○5　×
○7　×
④かたむけない　○1　×

書き損じた場合は縦線で抹消し、正しい数字を右上に記載してください。
<例>○ 2

金額は右詰めで記載してください。（合計額には¥を記載してください。）

<例>○ 合計額　¥1234

書式第９号（９）　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号の２書式）

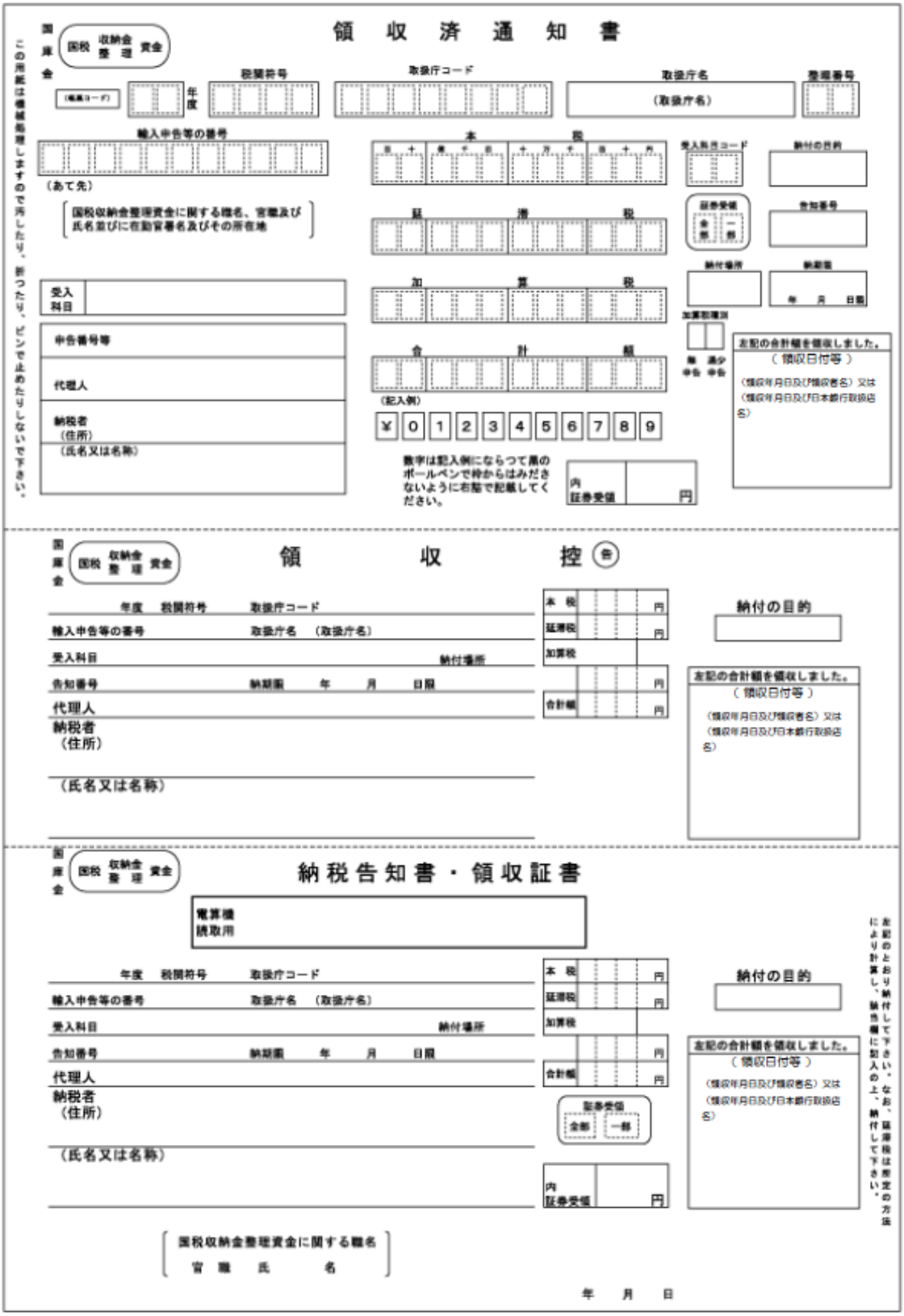


備　考

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則（昭和５２年大蔵省令第３０号）別紙第１号書式備考は、この書式について準用する。

書式第９号（１０）　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号の３書式）

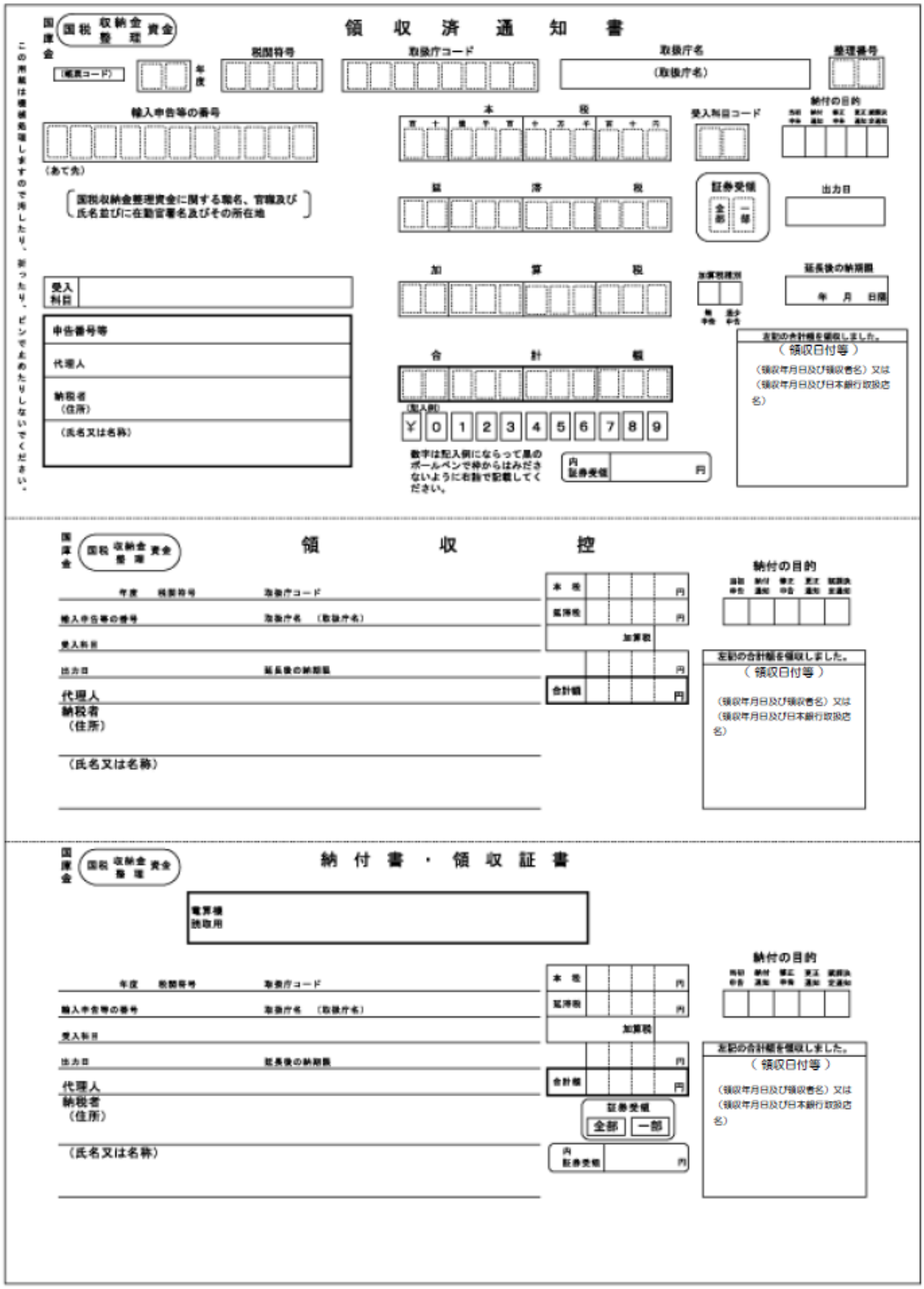


備　考

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則（昭和５２年大蔵省令第３０号）別紙第２号書式備考（３を除く。）は、この書式について準用する。

書式第９号（１１）　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第１号の４書式）

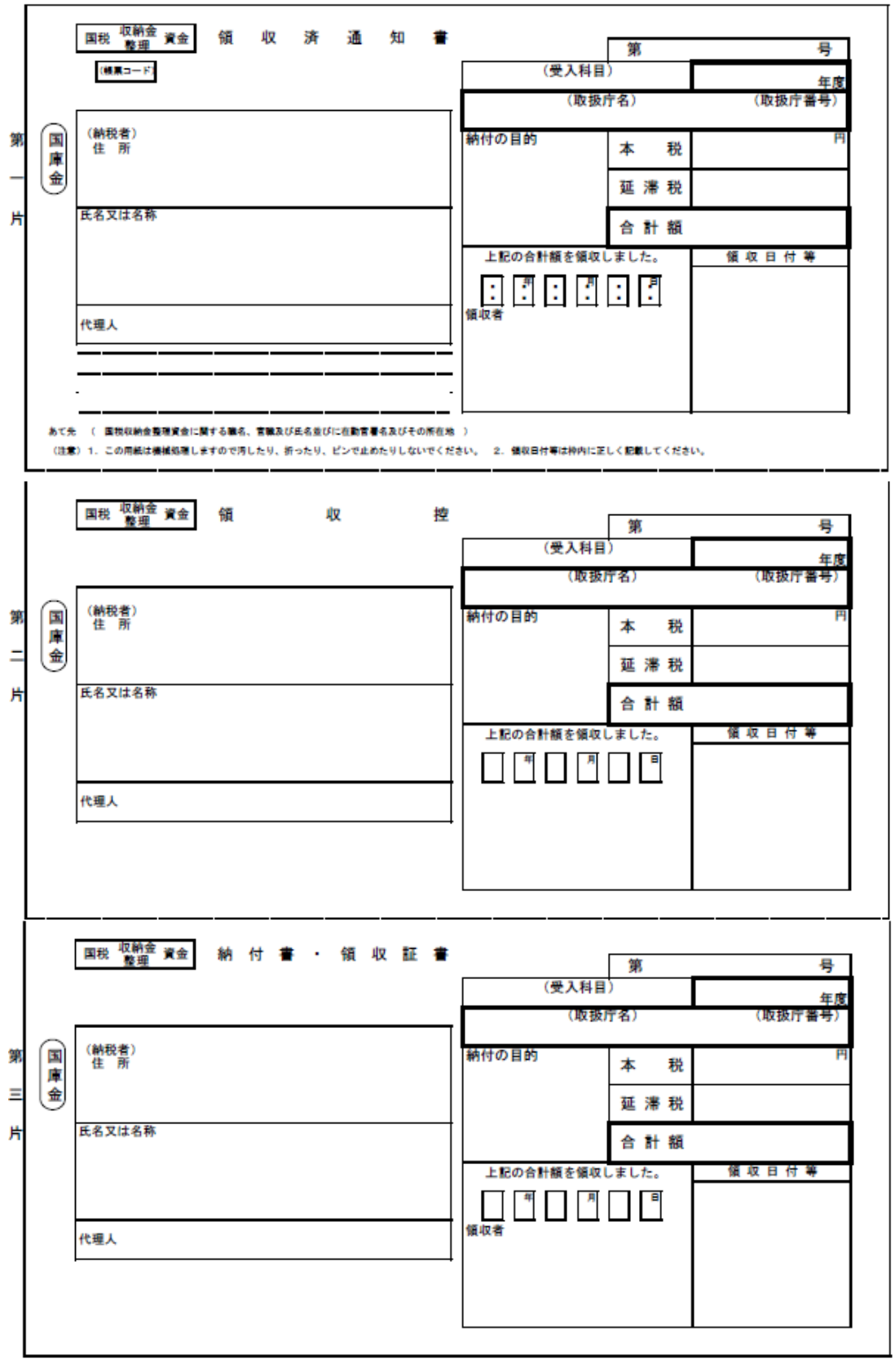


備　考

関税法施行規則別紙第２号書式備考は、この書式について準用する。

書式第１０号　（国税収納金整理資金事務取扱規則第２号書式）

（第１片）

納入告知書・領収証書　国税 収納金整理資金

（番　号）

右のとおり納付して下さい。

国庫金

年　月　日

（国税収納命令官、国税収納命令官代理、分任国税収納命令官又は分任国税収納命令官代理官職氏名）

（住　所）

（氏　名）

殿

納付期限

納付場所

納付目的

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（年　度）

（取扱庁名）

（受入科目）

| 納付金額 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

◎この納入告知書は、３枚１組の複写式となっていますから、３枚とも納付場所に提出して下さい。

（第２片）

領　収　控　国税 収納金整理資金

（番　号）

国庫金

（住　所）

（氏　名）

殿

納付期限

納付場所

納付目的

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（年　度）

（取扱庁名）

（受入科目）

| 納付金額 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

（第３片）

領収済通知書　国税 収納金整理資金

（番　号）

あて先

国庫金

（国税収納命令官、国税収納命令官代理、分任国税収納命令官又は分任国税収納命令官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

（住　所）

（氏　名）

殿

納付期限

納付場所

納付目的

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（年　度）

（取扱庁名）

（受入科目）

| 納付金額 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

備　考

１．用紙の大きさは、各片ともおおむね縦 11cm、横 21cm とする。

２．各片は一片をのり付けその他の方法により接続するものとする。

３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

４．納入者の住所及び氏名、受入科目、年度、取扱庁名、番号、納付の目的、納付期限、納付場所並びに金額は、この納入告知書の発行者が記載するものとする。

５．住所氏名欄は、左端から 4cm、上端から 3.5cm の部分に縦 4.5cm、横 8cm の大きさで設けることとする。ただし、窓明き封筒を利用しない官署にあっては、その大きさ及び位置を著しく変更しない範囲で変更することができる。

６．分任国税収納命令官又は分任国税収納命令官代理が取り扱う国税等に係る納入告知書にあっては、各片中「（取扱庁名）」とあるのは、「（取扱庁名及び分任国税収納命令官又は分任国税収納命令官代理在勤官署名）」とする。

７．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

書式第１１号　（国税収納金整理資金事務取扱規則第１９号書式）

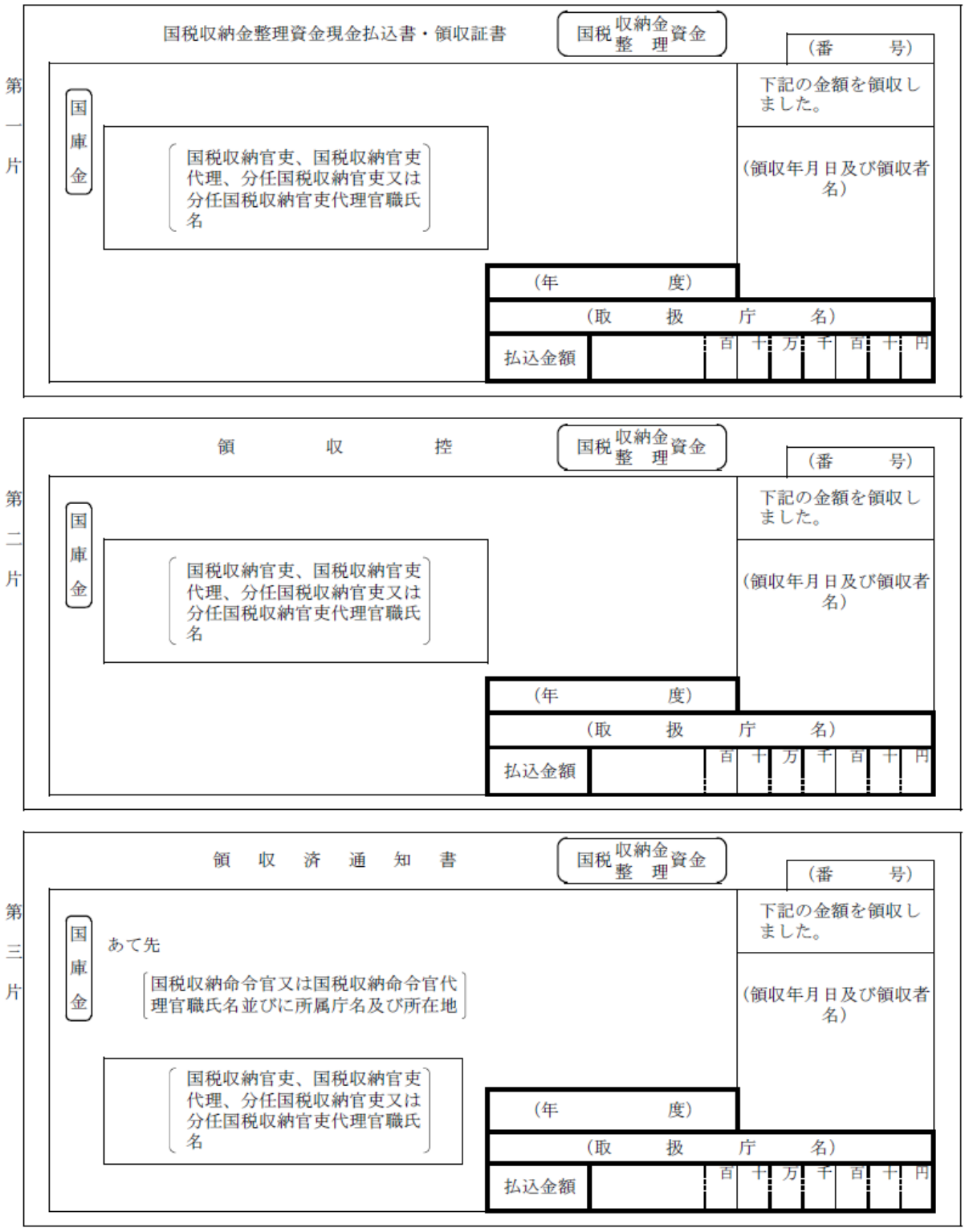


備　考　１　国税収納金整理資金事務取扱規則第２号書式備考１、２、３及び７は、この書式について準用する。

２　払込人の官職氏名、年度、取扱庁名、番号及び金額は、払込人が記載するものとする。

３　日本産業規格Ｘ００１２（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、１において準用することとされた第２号書式備考２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

書式第１２号　（日本銀行の公庫預託金取扱規程第２号書式）

（第１片）

公 庫 預 託 金 振 込 書

| 領収日付 |
| --- |
| |

右のとおり振り込みます。

第　　号　　年度

払込人＿＿＿＿＿＿＿＿

| （何公庫）預託金 |
| --- |
| （口座名） |
| （取引店名）日本銀行（何）店 |
| （金額）￥ |

日本銀行（何）店　御中

（第２片）

領 収 済 通 知 書

| 領収日付 |
| --- |
| |

あて先

第　　号　　年度

| （何公庫）預託金 |
| --- |
| （金額）￥ |

払込人＿＿＿＿＿＿＿＿殿

（第３片）

領　収　証　書

| 領収日付 |
| --- |
| |

第　　号　　年度

| （何公庫）預託金 |
| --- |
| （金額）￥ |

払込人＿＿＿＿＿＿＿＿殿

備　考

１．用紙の大きさは、おおむね縦 11cm、横 21cm とする。

２．各片は、左端をのりづけその他の方法により接続するものとする。

３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

４．領収日付欄には、日付及び日本銀行店名を記載する。

５．この様式の配列は、日本銀行と協議して変更することができる。

書式第１３号　（日本銀行の公庫預託金取扱規程第１号書式）

（第１片）

公 庫 預 託 金 払 込 書

| 領収日付 |
| --- |
| |

右のとおり払い込みます。

第　　号

払込人＿＿＿＿＿＿＿＿

| （何公庫）預託金 |
| --- |
| （金額）￥ |

日本銀行（何）店　御中

（第２片）

領　収　証　書

| 領収日付 |
| --- |
| |

第　　号

払込人＿＿＿＿＿＿＿＿殿

| （何公庫）預託金 |
| --- |
| （金額）￥ |

備　考

１．用紙の大きさは、おおむね縦 11cm、横 21cm とする。

２．各片は、左端をのりづけその他の方法により接続するものとする。

３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

４．領収日付欄には、日付及び日本銀行店名を記載する。

５．この様式の配列は、日本銀行と協議して変更することができる。

書式第１４号（令和元年財務省告示第４５号別表第２号書式）

（第一片）

財政融資資金預託金払込書

| 金　　額 | 円 |
|---|---|

| 取　引　店 | 日本銀行本店 |
|---|---|
| 取　扱　庁 | 財務省理財局 |

| ※ | |
|---|---|
| 預　託　日 | 年　　月　　日 |
| 約 定 期 限 | 年　　月　　日 |
| 約 定 期 間 | 年　　月　　日間 |
| 利　　率 | 年　　％ |
| 利　払　日 | 月　　日・　　月　　日 |

上記の金額を払い込みます。
令和　　年　　月　　日
（担当者）

日本銀行　　御中

（第二片）

財政融資資金預託金領収証書

| 金　　額 | 円 |
|---|---|

| 取　引　店 | 日本銀行本店 |
|---|---|
| 取　扱　庁 | 財務省理財局 |

| ※ | |
|---|---|
| 預　託　日 | 年　　月　　日 |
| 約 定 期 限 | 年　　月　　日 |
| 約 定 期 間 | 年　　月　　日間 |
| 利　　率 | 年　　％ |
| 利　払　日 | 月　　日・　　月　　日 |

上記の金額を領収しました。
令和　　年　　月　　日
（担当者）

殿

日本銀行

備考１　用紙の大きさは、各片とも日本産業規格Ａ列４とする。
２　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入する。
３　※欄には、財政融資資金預託金の種類（積立金又は余裕金の別を含む。）を記載する。

書式第１５号　削除

書式第１６号　（債権管理事務取扱規則別紙第１号書式）

第一片

返納金納入告知書
返納金納付書

○領収証書

国庫金

◎この書面は、切り離さずに納付場所に提出して下さい。

右のとおり納付して下さい。
年　月　日
（官署支出官官職氏名）

納付期限
年　月　日

納付場所
日本銀行本店、支店
又は代理店

（住所）

（氏名）

殿

翌年度　月　1　日以降歳入組入
（歳入取扱庁名（番号））

| 区分 | 年度 | （債主コード） | （整理番号） |
|---|---|---|---|
| （会計名及び同番号） | | （所管及び同番号） | |
| （部局等及び同番号） | | （項及び同番号） | |
| 返納金額 | 百 十 万 千 百 十 円 | | |
| 官署支出官所属官署 | （官署名及び同番号） | | |
| 返納を受ける支出官 | センター支出官 | 上記の金額を領収しました。 領収年月日 | |
| 返納金戻入店 | 日本銀行本店 | | |
| 納付目的 | | | |

第二片

領収控

国庫金

返納金

納付期限
年　月　日

納付場所
日本銀行本店、支店
又は代理店

（住所）

（氏名）

殿

翌年度　月　1　日以降歳入組入
（歳入取扱庁名（番号））

| 区分 | 年度 | （債主コード） | （整理番号） |
|---|---|---|---|
| （会計名及び同番号） | | （所管及び同番号） | |
| （部局等及び同番号） | | （項及び同番号） | |
| 返納金額 | 百 十 万 千 百 十 円 | | |
| 官署支出官所属官署 | （官署名及び同番号） | | |
| 返納を受ける支出官 | センター支出官 | 上記の金額を領収しました。 領収年月日 | |
| 返納金戻入店 | 日本銀行本店 | | |
| 納付目的 | | | |

第三片

領収済通知書

国庫金

あて先

納付期限
年　月　日

納付場所
日本銀行本店、支店
又は代理店

（住所）

（氏名）

殿

翌年度　月　1　日以降歳入組入
（歳入取扱庁名（番号））

| 区分 | 年度 | （債主コード） | （整理番号） |
|---|---|---|---|
| （会計名及び同番号） | | （所管及び同番号） | |
| （部局等及び同番号） | | （項及び同番号） | |
| 返納金額 | 百 十 万 千 百 十 円 | | |
| 官署支出官所属官署 | （官署名及び同番号） | | |
| 返納を受ける支出官 | センター支出官 | 上記の金額を領収しました。 領収年月日 | |
| 返納金戻入店 | 日本銀行本店 | | |
| 納付目的 | | | |

備　考　１　用紙寸法は、各片ともおおむね縦 11cm、横 21cm とする。

２　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程第８６条の２又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和４０年大蔵省令第６７号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

３　勘定のある特別会計にあっては、「（歳入取扱庁名（番号））」を「歳入取扱庁名（番号）（勘定区分）」と読み替えるものとする。

４　返納金納入告知書として使用するときは「返納金納入告知書」の文字を、返納金納付書として使用するときは「返納金納付書」の文字を記載するものとする。

５　債権管理事務取扱規則第２２条の規定により作成する納付書にあっては、納付目的の欄に主たる債務者の住所及び氏名又は名称並びに納付の請求の事由を付記するものとする。

６　住所氏名欄は左端から 4cm、上端から 3.5cm を超える部分に縦 4.5cm、横 8cm の大きさで設けることとする。ただし、窓明き封筒を利用しない官署にあっては、その大きさ及び位置を著しく変更しない範囲で変更することができる。

７　返納者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載することができる。

書式第１７号　（債権管理事務取扱規則別紙第２号書式）

（第１片）

返納金納入告知書・領収証書　国庫金

（番　　号）

右のとおり納付して下さい。
年　月　日　（歳入徴収官等 官職　氏名）

（住　所）
（氏　名）
殿

納付期限
納付場所

納付目的

下記の金額を領収しました。
（領収年月日及び領収者名）

（年　度）
（会　計）
（所　管）
返納金戻入店　日本銀行　店
返納を受ける支払事務担当職員　（支出官又は出納官吏　官職 氏名）
（部　局　等　名）　（項）

| 翌年度　月１日以降歳入組入 | 歳入取扱庁名（番　号） | 返納金額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

◎この返納金納入告知書は、３枚１組となつていますから、３枚とも納付場所に提出してください。

（第２片）

領　収　控　国庫金　返

（番　　号）

（住　所）
（氏　名）
殿

納付期限
納付場所

納付目的

下記の金額を領収しました。
（領収年月日及び領収者名）

（年　度）
（会　計）
（所　管）
返納金戻入店　日本銀行　店
返納を受ける支払事務担当職員　（支出官又は出納官吏　官職 氏名）
（部　局　等　名）　（項）

| 翌年度　月１日以降歳入組入 | 歳入取扱庁名（番　号） | 返納金額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

（第３片）

<table>
<tr><td colspan="5">領　収　済　通　知　書　（国庫金）</td><td>（番　　号）</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">あて先<br>（歳入徴収官等官職氏名並びに所属庁名及び所在地）<br>（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）<br><br>納付期限<br><br>納付場所<br><br>（住　所）<br><br>（氏　名）<br><br>殿</td><td colspan="2">納付目的</td><td>下記の金額を領収しました。<br><br>（領収年月日及び領収者名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（年　度）<br>（会　計）</td></tr>
<tr><td>（所　管）</td><td>返納金戻入店</td><td>日本銀行　　店</td></tr>
<tr><td colspan="3">翌年度　月１日以降歳入組入</td><td colspan="2">歳入取扱庁名（番　　号）</td><td>返納を受ける支払事務担当職員</td><td colspan="2">（支出官又は出納官吏　官職 氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="3">返納金額</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td><td colspan="2">（部　局　等　名）</td><td>（項）</td></tr>
</table>

備　考

1　債権管理事務取扱規則別紙第１号書式備考１、２及び６は、本書式に準用する。

2　各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　各片は共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

4　勘定のある特別会計にあっては、「（歳入取扱庁名（番号））」を「(歳入取扱庁名(番号)) ｜(勘定区分)」と読み替えるものとする。

5　資金前渡官吏の支払金に係る返納金に係る債権にあっては、前渡を受けた資金に係る歳出金の所属年度及び所属会計名を記載し、部局等名及び項の欄に斜線を引き、かつ、納付目的の欄の右下余白に「預託金」（日本銀行に預託金を有しない資金前渡官吏にあっては、「前渡資金」）と表示しなければならない。

6　日本銀行に預託金を有しない資金前渡官吏の支払金に係る返納金にあっては、返納金戻入店の欄に斜線を引き、かつ、領収済通知書の片を省略するものとする。

書式第１８号　（債権管理事務取扱規則別紙第３号書式）

（第１片）

返納金納付書・領収証書　（国庫金）　（番　　号）

右のとおり納付して下さい。
年　月　日　（歳入徴収官等 官職　氏名）

納付期限

納付場所

（住　所）
（氏　名）
殿

納付目的

（年　　度）
（会　　計）
（所　　管）
返納金戻入店　日本銀行　　店
返納を受ける支払事務担当職員　（支出官又は出納官吏　官職 氏名）
（部　局　等　名）　（項）

下記の金額を領収しました。
（領収年月日及び領収者名）

翌年度　月１日以降歳入組入
歳入取扱庁名（番　　号）

| 返納金額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

◎この返納金納入告知書は、３枚１組となつていますから、３枚とも納付場所に提出してください。

（第２片）

領　収　控　（国庫金）　（返）　（番　　号）

納付期限

納付場所

（住　所）
（氏　名）
殿

納付目的

（年　　度）
（会　　計）
（所　　管）
返納金戻入店　日本銀行　　店
返納を受ける支払事務担当職員　（支出官又は出納官吏　官職 氏名）
（部　局　等　名）　（項）

下記の金額を領収しました。
（領収年月日及び領収者名）

翌年度　月１日以降歳入組入
歳入取扱庁名（番　　号）

| 返納金額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

（第３片）

<table>
<tr><td colspan="3">領　収　済　通　知　書　（国庫金）</td><td colspan="3">（番　　号）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">あて先<br>（歳入徴収官等官職氏名並びに所属庁名及び所在地）<br>（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）<br><br>納付期限<br><br>納付場所<br><br>（住　所）<br><br>（氏　名）<br><br>殿</td><td rowspan="2">納付目的</td><td colspan="3">下記の金額を領収しました。<br><br>（領収年月日及び領収者名）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（年　度）<br>（会　計）</td></tr>
<tr><td>（所　管）</td><td>返納金戻入店</td><td colspan="2">日本銀行　　店</td></tr>
<tr><td>返納を受ける支払事務担当職員</td><td colspan="3">（支出官又は出納官吏　官職 氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">翌年度　月１日以降歳入組入</td><td>歳入取扱庁名（番　　号）</td><td>（部　局　等　名）</td><td colspan="2">（項）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>返納金額</td><td colspan="3">百　十　万　千　百　十　円</td></tr>
</table>

備　考　債権管理事務取扱規則別紙第１号書式備考１、２、５及び６並びに同別紙第２号書式備考２から６までは、本書式に準用する。

書式第１９号　（証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律施行細則別紙様式）

# 証　券　仕　訳　書

第　　号

| 種類 | 記　号<br>番　号 | 券　面<br>金　額 | 振出人<br>発行者 | 支払人 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 円 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

年　　月　　日
出納官吏、代理出納官吏又ハ分任出納官吏
官　職　　氏　　名
（何市町村長　　氏　　名）

備　　考

１　用紙寸法ハ日本産業規格Ａ列６トス

２　本書ハ正副２通ヲ作成シ、副本ニハ払込、預託又ハ送付金額ニ対スル日本銀行ノ領収証書ヲ添付シテ置クモノトス

３　国債証券ノ利札ニシテ証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律施行細則（大正５年大蔵省令第３２号）第１条ノ２ニ該当スル場合ニ於テハ券面金額欄ニ納付金額ヲ記載シ、利子支払ノ際課税セラルル租税ノ額ニ相当スル金額ヲ外書スルモノトス

４　副本ニハ証券ノ受入、支払請求、払込又ハ還付ノ年月日其他其ノ証券ノ受払ニ関シ必要ナル事項ヲ附記スルコトニ依リ之ヲ証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律施行細則第１３条第２項ノ受領証券仕訳簿トスルコトヲ得ルモノトス

（注）日本年金機構から送付を受ける証券仕訳書は、本様式に準じて作成される。

書式第２０号（１）　（昭和４３年蔵理第２５２７号、第２号の１書式）

# 歳入金等受入報告表

| 年度 | | |
|---|---|---|
| 会計等名　　（　　） | | |
| 主管名又は所管名 | | |
| 取扱庁名　　（　　） | | |

| 区　　分 | 納入告知書<br>枚　　数 | 合計金額 |
|---|---|---|
| 送付分　① | 枚 | 円 |
| 振替納付不能分　② | | |
| 振替納付分<br>①－② | | |

（振替金融機関名）

領収日付

備　考　１．用紙の大きさは、おおむね縦 11cm、横 21cm とする。

２．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

（注）「振替納付分」欄の納入告知書枚数および合計金額は、「送付分」「振替納付不能分」欄の納入告知書枚数および合計金額により検証すること。

書式第２０号（２）　（昭和４３年蔵理第２５２７号、第２号の２書式）

国税収納金整理資金

## 歳入金等受入報告表

| 申告所得税及復興特別所得税 | 期分・延納分 | 番号 |
|---|---|---|
| 法人税 | 月申告分 | |
| 消費税及地方消費税 | 月申告分 | 年度 |

国庫金

（所在地）

（振替金融機関名）

| 区分 | 納付書枚数 | 合計金額 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 枚 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 送付分① | | | | | | | | |
| 振替納付不能分② | | | | | | | | |
| 振替納付分①－② | | | | | | | | |

税務署

領収日付

備　考　１．用紙の大きさは、縦 9cm、横 21cm とする。

２．あて名印刷機、タイプライター、その他これらに類する機器を使用してあて名を記載する場合は、「振替金融機関名」欄の位置を変更することができる。

（注）書式第２０号（１）（注）は、本書式に準ずる。

書式第２１号　削除

書式第２２号　（支出官事務規程別紙第１３号書式）
（国税収納金整理資金事務取扱規則第２３号の２書式）

（記番号）　　（番号）

# 小切手振出済通知書

日本銀行（何店あて）

（何　某）渡

| 金額 | |
|---|---|

年　　月　　日

（年度、所管、会計及び勘定、部局等、項）または（年度、国税収納金整理資金）

（センター支出官または
国税資金支払命令官
官職　氏　　名　印　）

書式第２３号　削除

書式第２４号　（出納官吏事務規程第３号書式）

| | |
|---|---|
| 第　　号<br>預託金払込書<br><br>金　　円<br><br>上記の金額を払い込みます。<br><br>年　月　日<br><br>日本銀行　　店御中<br><br>出納官吏　官職　氏　　名 | 第　　号<br>預託金領収証書<br><br>金　　円<br><br>上記の金額を領収しました。<br><br>年　月　日<br><br>出納官吏　官職　氏　　名　殿<br><br>日本銀行　　店 |

備　考　（１）用紙寸法は、各片とも日本産業規格Ａ列６とすること。
　　（２）原符は、適宜設けること。

書式第２５号　（保管金払込事務等取扱規程第１号書式）

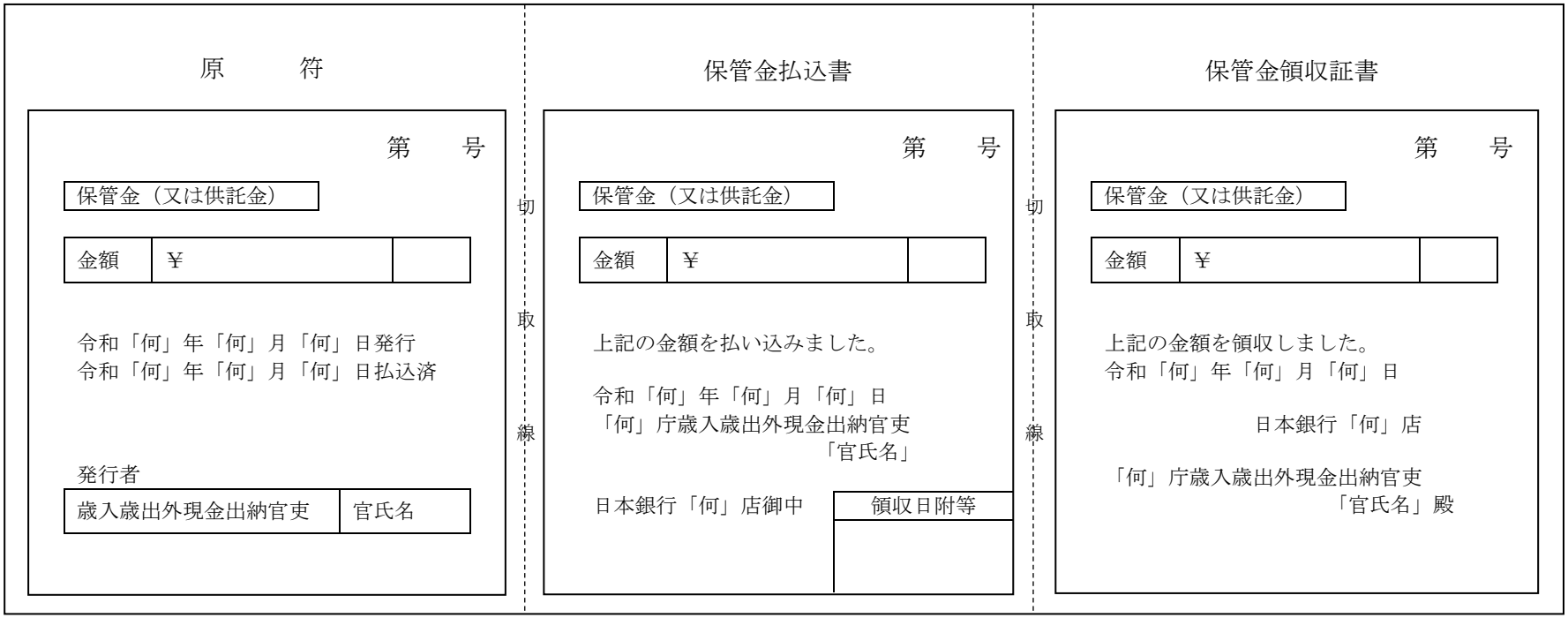


備　考　用紙寸法は、各片とも日本産業規格Ａ列６とすること。

書式第２６号　（保管金払込事務等取扱規程第２号書式）

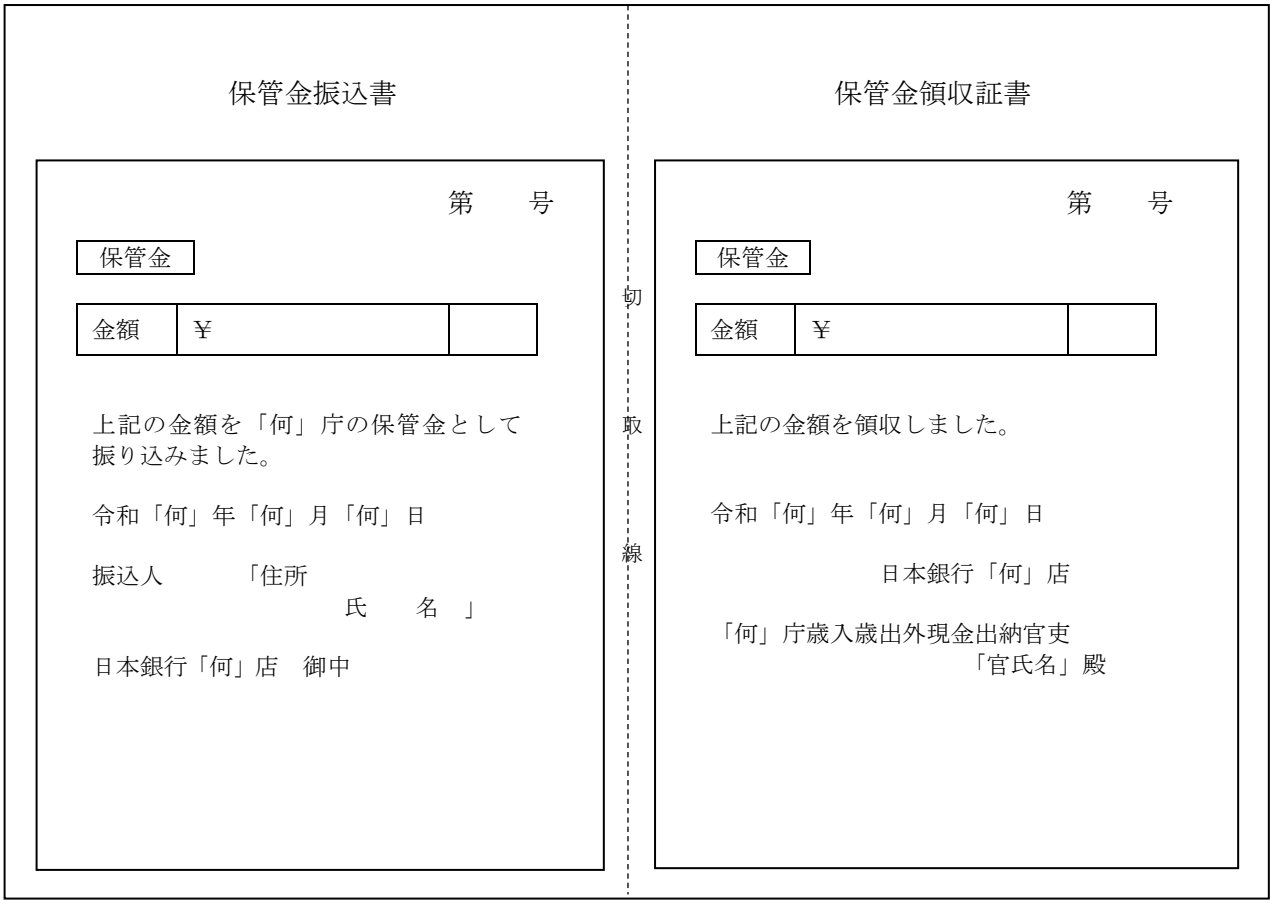


備　考　用紙寸法は、各片とも日本産業規格Ａ列６とすること。

書式第２７号　（保管金払込事務等取扱規程第３号書式）
（供託金の繰替使用に関する事務取扱規程第４条）

## 供託金返納請求書原符
## 供託金利子返納請求書原符

供託金　　第　　号

| 金 | 円 | |
|---|---|---|

返納の事由

発行日　令和「何」年「何」月「何」日
納付期限　令和「何」年「何」月「何」日
返納日　令和「何」年「何」月「何」日
発行者　「何庁」歳入歳出外現金出納官吏

「官又は職　氏名」

返納人
住　所
氏　名　　殿

## 供託金返納請求書
## 供託金利子返納請求書

供託金　　第　　号

| 金 | 円 | |
|---|---|---|

返納の事由
上記の金額を納付して下さい
納付期限　令和「何」年「何」月「何」日
納付場所　日本銀行「何」店
令和「何」年「何」月「何」日

「何庁」歳入歳出外現金出納官吏
「官又は職　氏名」

返納人
住　所
氏　名　　殿

## 供託金返納済通知書
## 供託金利子返納済通知書

供託金　　第　　号

| 金 | 円 | |
|---|---|---|

返納の事由

上記の金額を供託金に受け入れました

令和「何」年「何」月「何」日

日本銀行「何」店
「何庁」歳入歳出外現金出納官吏

「官又は職　氏名」殿

## 領収証書

供託金　　第　　号

| 金 | 円 | |
|---|---|---|

返納の事由

取扱官庁「何」庁
上記の金額を領収しました
令和「何」年「何」月「何」日

日本銀行「何」店

返納人
住　所
氏　名　　殿

備　考　用紙寸法は、日本産業規格Ａ列６とすること。

書式第２８号（１）　（供託規則第５号書式）

（注）１．供託金額の冒頭に￥記号を記入すること。
　　なお，供託金額の訂正はできない。
　　２．副本は折り曲げないこと。

供託書（地代・家賃弁済）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 申請年月日 | 年　月　日 | 法令条項 | 民法第４９４条 | 年度金第　号 | |
| 供託所の表示 | | 供託の原因たる事実 | 契約内容 | 賃借の目的物 | |
| 供託者の住所氏名 | （代理人による供託のときは，代理人の住所氏名をも記載すること。） | | | 賃料　円 | 支払日 |
| | | | | 支払場所 | １．被供託者住所　２．供託者住所<br>３． |
| 被供託者の住所氏名 | | | | 供託する賃料 | 年　月分 |
| | | | 供託の事由 | １．　年　月　日提供したが受領を拒否された。 | |
| | | | | のため　２．受領することができない。<br>３．受領しないことが明らかである。<br>４．債権者を確知できない。 | |
| １．供託により消滅すべき質権又は抵当権<br>２．反対給付の内容 | | 備考 | | | |

| 供託金額 | | | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | |

上記供託を受理する。
供託金を　年　月　日までに日本銀行　　における供託所口座に払い込まれたい。同日までに払い込まないときは，この決定は効力を失う。
　又は
上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。
　若しくは
上記供託を受理する。

年　月　日
法務局
供託官　　印

受入書式
上記供託金の受入れを証する。
年　月　日
日本銀行　　印

供託金の受領を証する。
年　月　日
法務局
供託官　　印

備考　用紙の寸法は、日本産業規格Ａ列４とする。
（注）１．光学式文字読取装置を利用して機械作成される場合の書式は、本書式に準じる。
　　２．記載事項が訂正されている場合には、供託官の訂正印が押なつされる。

書式第２８号（２）　（供託規則第７号書式）

（注）１．供託金額の冒頭に￥記号を記入すること。
　　なお，供託金額の訂正はできない。
　　２．副本は折り曲げないこと。

供託書（裁判上の保証及び仮差押・仮処分解放金）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 申請年月日 | 年　月　日 | 法令条項 | 年度金第　号 |
| 供託所の表示 | | 裁判所及び件名等 | 裁判所　支部　年（　）第　号　事件 |
| 供託者の住所氏名 | （代理人による供託のときは，代理人の住所氏名をも記載すること。） | 当事者 | 原告　申請人　債権者 / 被告　被申告人　債務者 |
| 被供託者の住所氏名 | | 供託の原因たる事実 | １．訴訟費用の担保　２．仮執行の担保　３．仮執行を免れるための担保<br>４．強制執行停止の保証　５．強制執行取消の保証　６．強制執行続行の保証<br>７．仮差押の保証　８．仮差押取消の保証　９．仮処分の保証　10．仮処分取消の保証<br>11．仮差押解放金　12．仮処分解放金　13． |
| | | 備考 | |
| 供託金額 | 百　十　万　千　百　十　円 | | |

上記供託を受理する。
供託金を　年　月　日までに日本銀行　　における供託所口座に払い込まれたい。同日までに払い込まないときは，この決定は効力を失う。
　又は
上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。
　若しくは
上記供託を受理する。

年　月　日

供託官　　印

受入書式
上記供託金の受入れを証する。
年　月　日
日本銀行　　印

供託金の受領を証する。
年　月　日
法務局
供託官　　印

備考　用紙の寸法は、日本産業規格Ａ列４とする。
（注）１．光学式文字読取装置を利用して機械作成される場合の書式は、本書式に準じる。
　　２．記載事項が訂正されている場合には、供託官の訂正印が押なつされる。

書式第２８号（３）　（供託規則第９号書式）

（注）１．供託金額の冒頭に￥記号を記入すること。
　　なお，供託金額の訂正はできない。
　２．副本は折り曲げないこと。

供託書（営業保証）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 申請年月日 | 年　月　日 | 法令条項 | | 年度金第　号 |
| 供託所の表示 | | 供託の原因たる事実 | | |
| 供託者の住所氏名 | （代理人による供託のときは，代理人の住所氏名をも記載すること。） | | | |
| 及び件名等官庁の名称 | | | | |
| 備考 | | | | |
| 供託金額 | 百　十　万　千　百　十　円 | | | |

上記供託を受理する。
供託金を　年　月　日までに日本銀行　における供託所口座に払い込まれたい。同日までに払い込まないときは，この決定は効力を失う。
　又は
上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。
　若しくは
上記供託を受理する。

年　月　日
法務局
供託官　印

受入書式
上記供託金の受入れを証する。
年　月　日
日本銀行　印

供託金の受領を証する。
年　月　日
法務局
供託官　印

備考　用紙の寸法は、日本産業規格Ａ列４とする。
（注）１．光学式文字読取装置を利用して機械作成される場合の書式は、本書式に準じる。
　　２．記載事項が訂正されている場合には、供託官の訂正印が押なつされる。

書式第２８号（４）　（供託規則第１１号書式）

（注）１．供託金額の冒頭に￥記号を記入すること。
　　なお，供託金額の訂正はできない。
　　２．副本は折り曲げないこと。

供託書（雑）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 申請年月日 | 年　月　日 | 法令条項 | | 年度金第　号 |
| 供託所の表示 | | 供託の原因たる事実 | | |
| 供託者の住所氏名 | （代理人による供託のときは，代理人の住所氏名をも記載すること。） | | | |
| 被供託者の住所氏名 | | | | |
| 1．供託により消滅すべき質権又は抵当権<br>2．反対給付の内容 | | 備考 | | |
| 供託金額 | 百　十　万　千　百　十　円 | | | |

上記供託を受理する。
供託金を　年　月　日までに日本銀行　　における供託所口座に払い込まれたい。同日までに払い込まないときは，この決定は効力を失う。
　又は
上記供託を受理する。
供託金の受領を証する。
　若しくは
上記供託を受理する。

年　月　日
法務局
供託官　　印

受入書式
上記供託金の受入れを証する。
年　月　日
日本銀行　　印

供託金の受領を証する。
年　月　日
法務局
供託官　　印

備考　用紙の寸法は、日本産業規格Ａ列４とする。
（注）１．光学式文字読取装置を利用して機械作成される場合の書式は、本書式に準じる。
　　２．記載事項が訂正されている場合には、供託官の訂正印が押なつされる。

書式第２９号　（特別調達資金出納官吏事務規程第２号書式）

| | |
|---|---|
| 第　　号<br>特別調達資金払込書<br><br>金　　円<br><br>上記の金額を払い込みます。<br><br>年　月　日<br><br>日本銀行　　店<br>御中<br><br>特別調達資金<br>出納官吏官職氏名 | 第　　号<br>特別調達資金領収証書<br><br>金　　円<br><br>上記の金額を領収しました。<br><br>年　月　日<br><br>特別調達資金<br>出納官吏官職氏名　殿<br><br>（日本銀行　　店） |

備　考　（１）用紙の大きさは、各片とも日本産業規格Ａ列６とする。

（２）原符は、適宜設けるものとする。

書式第３０号　削除

書式第３１号　（特別調達資金債権管理事務取扱規則別紙第１号書式）

第一片

（注意）　延滞金を支払わなければならない場合において、領収しました金額が元本及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは、領収しました金額を延滞金、元本（元本、延滞金）の順に充当します。

**納入告知書・領収証書**　　特別調達資金　　（番号）

右のとおり納付して下さい。なお、納付期限内に完納されなかったときは、右の延滞金の計算方法により延滞金額を計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。

年　　月　　日

（特別調達資金債権管理職員　官　職　　氏名）

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

納付目的

延滞金の計算方法

下記の合計額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（　年　度　）

特別調達資金　　防衛省所管

（　取　扱　庁　名　）

| | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 元本（科目又は符号） | | | | | | | | |
| 延滞金（科目又は符号） | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | |

| 受入金を受け入れる職員 | （特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏官職氏名） | 取引店 | 日本銀行　　店 |
|---|---|---|---|

◎この書面は、切り離さずに納付場所に提出して下さい。

第二片

**領　収　控**　　特別調達資金　　（番号）

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

納付目的

延滞金の計算方法

下記の合計額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（　年　度　）

特別調達資金　　防衛省所管

（　取　扱　庁　名　）

| | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 元本（科目又は符号） | | | | | | | | |
| 延滞金（科目又は符号） | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | |

| 受入金を受け入れる職員 | （特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏官職氏名） | 取引店 | 日本銀行　　店 |
|---|---|---|---|

第三片

**領　収　済　通　知　書**　　特別調達資金　　（番号）

あて先

（特別調達資金債権管理職員　官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

納付目的

延滞金の計算方法

下記の合計額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（　年　度　）

特別調達資金　　防衛省所管

（　取　扱　庁　名　）

| | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 元本（科目又は符号） | | | | | | | | |
| 延滞金（科目又は符号） | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | |

| 受入金を受け入れる職員 | （特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏官職氏名） | 取引店 | 日本銀行　　店 |
|---|---|---|---|

備　考

1　用紙寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。

2　科目に代わる符号を用いる場合は、特別調達資金債権管理職員が適宜に定める科目ごとの符合をもって表示するものとする。

3　国の債権の管理等に関する法律第３３条第１項その他特別の法令において延滞金に関する定めのある債権にあっては、当該法令の定めに従い、延滞金に関する事項について必要な修正を行い、又はこれらの事項（合計額を含む。）のうち法令上記載する必要を生じない事項を省略することができる。

4　必要に応じて、元本、延滞金及び合計額の金額欄のそれぞれの配置を変更し、又は納付の目的、納付期限、納付場所及び延滞金の計算方法に関する事項の記載順序を変更することができる。

5　利息又は一定の期間に応じて付する加算金に係る債権で元本債権と同時に収納すべきものについては、利息又は加算金の金額欄、「利息の計算方法」又は「加算金の計算方法」、納付の請求の文言（一定の期間に応じて付する加算金に限る。）及び弁済の充当の文言を加えるものとする。

6　国の債権の管理等に関する法律第３３条第２項の規定の適用を受ける債権にあっては、納付の請求の文言の次に次のただし書を加えることができる。

　ただし、延滞金額が100円未満の場合には、延滞金額の納付を要しない。

7　元本完納後、延滞金又は一定の期間に応じて付する加算金の未納額について納入の告知をするときは、「納付期限」には、未納に係る延滞金又は加算金の計算期間を示し、直ちに納付すべき旨を記載するものとする。

8　住所氏名欄は、左端から4cm、上端から3.5cmを超える部分に縦4.5cm、横8cmの大きさで設けることとする。ただし、窓明き封筒を利用しない官署にあっては、その大きさ及び位置を著しく変更しない範囲で変更することができる。

9　特別調達資金設置令第１条に規定する諸機関に係る債権又は特別調達資金設置令施行令第１条の２に規定する損害賠償金、弁償金若しくは物品の売払代金の債権にあっては、領収済通知書のあて先の欄の下に「経由先」の見出しを付し、「資金会計官」と記載し、その官職氏名及び所属庁の所在地を記入するほか、当該領収済通知書の表面余白に「資金会計官経由」の朱印を押さなければならない。

（注）「特別調達資金債権管理職員」とは、特別調達資金に属する債権の管理に関する事務の委任を受けた特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官、特別調達資金出納官吏およびその他の職員をいい、特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官、特別調達資金出納官吏が発行する場合は、その資格が記載される。

書式第３２号　（特別調達資金債権管理事務取扱規則別紙第２号書式）

第一片

（注意）　延滞金を支払わなければならない場合において、領収しました金額が元本及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは、領収しました金額を延滞金、元本（元本、延滞金）の順に充当します。

## 納付書・領収証書

特別調達資金　（番号）

右のとおり納付して下さい。なお、納付期限内に完納されなかったときは、右の延滞金の計算方法により延滞金額を計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。

年　月　日

特別調達資金債権管理職員
官　職　氏名

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

納付目的

延滞金の計算方法

下記の合計額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（　年　度　）

特別調達資金　防衛省所管

（　取　扱　庁　名　）

| | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 元本（科目又は符号） | | | | | | | | |
| 延滞金（科目又は符号） | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | |

| 受入金を受け入れる職員 | 特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏官職氏名 | 取引店 | 日本銀行　店 |
|---|---|---|---|

◎この書面は、切り離さずに納付場所に提出して下さい。

第二片

## 領　収　控

特別調達資金　（番号）

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

納付目的

延滞金の計算方法

下記の合計額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（　年　度　）

特別調達資金　防衛省所管

（　取　扱　庁　名　）

| | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 元本（科目又は符号） | | | | | | | | |
| 延滞金（科目又は符号） | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | |

| 受入金を受け入れる職員 | 特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏官職氏名 | 取引店 | 日本銀行　店 |
|---|---|---|---|

第三片

## 領　収　済　通　知　書

特別調達資金　（番号）

あて先

特別調達資金債権管理職員
官職氏名並びに所属庁名及び所在地

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

納付目的

延滞金の計算方法

下記の合計額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

（　年　度　）

特別調達資金　防衛省所管

（　取　扱　庁　名　）

| | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 元本（科目又は符号） | | | | | | | | |
| 延滞金（科目又は符号） | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | |

| 受入金を受け入れる職員 | 特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏官職氏名 | 取引店 | 日本銀行　店 |
|---|---|---|---|

備　考

1　特別調達資金債権管理事務取扱規則別紙第１号書式備考は、本書式に準用する。

2　債権管理事務取扱規則第２２条の規定により保証人に対し履行の請求をする場合において作成する納付書にあっては、納付目的の欄に主たる債務者の住所及び氏名又は名称並びに納付の請求の事由を付記するものとする。

（注）書式第３１号の（注）は本書式に準用する。

書式第３３号　（日本銀行の公庫預託金取扱規程第３号書式）

（第１片）

公庫支払請求書

※払込目的
※払込期限
※払込場所
※払込先口座名及びその取引店名

| 領収日付 |
| --- |
| |

右のとおり払い込んで下さい。

※　　年　　月　　日

（※発行者）

| ※第　　号 | ※　　年度 |
| --- | --- |
| ※（何）公庫預託金 | |
| ※（納入者） | 殿 |
| ※（金額）￥ | |

（第２片）

領収済通知書

※払込目的
※払込期限
※払込場所

| 領収日付 |
| --- |
| |

| ※第　　号 | ※　　年度 |
| --- | --- |
| ※（何）公庫預託金 | |
| ※（納入者） | |
| ※（金額）￥ | |

（※あて先）

（第３片）

領収証書

※払込目的

| 領収日付 |
| --- |
| |

| ※第　　号 | ※　　年度 |
| --- | --- |
| ※（何）公庫預託金 | |
| ※（納入者） | 殿 |
| ※（金額）￥ | |

備　考　１．用紙の寸法は、おおむね縦 11cm、横 21cm とする。
２．各片は、左端をのりづけその他の方法により接続するものとする。
３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
４．領収日付欄には、日付及び日本銀行店名を記載する。
５．※印の部分は、発行者が記入すること。
６．この様式の配列は、日本銀行と協議して変更することができる。

書式第３４号　削除
書式第３５号　削除
書式第３６号　削除
書式第３７号　削除
書式第３８号　削除
書式第３９号　削除
書式第４０号　削除
書式第４１号　削除

書式第４２号（令和元年財務省告示第４８号別紙第２３号書式（甲））

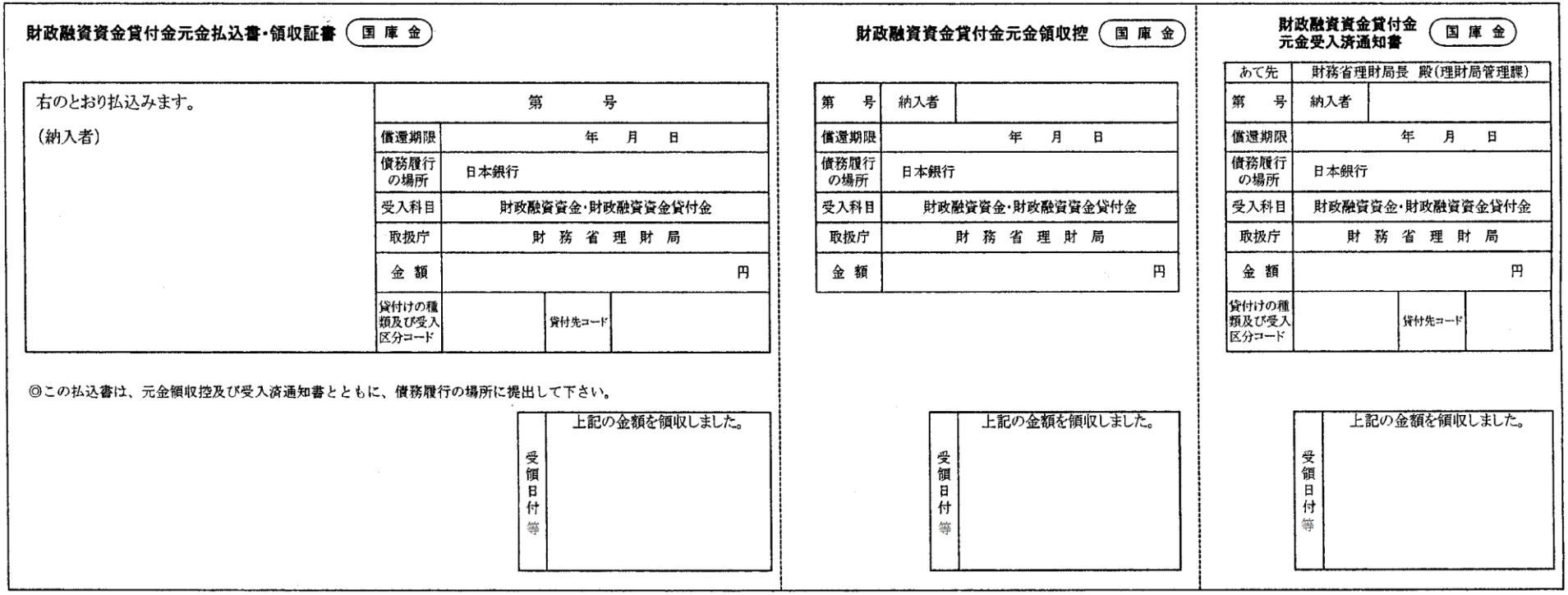

**財政融資資金貸付金元金払込書・領収証書**　国庫金

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 右のとおり払込みます。<br>（納入者） | 第　　号 | | | |
| | 償還期限 | 年　月　日 | | |
| | 債務履行の場所 | 日本銀行 | | |
| | 受入科目 | 財政融資資金・財政融資資金貸付金 | | |
| | 取扱庁 | 財　務　省　理　財　局 | | |
| | 金　額 | 円 | | |
| | 貸付けの種類及び受入区分コード | | 貸付先コード | |

◎この払込書は、元金領収控及び受入済通知書とともに、債務履行の場所に提出して下さい。

| | |
|---|---|
| 受領日付等 | 上記の金額を領収しました。 |

**財政融資資金貸付金元金領収控**　国庫金

| | | |
|---|---|---|
| 第　号 | 納入者 | |
| 償還期限 | 年　月　日 | |
| 債務履行の場所 | 日本銀行 | |
| 受入科目 | 財政融資資金・財政融資資金貸付金 | |
| 取扱庁 | 財　務　省　理　財　局 | |
| 金　額 | 円 | |

| | |
|---|---|
| 受領日付等 | 上記の金額を領収しました。 |

**財政融資資金貸付金元金受入済通知書**　国庫金

| | | | |
|---|---|---|---|
| あて先 | 財務省理財局長　殿（理財局管理課） | | |
| 第　号 | 納入者 | | |
| 償還期限 | 年　月　日 | | |
| 債務履行の場所 | 日本銀行 | | |
| 受入科目 | 財政融資資金・財政融資資金貸付金 | | |
| 取扱庁 | 財　務　省　理　財　局 | | |
| 金　額 | 円 | | |
| 貸付けの種類及び受入区分コード | | 貸付先コード | |

| | |
|---|---|
| 受領日付等 | 上記の金額を領収しました。 |

備考

１　用紙の大きさは、おおむね縦１１cm、横３０cm とする。
２　年月日及び金額等の数字は、アラビア数字で明確に記入すること。
３　「貸付けの種類及び受入区分コード」及び「貸付先コード」の欄は、財務省理財局長が定める「貸付けの種類及び受入区分コード」及び「貸付先コード」を記入すること。
４　納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載することとする。
５　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第４３号　削除
書式第４４号　削除
書式第４５号　削除
書式第４６号　削除
書式第４７号　削除

書式第４８号　（貨幣回収準備資金事務取扱規則別紙第２号書式）

第一片

納入告知書・領収証書　（国庫金）　（番　号）

右のとおり納付して下さい。

年　月　日　〔貨幣回収準備資金債権管理職員 官職　氏名〕

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

| 納付目的 | 下記の金額を領収しました。<br>（領収年月日及び領収者名） |
|---|---|
| 貨幣回収準備資金 | |
| 財務省所管 | （年　度） |
| （取　扱　庁　名） | |
| 納付を受ける職員 | 貨幣回収準備資金取扱担当官 官職　氏　名 |
| 納付金額 | 百　十　万　千　百　十　円 |

◎　この納入告知書は３枚１組の複写式となつていますから、３枚とも納付場所に提出して下さい。

第二片

領　収　控　（国庫金）　（告）　（番　号）

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

| 納付目的 | 下記の金額を領収しました。<br>（領収年月日及び領収者名） |
|---|---|
| 貨幣回収準備資金 | |
| 財務省所管 | （年　度） |
| （取　扱　庁　名） | |
| 納付を受ける職員 | 貨幣回収準備資金取扱担当官 官職　氏　名 |
| 納付金額 | 百　十　万　千　百　十　円 |

第三片

領　収　済　通　知　書　（国庫金）　（番　号）

あて先

〔貨幣回収準備資金債権管理職員 官職氏名及び所属庁所在地

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

| 納付目的 | 下記の金額を領収しました。<br>（領収年月日及び領収者名） |
|---|---|
| 貨幣回収準備資金 | |
| 財務省所管 | （年　度） |
| （取　扱　庁　名） | |
| 納付を受ける職員 | 貨幣回収準備資金取扱担当官 官職　氏　名 |
| 納付金額 | 百　十　万　千　百　十　円 |

備　考

１　用紙寸法は、各片ともおおむね縦 9cm、横 21cm とする。

２　各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。ただし、上端を接続することが事務処理上便宜である官署にあつては、上端に太線を引き、上端を接続することができる。

３　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

住所氏名欄は左端から 4cm、上端から 3.5cm をこえる部分に縦 4.5cm、横 8cm の大きさで設けることとする。ただし、窓明き封筒を利用しない場合は、その大きさ及び位置を著しく変更しない範囲で変更することができる。

書式第４９号　（貨幣回収準備資金事務取扱規則別紙第３号書式）

第一片

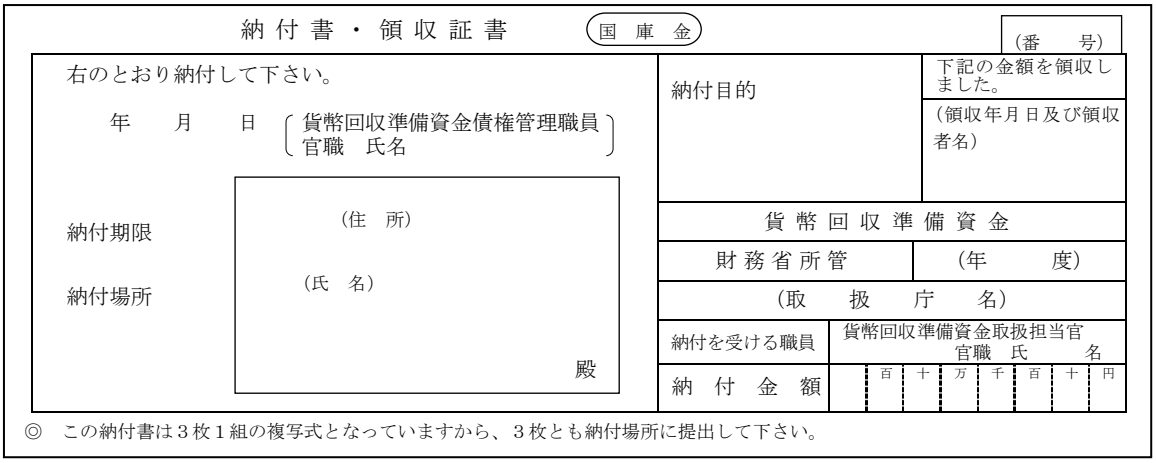

納付書・領収証書　（国庫金）　（番　号）

右のとおり納付して下さい。

年　月　日　〔貨幣回収準備資金債権管理職員 官職　氏名〕

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

納付目的

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

貨幣回収準備資金

財務省所管　（年　度）

（取　扱　庁　名）

納付を受ける職員　貨幣回収準備資金取扱担当官 官職　氏　名

納付金額　百　十　万　千　百　十　円

◎　この納付書は３枚１組の複写式となっていますから、３枚とも納付場所に提出して下さい。

第二片

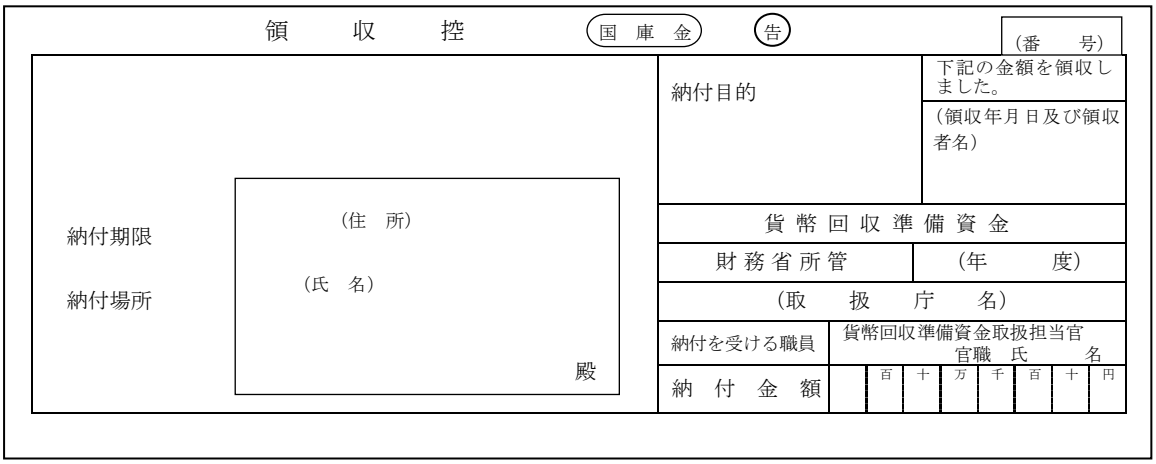

領　収　控　（国庫金）　（告）　（番　号）

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

納付目的

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

貨幣回収準備資金

財務省所管　（年　度）

（取　扱　庁　名）

納付を受ける職員　貨幣回収準備資金取扱担当官 官職　氏　名

納付金額　百　十　万　千　百　十　円

第三片

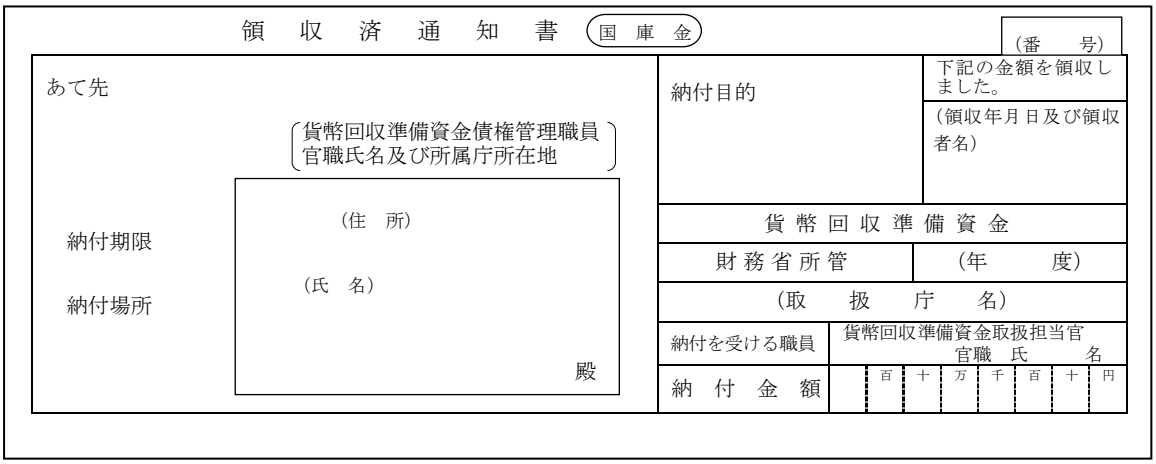

領　収　済　通　知　書　（国庫金）　（番　号）

あて先

〔貨幣回収準備資金債権管理職員 官職氏名及び所属庁所在地〕

納付期限

納付場所

（住　所）

（氏　名）

殿

納付目的

下記の金額を領収しました。

（領収年月日及び領収者名）

貨幣回収準備資金

財務省所管　（年　度）

（取　扱　庁　名）

納付を受ける職員　貨幣回収準備資金取扱担当官 官職　氏　名

納付金額　百　十　万　千　百　十　円

備考　貨幣回収準備資金事務取扱規則別紙第２号書式備考は、本書式に準用する。

書式第５０号　削除

書式第５１号　　削除

書式第５２号　（昭和５１年国税庁長官通達徴管２－２２）

領　収　確　認　書

何年度
国税資金

（何年度一般会計
歳　　入
財務省主管(6094)）

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿何枚

上記の金額を本日当税務署において領収したことを確認します。

平成　　年　　月　　日

何税務署国税収納命令官
（歳入徴収官何国税局長所属分任歳入徴収官）
何税務署長　財務事務官　氏　　名　印

日本銀行何代理店
（又は日本銀行歳入代理店）
何　銀　行　何　店　長　殿

用紙の寸法は、短辺９センチメートル、長辺21.5センチメートルとし、国税資金は藍色刷、一般会計は茶色刷とし、それぞれの右辺0.5センチメートル幅を藍色又は茶色をもって着色する。

書式第５３号（歳入徴収官事務規程別紙第１２号書式）

# 訂　正　請　求　書

（番　　号）

年　　月　　日

収入官吏<br>日本銀行取扱店　あて

所属庁名

歳入徴収官（歳入徴収官代理）

官職　　氏　　名

下記のとおり訂正されたい。

記

| | 年度 | 主（所）管名 | 会計名又は取扱庁名 | 備考 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 収入官吏又は日本銀行名 | 部款項 | 目及び納期別 | 納入告知書又は納付書の番号 | 収納年月日 | 納入者の住所及び氏名 | 金額 | その他 |
| 元 | | | | | | | | | | | |
| 訂正 | | | | | | | | | | | |

備考１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

２．日本銀行に送付する訂正請求書にあっては、部、款、項並びに目及び納期の記載を省略することができる。

３．歳入徴収官事務規程第５０条第２項の規定により訂正を請求する場合においては、本書式中「訂正請求書」とあるのは、「訂正請求書（　年　月分）」と読み替えるものとし、かつ、収入官吏又は日本銀行名、納入告知書又は納付書の番号、収納年月日並びに納入者の住所及び氏名の記載を省略し、又はこれらの事項の欄及び前号に規定する事項の欄を省略することができる。

書式第５４号（歳入徴収官事務規程別紙第１３号書式）

# 歳 入 徴 収 官 口 座 更 正 請 求 書

（番　　号）

年　　月　　日

日本銀行取扱店あて

所属庁名
歳入徴収官（歳入徴収官代理）
官　職　　氏　　名
所属庁名
歳入徴収官（歳入徴収官代理）
官　職　　氏　　名

下記のように口座の更正をされたい。

記

| 元取扱庁歳入徴収官<br>官職　氏　　名 | 更正取扱庁歳入徴収官<br>官職　氏　　名 | 備　　考 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 年　度 | 会計名 | 金　額 | 収　　納<br>年　月　日 | 納付場所 | 納入者の住所<br>及　び　氏　名 | そ　の　他 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

書式第５５号（国税収納金整理資金事務取扱規則第１３号の２書式）

国税等訂正請求書（　　年　　月分）

（番　　号）

年　　月　　日

国税収納官吏<br>日本銀行取扱店　あて

取扱庁名

国税収納命令官又は<br>国税収納命令官代理

官　職　　氏　　名

下記の通り訂正されたい。

記

| | 年　度 | 備　　考 | |
|---|---|---|---|
| | | 金　　額 | そ　の　他 |
| 元 | | | |
| 訂　正 | | | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

書式第５６号（国税収納金整理資金事務取扱規則第１４号書式）

# 国 税 等 口 座 更 正 請 求 書

（番　　号）

日本銀行取扱店あて

年　　月　　日

取扱庁名
国税収納命令官又は国税収納命令官代理
官　職　　氏　　名

取扱庁名
国税収納命令官、国税収納命令官代理、
歳入徴収官又は歳入徴収官代理
官　職　　氏　　名

下記のように口座の更正をして下さい。

記

| 年　度 | 受入科目又は会計名 | 金　額 | 納税者等の住所及び氏名 | 元取扱庁国税収納命令官<br>官職　氏名 | 更正取扱国税収納命令官<br>（歳入徴収官）官職　氏名 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

書式第５７号（歳入徴収官事務規程別紙第１６号書式）

# 歳入金領収済証明請求書

（番　　号）

年　　月　　日

収　入　官　吏<br>日本銀行取扱店　あて

所属庁名<br>歳入徴収官（歳入徴収官代理、分任歳入徴収官、分任歳入徴収官代理）<br>官　職　　氏　　名

下記のとおり領収済みのことを証明されたい。

記

| 年度 | 主（所）管名 | 会計名 | 部 | 款 | 項 | 目 | 納入告知書又は納付書の番号 | 金　額 | | 納入者の住所及び氏名 | 収納年月日 | | | 納付場所 | 請求の事由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 円 | | | | | | | |

上記のとおり領収済みのことを証明する。

収入官吏<br>日本銀行取扱店名　　官職　氏　　名

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とし、必要により１件ごとに作成することができるものとする。

２　部、款、項の記載は、省略することができる。

３　収納年月日及び納付場所で調査不能のものは、収入官吏又は日本銀行に記入させることができる。

書式第５８号（国税収納金整理資金事務取扱規則第１６号書式）

# 国税収納金整理資金受入金領収済証明請求書

（番　　号）

年　　月　　日

国税収納官吏<br>日本銀行取扱店　あて

取扱庁名

国税収納命令官又は国税収納命令官代理

官　職　　氏　　名

下記のとおり領収済のことを証明されたい。

記

| 年　度 | 科　目 | 納税告知書又は納付書の番号 | 金　額 | 納税者の住所及び氏名 | 収納年月日 | | | 納付場所 | 請求の事由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

上記のとおり領収済のことを証明する。

国税収納官吏<br>日本銀行取扱店名

官職　氏　　名

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とし必要により１件ごとに作製することができるものとする。

２　収納年月日及び納付場所で調査不能のものは、国税収納官吏又は日本銀行取扱店に記入させることができる。

書式第５９号　削除

書式第６０号　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令別紙第４号書式）

（番号）

国庫金振替訂正請求書

年　　月　　日

下記のとおり訂正してください。

| | | 元 | 訂　　正 |
|---|---|---|---|
| 国庫金振替 | 番　　号 | | |
| | 年月日 | | |
| 受入 | 年　　度 | | |
| | 科　　目 | | |
| | 振　替　先 | | |
| | 日本銀行名 | | |
| 金　　額 | | | 円 |

日本銀行（何店）あて

（何庁　歳入歳出外現金出納官吏　官職　氏名　印）

備考　１　用紙の大きさは日本産業規格Ａ列４とする。

２　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

書式第６１号　（特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程第８号書式）
（特別調達資金出納官吏事務規程第１３号書式）

（番号）

国庫金振替訂正請求書

年　　月　　日

下記のとおり訂正して下さい。

| | | 元 | 訂　　正 |
|---|---|---|---|
| 国庫金振替 | 番　号 | | |
| | 年月日 | | |
| 受入 | 年　　度 | | |
| | 科　　目 | | |
| | 振　替　先 | | |
| | 日本銀行名 | | |
| 金　　額 | | 円 | |

日本銀行（何　店あて）

何庁
特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏
官職　氏　　名　印

備　考

（１）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

（２）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

書式第１０１号　（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令第２号書式）

国 庫 金 送 金 請 求 書

令和　　年　　月　　日
小切手番号

| | |
|---|---|
| 取 扱 庁 名 | |
| 資金の種類別 区 分 | |

下記の金額を別添の国庫金送金明細票のとおり送金して下さい。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 番号 | ～ | 件数 | 件 |

| | |
|---|---|
| 金　額 | 円 |

日本銀行（何店）あて

（資格　官職　氏　　名 印 ）

書式第１０１号（２）　（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令第２号書式付表第１片）

国 庫 金 送 金 明 細 票

請求書日付　令和　　年　　月　　日

| | |
|---|---|
| 払渡店名 | 銀行　　店<br>郵便局 |
| （受取人　住所　氏名） | |

（注意）金額の冒頭には￥記号を記入のこと。

| | |
|---|---|
| 取扱庁名 | |
| 資金の種類別区分 | |

| | |
|---|---|
| 金　額 | |

（金融機関別合計）

| | |
|---|---|
| 番号 | |
| 備考 | |

| |
|---|
| 件 |
| 円 |

（注）表面余白に国庫金送金決済票（書式第１０１号（４））の必要事項のほか「決済票」と記載したものは国庫金送金明細票・決済票として取り扱う。

書式第１０１号（３）　（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令第２号書式付表第２片）

国 庫 金 送 金 案 内 書

通知書日付　令和　　年　　月　　日

| | |
|---|---|
| 払渡店名 | 銀行　　店<br>郵便局 |
| （受取人　住所　氏名） | |

（注意）支払の際は、本人確認をして下さい。

（日付）

（　　店所属）
銀行　　店
郵便局

| | |
|---|---|
| 金　額 | |

| | |
|---|---|
| 番号 | |
| 備考 | |

（日付）

書式第１０１号（４）　（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令第２号書式付表第３片）

国 庫 金 送 金 決 済 票

通知書日付　令和　　年　　月　　日

| | |
|---|---|
| 払渡店名 | 銀行　　店<br>郵便局 |
| （受取人　住所　氏名） | |

（日付）

（　　店所属）
銀行　　店
郵便局

| | |
|---|---|
| 金　額 | |

| | |
|---|---|
| 番号 | |
| 備考 | |

備　考

１．用紙の大きさは、おおむね縦 11cm、横 21cm とする。

２．この請求書には、受取人ごとに作成する付表（本書式の（２）乃至（４）、以下同じ。）を添付しなければならない。

３．付表の各片は、左端をのりづけその他の方法により接続するものとする。

４．付表の各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

５．資金の種類別区分の欄には、下記の要領により、資金の種類別の名称を記入するものとする。

イ　歳出金については、「令和○○年度○○所管○○会計歳出」

ロ　預託金、保管金、供託金、特別調達資金及び国税収納金整理資金については、それぞれ「預託金」、「保管金」、「供託金」、「特別調達資金」及び「令和○○年度国税収納金整理資金支払金」

６．付表の番号欄の番号は、１件ごとの連続番号とし毎年度これを更新するものとし、送金請求の際、当該番号及び件数を請求書の番号及び件数欄にそれぞれ記入するものとする。

７．電信送金を要するときは、付表の各片の右上欄の余白に「要電信送金」と朱記し、受取人の氏名にふりがなを付するものとする。

８．送金が道府県民税及び市町村民税の月割額である場合には、その旨及び給与所得者の異動の有無を、退職手当等に係る所得割である場合には、その旨を付表の備考欄に記入するものとする。

（注）１．機械で作成される国庫金送金明細票、国庫金送金案内書および国庫金送金決済票はカナ文字で記載される。また、払渡店が郵便局の場合は払渡店名欄に郵便局の所在する都道府県名および区郡市名ならびに郵便番号が記載される。

２．公庫預託金の送金請求書・付表（明細票）は本書式に準じて作成される。

書式第１０１号の２　（国税収納金整理資金事務取扱規則第２４号書式）

国 庫 金 送 金 請 求 書

令和　　年　　月　　日

小切手番号

年度　国税収納金整理資金支払金

下記の金額を別添の国庫金送金明細票のとおり送金して下さい。

| 番号 | ～ | 件数 | 件 |
|---|---|---|---|

| 金　額 | 円 |
|---|---|

日本銀行（何店）あて

国税資金支払命令官又は
国税資金支払命令官代理
官職　　氏　　名　印

書式第１０１号の２（２）　（国税収納金整理資金事務取扱規則第２４号書式付表第１片）

国 庫 金 送 金 明 細 票

| 金　額 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | （払渡店名）<br>銀行　　店<br>郵便局 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

年度　　国税収納金整理資金

| 取扱庁名 | 発行年月日 |
|---|---|
| | |

（受取人）

住　所

氏名又は名称

番号

書式第１０１号の２（３）　（国税収納金整理資金事務取扱規則第２４号書式付表第２片）

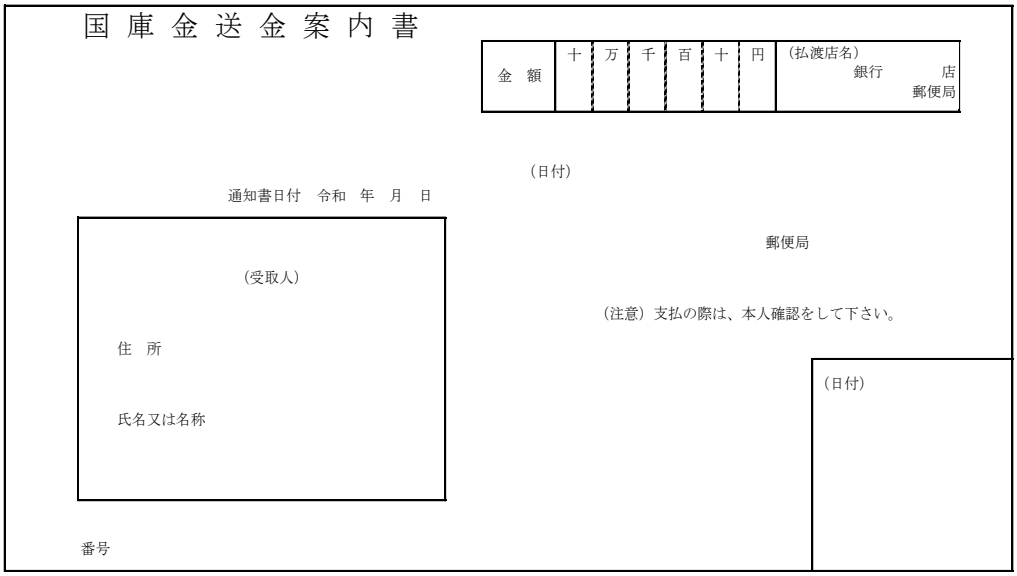


書式第１０１号の２（４）　（国税収納金整理資金事務取扱規則第２４号書式付表第３片）

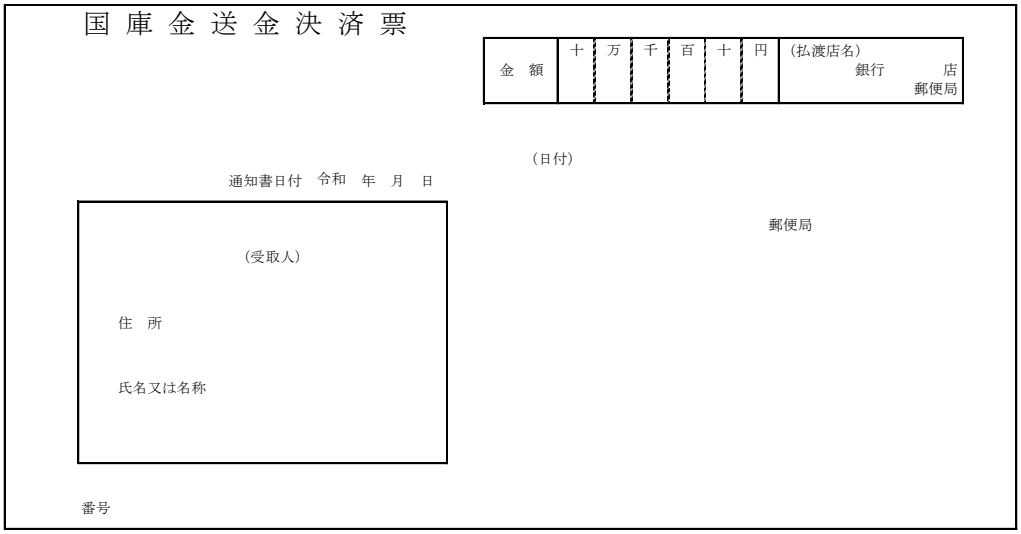

備　考

1　用紙の大きさは、おおむね縦 11 ㎝、横 21 ㎝とする。

2　この請求書には、受取人ごとに作成する付表を添付しなければならない。

3　付表の各片は、左端をのりづけその他の方法により接続するものとする。

4　付表の各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

5　付表の番号は、1件ごとの連続番号とし送金請求日ごとにこれを更新するものとし、送金請求の際、当該番号及び件数を請求書の番号及び件数欄にそれぞれ記入するものとする。

6　付表の払渡店名欄には、郵便貯金銀行の営業所又は日本郵便株式会社の設置する郵便局の名称を記入する。

7　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第１０２号　（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令第３号書式）

## 国 庫 金 振 込 請 求 書

令和　　年　　月　　日
小切手番号

| | |
|---|---|
| 取 扱 庁 名 | |
| 資金の種類別 区 分 | |

下記の金額を別添の国庫金振込明細票のとおり振り込んで下さい。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 番号 | ～ | 件数 | 件 |

| | |
|---|---|
| 金　額 | 円 |

日本銀行（何店）あて

（資格　官職　氏　　名 印 ）

書式第１０２号（２）　（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令第３号書式付表（その１）第１片）

## 国 庫 金 振 込 明 細 票

| | |
|---|---|
| 取扱庁名 | |
| 資金の種類別区分 | |

令和　　年　　月　　日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 振込先金融機関名 | 銀行<br>金庫<br>店 | | |
| 預 貯 金 種　別 | 普通・当座・通知・別段 | | |
| 預 貯 金 口座番号 | | | |
| 番号 | | 備考 | |

| | |
|---|---|
| 金額 | |

（注意）金額の冒頭には￥記号を記入のこと。

（受取人　氏名（フリガナ））

（金融機関別合計）

| |
|---|
| 件 |
| 円 |

書式第１０２号（３）　（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令第３号書式付表（その１）第２片）

## 国 庫 金 振 込 明 細 票

| | |
|---|---|
| 取扱庁名 | |
| 資金の種類別区分 | |

令和　　年　　月　　日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 振込先金融機関名 | 銀行<br>金庫<br>店 | | |
| 預貯金種別 | 普通・当座・通知・別段 | | |
| 預貯金口座番号 | | | |
| 番号 | | 備考 | |

| | |
|---|---|
| 金額 | |

（受取人　フリガナ　氏名）

書式第１０２号（３）の２　（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令第３号書式付表（その２））

令和　　年　　月　　日　　ページ

# 国 庫 金 振 込 明 細 表

（取扱機関名）　　（振込先金融機関名）

| | 番号 | 振込先 | | 預貯金種別 | 口座番号 | （フリガナ）氏名 | 金額 円 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 金融機関名 | 本・支店名 | | | | | |
| 1 | | | | 普通 当別 | | ------ | | |
| 2 | | | | 普通 当別 | | ------ | | |
| 3 | | | | 普通 当別 | | ------ | | |
| 4 | | | | 普通 当別 | | ------ | | |
| 5 | | | | 普通 当別 | | ------ | | |
| 6 | | | | 普通 当別 | | ------ | | |
| 7 | | | | 普通 当別 | | ------ | | |
| 8 | | | | 普通 当別 | | ------ | | |
| 9 | | | | 普通 当別 | | ------ | | |
| 10 | | | | 普通 当別 | | ------ | | |
| 11 | | | | 普通 当別 | | ------ | | |
| 12 | | | | 普通 当別 | | ------ | | |
| 13 | | | | 普通 当別 | | ------ | | |
| 14 | | | | 普通 当別 | | ------ | | |
| 15 | | | | 普通 当別 | | ------ | | |
| | | | | | | 小計　件 | | |
| | | | | | | 合計　件 | | |

書式第１０２号（４）　削除

書式第１０２号（５）　（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令第３号書式付表（その３）第１片）

道府県民税及び市町村民税 月割額又は退職手当等所得割 振込明細票

| 取扱庁名 | |
|---|---|
| 資金の種類別区分 | |

令和　　年　　月　　日

| 指定金融機関名 | 銀行<br>金庫<br>店 |
|---|---|
| 令和　年　月分 | 1.月割額<br>2.退職手当等所得割 |
| 給与所得者の異動（有・無） | |
| 番号 | 備考 |

（納入先市町村）

（金融機関別合計）

| 金額 | |
|---|---|

件

円

（注意）金額の冒頭には￥記号を記入のこと。

〔特別徴収義務者指定番号　第　　号〕

書式第１０２号（６）　（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令第３号書式付表（その３）第２片）

道府県民税及び市町村民税 月割額又は退職手当等所得割 振込明細票

| 取扱庁名 | |
|---|---|
| 資金の種類別区分 | |

令和　　年　　月　　日

| 指定金融機関名 | 銀行<br>金庫<br>店 |
|---|---|
| 令和　年　月分 | 1.月割額<br>2.退職手当等所得割 |
| 給与所得者の異動（有・無） | |
| 番号 | 備考 |

（納入先市町村）

| 金額 | |
|---|---|

〔特別徴収義務者指定番号　第　　号〕

備　考

１．用紙の大きさは、請求書並びに付表（その１）及び付表（その３）についてはおおむね縦 11cm、横 21cm とし、付表（その２）については日本産業規格Ａ列４とする。

２．この請求書には、いずれかの付表を添付しなければならない。

３．請求書及び付表の資金の種類別区分の欄には、下記の要領により、資金の種類別の名称を記入するものとする。ただし、請求書と付表の資金の種類別区分が同一である場合には、付表の資金の種類別区分については記載を省略することができる。

イ　歳出金については、「令和○○年度○○所管○○会計歳出」

ロ　預託金、保管金、供託金、特別調達資金及び国税収納金整理資金については、それぞれ「預託金」、「保管金」、「供託金」、「特別調達資金」及び「令和○○年度国税収納金整理資金支払金」

４．付表の番号欄の番号は、１件ごとの連続番号とし毎年度これを更新するものとし、振込請求の際、当該番号及び件数を請求書の番号及び件数欄にそれぞれ記入するものとする。

５．付表（その１）の各片は、左端をのりづけその他の方法により接続するものとする。

６．付表（その１）の各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

７．付表（その１）の振込先金融機関名欄には当該金融機関の名称を記入し、同欄中、その金融機関の名称中に「銀行」の文字があるときには「銀行」を、「金庫」の文字があるときには「金庫」をそれぞれ○印で囲むものとし、預貯金種別欄は該当事項を○印で囲むものとする。

８．付表（その１）の受取人の氏名にはフリガナを適宜の位置に付するものとする。＊

９．取引店が日本銀行代理店である場合には、付表（その１）については第３片の作成を要しないものとする。

10．付表（その２）は正副４枚（取引店が日本銀行代理店である場合には、正副３枚）を複写により作成し、取引店に正副３枚（取引店が日本銀行代理店である場合には、正副２枚）を交付するものとする。

11．付表（その２）は、振込先金融機関ごとに作成するものとする。ただし、振込先金融機関ごとの区分以外の区分（振込先金融機関の店舗（本店又は支店をいう。以下同じ。）ごとその他の区分）により作成することが適当であると認められる場合には、請求書の作成機関とその取引店及び取引店の統轄店が協議して、振込先金融機関ごとの区分以外の区分により作成することができる。

12．付表（その２）の振込先金融機関名欄には、振込先金融機関の店舗ごとに作成する場合には当該店舗名を記入するものとし、振込先金融機関又は振込先金融機関の店舗ごとの区分以外の区分により作成する場合には記入を要しないものとする。

13．付表（その２）を振込先金融機関ごとに作成する場合には振込先欄の金融機関名の記入を、振込先金融機関の店舗ごとに作成する場合には同欄の金融機関名及び本・支店名の記入を要しないものとする。

14．付表（その２）を機器により作成する場合において必要があるときは、振込先欄の金融機関名及び本・支店名を上下２段に記入することができる。

15．付表（その２）の預貯金種別欄は、該当文字を○印で囲むものとする。なお、付表（その２）を機器により作成する場合には、「普」、「当」、「通」及び「別」に代えて、それぞれ「フ」、「ト」、「ツ」及び「ベ」と記入することができる。

16．付表（その３）の各片は、左端をのりづけその他の方法により接続するものとする。

17．付表（その３）の各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

18．付表（その３）の指定金融機関名欄には当該金融機関の名称を記入し、同欄中、その金融機関の名称中に「銀行」の文字があるときには「銀行」を、「金庫」の文字があるときには「金庫」をそれぞれ○印で囲むものとする。

19．取引店が日本銀行代理店である場合には、付表（その３）については第３片の作成を要しないものとする。

20．付表（その３）は、道府県民税及び市町村民税の月割額又は退職手当等に係る所得割の振込みの場合に使用するものとし、振込みの内容に応じ該当事項又は番号を○印で囲むものとする。なお、給与所得者の異動（有・無）欄は、月割額の振込みの場合に記入するものとする。

21．付表（その３）の特別徴収義務者指定番号欄は、月割額の振込みの場合に、市町村からの通知に係る番号を記入するものとする。

＊平成１２年４月から施行

書式第１０２号の２　削除

書式第１０２号の３　（国税収納金整理資金事務取扱規則第２２号書式）

# 国 庫 金 振 込 請 求 書

令和　　年　　月　　日

小切手番号

年度　国税収納金整理資金支払金

下記の金額を別添の国庫金振込明細票のとおり振り込んで下さい。

| 番号 | ～ | 件数 | 件 |
|---|---|---|---|

| 金　額 | 円 |
|---|---|

日本銀行（何店）あて

国税資金支払命令官又は国税資金支払命令官代理　　官職　氏　　名 印

書式第１０２号の３（２）　（国税収納金整理資金事務取扱規則第２２号書式付表（その１）
第１片　平成２３年徴管５－５５）

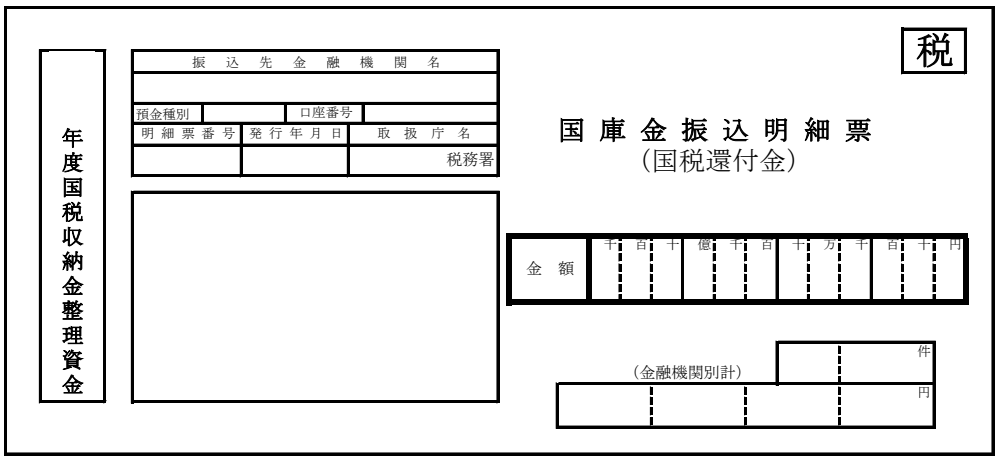


書式第１０２号の３（３）　（国税収納金整理資金事務取扱規則第２２号書式付表（その１）
第２片　平成２３年徴管５－５５）

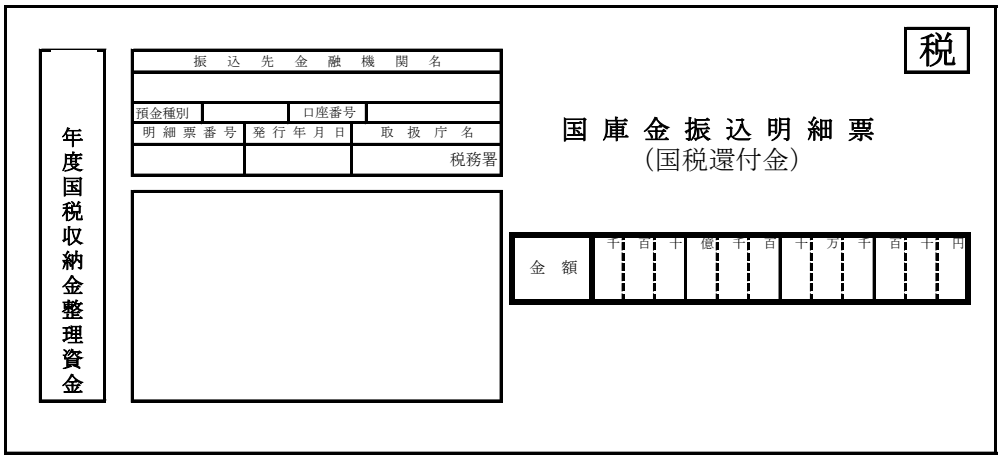

書式第１０２号の３（４）　（国税収納金整理資金事務取扱規則第２２号書式付表（その２）
第１片　平成２３年徴管５－５５）

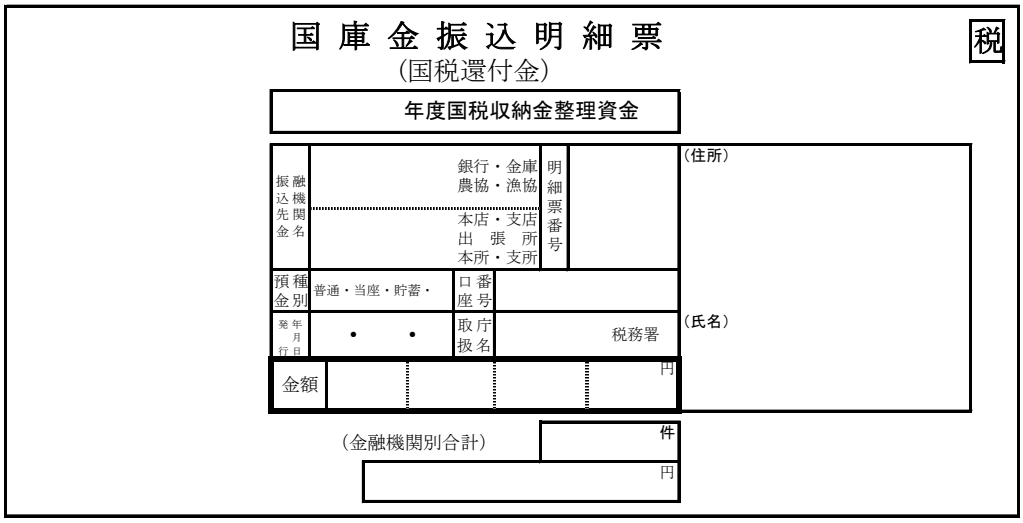


書式第１０２号の３（５）　（国税収納金整理資金事務取扱規則第２２号書式付表（その２）
第２片　平成２３年徴管５－５５）

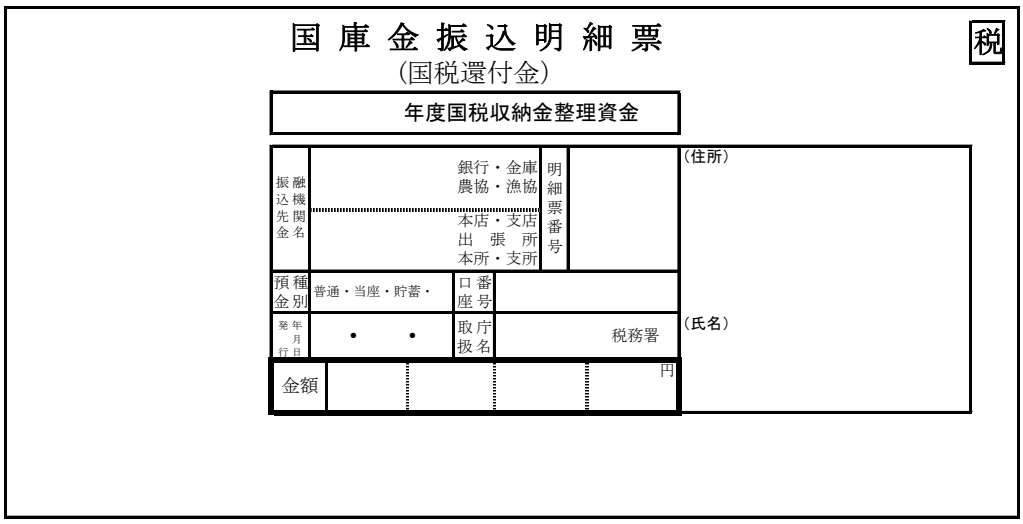

書式第１０２号の３（６）（国税収納金整理資金事務取扱規則第２２号書式付表（その１）第１片　平成２５年徴管５－７）

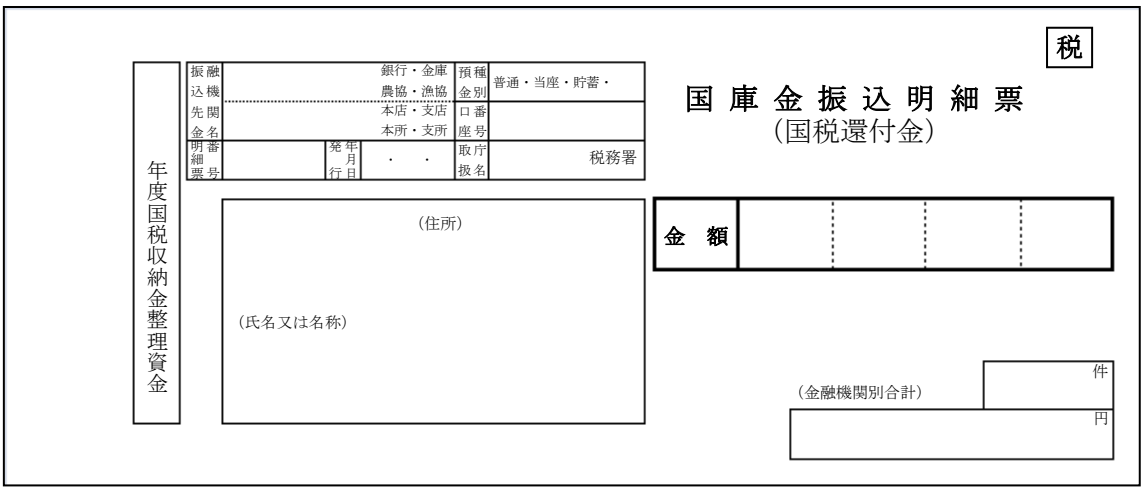


書式第１０２号の３（７）（国税収納金整理資金事務取扱規則第２２号書式付表（その１）第２片　平成２５年徴管５－７）

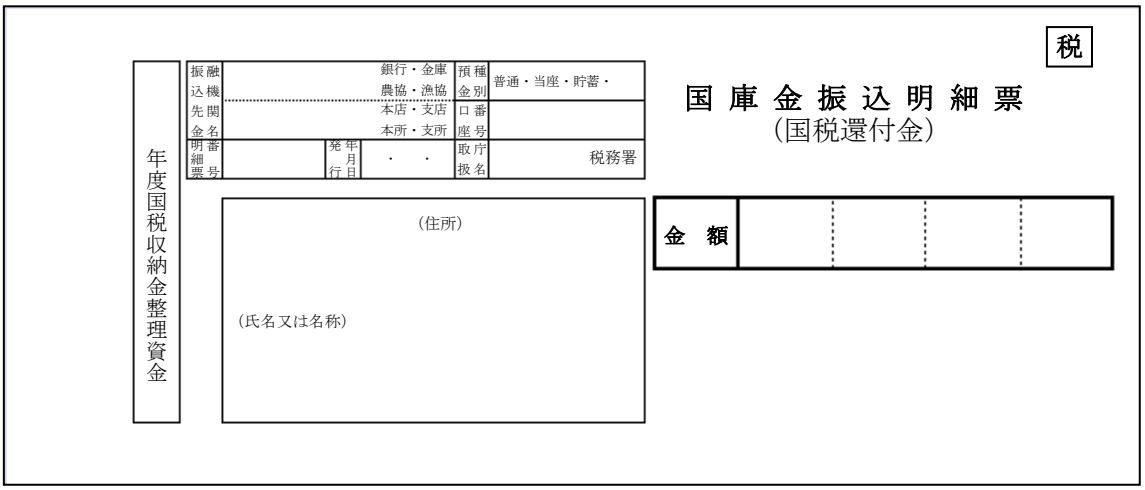

備　考

１．用紙の大きさは、おおむね縦 11cm、横 21cm とする。

２．この請求書には、受取人ごとに作成する付表を添付しなければならない。

３．付表の各片は、左端をのりづけその他の方法により接続するものとする。

４．付表の各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

５．付表の番号欄の番号は、１件ごとの連続番号とし振込請求の日ごとにこれを更新するものとし、振込請求の際、当該番号及び件数を請求書の番号及び件数欄にそれぞれ記入するものとする。

６．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

書式第１０３号　（出納官吏事務規程第１０号書式）
（国税収納金整理資金事務取扱規則第２８号書式）
（特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程第７号書式）

# 外　国　送　金　請　求　書

令和「何」年「何」月「何」日
小切手番号　第「何」号、第「何」号、……
令和「何」年度「何」所管「何」会計歳出
（又は　年度、年度　特別調達資金）

資金前渡官吏（又は国税資金支払命令官、国税資金支払命令官代理、特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官）
「職又は官　　氏　　名　印」

日本銀行「何店あて」

| 番　　号 | 受　取　人 | | 金　　額 | | 外　貨　額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 住　　所 | 氏　　名 | | | | |
| | | | 円 | | | |

備　考　（１）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とし、１１行間隔とするものとする。ただし、特別の理由によりこれにより難い場合は、この限りでない。なお、２葉以上にわたるときは、追次計を付するものとする。
（２）番号欄の番号は、一年度継続の連続番号とし、毎年度これを更新するものとする。
（３）外国人の氏名及び外国の地名は、なるべくその原語で記入するものとする。
（４）邦貨を基礎とする外国送金の場合は、送金すべき通貨を備考欄に表示するものとする。
（５）資金前渡官吏名（または国税資金支払命令官、国税資金支払命令官代理、特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官）の上部の余白に「要電信送金」と朱記し、受取人の氏名にフリガナを付するものとする。
（注）公庫預託金の外国送金請求書は、本書式に準じて作成される。

書式第１０４号　（委託国庫送金事務取扱手続書式第５号）

## 国庫金振込不能報告書

| | |
|---|---|
| 御中<br>（日付）<br>日本銀行 | 日本銀行　御中<br>（日　付）<br>（取扱店） |

振込不能事由　１．該当口座なし　２．該当店舗なし　３．口座解約（　年　月　日）　４．その他（　　）

### 国庫金振込明細票等の要項

| 取扱庁名 | |
|---|---|

（明細票日付）　　年　月　日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 振込先金融機関名 | 銀行<br>金庫　　支店 | | |
| 預貯金種別 | 普通・当座・通知・別段・ | | |
| 預貯金口座番号 | | | |
| 番号 | | 備考 | |

（受取人氏名）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 金額 | | | | |

・　国庫金振込明細票の要項の記入に代え、国庫金振込明細票を複写してもよい。
・　国庫金振込明細表により作成する場合は、受取人氏名のほか国庫金振込明細表に記載されているページ数、左欄外の整理番号を記入する。

## 国庫金振込明細票等訂正請求書

| | |
|---|---|
| 御中<br>（日付）<br>日本銀行 | 日本銀行　御中<br>（日付）<br>（資格、官職、氏名）<br>印 |

下記のとおり訂正して下さい。

【訂正事項（訂正事項のみ記入）】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 振込先金融機関名 | 銀行<br>金庫<br>店 | 受取人氏名（フリガナ） | |
| 預貯金種別 | 普通・当座・通知・別段・ | 預貯金口座番号 | |

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４

書式第１０５号　（国税収納金整理資金事務取扱規則第３１号の３書式）

国庫金送金又は振込取消請求書

（番　　号）

日本銀行（何店あて）　　年　月　日

国税資金支払命令官又は
国税資金支払命令官代理　　官職　氏名　印

下記の金額の（送金又は振込み）を取り消されたい。

| | |
|---|---|
| 国庫金の送金又は振込みの請求書の名称、日付及び番号 | |
| 受取人の氏名又は名称 | |
| 金額 | |
| 払渡又は振込先金融機関店舗名 | |
| 小切手記載事項（年度及び番号） | |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

書式第１０５号の２　（特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程第１２号書式）

## 国庫金送金又は振込取消請求書

（番　　号）

年　　月　　日

下記の金額の送金又は振込みを取消して下さい。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 送金又は振込の別 | １　送金　　２　振込 | | |
| 送金又は振込の請求年月日 | | 送金又は振込番号 | 第　　号 |
| フリガナ | | | |
| 受取人氏名又は名称 | | | |
| 金額 | | | 円 |
| 払渡又は振込先金融機関店舗名 | | | |

日本銀行（何　店あて）

特別調達資金会計官、分任
特別調達資金会計官又は特別調達資金出納命令官　　官職　氏　　名　印

備　考

（１）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５とする。

（２）送金の取消の場合は「送金」の文字を、振込みの取消の場合は「振込」の文字を○で囲むものとする。

書式第１０６号　（出納官吏事務規程第１９号書式）

## 国庫金送金又は振込取消請求書

（番　　号）

年　　月　　日

日本銀行（何店あて）

（出納官吏　官職　氏　名　印　）

下記の金額の（送金又は振込）を取消し、当該金額を預託金に受入れられたい。

| | |
|---|---|
| 国庫金の送金又は振込の請求書の名称、日付及び番号 | |
| 受取人の氏名又は名称 | |
| 金　　額 | |
| 払渡又は振込先金融機関店舗名 | |
| 小切手の番号 | |

## 受　入　済　通　知　書

年　　月　　日

（出納官吏あて）

日本銀行（何店　）

下記の金額の（送金又は振込）を取消し、　年　月　日に預託金に受入済につき通知します。

| | |
|---|---|
| 国庫金の送金又は振込の請求書の名称、日付及び番号 | |
| 受取人の氏名又は名称 | |
| 金　　額 | |
| 払渡又は振込先金融機関店舗名 | |
| 小切手の番号 | |

備　考　用紙の大きさは、各片とも日本産業規格Ａ列５とする。

（注）「保管金にかかる国庫金送金又は振込請求書」は本書式に準じて作成される。

書式第１０６号の２（電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令別紙第７号書式）

## 国庫金送金又は振込取消請求書

（番　　号）

年　　月　　日

日本銀行（何店あて）

（何庁　歳入歳出外現金出納官吏　官職　氏名　印　）

下記の金額の送金又は振込みについて取消し、当該金額を（保管金又は供託金）に受け入れて下さい。

| | |
|---|---|
| 送金又は振込の別 | １　送金　　２　振込 |
| 送金又は振込番号 | |
| 送金又は振込の請求年月日 | |
| フリガナ | |
| 受取人氏名又は名称 | |
| 金額 | 円 |
| 振込先又は払渡金融機関店舗名 | |

## 受　入　済　通　知　書

年　　月　　日

（何庁　歳入歳出外現金出納官吏　あて）

日本銀行（何店　）

下記の金額の送金又は振込みを取消し、　年　月　日に（保管金又は供託金）に受入済につき通知します。

| | |
|---|---|
| 送金又は振込の別 | １　送金　　２　振込 |
| 送金又は振込番号 | |
| 送金又は振込の請求年月日 | |
| フリガナ | |
| 受取人氏名又は名称 | |
| 金額 | 円 |
| 振込先又は払渡金融機関店舗名 | |

備考　１　用紙の大きさは、各片とも日本産業規格Ａ列５とする。

２　振込の取消の場合は「振込」の文字を、送金の取消の場合は「送金」の文字を○で囲むものとする。

３　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

書式第１０７号　（特別調達資金出納官吏事務規程第１７号書式）

## 特別調達資金振込取消請求書

（番　　号）

年　　月　　日

日本銀行（何店あて）

（特別調達資金出納官吏　官職　氏　名　印　）

下記の金額の振込みを取消し、当該金額を特別調達資金に受け入れられたい。

| | |
|---|---|
| 国庫金の振込みの請求書の名称、日付及び番号 | |
| 受取人の氏名又は名称 | |
| 金　　額 | 円 |
| 振込先金融機関店舗名 | |
| 小　切　手　の　番　号 | |

## 受　入　済　通　知　書

年　　月　　日

（特別調達資金出納官吏あて）

日本銀行（何　店）

下記の金額の振込みを取消し、　年　月　日に特別調達資金に受入済につき通知します。

| | |
|---|---|
| 国庫金の振込みの請求書の名称、日付及び番号 | |
| 受取人の氏名又は名称 | |
| 金　　額 | 円 |
| 振込先金融機関店舗名 | |
| 小　切　手　の　番　号 | |

備考　用紙の大きさは、各片とも日本産業規格Ａ列５とする。

書式第１０７号の２（特別調達資金出納官吏事務規程第１６号書式）

## 特別調達資金送金又は振込取消請求書

（番　　号）
年　　月　　日

日本銀行（何　店あて）

何庁
特別調達資金出納官吏　官職　氏　名　印

下記の金額の送金又は振込みを取消し、当該金額を特別調達資金に受け入れて下さい。

| | |
|---|---|
| 送金又は振込の別 | 1　送金　　2　振込 |
| 送金又は振込番号 | |
| 送金又は振込の請求年月日 | |
| フリガナ | |
| 受取人氏名又は名称 | |
| 金額 | 円 |
| 払渡又は振込先金融機関店舗名 | |

## 受　入　済　通　知　書

年　　月　　日

何庁
特別調達資金出納官吏　あて

日本銀行（何　店）

下記の金額の送金又は振込みを取消し、　　年　　月　　日に特別調達資金に受入済につき通知します。

| | |
|---|---|
| 送金又は振込の別 | 1　送金　　2　振込 |
| 送金又は振込番号 | |
| 送金又は振込の請求年月日 | |
| フリガナ | |
| 受取人氏名又は名称 | |
| 金額 | 円 |
| 払渡又は振込先金融機関店舗名 | |

備　考

（1）用紙の大きさは、各片とも日本産業規格Ａ列５とする。

（2）送金の取消の場合は「送金」の文字を、振込の取消の場合は「振込」の文字を○で囲むものとする。

書式第１０８号　（日本銀行の公庫預託金取扱規程第６号書式）

（第１片）

## 公庫預託金送金又は振込取消請求書

（番　　号）

年　　月　　日

日本銀行（何店あて）

（何公庫　職　　氏　名　印　）

下記の金額の（送金又は振込み）を取り消し、当該金額を公庫預託金に受け入れられたい。

| | |
|---|---|
| 公庫預託金の送金又は振込みの請求書の名称、日付及び番号 | |
| 受取人の氏名又は名称 | |
| 金　　額 | |
| 払渡又は振込先金融機関店舗名 | |
| 小　切　手　の　番　号 | |

（第２片）

## 受　入　済　通　知　書

年　　月　　日

（何公庫　職　　氏　名あて）

日本銀行（何店）

下記の金額の（送金又は振込み）を取り消し、　年　月　日に公庫預託金に受入済につき通知します。

| | |
|---|---|
| 公庫預託金の送金又は振込みの請求書の名称、日付及び番号 | |
| 受取人の氏名又は名称 | |
| 金　　額 | |
| 払渡又は振込先金融機関店舗名 | |
| 小　切　手　の　番　号 | |

備　考　１．用紙の大きさは、各片とも日本産業規格Ａ列５とする。
２．外国送金の取消請求を行なう場合にあっては、受入済通知書の金額欄は記載しないこと。
３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
４．この様式の配列は、日本銀行と協議して変更することができる。

書式第１０９号

# 国庫送金支払期限経過報告書

日本銀行　　店

御中　　（日付）

銀行　　店

郵便局

| 受託年月日 | | | 通知書日付 | | | 案内書番号 | 受取人氏名 | 金額 | 払渡店名（局）名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

書式第１１０号　（委託国庫送金事務取扱手続書式第４号）

# 国庫送金未決済額報告表

年　　月分　　（日付）

日本銀行　　店
御　中

銀行　　店

| 摘　　要 | 金　　額 |
|---|---|
| 前月末未決済額 | |
| 取組額 | |
| 取消分、支払期限経過分返れい額 | |
| 決済額 | |
| 未決済額 | |

上記未決済額のうち

（１）支払期限経過分　　枚　　円

（２）翌月中支払期限到来分　　枚　　円

書式第１１１号　削除

書式第１１２号　削除

書式第１１３号　（電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令別紙第５号書式）

（番号）

国庫金送金訂正請求書

年　　月　　日

下記のとおり訂正して下さい。

| | | 元 | 訂　　正 |
|---|---|---|---|
| 送金 | 番　　号 | | |
| | 年　月　日 | | |
| 受取人 | 住　　所 | | |
| | 氏名又は名称 | | |
| 金融機関店舗名 | | | |
| 金　　額 | | 円 | |

日本銀行（何店あて）

（何庁　歳入歳出外現金出納官吏　官職　氏名　印　）

備考１　用紙の大きさは日本産業規格Ａ列４とする。

２　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

書式第１１４号　（特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程第９号書式）
（特別調達資金出納官吏事務規程第１４号書式）

（番号）

国庫金送金訂正請求書

年　　月　　日

下記のとおり訂正して下さい。

| | | 元 | 訂　　正 |
|---|---|---|---|
| 送金 | 番　　号 | | |
| | 年　　月　　日 | | |
| 受取人 | 住　　所 | | |
| | 氏名又は名称 | | |
| 金融機関店舗名 | | | |
| 金　　額 | | 円 | |

日本銀行（何　店あて）

何庁
特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏
官職　氏　　名　印

備　考

（１）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

（２）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

参　　考

# 日本銀行代理店国庫金事務取扱手続の書式一覧

参　　考

# 日本銀行代理店国庫金事務取扱手続の書式一覧

| 書式番号 | 書　　式　　名　　称 | 記載のページ |
|---|---|---|
| （国庫金編） | | 例規集１ |
| 1 | 振替済通知書 | １２１（窓口４） |
| 2 | （削除） | |
| 3 | 振替済書 | １２１（窓口４） |
| 4 | 領収書（国庫送金小切手用） | １３５（〃　５） |
| 5 | 預託金内訳帳 | ３２６（後方３） |
| 6 | 保管金内訳帳 | ３２９（〃　３） |
| 7 | 特別調達資金内訳帳 | ３３２（〃　３） |
| 8 | 沖縄振興開発金融公庫預託金内訳帳 | ３３５（〃　３） |
| 9 | （削除） | |
| 10 | （削除） | |
| 11 | （削除） | |
| 12 | （削除） | |
| 13 | 国庫金組替書 | ２９１（後方２） |
| 14 | （削除） | |
| 15 | （削除） | |
| 16 | （削除） | |
| 17 | 集計表（歳入金等用・現金分） | ２５１（後方２） |
| 18 | 集計表（歳入金等用・振替分） | ２５１－３（後方２） |
| 18の2 | ○○年度国税収納金整理資金支払金内訳帳 | ３３８（後方３） |
| 19 | 国税資金支払未済繰越金内訳帳 | ３４１（〃　３） |
| 20 | （削除） | |
| 21 | （削除） | |
| 22 | 国税資金支払未済繰越金資金組入報告書 | ２９１（後方２） |
| 23 | （削除） | |

| 書式番号 | 書　式　名　称 | 記載のページ |
|---|---|---|
| 24 | 国税収納金整理資金支払金月計突合表 | ３０４（後方２） |
| 25 | 預託金月計突合表 | ３０５（〃　２） |
| 26 | 保管金月計突合表 | ３０６（〃　２） |
| 27 | （削除） | |
| 28 | 国税資金支払未済繰越金月計突合表 | ３０７（後方２） |
| 29 | 特別調達資金月計突合表 | ３０８（〃　２） |
| 30 | （何公庫）預託金月計突合表 | ３０９（〃　２） |
| 31 | 歳入金等受入合計表 | ２５５（〃　２） |
| 32 | 歳入金等受入小計表 | ２５５（〃　２） |
| 33 | （削除） | |
| 34 | （削除） | |
| 35 | （削除） | |
| 36 | （削除） | |
| 37 | （削除） | |
| 38 | 合計書（受入）＜国庫金受払証票用＞ | ２７５（後方２） |
| 38の2 | 合計書（払出）＜国庫金受払証票用＞ | ２７５（〃　２） |
| 39 | 領収済額取消通知書 | ３５５（特殊２） |
| 40 | 歳入金等一覧（受入明細） | ２５３（後方２） |
| 41 | 訂正済通知書 | ２８９（〃　２） |

| 書式番号 | 書　式　名　称 | 記載のページ |
|---|---|---|
| （国庫送金編） | | 例規集２ |
| 101 | 国庫送金依頼書 | ３１（窓口１） |
| 102(1) | 国庫金送金明細票（再製用） | ６７（〃　２） |
| 102(2) | 国庫金送金案内書 | １９４（特殊１） |
| 102(3) | 国庫金送金決済票 | １９４（〃　１） |
| 103 | 隔地払等期限経過報告書 | ８１（窓口２） |
| 104 | （削除） | |
| 105(1) | 国税収納金整理資金払込書（送金期限経過用） | １０９（窓口２） |
| 105(2) | （削除） | |
| 106 | 払込書（預託金、保管金・送金期限経過用） | １１０（窓口２） |
| 107 | （削除） | |
| 108 | （削除） | |
| 109(1) | 払込書（公庫預託金・送金期限経過、為替過剰金用） | １１３（窓口２） |
| 109(2) | 組入済通知書 | １１４（〃　２） |
| 110 | （削除） | |
| 111 | 国庫送金受払額報告表 | １６８（後方１） |
| 112 | （削除） | |
| 113 | （削除） | |
| 114 | （削除） | |
| 115 | 外国送金委託書 | １９４（特殊１） |